

インドネシア共和国
法務人権省知的財産権総局

インドネシア国
知的財産権行政 IT 化計画調査
報告書

平成 19 年 3 月
(2007 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

委託先
ユニコ インターナショナル株式会社
富士通株式会社

序 文

日本国政府は、インドネシア国政府の要請に基づき、同国の知的財産権行政 IT 化計画に係わる調査を実施することを決定し、独立行政法人 国際協力機構がこの調査を実施いたしました。

当機構は、平成 17 年 6 月から平成 19 年 3 月まで、ユニコ インターナショナル株式会社 コンサルタント猪岡 哲男氏を団長とし、同ユニコ インターナショナル株式会社及び富士通株式会社から構成される調査団を現地に派遣いたしました。

調査団は、インドネシア国政府関係者と協議を行うとともに、計画対象地域における現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援を戴いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 19 年 3 月

独立行政法人 国際協力機構

理事 伊沢 正

平成 19 年 3 月

独立行政法人 国際協力機構
理事 伊 沢 正 殿

伝 達 状

インドネシア国知的財産権行政 IT 化計画調査最終報告書を提出致します。本報告書は、インドネシアの知的財産権制度の行政業務処理面を担当する同国法務・人権省知的財産権総局 (DGIPR, Directorate General of Intellectual Property Rights) に対する、知的財産権電子図書館システムの基本設計、同システムの運用・保守・管理を行える人材育成計画提言、および、知的財産権行政業務処理の IT 活用による更なる改善のための提言から構成されています。

インドネシア政府は、経済開発上外国投資促進の必要性を強く認識し、投資環境改善の主要な要素のひとつである知的財産権保護の強化、知的財産権行政サービスの向上に向けての努力を行ってきました。

本調査はその行政サービス向上のひとつである知的財産権情報公開サービスに資する知的財産権電子図書館の開発を支援することを目的として実施されました。本調査を通じて開発された電子図書館パイロットシステムはその有効性が認められ、一般に公開されることになっています。また、本調査では、同システムの運用・保守・管理の行える要員を DGIPR 内で育成することも重要なテーマとし、調査の全過程を通じ、繰り返しトレーニングを実施しました。これにより、このシステムが今後も DGIPR の行政サービスで継続して活用される準備が十分に出来たものと考えております。

本調査の実施に当たりましては、貴機構、外務省、経済産業省、特に特許庁各位の貴重なご指導、ご支援を頂きました。心より感謝いたします。また、DGIPR をはじめ、インドネシア国関係機関各位のご協力とご支援に深くお礼申し上げます。

国際協力機構

インドネシア国 知的財産権行政 IT 化計画調査団 団長

ユニコ インターナショナル株式会社 猪 岡 哲 男

インドネシア全図



Abbreviations

BKPM	Investment Coordinating Board, Ministry of Commerce
DB	Database
DGIPR	Directorate General of Intellectual Property Rights
DTS	Data Transformation Services
EPO	European Patent Office
FTP	File Transfer Protocol
GB	Gigabyte
GRDP	Gross Domestic Regional Product
ICT	Information and Communication Technology
IDC	Internet Data Center
IIPS	Indonesia Intellectual Property Society
IP	Intellectual Property
IPC	International Patent Classification
IPDL	Intellectual Property Digital Library
IPMO	Intellectual Property Management Office
IPO	Intellectual Property Office
IT	Information Technology
ITB	Institute of Technology Bandung
JODC	Japan Overseas Development Corporation
JPO	Japan Patent Office
KB	Kilobyte
KCI	Indonesia Copyrights Collecting Agency
LAN	Local Area Network
LIPi	Lembaga Ilmu Pengetahuan Indonesia
LTO	Linear Tape-Open
MITI	Ministry of Trade and Industry
MOI	Ministry of Industry
MOLHR	Ministry of Law and Human Rights
MS SQL	Microsoft Structured Query Language
PC	Personal Computer
PCT	Patent Cooperation Treaty
PDF	Portable Document Format
RISTEK	State Ministry of Research and Technology
S/W	Scope of Work
TMNS	Trademark New System
TRIPS	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
USPTO	US Patent and Trademark Office
VB	Visual Basic
WBPS	World Bank-Project Assisted System
WIPO	World Intellectual Property Organization
WTO	World Trade Organization
XML	Extensible Markup Language

目次

I 調査の概要と報告書の構成

1 調査の背景・目的・範囲.....	I-1-1
1.1 調査の背景.....	I-1-1
1.2 調査の目的.....	I-1-1
1.3 調査の範囲.....	I-1-2
2 調査実施の概要と報告書の構成.....	I-2-1
2.1 調査実施の概要.....	I-2-1
2.2 報告書の構成.....	I-2-4

II インドネシアの知的財産権制度および同行政 IT 化にかかる背景

1 社会・経済的背景.....	II-1-1
1.1 インドネシアの社会経済指標.....	II-1-1
1.2 知的財産権にかかる情報公開の必要性.....	II-1-3
1.2.1 知的財産権保護と知的財産権行政における国際的動向.....	II-1-3
1.2.2 インドネシアでの外国投資の減退.....	II-1-3
1.2.3 外国資本から見たインドネシアの投資環境評価.....	II-1-6
2 インドネシアの知的財産権制度および同行政の概要.....	II-2-1
2.1 インドネシアの知的財産権保護.....	II-2-1
2.2 出願状況概況.....	II-2-2
2.3 知的財産権各法における組織等.....	II-2-2
2.3.1 概要.....	II-2-2
2.3.2 行政組織.....	II-2-3
2.3.3 知的財産権関連機関・団体.....	II-2-4
2.4 知的財産権行政にかかる情報公開の動向.....	II-2-11
3 DGIPR における業務処理プロセス IT 化の現状.....	II-3-1
3.1 業務処理プロセス IT 化の経緯と現状.....	II-3-1
3.1.1 商標.....	II-3-1
3.1.2 特許.....	II-3-1
3.1.3 工業意匠.....	II-3-2
3.1.4 著作権.....	II-3-2

3.2 今後の IT 化計画	II-3-2
----------------------	--------

III DGIPR にかかる知的財産権制度および出願・審査・登録業務処理の現状

1 特許・実用新案制度および出願・審査・特許付与業務処理プロセス	III-1-1
1.1 現行法および規則、関係国際法・条約	III-1-1
1.2 出願・特許付与および維持状況の推移	III-1-1
1.3 制度の概要	III-1-3
1.3.1 要件と出願	III-1-3
1.3.2 出願公開	III-1-5
1.3.3 実体審査	III-1-5
1.3.4 特許付与	III-1-6
1.3.5 存続期間・延長・失効	III-1-6
1.3.6 登録後の取消、移転、ライセンス	III-1-7
1.4 特許局 (Patent Directorate) における組織、要員と職掌	III-1-8
1.5 出願・審査・特許付与業務処理プロセスと機械化	III-1-9
2 商標制度および出願・審査・登録業務処理プロセス	III-2-1
2.1 現行法および規則、関係国際法・条約	III-2-1
2.2 出願・登録状況の推移	III-2-1
2.3 制度の概要	III-2-3
2.3.1 要件と出願	III-2-3
2.3.2 実体審査	III-2-4
2.3.3 出願公開	III-2-5
2.3.4 登録	III-2-5
2.3.5 存続期間、延長、失効	III-2-5
2.3.6 登録後の抹消・取消、移転、ライセンス	III-2-6
2.4 標章局 (Mark Directorate) における組織、要員と職掌	III-2-6
2.5 出願・審査・登録業務処理プロセスと機械化	III-2-8
3 工業意匠制度および出願・審査・登録業務処理プロセス	III-3-1
3.1 現行法および規則、関係国際法・条約	III-3-1
3.2 出願・登録状況の推移	III-3-1
3.3 制度の概要	III-3-2

3.3.1	要件と出願.....	III-3-2
3.3.2	出願公開.....	III-3-4
3.3.3	実体審査.....	III-3-4
3.3.4	登録.....	III-3-4
3.3.5	存続期間・延長・失効.....	III-3-5
3.3.6	登録後の取消、移転、ライセンス.....	III-3-5
3.4	著作権・工業意匠・集積回路デザイン局における組織、要員と職掌.....	III-3-5
3.5	出願・審査・登録業務処理プロセスと機械化.....	III-3-7
4	著作権制度および出願・審査・登録業務処理プロセス.....	III-4-1
4.1	現行法および規則、関係国際法・条約.....	III-4-1
4.2	出願・登録状況の推移.....	III-4-1
4.3	制度の概要.....	III-4-3
4.3.1	要件と出願.....	III-4-3
4.3.2	出願公開.....	III-4-4
4.3.3	登録の実体要件と実体審査.....	III-4-4
4.3.4	登録.....	III-4-4
4.3.5	存続期間、延長、失効.....	III-4-5
4.3.6	登録後の取り消し、移転、ライセンス.....	III-4-5
4.4	著作権・工業意匠・集積回路配置・営業秘密局（以下、著作・工業意匠局） の著作権関連組織・人員構成と機能.....	III-4-6
4.5	出願・審査・登録業務処理プロセスの概要（フロー・チャートと各プロセス の概要）.....	III-4-7
IV	IPDL システムの構築	
1	目的と調査の概要.....	IV-1-1
2	IPDL 構築のニーズ.....	IV-2-1
2.1	IPDL 利用者の想定と想定される必要情報.....	IV-2-1
2.1.1	概要.....	IV-2-1
2.1.2	出願者、出願予定者（およびその代理人）の必要とする情報.....	IV-2-2
2.1.3	審査官の必要とする情報.....	IV-2-5
2.2	地方における出願、情報公開の現状と、地方支局との情報共有ニーズ.....	IV-2-9

2.2.1	概要.....	IV-2-9
2.2.2	地方における出願.....	IV-2-11
2.2.3	MOLHR 地方支局と地方からの出願における役割.....	IV-2-16
2.2.4	その他地方機関での情報ニーズ.....	IV-2-20
3	IPDL システムのコンセプトと基本設計.....	IV-3-1
3.1	IPDL システムのコンセプト.....	IV-3-1
3.2	IPDL システムの基本設計.....	IV-3-7
3.2.1	システムの内容.....	IV-3-7
3.2.2	システムの構成.....	IV-3-27
3.3	IPDL システム詳細設計 (概要).....	IV-3-32
3.3.1	ソフトウェア構成.....	IV-3-32
3.3.2	資源配置構成.....	IV-3-36
	添付 1～8	
4	システム維持管理必要経費.....	IV-4-1
5	運用、保守・管理体制.....	IV-5-1
5.1	運用にかかる体制.....	IV-5-1
5.2	保守・管理体制.....	IV-5-1
V	IT 関連人材の育成計画	
1	目的と調査の概要.....	V-1-1
2	現状の把握.....	V-2-1
2.1	DGIPR の IT 部門組織と役割.....	V-2-1
2.2	DGIPR の IT 要員と現行育成体制・プログラム.....	V-2-3
3	IT 人材育成のコンセプト提言.....	V-3-1
3.1	IT 局の果たすべき役割.....	V-3-1
3.2	IT 部門の人材育成ターゲット.....	V-3-2
4	IT 人材育成計画とパイロットプログラム提言.....	V-4-1
4.1	IT 人材育成計画の提案.....	V-4-1
4.2	パイロットプログラム提言と実施.....	V-4-1

VI DGIPR の知的財産権行政 IT 化および IT 関連人材育成にかかる提言

1	今後の IT 活用と現有システム整備の方向性に関する提言	VI-1-1
1.1	今後の IT 活用の方向性について	VI-1-1
1.2	現有システムの補強・整備について	VI-1-3
2	IT 化推進体制にかかる提言	VI-2-1

図表リスト(表)

		(頁)
第Ⅱ章	インドネシアの知的財産権制度および同行政 IT 化にかかる背景	
表	Ⅱ-1-1 主要社会経済指標 (1)	Ⅱ-1-1
	Ⅱ-1-2 主要社会経済指標 (2)	Ⅱ-1-2
	Ⅱ-1-3 主要社会経済指標 (3)	Ⅱ-1-3
	Ⅱ-2-1 インドネシアにおける知的財産権出願状況	Ⅱ-2-2
	Ⅱ-2-2 知的財産権関連機関・団体とその主たる活動	Ⅱ-2-4
	Ⅱ-2-3 IPクリニックからの知的財産権出願とその登録状況	Ⅱ-2-5
	Ⅱ-2-4 IPコンサルタントによる出願件数	Ⅱ-2-8
第Ⅲ章	DGIPRにかかる知的財産権制度および出願・審査・登録業務処理の現状	
表	Ⅲ-1-1 特許・実用新案の出願、付与件数の推移	Ⅲ-1-2
	Ⅲ-1-2 特許・実用新案の審査処理件数推移	Ⅲ-1-2
	Ⅲ-2-1 標章出願・登録件数	Ⅲ-2-2
	Ⅲ-2-2 国内・海外別標章出願	Ⅲ-2-2
	Ⅲ-3-1 工業意匠の出願件数推移	Ⅲ-3-1
	Ⅲ-3-2 工業意匠出願の処理状況	Ⅲ-3-2
	Ⅲ-4-1 著作権出願・登録件数	Ⅲ-4-2
	Ⅲ-4-2 分類別出願件数	Ⅲ-4-2
第Ⅳ章	IPDL システムの構築	
表	Ⅳ-2-1 地方支局経由の出願動向	Ⅳ-2-12
	Ⅳ-2-2 大学IP Center経由出願と地方支局経由出願	Ⅳ-2-14
	Ⅳ-2-3 工業省IPクリニック経由出願・登録数	Ⅳ-2-15
	Ⅳ-2-4 支局へ問い合わせのあった情報	Ⅳ-2-19
	Ⅳ-5-1 IPDL システムの保守	Ⅳ-5-4～6
第Ⅴ章	IT 関連人材の育成計画	
表	V-2-1 IT部門スタッフの現状	V-2-3
	V-2-2 過去の研修への参加状況	V-2-5
	V-2-3 今後実施して欲しい研修	V-2-5
	V-3-1 IT人材育成目標	V-3-3
	V-3-2 技術者レベル毎のキャリア開発目標設定	V-3-4
	V-4-1 DGIPRの IT要員研修プログラム提言	V-4-2～4
	V-4-2 研修コース概要	V-4-5～6
	V-4-3 DGIPRの IT要員育成パイロット計画提言	V-4-7～8

図表リスト(図)

第 II 章	インドネシアの知的財産権制度および同行政 IT 化にかかる背景	(頁)
図	II-1-1 インドネシアにおけるGDP成長率の推移	II-1-4
	II-1-2 インドネシアにおける直接投資承認額	II-1-5
	II-1-3 タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシアにおける外国直接投資(純)流入額推移	II-1-5
	II-2-1 知的財産権別IPクリニックからの出願数(2005年6月まで)	II-2-5
第 III 章	DGIPRにかかる知的財産権制度および出願・審査・登録業務処理の現状	
図	III-1-1 特許局の組織	III-1-8
	III-1-2 特許・実用新案出願の業務処理プロセス・フロー	III-1-10
	III-1-3 特許・実用新案出願処理プロセスにおけるデータ入力・保管状況(その1)	III-1-11
	III-1-4 特許・実用新案出願処理プロセスにおけるデータ入力・保管状況(その2)	III-1-12
	III-2-1 標章局の組織	III-2-7
	III-2-2 商標出願処理フロー	III-2-10
	III-2-3 商標出願処理プロセスにおけるデータの生成、収集、保存	III-2-11
	III-3-1 著作権、工業意匠、集積回路デザイン局の組織	III-3-6
	III-3-2 工業意匠出願の業務処理プロセス・フロー	III-3-7
	III-3-3 工業意匠出願処理におけるデータの入力・保管状況	III-3-9
	III-4-1 著作・工業意匠局の組織	III-4-6
	III-4-2 著作権出願処理プロセスフロー	III-4-7
	III-4-3 著作権出願処理における各種データの生成・収集・保管	III-4-8
第 IV 章	IPDL システムの構築	
図	IV-2-1 地方支局出願者のタイプ別割合	IV-2-13
	IV-2-2 地方支局組織図	IV-2-16
	IV-2-3 地方支局業務処理フロー	IV-2-17

I 調査の概要と報告書の構成

1 調査の背景・目的・範囲

1.1 調査の背景

知的財産権の保護は、(1) 経済力向上の基礎となる技術力、創造力を保護するとともに、(2) その成果を正当な対価を払って人類共通に利用できるようにする上で重要な役割を果たしている。

近年、経済の国際化にともない、知的財産権保護に関する国際ルールづくりが多面的に行われ、そのルールの遵守と国内制度の国際ルールとのハーモナイゼーションが進められてきた。こうしたルールの遵守と国内制度の国際ルールへのハーモナイゼーションは、外国投資がその国の投資環境を評価する上でも重要な指標のひとつとなっている。

インドネシア政府も外国投資促進の必要性を認識し、知的財産権保護の強化、知的財産権行政サービスの向上にむけての努力を行ってきた。知的財産権行政サービスの向上では、知的財産権の出願受付・審査・登録業務について、これまで手作業で行われていた業務を、2003年9月までに世界銀行の支援を受けてコンピュータ化した。しかし、情報公開にかかるサービスは、そのホームページを通じて限られた形での情報提供を最近始めたものの、提供できる情報の内容、提供している情報の対象とする期間などの点で極めて不十分なレベルに留まっている。また、現段階での公式なサービスである公報による提供は、公報の発行部数が少ないため、特に、出願者の大部分を占める海外からの出願者には利用しにくい状況にある。

かかる状況のもと、インドネシア政府は情報公開サービスの向上に資するIT化と、そのサービスを持続的に提供する上で不可欠な人材育成についての協力を日本政府に要請してきたものである。

1.2 調査の目的

調査の目的は、IT化およびIT人材の育成を通じて、情報公開にかかるインドネシアの知的財産権行政サービス能力の向上を図ることにある。具体的には、知的財産権総局（DGIPR）が電子図書館（IPDL, Intellectual Property Digital Library）を通じて、知的財産権に関する公開情報、審査進捗情報および関連法制度に関する情報発信を行い、関係者が登録済みの権利範囲について自由に情報収集できるようにすることにある。これにより、投資家が投資環境を精査するにあたり、当事者同士の権利関係を正確かつ容易に把握できるようになること、ま

た、出願代理人（弁理士）や DGIPR 地方支局担当官が、審査進捗状況をモニター出来るようになることなどが期待される。

1.3 調査の範囲

本調査にかかる S/W（Scope of Study）による「調査の範囲」（2005年1月17日付）は次のとおりである。

調査はフェーズ1、フェーズ2の2フェーズで実施される。

フェーズ1は、DGIPRにおける知的財産権行政についての現行制度および業務の現状の全般的調査から、「パイロット IPDL の基本設計」、「情報共有システムについての検討」、「ICT 活用のための能力強化計画」にいたる各ステージを対象とする。

フェーズ2はフェーズ1の結果をもとにし、政策提言、パイロット IPDL の開発、能力強化活動を含む。

DGIPR と JICA は、フェーズ2に進む前に、フェーズ1の完了を確認し、フェーズ2の詳細な調査範囲について相互に合意する。

フェーズ1では、調査は次の事項を対象とする。

1) 現状調査

- DGIPR における、次に述べるような知的財産権の各分野についての、コンピュータ化システムを含む業務処理・審査プロセスについての現状調査: 特許、商標、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、著作権および関連知的財産権
- DGIPR の本部および地方支局、知的財産権にかかる機関/団体、知的財産権コンサルタント（特許代理人）の役割についての調査
- DGIPR の知的財産権行政関連の、ICT にかかる人材開発活動の現状調査、および、問題点・整備必要事項の抽出

2) パイロット IPDL システムの基本設計

- (2-1) 次の事項についての情報を含む知的財産権データベースの基本設計: 特許、商標、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、著作権および関連知的財産権、知的財産権法/規則
- (2-2) 既存電子化情報だけでなく、紙ベースの書類情報を含む、データ活用システムの基本設計

- (2-3) DGIPR 外からの IPDL 情報アクセスについての基本設計
 - 3) DGIPR 本部と地方支局間の情報共有システム基本設計についての検討
 - (3-1) DGIPR 本部での出願審査進捗について、地方支局からの遠隔モニタリング・システムの基本設計
 - 4) 知的財産権業務処理およびシステム保守の、ICT 人材能力強化プログラムの基本設計
- 注: フェーズ 1 では、システムの基本設計に関し、たとえば、システムの運用経費が DGIPR によって維持可能であるかなど、その持続性、実現性が厳しく検証されるべきである。

フェーズ 2 の調査範囲案は次のとおり。

- (1) フェーズ 1 の結果に基づき、ハードウェア、ソフトウェアを含むパイロット IPDL の開発
 - (1-1) 詳細設計
 - (1-2) パイロット IPDL 開発
- (2) フェーズ 1 の結果に基づき、知的財産権業務処理およびシステム保守の、ICT 人材能力強化活動実施
- (3) DGIPR の一層の ICT 活用、人材開発にかかる政策提言

フェーズ 1 終了時には、調査団と DGIPR の間でフェーズ 2 の目的および調査範囲について次のとおり合意された。

- (1) フェーズ 2 の目的
 - 1 DGIPR の情報公開サービスの向上を目的としたパイロット IPDL システムの開発
 - 2 ICT 活用強化のための、DGIPR の能力向上に向けた協力
 - 3 知的財産権行政の拡充のための、ICT 活用に関する政策提言
 - (2) フェーズ 2
- 上記目的を達成するために、フェーズ 2 では以下を実施する。
- 1 Progress Report 2 (および同レポートについての覚書に記された修正点を含む) に示される基本設計に基づいた、ハードウェアおよびソフトウェアを含むパイロット IPDL の開発
 - 1-1 ユーザーインターフェイス設計
 - 1-2 詳細システム設計

- 1-3 プログラム設計
 - 1-4 単体テスト・結合テストを含むプログラム開発
 - 1-5 インドネシア側との協力による操作および保守マニュアル作成
 - 1-6 運用テスト計画策定と実施の支援、および同テスト結果のパイロットシステムへの反映
 - 1-7 データ移行支援、およびパイロットシステムの実施
 - 1-8 情報公開に対するパイロットシステムの効果に関する調査
- 2 DGIPR の IT 関連スタッフに対する、Progress Report 2 で示した計画に基づく研修プログラムの実施
- 2-1 IT 要素技術に関する基礎・中級コース
 - 2-2 IT 要素技術の知財権行政への応用に向けた上級コース
 - 2-2-1 システム分析・開発に関するミニワークショップ
 - 2-2-2 スケジュール計画、モニタリング、および受け入れテストを中心としたプロジェクト・マネージメントについての講義・実習
 - 2-2-3 IPDL システムの管理、メンテナンス、および更新についての実習
 - 2-2-4 操作マニュアルの合同での作成、インドネシア側によるユーザー研修実施を含む、システム運用についてのユーザー研修実習。
- 3 本調査（フェーズ 1、2）の成果に基づいて、知財権行政での更なる IT 活用、および DGIPR の IT 関連人材開発に向けた将来計画にかかる提言

2 調査実施の概要と報告書の構成

2.1 調査実施の概要

調査はフェーズ 1 とフェーズ 2 に分かれている。フェーズ 1 は 2005 年 6 月、国内準備作業に続く第一次現地調査に始まり、2006 年 2 月の第四次現地調査（および第四次国内作業）までを実施した。フェーズ 1 では次の調査を行った。

- 1) 知的財産権行政制度および業務処理、IT 化の現状把握
- 2) IPDL の要件分析
- 3) 概念設計、基本設計を行い、この基本設計をもとにパイロット IPDL の開発範囲をインドネシア側と確認
- 4) 詳細設計の準備（特にユーザーインターフェイスの原案作成）
- 5) システムの活用、システム維持管理能力の向上を目的とする人材育成計画の提案

フェーズ 2 では 2006 年 4 月の第四次国内作業（継続）に続き、2007 年 1 月の第七次現地調査までを実施し、次の調査を行った。

- 1) ユーザーインターフェイスの設計と確認
- 2) システム設計、プログラム設計
- 3) IT 人材育成のための基礎研修
- 4) プログラム開発およびデータの移行、テスト
- 5) 要員教育

2007 年 2 月には第八次現地調査を実施し、最終報告書（案）の現地説明、成果公表セミナーを実施した。

これまでに実施した現地調査の概要は次のとおりである。

(1) 第一次現地調査

2005 年 6 月 26 日より同 8 月 20 日まで（インドネシア在住団員については 9 月 14 日まで）第一次現地調査において次の事項を実施した。

- 1) インセプション・レポートをもとに、調査方針、方法、日程などについて説明・協議、合意
- 2) DGIPR における知的財産権行政業務処理、システムの現状について把握

- 3) 知財権の普及を行っている政府機関、知財代理人事務所、大学の IP センターなど外部関係機関を調査、IPDL に対するニーズを把握
- 4) IT 人材能力強化計画検討のため、IT 部門の業務、要員の教育・業務経験バックグラウンド、研修などについて把握
- 5) DGIPR (Bandung) 地方支局における業務、処理プロセス、IPDL へのニーズ把握
- 6) 地方支局とのネットワーク構築、遠隔地利用者の IPDL アクセスキャパシティー把握の視点から、IT 化関連インフラの現状および開発計画把握

(2) 第二次現地調査

2005 年 9 月 12 日より同 11 月 3 日までの期間第二次現地調査を実施し、次の調査を行った。

- 1) IPDL 概念設計内容について協議
- 2) IPDL 構築にかかる基本設計のための詳細調査、特に基本設計上必要な詳細なデータの収集、確認
- 3) 地方支局における業務、処理プロセス、IPDL へのニーズ把握の継続 (Medan、Makassar、Semarang、Surabaya、Denpasar)
- 4) IT 人材育成のコンセプトについて協議
- 5) プログレス・レポート (1) の作成・提出

(3) 第三次現地調査

2005 年 11 月 9 日より同 12 月 21 日まで (インドネシア在住団員については 2006 年 1 月 30 日まで) の期間第三次現地調査を実施し、次の調査を行った。

- 1) IPDL 基本設計 (案) について提示し、最終案に向けて協議
- 2) IPDL パイロットシステムの維持・運営経費、体制検討のためのデータ収集
- 3) IT 人材育成プログラム詳細の提案と協議
- 4) 調査用機材について計画を説明、その使用・保管場所、使用のための環境設定などについて協議

(4) 第四次現地調査

第四次現地調査は以下について 2006 年 2 月 1 日より 2 月 21 日まで実施した。

- 1) IPDL 基本設計および IT 人材育成の詳細プログラムを中心とするプログレス・レポート (2) について協議、およびフェーズ 1 調査完了の確認
- 2) フェーズ 2 調査の枠組み合意

(5) 第五次現地調査

2006年5月9日より同7月25日まで、次の内容で実施した。

- 1) フェーズ2調査の方針、工程、日程等について説明
- 2) 応用IT研修の一部として、「システム分析・開発プロセス」、「システム開発計画と進捗管理」についてのミニワークショップ実施
- 3) ユーザーインターフェイス設計（案）の確認と最終化
- 4) サーバー、ネットワーク、DBなど、システムのインフラ部分について設計し、その構築を開始
- 5) システムの詳細設計の開始
- 6) 基礎IT研修の実施

(6) 第六次現地調査

2006年8月6日より10月23日まで実施、この間、詳細設計を完了、プログラム開発を開始、また、テスト計画、操作マニュアル作成、データ移行プログラム開発など、システム移行にかかる準備を開始した。実施事項は次のとおり。

- 1) インテリム・レポート提出、説明
- 2) インフラ設計および構築（継続）
- 3) 詳細設計結果の確認
- 4) プログラム開発の実施
- 5) 操作マニュアル作成開始
- 6) テスト計画書の作成と確認

(7) 第七次現地調査

第七次現地調査は、途中2006年12月29日から2007年1月3日の中断を含み、2006年10月29日より1月31日まで実施した。第七次現地調査期間中の主たる業務は次のとおりであった。

- 1) システム開発、テスト、運用準備に関する事項
 1. 結合テストの継続
 2. システムテストの実施
 3. マニュアル（運用マニュアルおよび保守・管理マニュアル）作成の継続
 4. 教育・研修の実施
 - システムの運用についてユーザーに対する操作方法トレーニング
 - システムの保守・管理についてのトレーニング

5. 運用テスト計画書の作成と確認
 6. 運用テストの実施
 7. プログラムのデバッグ
 8. 操作・運用マニュアル、保守・管理マニュアルの最終化
 9. データの移行
-
- 2) システムの移行と提言に関する事項
 1. 最終的な IPDL に対する基本設計作成
 2. 人材育成プログラム提言
 3. 知的財産権行政における更なる IT 化に向けての提言

 - 3) ドラフトファイナル・レポートの作成

(8) 第八次現地調査

第八次現地調査は 2007 年 2 月 1 日より 3 月 1 日まで実施し、次の事項を行った。

- 1) ドラフトファイナル・レポート現地説明
- 2) システムのインドネシア側への引渡しおよびシステムの運用・保守・管理にかかるフォローアップトレーニング
- 3) 成果普及セミナーの実施

2.2 報告書の構成

本報告書は調査結果の全体を取りまとめたものであり、「本文」および「要約」により構成される。本文は次の 6 部に分かれている。

- I 調査の概要と報告書の構成
- II インドネシアの知的財産権制度および同行政 IT 化にかかる背景
- III DGIPR にかかる知的財産権制度および出願・審査・登録業務処理の現状
- IV IPDL システムの構築
- V IT 関連人材の育成計画
- VI DGIPR の知的財産権行政 IT 化および IT 関連人材育成にかかる提言

DGIPR の業務処理プロセスがひとつおき IT 化されているとの認識のもとで、本調査は情報公開に資する分野の IT 化（すなわち、知的財産権電子図書館 IPDL の構築）に焦点があてられ、調査ではそのニーズ調査、有効性検証のためのパイロットシステム開発、その結果に基づく基本設計提言がおこなわれた。第 IV 部にはこれら調査・開発の結果をまとめている。第 III 部ではこれら調査の前提となる、DGIPR における行政上の業務処理の現状を詳細に分析している。また、こうした IT 活用を行う上で必要な、DGIPR 内での IT 関連人材の育成についての検討結果を第 V 部にまとめている。第 VI 部には、これら調査の全過程から得られた DGIPR の知的財産権行政 IT 化および IT 関連人材育成にかかる提言をまとめている。

本報告書とは別に、本調査の成果品として次の書類および電子データが独立行政法人 国際協力機構宛提出される予定である。

- 1) 詳細設計書
- 2) プログラム設計書
- 3) テスト計画書
- 4) 操作マニュアル
- 5) 保守管理マニュアル
- 6) ソースコード

II インドネシアの知的財産権制度および 同行政 IT 化にかかる背景

1 社会・経済的背景

1.1 インドネシアの社会経済指標

インドネシアの主たる社会経済指標は次のとおりである。

人口・経済の地理的集中

インドネシアは人口 2 億 2,000 万人（2005 年値）、その 60%（1 億 2,000 万人）はジャワ島に居住する。ジャワ島に続いて人口が多いのが、スマトラ（21%）そしてスラウェシ（7%）となっている。人口はジャワ島に集中しており、特にジャカルタは人口密集地となっており人口密度は 1 万 2,635 人/km²に達する。

ジャワ島へは人口のみならず、経済も集中している。ジャワ島の Gross Domestic Regional Product は 6,500 億ルピア、全インドネシアの 58%を占めている。

表 II-1-1 主要社会経済指標 (1)

Island	Population (thous. Persons)	GDRP1) current (billion Rp.)	GDRP (% of total)
Sumatera	43,310	257.2	22.0
DKI Jakarta	8,389	188.0	16.1
Java (except Jakarta)	112,963	490.3	42.0
Bali	3,151	16.5	1.4
Nusa Tenggara	7,962	18.3	1.6
Kalimantan	11,332	118.6	10.2
Sulawesi	14,946	52.3	4.5
Maluku	1,991	4.5	0.4
Papua	2,221	20.7	1.8

Note: All figures are in 2000

1) GRDP stands for Gross Domestic Regional Product

Source: Statistics Indonesia

経済規模と成長

インドネシアの GDP は 2005 年には 5.6%の成長を記録した。GDP シェアでは製造業が最大で、全体の 30%を占める。他の ASEAN 諸国（マレーシア、フィリピン、タイ）と比較すると、経済規模は最大である。しかし、同時に人口も最大であり、その結果、一人当たり GNI は最も低いレベルにとどまっている。

人口に比しての相対的に低い経済成長は、高い失業率を生む結果となっている。2003 年および 2004 年ともに失業率は 10%を記録している。

表 II-1-2 主要社会经济指标 (2)

	2003	2004 ¹⁾	2005 ²⁾
Population (mil. Persons)	215	218	221
Labor force (mil. Persons)	103	105	107
Unemployment, total (% of total labor force)	10	10	-
Real GDP (% change)	4.7	5.1	5.6
National product			
GDP by sectors (Rp. billion)			
Agriculture	240,387.3	248222.8	254391.3
Mining and quarrying	167,603.8	160100.4	162642
Manufacturing	441,754.9	469952.4	491699.5
Electricity, gas, and water supply	10,349.2	10889.8	11596.6
Construction	89,621.8	96333.6	103403.8
Trade, hotel, and restaurants	256,516.6	271104.9	294396.3
Transportation and communication	85,458.4	96896.7	109467.1
Financial, rental, and business services	140,374.4	151187.8	161959.6
Services	145,104.9	152137.3	159990.7
Gross Domestic Product	1,577,171.3	1,656,825.7	1,749,546.9
GDP by expenditures (Rp. billion)			
Consumption	1,077,998	1,130,358	1,180,230
Private	956,593	1,004,109	1,043,805
Government	121,404	126,249	136,425
Gross domestic fixed capital formation	309,431	354,561	389,757
Statistical discrepancy	-26,896	23,502	4,324
Change in stock	45,997	12,902	48,483
Exports of goods and services	599,516	680,466	739,007
<i>less</i> Import of goods and services	428,875	544,963	612,254
Balance of payment (USD million)			
Current account (I)	8,108.0	1,563.0	341
A. Goods, net	24,564.0	20,152.0	22,323
Export f.o.b	64,110.0	70767	86,179
Import f.o.b	-39,546.0	-50615	-63,856
B. Services (net)	-11,727.0	-8811	-10,792
C. Income (net)	-6,218.0	-10917	-12,447
D. Current Transfers (net)	1,489.0	1139	1,257
Capital and financial account (II)	-3,080	1,852	-2,579
A. Capital account	-	-	333
B. Financial account	-3,080.0	1852	-2,912
1. Direct investment	-597.0	-1512	3,042
2. Portfolio investment	2,252.0	4409	4,236
3. Other investment	-4,735.0	-1045	-10,190
Error and omissions (III)	-3,503.0	-3106	2,684
Bank of Indonesia reserve net (I+II+III)	1,525.0	309.0	446

Note 1) Preliminary figure for National Account

2) Very preliminary figure for National Account and preliminary figure for BoP

Source: World Bank and Bank of Indonesia

表 II-1-3 主要社会経済指標 (3)

	Indonesia	Malaysia	Philippines	Thailand
Population (mil. Persons)	221	25	83	64
GDP (current billion US\$)	287	130	98	177
GDP growth (annual %)	6	5	5	4
GNI per capita (current US\$)	1,280	4,960	1,300	2,750

Note: All figures are in 2005

Source: World Bank

1.2 知的財産権にかかる情報公開の必要性

1.2.1 知的財産権保護と知的財産権行政における国際的動向

知的財産権の保護は、(1) 経済力向上の基礎となる技術力、創造力を保護するとともに、(2) その成果を正当な対価を払って人類共通に利用できるようにする上で重要な役割を果たしている。

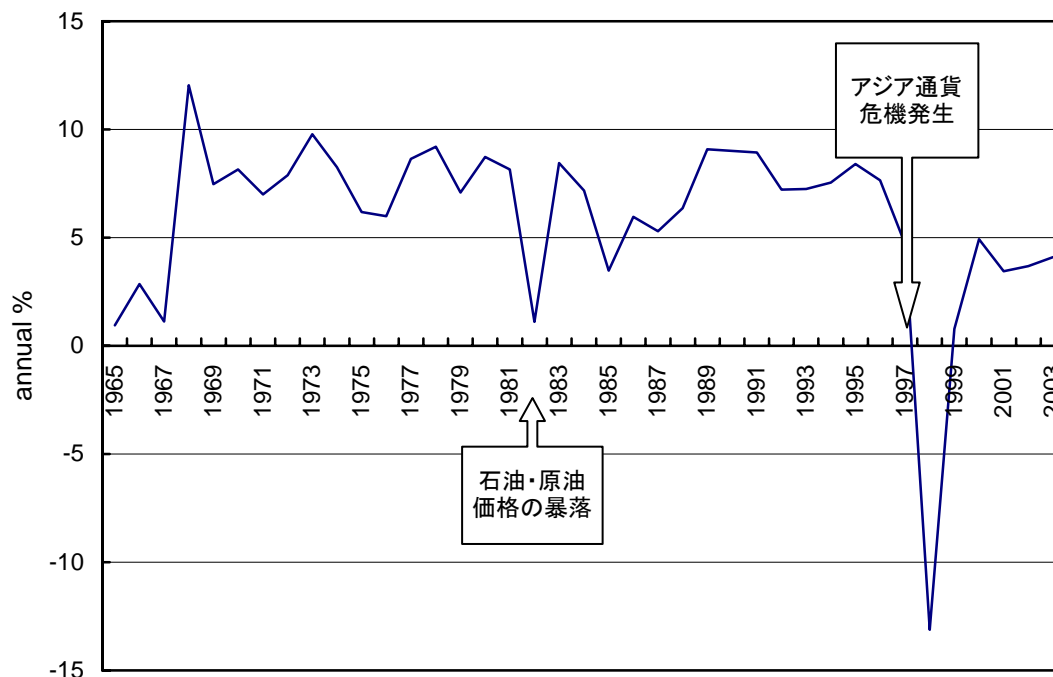
近年、経済の国際化にともない、国際的な知的財産権保護を促進するルールづくりが多面的に行われ、そのルールの遵守、国内制度と国際ルールとのハーモナイゼーションが進められてきた。これらは投資にともなう知的財産権についての保護および活用上のトラブルを防ぐ上で重要なことから、外国投資が投資をしようとする国の投資環境を評価する上で、重要な指標のひとつとなっている。

1.2.2 インドネシアでの外国投資の減退

インドネシアでの外国投資はかつて同国の経済開発上重要な役割を果たしてきた。しかし、1997年のアジア経済危機を契機に発展途上各国での外国投資は減退し、その後、他国では回復したにもかかわらず、インドネシアでは回復がはかばかしくなく、大きな課題となっている。

インドネシアは、1960年代半ば以降、1997年にアジア通貨危機の影響を受けるまで、約30年間にわたって年平均7%の高成長を持続してきた（図 II-1-1）。

図 II-1-1 インドネシアにおける GDP 成長率の推移



(出所) 世界銀行

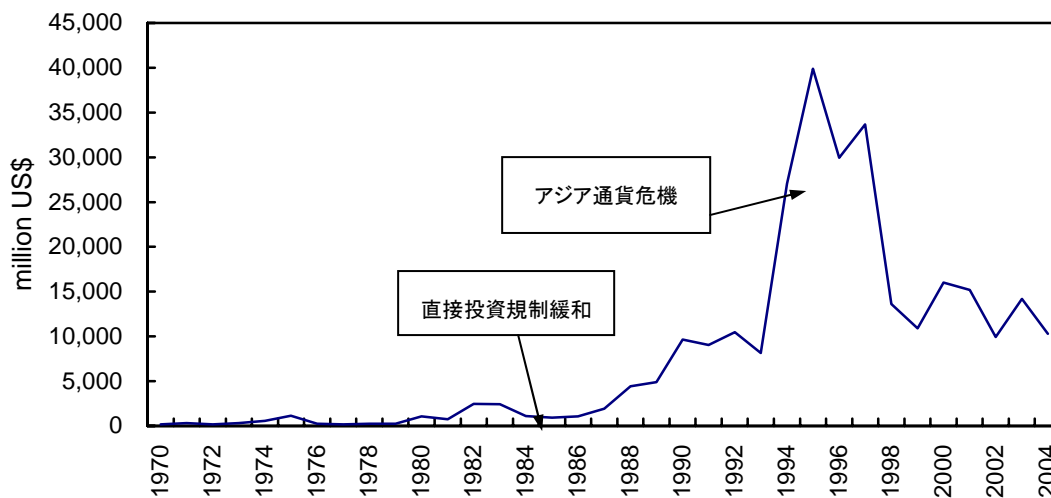
アジア通貨危機が発生した 1997 年までは、インドネシア経済の成長は、アジア周辺国に比べて決して見劣りするものではなかった。しかし、1997 年の経済危機以降、インドネシアでは周辺国に比べても著しい成長の低下が見られ、更に、その回復は遅れている。

図 II-1-2 は 1970 年から 2003 年までの外国直接投資認可額の推移を示している。これによると、直接投資流入額は 1986 年以前までは低レベルで推移していたが、その後急速に増加し、1995 年には最高額の 39.8 億ドルに達した。しかし、アジア通貨危機の発生にともない、直接投資流入額は激減、純投資流入額ではマイナスとなり、その後も直接投資回復の遅れが見られている。

タイ、フィリピン、マレーシアと比較すると、インドネシアでの通貨危機以降の回復の遅さが顕著である(図 II-1-3)。タイ、フィリピン、マレーシアはいずれも純流入額をプラスに維持しているが、インドネシア一国のみがマイナスを記録し続けている。

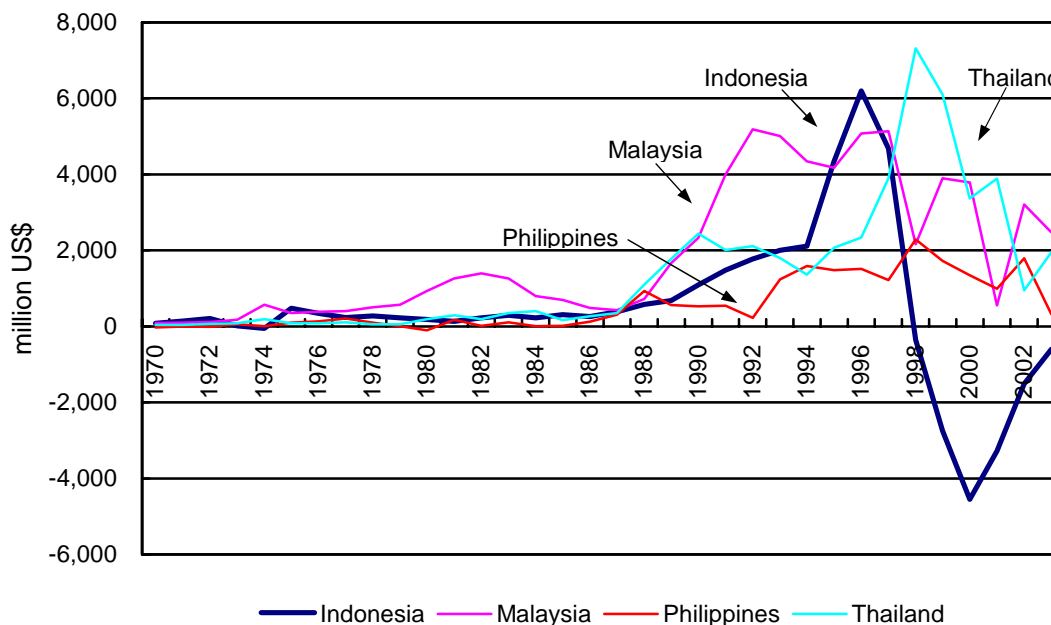
図 II-1-2 インドネシアにおける直接投資承認額

直接投資規制



(出所) BKPM

図 II-1-3 タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシアにおける外国直接投資(純) 流入額推移



(出所) 世界銀行

1.2.3 外国資本から見たインドネシアの投資環境評価

他のアジア諸国に比し、アジア通貨危機以降、直接投資流入額規模が回復しない背景には、近隣諸国での投資受入態勢の整備が急速に進む一方で、インドネシアの投資環境の劣悪さが相対的に際立っていたということが挙げられる。

例えば、World Economic Forum が発表する Business Competitive Index (ビジネス競争力指数) では、2003 年はインドネシアは 60 位となっており、シンガポール (8 位)、マレーシア (26 位)、中国 (46 位) よりも下に、フィリピン (65 位) よりも僅かに上に位置づけられた。ただし、2004 年には飛躍的な評価改善が見られ、インドネシアは 44 位に位置づけられ、中国 (47 位) を上回って投資環境が改善しているとの評価が与えられている。

他方、世界銀行 (2003)¹ は投資家から見たインドネシア投資環境に対して投資家が抱える問題として、主に、マクロ経済の不安定、政策の不確実性、汚職の三点を挙げている。第一の「マクロ経済の不安定」の背景には、アジア通貨危機時の為替レートの暴落の記憶があるものと推察される。第二の「政策の不確実性」では、民主化・地方分権化が進む中で、法制度の一貫性が失われているということが言われている。また、第三の「汚職」は中央・地方両政府レベルで問題とされている。

こうした中、知的財産権にかかる情報公開と、関係する行政サービスの向上は、インドネシアの投資環境改善の重要な要素のひとつとして期待されるところである。

¹ World Bank (2003), *Indonesia: Beyond Macroeconomics Stability*, Report No. 27374-IND. Washington, D.C.: The World Bank.

2 インドネシアの知的財産権制度および同行政の概要

2.1 インドネシアの知的財産権保護

インドネシアにおける知的財産権保護の体系と適用法、関連国際条約への加盟状況は次のとおりである。

知的財産権	適用法（施行および改正）	関連国際条約への加盟
産業財産権		パリ条約 (1950 加盟)
特許 (*1)	特許法 (91.8.1 施行、01.8.1 改正法施行)	特許協力 (PCT) 条約 (1997 加盟)
工業意匠	工業意匠法 (00.12.20 施行)	
商標 (*2)	商標法 (93.4.1 施行、01.8.1 改正法施行)	商標法条約 (1997 年加盟)
著作権 (*3)	著作権法 (87.9.19 施行、03.7.29 改正法施行)	ベルヌ条約 (1997 年加盟)
トレード ・シークレット	営業秘密法 (00.8.1 施行)	
半導体集積回路の 回路配置	半導体集積回路法 (00.8.1 施行)	

注:

- (*1) 特許法では簡易特許を同時に保護の対象としている。
- (*2) 商標、サービスマークの他、地理的表示、原産地表示が商標法の保護対象とされている。
- (*3) 著作権法は、芸術、文学等の著作物のほか、コンピュータプログラム、実演家等の録画・複製等の著作隣接権も保護の対象としている。

上記の他、国際条約・協定ではインドネシアは以下に加盟している。

- WIPO 設立条約加盟 (1979)
- WTO/TRIPS 協定加盟 (1995)

2.2 出願状況概況

最近の各知的財産権出願件数は次のとおりである。

表 II-2-1 インドネシアにおける知的財産権出願状況

(単位: 件)

	2001	2002	2003	2004	2005
特許	3,926	3,843	3,300	3,669	4,304
簡易特許	221	205	192	208	195
商標	28,425	30,004	36,340	49,311	54,641
工業意匠	1,403	2,868	3,154	4,394	5,114
著作権	1,535	1,898	2,098	2,998	4,269

この他、トレード・シークレットの出願は 2002 年度に 1 件あったのみである。また、半導体集積回路はこれまで出願実績がない。

出願の内、国内出願の割合が高いのは著作権（ほぼ 99%）、工業意匠（毎年約 88%）、商標（2001 年から 2004 年の加重平均で約 73%）の順である。これに対し、特許は圧倒的に外国からの出願が多く、国内出願は全体の約 6%である。

国内出願の出願者を特徴づけるデータは必ずしも十分にはないが、工業意匠の場合 99%以上が非中小企業（大企業または外国企業）である。これに対し商標の場合は中小企業による出願が多いと推定されている（DGIPR による）。

地方支局からの出願は、商標 372 件（2003 年）、特許 2 件（同）に留まっている。

2.3 知的財産権各法における組織等

2.3.1 概要

知的財産権各法は、知的財産権分野における指導について担当する大臣（Minister）、その管轄下で知的財産権業務を行う総局（Directorate General）を規定している。法務・人権大臣（Minister for Law and Human Rights）はここで言う「担当大臣」であり、DGIPR は「担当総局」にあたる。

商標法および特許法は、それぞれの知的財産権についての専門知識に基づき出願審査の実務を担当する者として「審査官」を規定している。審査官は大臣によって任免される公務員（official）である。

また、商標法、特許法はそれぞれの知財権について、実体審査結果に基づく出願の拒絶に対する審判を請求する相手先としての審判委員会を規定している。審判委員会は担当大臣の省内部にあって独立した特別機関とされている。メンバーはその知財権についての専門家、上級審査官から構成される。DGIPR はこれらの審判委員会の事務局を各担当局内に設置している。

知財権各法は、警察の捜査官の他に、DGIPR の特定の職員にそれぞれの知財権分野における犯罪捜査を行う捜査官としての特別権限を与えると規定している。

また、各法は知的財産権分野において専門知識を有し、特に出願および申請手続きサービスを提供する者を知的財産権コンサルタントとし、DGIPR への登録をコンサルタントの要件として規定している。

知財権の出願は出願人または代理人によって行われるものとしている。また、インドネシア国外に住所または居所を有する出願人は、代理人を通して申請することが規定されており、これら規定の代理人についてはこの知的財産権コンサルタントに限るとしている。

2.3.2 行政組織

担当行政機関は、法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights) 知的財産権総局 (Directorate General of Intellectual Property Rights; DGIPR) で、上記 6 分野の知的財産権を所管している。地方には同省の支局があり、その内 27 支局に知的財産権担当が置かれている。

DGIPR の内部組織は 3 つの知的財産権局と IT 局、開発・協力局を含む計 5 つの局と、総局長事務局（官房）、審判委員会とで構成されている（3 つの知的財産権局、IT 局についてはそれぞれ第 III 部 1~4 章および、第 V 部 2 章において詳述する）。

2.3.3 知的財産権関連機関・団体

(1) 概要

インドネシアの知的財産権関連機関・団体は、政府関係機関、大学の附置機関、IP コンサルタント（民間）、およびその他知財権関連団体に分類することができる。表 II-2-2 は、これら各機関・団体の活動の概要を示している。これによって分かるように、民間の IP コンサルタントは主に外国企業を対象とした代理出願が主たる活動である。これに対し、大学の IP センター、政府関係機関は国内企業、研究者を対象とした出願支援、知財権に係る啓蒙活動を主な活動としている。

表 II-2-2 知的財産権関連機関・団体とその主たる活動

		出願代理 / 支援			啓蒙	
		国内企業・個人		外国企業		
		研究者、 大学関係者	SMEs			大企業
IP コンサルタント				△	○	
大学 IP センター		○	△			○
政府機関	MOI 中小企業総局 IP Clinic		○			
	LIPI	○				○
	RISTEK		○			
その他機関	IIPS					○

(注) ○：主たる活動 △：含まれる活動

(2) 政府機関

DGIPR 以外で知的財産権出願の推進・啓蒙活動を行っている政府機関に、工業省中小企業総局 IP クリニック、研究・技術担当省（State Ministry of Research and Technology, RISTEK）および同省傘下の科学院（LIPI）がある。

1) 工業省中小企業総局 IP クリニック

工業省中小企業総局の IP クリニックは、主に中小企業の知財権登録支援、知財権に関する啓蒙を目的としている。職員は 22 名。主な業務は以下の通り。

1. 中小企業による知的財産権出願費用の負担（全額）
2. 中小企業の代理出願
3. 出願案件のモニタリング

同クリニックを通じて 1 年間に提出できる件数は、配分予算規模によって制約される。

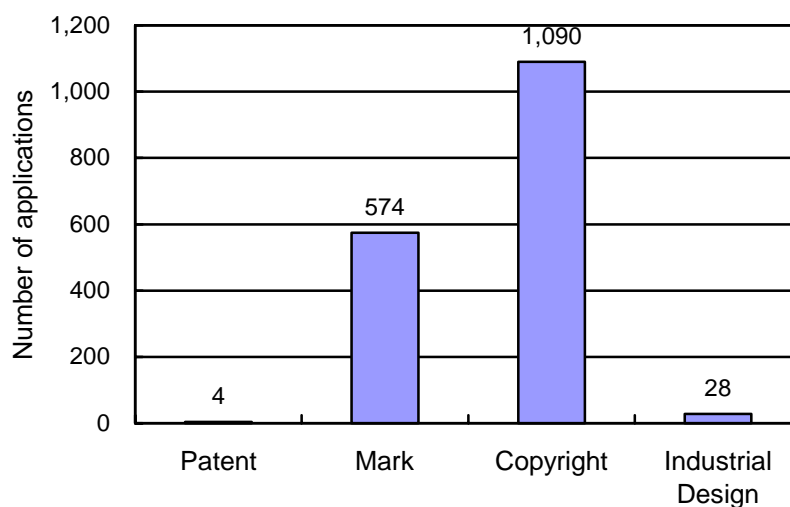
表 II-2-3 に示すように、同クリニックは 1999 年から 2004 年までの期間で計 1,651 件を出願している。その内 1,104 件は 2004 年中に出願されたものである。また、審査手続きを終えた出願は、これまで全てが登録されている。また、図 II-2-1 に見られるように、主要な出願分野は商標と著作権であり、2005 年 1 月～6 月までの実績では、出願の 60%以上が著作権であった。地方からの出願は州政府商工局で受け付けている。これらの支局で受け付けられた案件は IP クリニックで選定された上クリニックから DGIPR へ出願している。2005 年 1 月と 2 月だけで地方支局には計 5,000 件の応募があったが、最終的に DGIPR に出願されたものは 45 件のみであった。

表 II-2-3 IP クリニックからの知的財産権出願とその登録状況

Year	Received	Certified	Not certified yet
1999	119	119	-
2000	7	7	-
2001	63	63	-
2002	88	80	8
2003	270	108	162
2004	1,104	-	1,099
Total	1,651	377	1,269

(出所) 工業省中小企業総局 IP クリニック

図 II-2-1 知的財産権別 IP クリニックからの出願数 (2005 年 6 月まで)



(出所) 工業省中小企業総局 IP クリニック

IP クリニック経由出願の処理手続きは次のとおりである。出願人は各地方自治体の下部機関 DINAS に願書と必要書類を提出する。各 DINAS はこれを IP クリニックに転送、IP クリニックは出願が知財権として適当かどうかを審査する。この審査に際して、IP クリニックは登録知財の調査を行い新規性等について確認する。この審査を通過した案件が、DGIPR へ出願される。出願・審査・登録にかかる費用は全て IP クリニックが負担する。また、DGIPR から発出される各種通知は、全て IP クリニックを通して出願人に転達される。

2) 研究技術担当省 (RISTEK) 知財権利用・標準化担当副大臣 (Deputy Minister for Utilization of IPR and Standardization)

先述の工業省 IP クリニックが主として商標権、著作権を対象としているのに対し、研究技術担当省 (RISTEK) は特許権、工業意匠権を中心に扱っている。同担当は、主に大学や研究機関の発明に関する知財権保護、登録促進を目的としているが、業務内容は、工業省 IP クリニックと類似している。出願件数も工業省同様、配分予算規模によって制約される。これまで毎年約 50 件を DGIPR に出願してきた。本件業務を開始したのは 1999 年であるから、2004 年までに約 250 件の出願を行ったこととなる。これらの案件は、全て各大学の IP センターを通じて応募されたものである。すなわち、出願人は各大学の IP センターに願書と必要書類を提出する。IP センターはこれを RISTEK 同担当に転送、同担当で DGIPR へ出願する案件を選択する。審査においては、発明の新規性と経済的価値を重視する。この審査を通過した案件が、DGIPR へ出願される。出願・審査・登録にかかる費用は全て RISTEK が負担する。また、DGIPR から発出される各種通知は全て IP センターを通じて出願人に転達され、そのコピーが IP センターより RISTEK に送付される。

3) インドネシア科学院 (LIPI)

LIPI は研究技術担当省の一組織である。同院には、知財権を担当する部署が 3 つある。科学文書・情報センター (Center for Scientific Documentation and Information)、イノベーションセンター、および IP センターである。科学文書・情報センターでは、知財権関連情報の収集と公開および知財権関連セミナーの開催などの業務を担当している。これまでにインドネシアでの登録特許の全文 2,000 件、およびフロントページデータ 5,000 件分を電子化し CD-ROM として国内関係機関に配布してきた。他方、イノベーションセンターは、LIPI が保有する知財権の管理業務を担当している。LIPI はこれまでに 80 件の出願を行った。また、IP センターは LIPI 外部の研究者の知財権出願支援を行っている。

(3) IP コンサルタント

現在 43 名の IP コンサルタント（弁理士）が DGIPR に登録されている。43 名の IP コンサルタントの中で活発に活動を行っている者は多くはない。表 II-2-4 は、1991 年から 2004 年までの IP コンサルタントの出願件数実績を表している。2004 年 1 月～9 月までの出願件数が 10 件以上の IP コンサルタントは 24 人、その内 100 件以上の出願をしたのは 9 人のみである。1 コンサルタントによる年間最多出願件数は 460 件である。知財権法では、非居住者は IP コンサルタントを通じてのみ出願可と規定されており、IP コンサルタントの顧客の 90%以上は日本、米国、欧州等の外国企業が占めている。ただし、国内出願の多い商標を多く扱っている IP コンサルタントもあり、顧客の 40%が国内企業であるところもある。なお、手続き費用の点から、地元中小企業の顧客は少ない。

表 II-2-4 IP コンサルタントによる出願件数

Consultant	出願数		
	(1991-2003)	(2004)	Total
1	0	220	220
2	4,053	30	4,083
3	6,921	459	7,380
4	89	6	95
5	1,003	111	1,114
6	8,861	130	8,991
7	96	6	102
8	9	449	458
9	455	67	522
10	7,292	204	7,496
11	165	10	175
12	2,564	179	2,743
13	91	2	93
14	0	0	0
15	151	23	174
16	3,221	211	3,432
17	343	20	363
18	96	0	96
19	297	14	311
20	63	0	63
21	123	7	130
22	272	56	328
23	8	0	8
24	46	1	47
25	243	19	262
26	17	29	46
27	522	0	522
28	0	10	10
29	10	0	10
30	0	0	0
31	49	0	49
32	10	0	10
33	1,619	67	1,686
34	311	4	315
35	134	9	143
36	17	1	18
37	7	5	12
38	294	47	341
39	210	33	243
40	108	61	169
41	126	20	146
42	0	0	0
43	114	0	114
	2,174	254	2,428
Total	42,184	2,764	44,948

(出所: DGIPR)

現在登録されている IP コンサルタントは 1999 年に審査・登録された者である。その後、新たな IP コンサルタントの登録は行われてこなかった。しかし、2005 年 1 月に IP コンサルタントに関する新たな政令が発行され、DGIPR が指定する教育機関（大学等）の IP コンサルタント研修を受講し、DGIPR に登録・任命されたものが IP コンサルタントとして申請業務に携わることができることとなった。これにより、2005 年中にも新たな IP コンサルタントが誕生する見通しである。なお、申請が年 10 件を下回るコンサルタントはその登録が取り消されることとなった。

IP コンサルタントの主な業務は以下の通り。

- 1) DGIPR への出願手続きの代理
- 2) 登録意義申立
- 3) 審判の請求
- 4) 訴訟

出願の相談を受けると、IP コンサルタントは代理出願に先立って先行技術調査や既出願・登録の調査を行う。特許の場合はその出願の 9 割が優先権のある出願であるため、出願に際しての国内の先行技術調査の必要性は少ない。むしろ外国 IPDL の検索が重要となっている。これは、DGIPR が外国からの出願について対応外国出願の審査結果を重視する **Semi-Examination** を実施しており、審査の迅速化のため出願にあたって外国 IPDL を検索、審査結果を提出することを要請しているためである。他方、工業意匠や商標については、国内の既出願・登録調査が重要となる。現在、公報および DGIPR Web のオンライン DB では最新の登録情報を網羅していない。従って、IP コンサルタントはこれら情報を得るために、DGIPR に直接問い合わせている。

(4) 大学の IP センター¹

大学の IP センターは、State Ministry of Research and Technology (RISTEK) の支援のもと、1999 年より各大学に設置された。現在、89 のセンターがある。IP センターは主に三つの役割を担っている。第一に、当該大学が保有する知財権の管理。第二に、知財権関連情報検索サービスおよび知財権に関する啓蒙活動。第三に、大学所属研究員および地域企業・個人に対する出願代行サービスが挙げられる。大学の IP センターによって出願代行サービスの対象は異なる。当該大学に所属する研究者の発明のみの出願を扱うところと、また大学所属研究者だけでなく外部研究者・個人・機関・企業の出願も取り扱うところとがある。

¹ IP センターあるいは IP クリニックという名称を付しているところもある。

IP センターの主な活動は以下の通り。

- 1) 所属研究員の知財権出願業務代行
- 2) 先願技術等の知財関連情報の検索代行
- 3) 大学が保有する知財権の保護および商業化（ライセンスング）
- 4) 出願書類の書き方など知財権出願のサポート
- 5) 産業界に対する知的財産権関連ワークショップの開催

以下に代表的な大学の IP センターであるバンドン工科大学（ITB）知財管理オフィス（IP Management Office, ITB）とインドネシア大学 IP センター（IP Center, University of Indonesia）の活動状況を述べる。

前者が大学の IP センターとしては一般的な形態であり、後者は法学部にベースを置く、やや異なった活動形態である。

バンドン工科大学知財管理オフィス (IPMO)

当センターは ITB の知的財産権マネジメント機関（IP センター）として、1999 年に設立された。設立以来 70 件の特許と 10 件の工業意匠を出願し、その内これまでに 7 件の特許と 10 件の工業意匠が登録された。ITB 研究者の出願に係る費用は全て IPMO が負担するが、ITB 研究者が行った発明の知的財産権は ITB に帰属する。ITB が継承する特許権の使用料（費用を除いた純額）の大学と発明者である研究者への配分については次のとおり取り決めている。

	< 100mill./yr	100-500mill./yr	> 500mill./yr
研究員	40%	1/3	30%
研究員所属の研究所	30%	1/3	20%
ITB	30%	1/3	50%

インドネシア大学 IP センター

インドネシア大学 IP センターは、法学部に所属しているため、インドネシア大学全体の知財権管理・啓蒙活動に加えて、知財権関連法の研究と情報提供という機能を担っている。同センターでは、2005 年中に知財権判例情報のデジタル化を開始し、将来 IPDL 化して、一般公開する計画を立てている。また、知財権情報の普及という点でも活発である。すなわち、JODC（財団法人海外貿易開発協会）の支援機材により知財権情報検索センターの運営を行っており、また、WIPO からインドネシアでの IP 情報普及機関としても認定され、各種情

報へのアクセスを許可されている。同センターがこれまでに登録した知財権は、簡易特許 1 件、商標権 9 件、著作権 6 件であり、出願中の案件は、特許 8 件、商標権 3 件、著作権 6 件となっている。

(5) その他関係団体

1) インドネシア知的財産権協会 (Indonesia Intellectual Property Society; IIPS)

IIPS は知財権分野での政府との協力というミッションを掲げて、1996 年に設立された。120 名の会員がおり、学者、政府関係者、弁理士、芸術家など著作権に関心を持つ人で構成されている。現在、2 ヶ月に 1 回のペースで会合を開いている。

IIPS は出願や先行技術・既登録調査などの著作権実務に携わることはなく、その活動は以下の通り。

1. 知財権に関する知識獲得の促進
2. 会員による政府への提言の取り纏め
3. 警察に対する知財権保護のロビー活動
4. 知財権保護促進のためのセミナーの開催
5. 知財権関連法・規則の制定への働きかけ

2) インドネシア著作権協会 (Indonesia Copyrights Collecting Agency; KCI)

KCI は音楽著作権保護のための非営利団体で、海外提携機関会員を含めると総会員数は国内外計 200 万人である。現在、国内の作詞家、作曲家、および音楽出版社などの権利者から、計 8 万 5,000 件の著作権の管理委託を受けている。また、著作権使用者から使用料を回収し権利委託者に分配している。また、著作権争議の仲裁の役割も担うが、その決定には法的効力はない。

KCI は独自に、管理委託を受けた著作権のデータベースを構築している。そのコンテンツは書誌情報のみで著作権作品自体は含まれていない。

2.4 知的財産権行政にかかる情報公開の動向

知的財産権情報は、最新の技術情報であると同時に、知的財産権の権利範囲を示す有用な情報である。企業等はこれら情報を、新たな発明、デザイン、マークについての手がかりを得たり、他者の研究開発や出願動向を把握して二重投資を回避したり、無用な紛争の発生を回避するなど積極的に活用することができる。このため各国の知的財産権行政当局はこうした情報を幅広く、簡便利用できる環境整備に努力する方向にある。

こうした情報は単に出願者、利用者にとって有用であるだけでなく、さらには、出願審査の促進、知的財産権制度の執行機関による活用、また、担当機関の業務の透明性向上にも役立つ。

もともとはこうした情報はそれぞれの知的財産権制度上の法規に基づき、一般には紙ベースの公報により提供・公開されてきた。近年情報技術の進展により、こうした情報を電子化し、**CD-ROM** で提供し検索利用を容易にしてきた。これらはさらにインターネットの普及により、電子図書館としてウェブ上で提供する方向にある。今後の方向としては、民間部門でのより高付加価値の知的財産権情報提供サービス事業展開を想定し、提供情報フォーマット、提供媒体などへの最新技術適用、利用しやすい形式に加工したデータとしての提供など、こうした事業での活用を可能にする条件を備えた情報提供が準備される方向にある。

インドネシアの場合は、これまで紙ベースの公報として知的財産権情報が提供されてきた。しかしその発行部数は限られており、またそれを継続的に保管している所が少なく、利用上は制約が多かった。

DGIPR はこれらの公報をそのホームページ上で提供するようにしたが、収録件数が限られており、また、その後データ追加・更新上の制約があり、検索キーにも限界が見られる。

民間の **IP** コンサルタントの中には、提供された公報をもとに独自のデータベースを構築し検索等のサービスを提供するところもあるが、これらは基本的に紙ベースの公報から独自にデータを入力したものである。

また、**LIPI** では現在、特許登録公報 (**B** 公報) をもとに登録特許を **CD-ROM** に入力し、主として研究者による活用を可能としている。ただしこの入力はまだ完了していない。

3 DGIPR における業務処理プロセス IT 化の現状

3.1 業務処理プロセス IT 化の経緯と現状

3.1.1 商標

1992 年から商標登録制度が施行されたが、1995 年まではすべて手作業で事務処理が行われていた。1995 年に Clipper という簡易データベースを利用して、出願情報および方式審査結果が文字情報に限定され電子的に記録されるようになった。

2003 年からは世銀支援によるシステム (WBPS) が稼動し、受付から方式審査までを対象として、商標のイメージデータを含む情報が記録されるようになったが、公報の印刷や証明書の発行は、ワードプロセッサとその差込機能を利用して印刷が行われている。WBPS の操作手引書には、受付、出願データ入力、方式審査、実体審査、公報 A、登録、証書発行までの操作方法が記述されているが、アプリケーションプログラムにはエラーがあるとされ、実体審査以降は利用されていない。また、アプリケーションプログラムの設計に関わるドキュメントは一切残されていない。

2005 年 4 月には WBPS の不調を理由に、DGIPR が独自に現地のソフトウェア開発会社に出願データをデータベースに入力するシステム (TMNS) を開発させ、WBPS の利用を中止した。2005 年 7 月からは、方式審査までの過程はカバーしているものの、それ以降の過程は依然 PC ベースのワードプロセッサを利用して処理している。

3.1.2 特許

1991 年から施行された審査制度をともなう特許登録制度に基づき、1993 年から認定の登録が開始され、公報 A に記載してある書誌情報が MS-SQL DB に格納された。証明書の発行は、商標と同様に PC ベースのワードプロセッサを利用して処理している。

1995 年から WBPS の利用を開始し、受付、出願データ入力、方式審査、公報 A 発行までが電子処理されるようになった。WBPS の操作手引書には、出願データ入力、方式審査、補正指令、公報 A、審査請求、実体審査までの操作方法が記述されているが、商標と同様の理由で、補正指令および実体審査以降は、利用されていない。また、公報 A においては、入力済みのデータが利用できず、データの再入力が行われている。

3.1.3 工業意匠

1991年から工業意匠の出願受付が開始され、公報 A、登録証明書、公報 B が PC ベースのワードプロセッサを利用して処理されていた。

2003年から WBPS の利用が開始され、受付、出願データ入力、方式審査、公報 A 発行までが電子処理されるようになった。WBPS の操作手引書には、受付、出願データ入力、方式審査、補正指令、公報 A、実体審査、登録証明書、公報 B までの操作方法が記述されているが、商標と同様の理由で、補正指令および実体審査以降は利用されていない。工業意匠においては、公報 A において入力済みデータの利用が可能となっている。

3.1.4 著作権

2001年から著作権の出願受付が開始されたが、当初はすべてが手作業で行われていた。

2003年から WBPS の利用が開始され、受付、出願データ入力、方式審査までが電子処理されるようになった。WBPS の操作手引書には、受付、出願データ入力、方式審査、実体審査、拒絶通知、登録証明書、公報までの操作方法が記述されているが、商標と同様の理由で、実体審査以降は利用されていない。

3.2 今後の IT 化計画

DGIPR の現段階での IT 化計画は次のとおりである。

- 1) 現在着手済みなもの (2006 年度予算承認済み)
 1. 新たな業務処理システムの開発 (特許、商標、意匠)
 2. 地方支局出願システムの開発 (Electric Filing System)
 3. 新たなポータルサイトの開発
 4. 事務局の機械化
- 2) 計画中のもの (2007 年度予算化予定)
 1. 新たな業務処理システムの開発 (著作権)
 2. 公報電子化

(1) 新たな業務処理システムの開発

出願受付から証明証の発行、登録情報の変更までの全業務処理手続を包含するシステムの開発であり、2007 年 1 月現在、特許、商標、意匠についてそれぞれ別々の開発会社が受注し、開発に着手している。2007 年 4 月までには受付での使用を開始し、その後 2007 年半ばまでに

は全てのシステム移行を完了する計画となっている。著作権については、2007 年度予算により入札を行う予定である。

各担当は各自の端末上の Web アプリケーション (Internet Explorer 等) 上でデータの入力・閲覧を行う。出願は従来どおり書類で提出、受付後 DGIPR 側で新システムに入力する。

本格運用後は WBPS および TMNS 上のデータ、また各 PC 端末上のデータも本システムへ移行する計画となっている¹。

(2) 地方支局出願システム (Electric Filing System) の開発

PC を保有する約 12 箇所の地方支局において、受け付けた出願書類を入力し DGIPR へ送付するシステムの開発である。出願者は従来通り出願書類を支局受付窓口にて提出し、受け付けた支局が書誌情報を Web ベースのシステムで入力すると同時に、出願書類を全て (特許の full document を除く) スキャンし PDF 化する。それらのデータを支局は、記録媒体 (FD、CD-ROM 等) あるいは E-mail で DGIPR に送信する。また、出願書類を別途郵送にて送付する。受取った電子データを DGIPR では新業務処理システムへ移行し、出願受付以降の手続きを実施する。但し、現段階ではこれらの電子データはあくまでも業務処理手続きに使用されるものであって、出願原本は電子データではなく出願書類のままである。

2007 年 4 月には運用を開始する予定とされている。

(3) 新たなポータルサイトの開発

既存の DGIPR ホームページに代わるものとして、新たなポータルサイトの開発が行なわれている。内部ユーザーはポータル上で IPDL (公開用) を含む各国の知財権 DB サイトの検索をすることができるようになる予定である。

(4) 事務局の機械化

事務総長室の業務処理機械化である。

¹ 同システムは、入力されたデータを IPDL へ移行するための、Common Data Format への変換機能を備える予定であり、これにより、現在の WBPS あるいは TMNS からの IPDL への自動更新と同じ処理により、新システムに入力したデータも IPDL へ自動反映されることとなる。これに関し DGIPR は、各ベンダーに対して調査団から Common Data Format の詳細情報を入手するよう指示しており、2007 年 1 月時点では特許および意匠を担当する開発会社がそれぞれ調査団にコンタクト、Common Data Format について説明を受けている。

(5) 公報電子化

現在、印刷物として作成されている公報（公開公報、登録公報）情報を電子化し、かつ検索可能形にして、CD-ROM 等のメディアで配布するためのシステムの開発である。2007 年中に入札を実施する予定である。

III DGIPR にかかる知的財産権制度および 出願・審査・登録業務処理の現状

1 特許・実用新案制度および出願・審査・特許付与業務処理プロセス

1.1 現行法および規則、関係国際法・条約

(1) 現行法および規則等

インドネシア国における本格的な特許制度の導入は、1989 年法律第 6 号特許法の制定による。その後 PCT 加盟にともなう 1997 年法律第 13 号による改正を経て、2001 年法律第 14 号による改正法が現行法となっている。特許施行規則については 1991 年に旧法下で制定された以降は、現行法に準拠する規則改正がなされておらず、DGIPR での特許審査処理における運用解釈の円滑性向上に課題を残している。

(2) 国際的取り組み

インドネシア国の特許・実用新案に関連する国際条約の加盟状況は以下の通りである。

- 1950 年: パリ条約加盟
- 1979 年: WIPO 条約加盟
- 1995 年: WTO 加盟 (TRIPS 協定締結含む)
- 1997 年: PCT 加盟

インドネシアの特許制度は当初より、国際標準に適合した早期公開、審査請求制度などを骨格として制度づくりがなされたため、1997 年の PCT 対応の法改正も順調に行われた。それ以降、PCT 国際出願に基づくインドネシア国内移行出願が順調に増加し、今日では外国からの出願の大半を占めるまでになっている。インドネシア国内からの PCT 国際出願に関しては、DGIPR は、その保管公知資料の現況が最小資料 (Minimum Documentation) 要件を充足するにはまだ達しておらず、国際調査機関の機能実現には至っていない。したがって、PCT 国際出願については、DGIPR は国際出願書類を国際事務局に転送する受理官庁機能のみを果たしている。但し、インドネシア国内からの PCT 国際出願は低水準に止まっている。

国際特許分類については、ストラスブール条約に加盟していないものの、最新国際分類 (IPC 第 7 版) に準拠し使用している。

1.2 出願・特許付与および維持状況の推移

1989 年特許法制定以来の出願件数と特許付与件数の年ごとの推移は表 III-1-1 の通りである。

表 III-1-1 特許・実用新案の出願、付与件数の推移

Year	Patent Applications Filed								
	Patent				Simple Patent			Total	Cumulative
	Domestic	Foreign	PCT	Sub Total	Domestic	Foreign	Sub Total		
1991	34	1,280		1,314	19	3	22	1,336	1,336
1992	67	3,905		3,972	12	43	55	4,027	5,363
1993	38	2,031		2,069	28	43	71	2,140	7,503
1994	29	2,305		2,334	33	60	93	2,427	9,930
1995	61	2,813		2,874	61	71	132	3,006	12,936
1996	40	3,957		3,997	59	76	135	4,132	17,068
1997	79	3,939		4,018	80	80	160	4,178	21,246
1998	93	1,608	145	1,846	109	32	141	1,987	23,233
1999	152	1,051	1,733	2,936	168	19	187	3,123	26,356
2000	157	983	2,750	3,890	213	38	251	4,141	30,497
2001	212	813	2,901	3,926	197	24	221	4,147	34,644
2002	234	633	2,976	3,843	157	48	205	4,048	38,692
2003	202	478	2,620	3,300	163	29	192	3,492	42,184
2004	235	647	2,787	3,669	179	29	208	3,877	46,061
Total	1,633	26,443	15,912	43,988	1,478	595	2,073	46,061	

特許・実用新案出願件数に対する DGIPR の審査処理件数の内訳と審査待件数の推移は表 III-1-2 に示す通りである。

表 III-1-2 特許・実用新案の審査処理件数推移

Year	Filed	Granted	Refused	Withdrawn	Waiting	Cumulative Grant
1991	1,336				1,336	
1992	4,027			51	5,312	
1993	2,140	18	13	207	7,214	18
1994	2,427	92	19	388	9,142	110
1995	3,006	440	88	1,097	10,523	550
1996	4,132	960	215	670	12,810	1,510
1997	4,178	1,021	196	861	14,910	2,531
1998	1,987	1,380	42	1,338	14,137	3,911
1999	3,123	1,301	65	2,417	13,477	5,212
2000	4,141	1,074	138	1,509	14,897	6,286
2001	4,147	1,398	103	1,354	16,189	7,684
2002	4,048	2,557	123	1,946	15,611	10,241
2003	3,492	2,911	99	1,484	14,609	13,152
2004	3,877	2,742	74	1,778	13,892	15,894
Total	46,061	15,894	1,175	15,100		

ここ数年は、年あたり審査処理件数が増加し、出願件数が漸増傾向にあるにも関わらず、審査待（滞貨）件数は増加していない。PCT 出願に基づくインドネシア出願の件数割合の増加が、審査処理の促進に大きな効果を与えているものと見られる。PCT 出願は世界的趨勢として利用が増加する傾向にあり、今後もこの審査処理促進の効果は継続するものと予想される。

1.3 制度の概要

1.3.1 要件と出願

特許・実用新案の実体的登録要件（特許性）は、国際標準に沿ったものであり、新規性および進歩性（第 2 条）、産業上の利用可能性（第 5 条）、主題適格性（第 7 条）が規定されている。各要件の特徴は次の通り。

(1) 新規性

新規性基準には世界公知主義をとっている。インドネシア国の特許・実用新案先願も、後願の新規性を喪失させる、拡大された先願の地位を有する。すなわち **Whole Content Approach** を採用している（第 3 条）。また、これらについては、同一出願人にも適用される自己衝突（**Self-collision**）がありうる。新規性喪失の例外規定は国際博覧会などの限定的事由に制限されている（第 4 条）。

(2) 進歩性

進歩性には自明性基準を採用している（第 2 条）。

(3) 産業上の利用可能性

産業上の利用可能性については、格別の詳細定義はない（第 5 条）。

(4) 主題適格

定義（第 1 条）において、発明とは、要するに、製品または方法で具現化される、技術分野における問題解決の思想であると規定されている。その他、個別的例外のみが規定され（第 7 条）、公序良俗違反、医療行為、科学数学理論や手法、微生物以外の生物や生物プロセス、などが主題適格の除外対象として列挙されている。

実用新案については、新規性と産業上の利用性のみが審査される（第 105 条）。特許出願と実用新案出願の二重出願は、法文上の明示規定はないが、許容していない。

特許・実用新案出願は、発明の単一性の範囲で発明ごとにしなければならないとされている（第 21 条）。

出願はインドネシア語により作成した以下の書面を提出して行う (第 24 条)。

	内、最低限 必要な書面
a. 出願の年月日	X
b. 出願人の住所	X
c. 発明者の名前と国籍	
d. 代理人による出願の場合、代理人の名前と住所	
e. 代理人による出願の場合、委任状	
f. 特許願い	X
g. 発明の名称	
h. クレーム	X
i. 明細書。発明実施方法の完全な情報を含む発明の記載。	X
j. 明細書で参照している図面 (図面あるとき)	X
k. 発明の要約	

以上の書面については、委任状を除き、正副 3 通の提出を要する。

出願には料金納付が必要であり、2005 年度料金では、特許出願が 57 万 5,000 ルピア、実用新案出願が 47 万 5,000 ルピアである。

出願日の付与には、上記出願料金の納入と、前記最低限必要書面の提出が最小要件である (第 30 条)。他の書面は追完が可能である。最小要件に不備があり、追完があったときは、その追完日を出願日とする。期限内に方式要件の不備が解消されないときは、出願は取下げられたものと見なされ、見なし取下げ通知書を出願人に送付する。

上記以外の各種書面、例えば優先権証明書類などは 1 通の提出で済む。包括委任状制度は未採用で、出願案件ごとに個別委任状の提出が必要である。また、法令上の明示規定はないが、法人出願の場合、会社登記の写のような、識別書類の提出が求められる。

なお、明細書の記載要件については、出願書面に関する上記の要件 i において言及されているだけで、他に規定する法文はないが、審査実務上は主要諸外国と同様に詳細かつ十分な発明開示が要求される。また、クレームについて、DGIPR は運用上、独立クレームはカテゴリーごとに 1 項とすることを単一性の担保上要求している。

1.3.2 出願公開

特許出願は、出願日から 18 ヶ月を経た後、かつ方式審査が完了した後、早期に公開される。優先権主張をとまなう外国からの出願については、優先権主張日が公開期間の起算日となる。PCT 出願の国内移行出願も公開の対象である。通常は PCT 国内移行後、方式審査が完了すれば速やかに公開される。実用新案出願については、公開時期は出願後 3 ヶ月以降である (第 42 条)。

出願公開後、特許で 6 ヶ月間、実用新案で 3 ヶ月間が公開期間とされ (第 44 条)、第三者からの異議申し立て、または意見があれば受理する (第 45 条)。

なお、公開の例外として、国家安全上に関連して政府関係機関からの指定により、非公開決定されることがある (第 46 条)。

1.3.3 実体審査

特許・実用新案出願は、公開期間が経過した後、かつ審査請求があった後に、実体審査に送致される。

即ち、インドネシアでは審査請求制度を採用しており、出願日から 36 ヶ月以内に、出願人は料金納付と共に審査請求を行うことができる (第 49 条)。実用新案の審査請求期間は出願日から 6 ヶ月以内である (第 105 条)。海外からの出願の場合、DGIPR では、審査請求期限の起算日は優先権主張日ではなく、実際の出願日または PCT 出願の場合は国際出願日として解釈運用している。

特許についての審査請求料は、2005 年度料金で、基本料金 200 万ルピア (クレーム 20 項まで)、以降 4 万ルピア/項のクレーム加算料金が必要である。

実用新案については、出願料金で審査請求料がカバーされており、事実上全件が審査請求される。

実体審査では、特許性についての実体的要件が審査される。特許については進歩性の審査までおこなわれるが、実用新案については、新規性と産業上の利用性のみ審査される (第 105 条)。

特許性に関して、不備が見いだされたときは、審査官は特許局長にその旨の報告書面を提出し、DGIPR は拒絶理由通知書を出願人に送達する。出願人は指定期間内に意見書、補正書を提出することができる。補正基準は、原出願の発明の範囲を拡張しない限度内でなければならない (第 35 条)。応答がない場合は、出願は取り下げられたものと見なされる。

外国からの優先権主張をともなう出願については、DGIPR は第一国出願の審査結果情報について、出願人に情報提供を求めることが出来る (第 28 条)。また、出願発明の新規性、進歩性と産業上の利用可能性の評価に資する情報の提供も求めることができ、この目的で、DGIPR は優先権出願国以外の外国における対応出願の審査結果情報を出願人に求めることができる。

DGIPR は実体審査に関して、特許で 36 ヶ月、実用新案で 24 ヶ月以内に許可または拒絶の決定をしなければならない。この審査期間の起算日は、公開期間の終了時 (特許で出願日から 24 ヶ月以降、実用新案で出願日から 6 ヶ月以降)、または、審査請求時 (特許で出願から 36 ヶ月以内、実用新案で出願から 6 ヶ月以内)、いずれか遅い方である (第 54 条)。

拒絶の決定に対して、出願人は、3 ヶ月以内に審判請求を提起することができる (第 60、61 条)。DGIPR は審判請求から 9 ヶ月以内に決定維持または破棄の審決を下す。拒絶審決にたいして、出願人は 3 ヶ月以内に商事裁判所に不服訴訟を提起することができる (第 62 条)。この目的で、DGIPR は特許審判部を設置している (第 64 条)。

1.3.4 特許付与

実体審査の結論が許可の場合、DGIPR は出願人に特許付与通知した後、特許証を発行する。特許証の発行について、DGIPR は秘密指定特許の場合を除き公示する (第 55 条)。特許証発行は記録されるが、法令上、特許原簿の作成規定は特にない。

1.3.5 存続期間・延長・失効

特許の存続期間は出願日から 20 年間であり、実用新案は 10 年間である。特許登録により出願日に遡及して権利が存在するものとみなされる。DGIPR は現在、出願日の年を初年として付与年までの累積的な維持年金の一括支払いが必要としている。

最初の維持年金の支払いは、特許証の発行日 (登録日) から 1 年以内が期日であり、初年度から登録日の年度までの累積維持年金を支払う必要がある。以降は各年の維持年金を 1 年ずつシフトした期間内および期日までに支払う。維持年金の支払いは都合 3 年の猶予期間があり、支払いがないままこの猶予期間を経過すると、特許は失効する。

特許期間延長については、医薬に関連する認可行政を原因としての商業的实施遅延に対する補償も含めて、法令では一切認めていない。

1.3.6 登録後の取消、移転、ライセンス

特許付与後、以下の事由を生じた場合は、権利者による設定登録および DGIPR による告示が必要であり、登録がない場合、第三者対抗要件を発生しない。

(1) 移転

特許権の相続や契約による権利移転は、料金納付のうえで、設定登録と告示が必要である(第 66 条)。先使用权(第 13 条)については、相続に限り権利移転が可能であるが、その場合も設定登録と告示が必要(第 67 条)。

(2) ライセンス

当事者間契約による実施権(ライセンス)も、設定登録と告示の対象である(第 72 条)。特許付与後 3 年以内に特許発明の実施がなされない場合、裁定により強制実施権が設定されるが(第 75 条)、強制実施権も設定登録と告示の対象である(第 80 条)。強制実施権については、取消、裁定による実施権期間の満了、あるいは相続による移転も登録と告示の対象である。

(3) 取消

特許は、次の 3 つの事由により、存続満了期間内に取り消されることがある。

- i. 期限内の年金不払い
- ii. 特許権者の申立による取消
- iii. 第三者の取消訴訟による取消決定

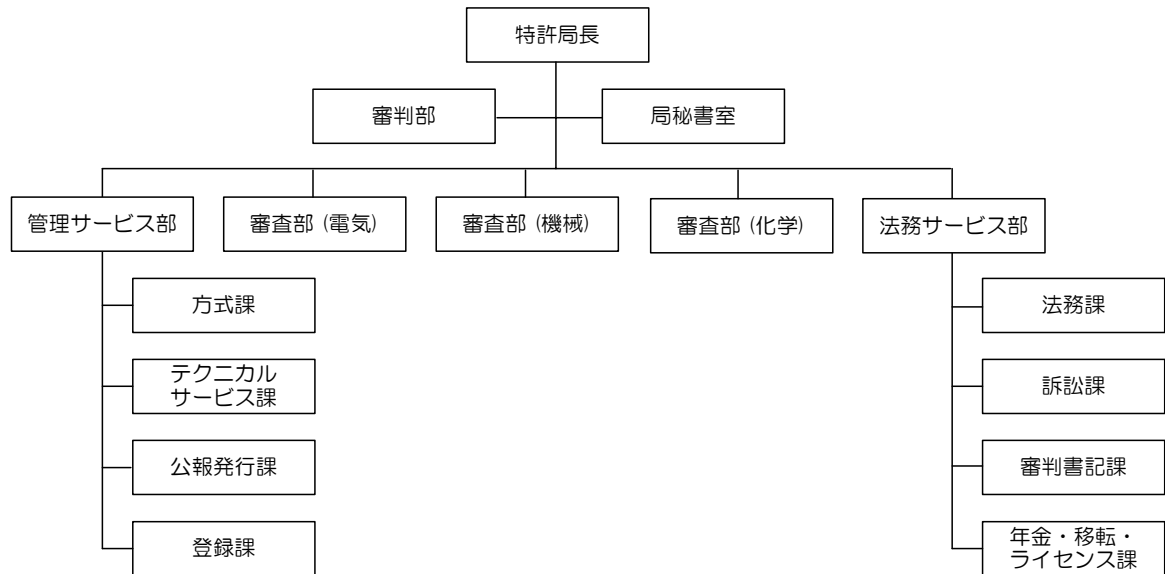
いずれの事由による取消も、登録と告示の対象である。

1.4 特許局 (Patent Directorate) における組織、要員と職掌

(1) 組織

特許局 (Patent Directorate) の現在の組織構成は図 III-1-1 に示す通りである。

図 III-1-1 特許局の組織



(2) 人員構成

特許局は登録課 15 名、公報発行課 7 名などを含め全 120 名で構成されている。その内、実体審査を担当する審査官は、電気、機械、化学の 3 審査部に属し、全 71 名を擁する。

審判部は上記に含まず特許局長に直属し、現在、DGIPR 外の政府関係機関職員や学識経験者など 6 名に、DGIPR の 上席 (Senior) 審査官など 5 名を加えた 11 名の組織である。

(3) 業務分担

特許局における管理サービス部は、特許・実用新案の出願受付から特許証発行までの管理機能を有する。方式審査や公報発行も管理サービス部の所管である。

3 つの審査部は、電気、機械、化学の 3 分野別に、実体審査業務を遂行する。各審査官は、特許局長より所属審査部長を経て実体審査指令を受け、実体審査を実施する。実体審査完了後は、審査部長経由で特許局長へ審査結果の報告を行う。

管理サービス部は、審査結果に応じて、出願人への通知と特許証および公報の発行、さらに処理済みファイルの処分 (保管部門への送付) を行う。

審査結果に対して、拒絶不服の審判請求や訴訟提起があったときの対応は法務サービス部の所管となる。登録後の維持年金管理、移転やライセンスなどの事象 (Mutation) に対する対応と管理も法務サービス部の所管である。

1.5 出願・審査・特許付与業務処理プロセスと機械化

(1) 概要

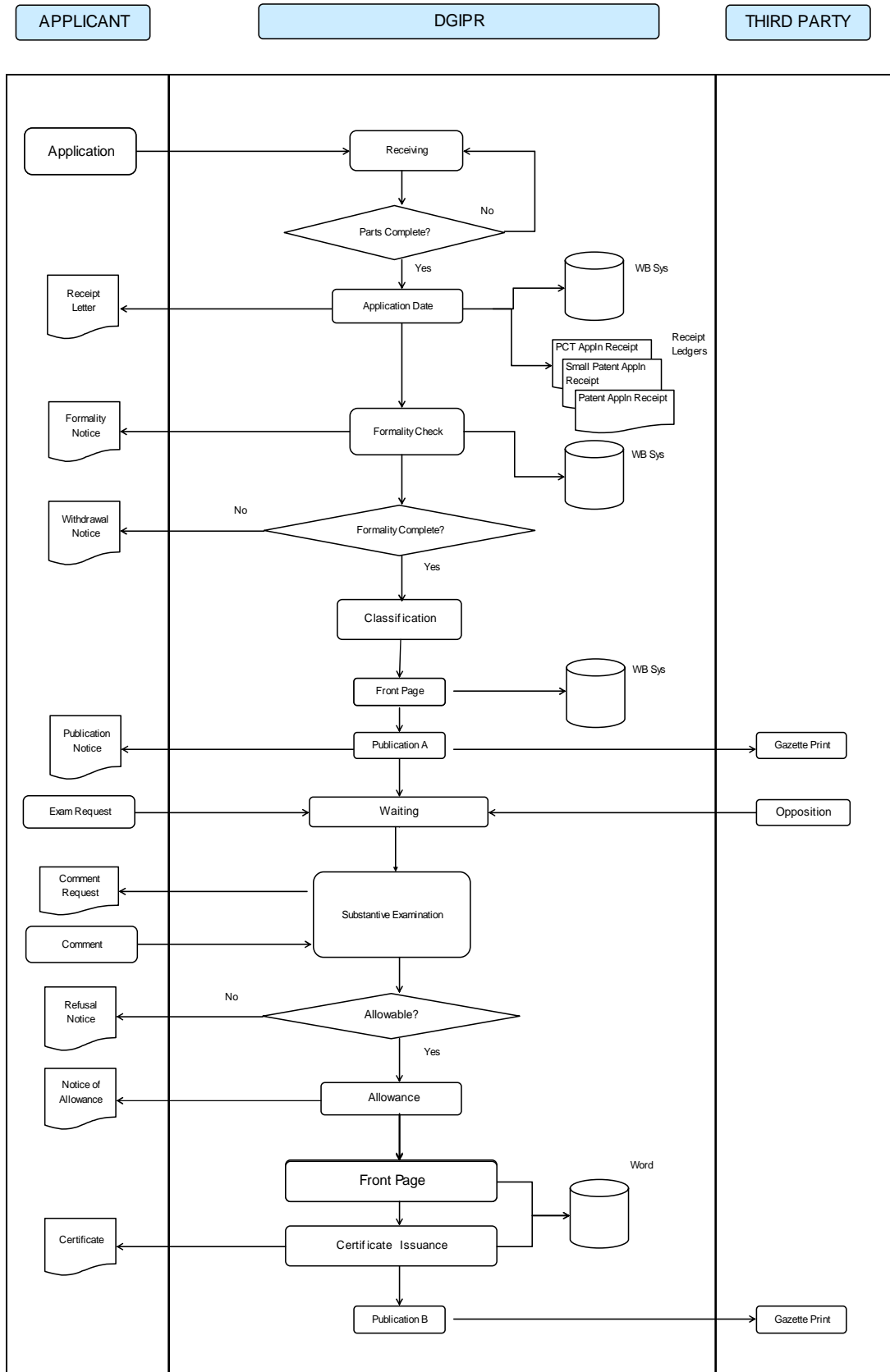
特許実用新案出願の業務処理プロセス・フローは、図 III-1-2 に示す通りである。

1995 年ごろまでは、特許の出願・登録処理は、手作業で行われていたが、それ以降は、MS SQL サーバーを利用した公報発行システムにより行われるようになった。このデータベースには、イメージデータは含まれていない。

2003 年には世銀支援システムを導入、方式審査完了までと出願公報の作成にはこのシステムを利用するようになった。システムに出願書誌事項の入力を行い、出力帳票やレポート作成や管理に利用している。しかし、それ以降（実体審査以降）の過程においては、このシステムは利用されていない。多数の手書き台帳、Word テンプレート、Excel、Access ファイルによる管理データが雑多に利用されている。

DGIPR は、2003 年ごろから世銀支援システムとは別に、高速スキャナーと EPO Scan を利用して、登録済み特許のイメージデータ化に取り組んできた。審査処理完了後にファイル保管部門 (Library) よりファイルを借り出して作業するため、現在 1997 年出願のスキャン処理をしている段階であり、現在まで、スキャンされたのは、1 万 500 件のみである。

図 III-1-2 特許・実用新案出願の業務処理プロセス・フロー



現状の業務処理プロセス・フローに沿って、主なデータ入力、保管の状況を示すと図 III-1-3 および図 III-1-4 に示す通りである。

図 III-1-3 特許・実用新案出願処理プロセスにおけるデータ入力・保管状況 (その 1)

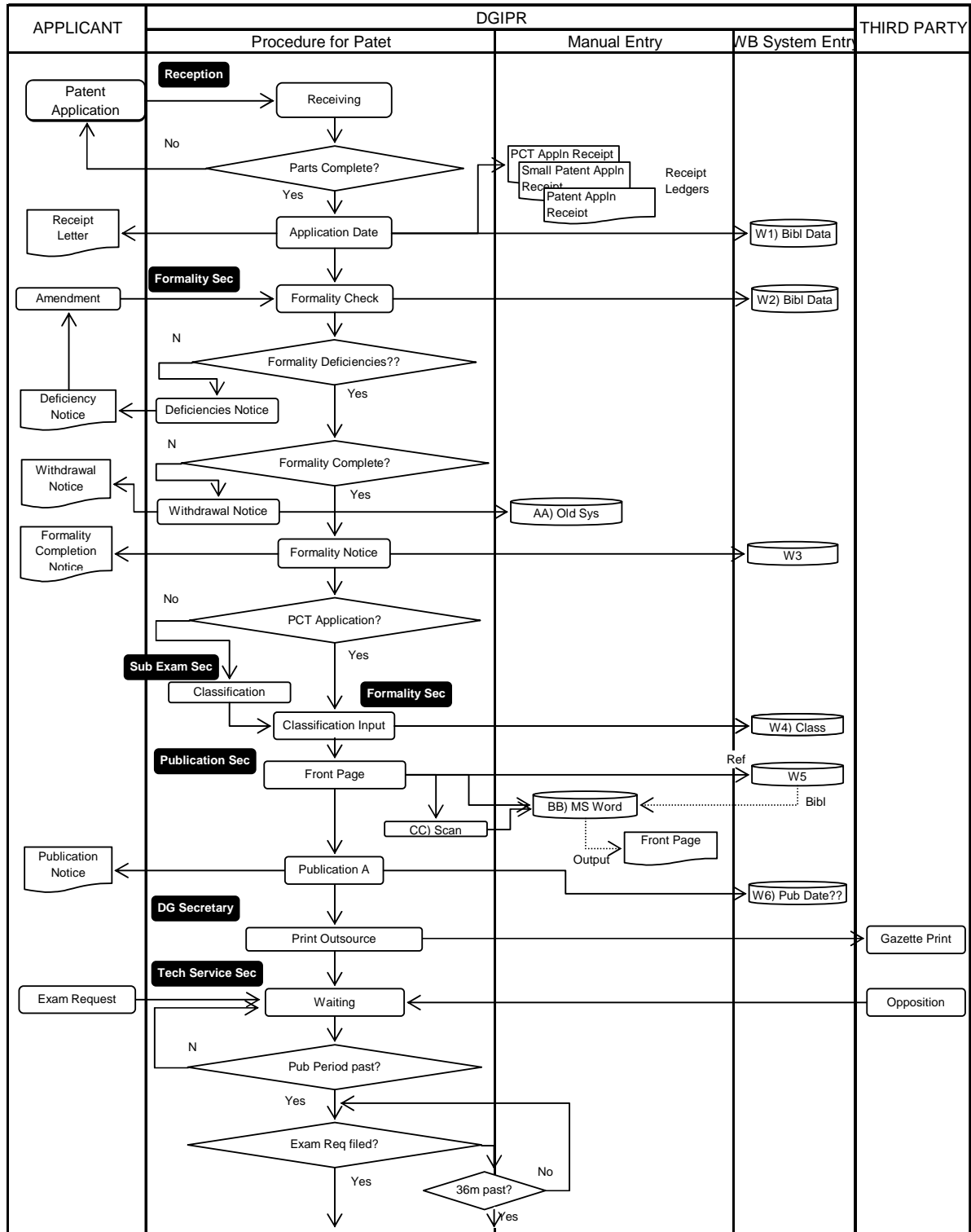
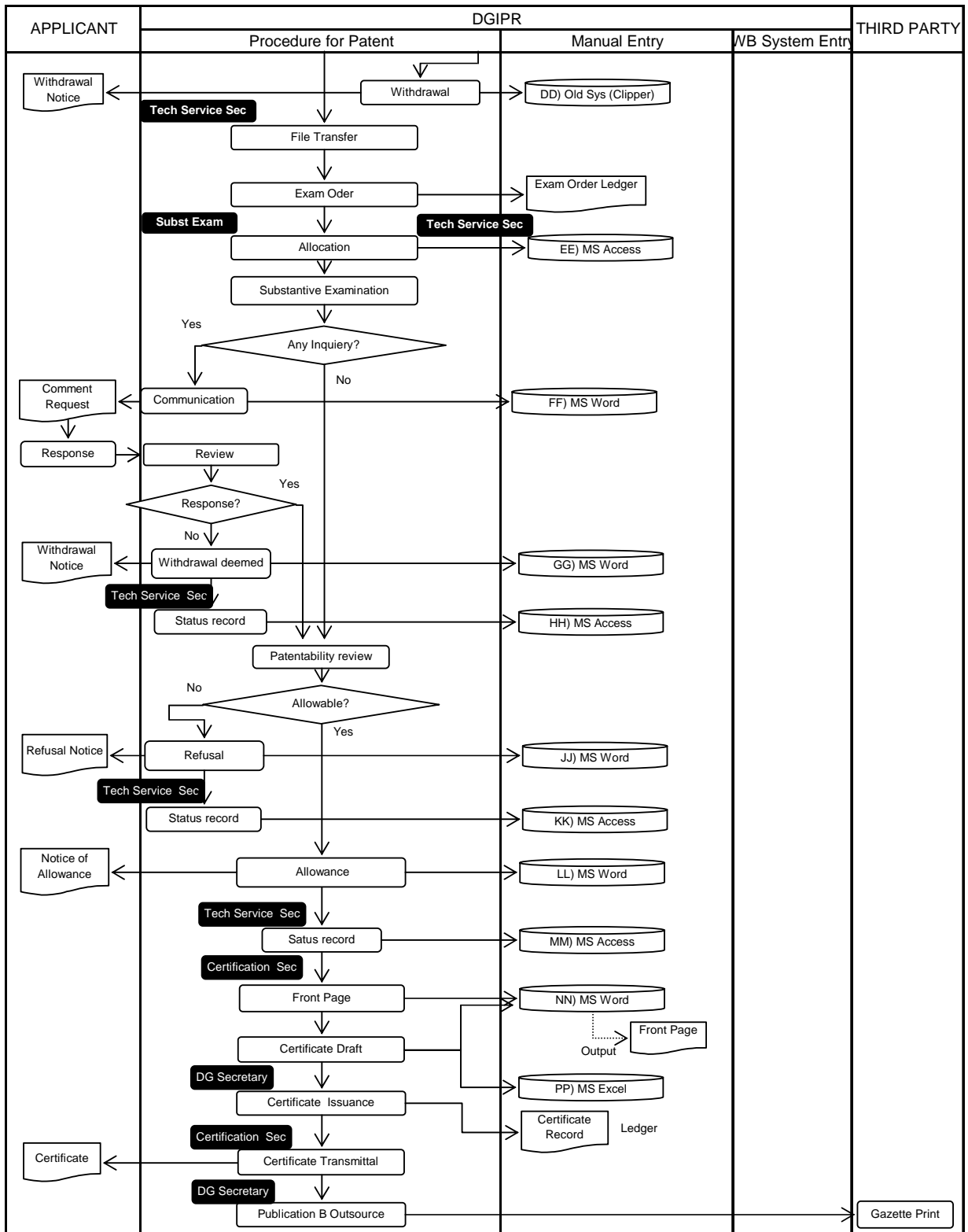


図 III-1-4 特許・実用新案出願処理プロセスにおけるデータ入力・保管状況 (その2)



(2) 出願受理

受付にて提出する出願書面のうち、願書、明細書、クレーム、要約書、図面 (ある場合) は、正副 3 通提出される。出願料金納付の証明のために、DGIPR に付設の支払い窓口において払い込み時に発行される料金納付書を添付する。

受付窓口では、特許、実用新案、PCT 国内移行のそれぞれに対して、2005xxxxx, S2005xxxxx, W2005xxxxx の形式の出願番号が付与される。

3 通出願書類各 1 組を、公開用ファイル(*)、分類用ファイル(**)、審査用ファイル (***) に綴じ込む (各ファイルには識別のための星印がプリントされている)。

書誌事項の入力完了後、出願受領書を正副 4 通作成し、料金納付書とともに経理部署に回送し、料金納付確認の署名を得た後、出願人に 1 通を手渡しまたは送付する。控えは、1 通を経理部署、1 通を分類用ファイル (**), 1 通を審査用ファイル (***) に綴じ込む。これら 3 組のファイルはまとめて方式審査課に送付される。

システムによる処理

出願受付時に、受付窓口で出願書誌事項が世銀支援システムに入力される。出願番号は自動生成される。

法令上必須の出願書誌事項以外に、委任状、譲渡、優先権証明証等の添付書類 (各 1 通) をチェックし、その有無を入力する。同様に、優先権データや、クレーム数、明細書ページ数、図面の数も世銀支援システムに入力。入力完了後、出願人に交付すべき受領確認レターを世銀支援システムで出力する。

(受付では特許、実用新案、PCT 国内移行出願に対して、それぞれ別の手書き台帳を準備し、出願番号、出願人、代理人等を手書き記録している。以降、ファイルが部門間で移送される都度、渡し手と受け手の両者が個別の手書き台帳を持ち、マニュアル記録している。以降の説明では手書き台帳への情報エントリーは、原則として説明を省略する。)

(3) 方式審査

方式審査課では、書誌事項と書面の不備をチェックし、不備がある場合、出願人に追完指令を送付する。最小要件に不備があり、追完があったときは、その追完日を出願日と決定する。期限内に方式要件の不備が解消されないとき、出願は取下げられたものと見なされ、見なし取下げ通知書を出願人に送付する。方式審査の過程で、国際特許分類の付与を行う。PCT 国内移行ケースのように分類が既に付与されている場合はその国際分類を採用するが、付与されていない国内からの出願などについては、方式審査課に分類付与リソースがないため、

審査部へ分類ファイル (**) を回送して、実体審査官に付与分類の特定を依頼する。

方式要件が完備したときには、方式審査完了レポートを作成し、公開用ファイル (*) を公報課に送付する。

下記の公開作業が完了した後、公開期間が経過し、且つ審査請求があるまで、出願ファイルは待機状態とされ、テクニカル・サービス課が保管する。審査請求期間を経過しても審査請求がない出願は、見なし取下げ処分として、その旨の通知書を出願人に送付する。実体審査の用意ができた出願ファイルは、まとめて審査部へ回送される。

システムによる処理

方式審査では、方式審査により確定された出願日、方式不備チェック結果を世銀支援システムに入力する。不備がある場合、世銀支援システムにより、方式チェック結果の通知レポートを出力し、出願人に通知して追完を促す。追完あれば、世銀支援システムに必要な訂正入力を加え、方式審査結果レポートを世銀支援システムで出力する。方式審査結果レポートは、出願人に送付するとともに、控えをファイルに綴じ込む。

方式審査課では、国際特許分類を付与し、世銀支援システムに同データの入力をする。

国内からの出願などの従来型出願については、審査部へ分類ファイル (**) を回送して実体審査官に付与分類の特定を依頼し、付与分類情報を取得後、公報発行課で国際特許分類のシステム入力を行うが、この時点では方式審査入力は完了していることが多く、その場合、世銀支援システム入力で分類情報のデータ更新できない。この場合、世銀システム上で分類欄に追加入力しても情報が更新表示されず、公開公報発行に使えない。そのため、公報発行課では一旦 MS Excel ファイルに分類情報を保存しておき、後述の公報発行の際に使用している。

方式審査課では、他に、必要により以下の書誌事項の訂正入力をする。例えば、出願後、実体審査に移行する以前に、適正な名義変更届けが提出された場合には、出願人名と住所のデータを訂正変更することになる。

- 出願日
- 英語での発明の名称
- 発明者
- 出願人名と住所
- 代理人名と住所
- 優先権データ

このうち、発明者と優先権データは、方式審査担当者では世銀支援システムに訂正入力できず、IT 部門担当者による補助が必要となっている。

また、出願後実体審査に移行する以前に、適正な名義変更届けが提出された場合には、出願人名と住所のデータを訂正入力することになる。名義変更に関しては、原出願人名と変更後の出願人名、名義変更届出日などの関連事項をリスト化した MS Excel ファイルを作成しており、このファイルには 2004 年 12 月以降に名義変更処理をした分が収録されている。

方式審査課では、出願人から書面による出願取下げ申請があったとき、または審査請求なしに請求期間を徒過したとき、出願取下げ処分を行うが、取下げ処分通知書を世銀支援システムでは出力できない問題がある。旧 Clipper システムはこの取下げ通知書出力機能を備えているため、取下げ処分時には、必要な書誌事項を Clipper システムに入力し直して、通知書を出力している。

審査請求日の入力、世銀システムで可能であるが、これまでのところ、全件について一貫した入力が行われていない。一部のケースは、審査請求日に関しては、手書き台帳の記録に頼って管理されている。今後は、一貫したデータ入力が望ましいと思われる。補足情報として、審査請求後、実体審査部門に送致された出願案件については、テクニカル・サービス課が MS Access ファイルに審査請求日をはじめとする様々な管理情報、ステータス情報を記録している。

(4) 公開 (公報発行)

方式審査完了後、公報発行課に送付された公開用ファイル (*) に基づき、公報用のフロントページが作成される。現在公開公報 (Publication A) に掲載している事項は以下の通りである。

INID コード	掲載事項
11	公開番号
12	公報種類
13	公報 WIPO 標準コード
19	発行機関 WIPO 標準コード
21	出願番号
22	出願日
30	優先権データ
31	優先権出願番号
32	優先権出願日
33	優先権出願国 WIPO 標準コード
43	公開日
51	IPC
54	発明の名称
57	発明の要約
71	出願人名
72	発明者名
74	代理人名

フロントページ作成後、そのコピー1部は、公開期間に入った後、速やかに DGIPR 内の掲示板に掲載され、公開される。公開は毎週木曜日に更新追加されている。現在のところ、公開の遅延はほとんどない。しかし、公報分冊の発行は、フロントページ 200 件をまとめ、外部印刷業者に外注委託して行う関係で、公開から 4~5 ヶ月遅延を生じている。

公開公報分冊の発行は不定期であるが、ほぼ 1 冊/月のペースであり、2 冊発行される月もある。公開公報分冊は、現在全支局に配布され、また大学その他公共機関に配布されている。

システムによる処理

公報発行は、世銀支援システムと旧システムを混合使用して、フロントページの作成を行っている。書誌データはこれらシステムに入力したデータから MS Word のテンプレートに取り込む。この MS Word テンプレートは、公開用のフロントページ・デザインの体裁を良くするために作られたものである。書誌データ以外に、要約書と図面のグラフィック・データを、以下の要領で作成し、このワード・テンプレートに転記、または貼り付けする。

要約書データに関しては、要約書をスキャナーにかけ、OCR でテキスト変換した後、目視で誤変換を訂正入力してテキストデータ作成。短い場合は、マニュアルで全文テキスト入力してしまう場合もある。図面がある場合は、図面もスキャナーにかけ、グラフィック・データとする。旧システムは、スキャンして作成したデータとの連携が良いため、旧システムへ書誌データ入力した分については、担当者は旧システムを使う傾向がある。世銀支援システムを使う場合は、要約書データと図面データのファイルをフロッピー・ディスクなどの媒体を用いマニュアルで Word テンプレートに移す操作が必要。書誌データを世銀支援システムでしか入力していない新規出願分は世銀支援システムでフロントページ作成作業をせざるを得ない。

なお、旧システムで入力した古い出願の書誌データは、世銀支援システムにも取込み済み。

書誌データ以外に、さらに公開番号と公開日の情報を生成付与し、公開公報に含める必要がある。公開番号は、旧システム、または世銀支援システムで書誌事項を Word テンプレートに転送する操作をする際、自動生成し付与される。公開日については、フロントページ作成作業の日の次の月曜日、または木曜日を公開日としてマニュアル入力する。フロントページが完成すれば、公開は、フロントページ。コピーを DGIPR 掲示板に掲載することで実行されるので、公開日情報と公開実施日の食い違いが生じることはない。

なお、分類情報に関して、非 PCT 出願の分類情報については、公報フロントページ作成時に世銀支援システムで参照出来ない。そのため、公報発行課では審査官から受領した分類情報を一旦 MS Excel ファイルに入力して保存し、公報フロントページ作成時にこのファイルを参照して、フロントページに分類情報をマニュアル入力している。

出願公開後、公開を通知するレターを出願人に送付するが、同レターは Word テンプレートを用いて、必要書誌事項をマニュアル入力して作成している。

以上の公開データとして、93 年以降出願受付した 4~5 万件分のデータが保存してある。公開データの作成は、公開時期 (出願日または優先権主張日より 18 ヶ月以降) から 2~4 週間程度の期間で実施されており、実質的遅延、滞貨はほとんどない。

(5) 実体審査

実体審査のために審査部に回送される出願については、特許局長が審査指令書を発行し、各審査部長が審査官に出願を配分することで、実体審査がスタートする。実際の出願ファイル分配は3ヵ月に1回程度、各審査部長から配下の審査ユニット長経由で分配される。

外国からの優先権主張をとまなう出願や、PCT 国内移行出願などは、第一国出願の審査結果や、PCT サーチレポート、予備審査結果などをまず参照する。独自の先行技術サーチは原則として行わない。特許性の判定も、対応外国で審査結果が出ているときは、原則として行わない。この審査ルーチンは、**Semi-Examination** と称されている。

Semi-Examination においては、特許許可された他国審査結果に合わせて、インドネシア出願の内容 (特に許可クレーム) を合致させれば、許可となる。複数外国で審査結果が出ている場合、どの国の審査結果に依拠するかは、出願人の自由に委ねられる。

国内からの出願については、先行技術調査と、独自の特許性判断が必要である。これは **Full-Examination** と称される。**Full-Examination** でのサーチでは、EPO、JPO、USPTO 等の **IPDL** 利用が主となる。IPC やキーワードによるサーチが多用される。サーチ結果を数件から10件程度に絞り込んでから、要約や、本文の内容チェックを行う。

新規性の判断基準は、審査基準はないが、通常、実質同一基準を採用している。EPO 基準 (**directly and unambiguously derivable**) で先行技術との同一性をまず判断するが、その基準で相違があったときは、その相違による実質的発明異同を次に判断している。

進歩性判断も、審査基準はないが、通常、EPO 標準の課題-解決アプローチを採用している。

インドネシア国出願については、有効なサーチ手段がなく困っているのが実情である。公開用のフロントページ・データを **DGIPR** 内で作成しているが、要約書テキストに対する検索手段がない。発明の名称のみ、テキスト検索ができるが、サーチ手段としては能力不足である。公開公報分冊は、分類別保管ができていないので、紙公報のマニュアルサーチも事実上できていない。

特許性を否定する事実、例えば先行技術引例を発見したときは、出願人に拒絶理由通知を送付する。応答期間は審査官指定で普通3ヵ月であるが、出願人から延長申請あれば、許可する。36ヵ月の審査期間を徒過していない限り、延長申請や、補正の繰り返しも柔軟に応じ、許諾している。

出願人から応答がない場合は、見なし取下げ処分とする。1997年改正法以前は、無応答による見なし取下げ処分ができなかった。1990年代前半で未処分出願が残ってしまっている大きな原因がこの事由による。

面接審査は、特に国内からの出願ではよく利用されている。地元発明者の出願では、発明者の技術説明が審査官の発明理解に有用である。

審査未了の出願ファイルは、すべて、担当審査官のブースに保管しなければならないことになっている。

審査の結論が許可の場合は、最終許可対象の明細書、クレーム、図面全ページ右下隅に、担当審査官がイニシャル署名する。審査終了時には、審査完了レポートを正副 3 通作成する。許可、拒絶、取下げいずれかの結論の部分がレポート本体で、その根拠を記載した書面を内部資料としてファイル (***) に添付する。審査完了レポートは、担当審査官が署名した後、上席 (Senior) 審査官少なくとも 1 名を含む 2 名の審査官が、審査結果をチェックしイニシャル署名してドラフトが完成する。

審査完了レポートは、審査部長の確認イニシャル署名を経て、特許局長の承認署名を得て、完成する。審査完了レポートの正本は、出願人へ送付されるとともに、控え 1 通は特許局長 (秘書室) が保管、他控え 1 通がファイル (***) 内に綴じ込まれる。

許可の審査完了レポートは、特許付与 (Grant) の法的効果を持ち、その発行日が特許付与日とされ、維持年金の起算日として重要な意味を持つ。この日が実質的な特許登録の日として扱われる。

審査完了ファイルの保管分配はテクニカル・サービス課の所管で、許可ファイルを登録課に届ける他、拒絶・取下げファイルを図書・文書保管課へ送付するなどの処置を行う。

システムによる処理

実体審査に移行した後の出願ケースについては、最近まで一貫性ある管理データを一切作成しておらず、個々の審査官による様々なメモ、台帳、付箋などでバラバラな管理をしていた。出願人に対する拒絶理由通知や、拒絶、取下げ、許可等の処分通知も、共通の Word テンプレートを使用してはいるものの、各審査官が作成した書面を、テクニカル・サービス課経由で出願人に送付し、ファイル中に控えを保存するに止まる。作成した Word 書類データの一括保管はなされていない模様である。

2005 年 8 月より、実体審査段階にある出願案件に関して、テクニカル・サービス課が管理用 Access ファイルを作成し、各出願案件の審査官への配布時点から、担当審査官と送受書面の記録を一括入力することとしている。今後発生する事象に関しては、この Access ファイルを参照することで、最終処分前の途中段階も含めた、ステータス情報を得ることができると期待される。

なお、実体審査に移行した後の出願案件は、方式審査課の管轄外であるが、実体審査段階でも取下げ、ないし見なし取下げが発生した場合は、方式審査課が旧 Clipper システムで取下げ通知書ドラフトを作成する便宜を提供している。起案署名は実体審査官の責任であり、公式には方式審査課は、この段階での取下げ処分に関与しない。ただ、方式審査課が管理使用

している、旧 Clipper システムに、取下げ処分データがすべて残存している点に留意すべきである。

(6) 特許証発行

特許付与後、最終テキストに基づき、特許証添付用のフロントページが作成される。代理人に対してフロントページのドラフトを事前に確認後、特許証準備作業を行う。許可ファイル中の書類で審査中になされた書誌事項の補正、変更等をチェックし、フロントページおよび特許証の正副 2 通の原稿に盛り込む。特許番号は ID 00xxxxx の形式で、下位桁はシリアル番号である。登録番号の穴あけ (Perforation) をした後、正本にフロントページ、明細書と図面の控え (審査官イニシャルのない方) をリボン掛け綴じて、特許局長の署名を得た後、型押し (Seal または Emboss) して、特許証が完成する。特許証正本は出願人に送付され、副本とフロントページ 1 通がファイルに綴じ込まれる。特許証の発行は不定期で、ほぼ 1 回/週程度の頻度で行われる。

現状では、特許発明情報を含む特許公報 (Publication B) の発行は中止されている。本来は、特許公報も分冊公報 (Gazette) に収録されるべきところ、作業遅延のため現状では中止されている。作業遅延が分冊公報 (Gazette) の発行を遅延させると、公開公報 (Publication A) 収録分冊の早期発行を阻害する弊害を生じるためである。代わりに、特許証の発行された案件の出願番号と特許番号のリストが、公開公報 (Publication A) と同じ公報分冊 (Gazette) に収録掲載されている。

システムによる処理

特許証はフロントページを添付して発行する。添付および登録公報用のフロントページ作成は、公開用のフロントページ・データとは別に、改めて図面のスキャン作業も含めてデータ入力を行い、作成作業が行われる。フロントページ作成は Word テンプレートを用いて行う。審査段階で、明細書や図面あるいは書誌事項に対し、補正や訂正があり得、これらはファイル (***) 内の書面で確認を要するためである。

現状では、実体審査段階で、出願人から提出され到来する書面については、一貫して電子データ化したり、システム入力したりする手だてがない。代理人手続きのケースについては、DGIPR は許可付与通知の段階で、代理人に最終許可テキストのデータをフロッピー・ディスクで提出する協力要請を行い、大方の協力を得られている。これにより要約書の電子データを入手したケースは、スキャン操作なしにテキストデータを複写している。図面データがあるものもスキャン操作なしにデータ貼り付けできる。代理人なしの本人出願手続きの場合は、特許証発行課担当者がファイル (***) 中の要約書や図面のスキャン操作で、要約を作成する。

特許のフロントページの Word データは特許証発行課の PC に保存されている。

特許証の作成は、必要な書誌事項を Word テンプレートにマニュアル入力し、特許証様式用紙に書誌事項を打ち込むことで、原稿を作成する。フロントページ等をリボンで綴じ、特許局長の署名待の案件の束を準備する過程で、局長署名対象案件のリストを Excel ファイルで作成し、プリントアウトして署名待ちの特許証束に添付する。

特許証発行が完了した後、従来はフロントページを特許付与日順にまとめ、外注印刷業者に出し、公報分冊 (Gazette) の発行の段取りとしていた。しかしながら、過去 2~3 年特許証発行プロセスの大幅遅延があり、公報分冊発行に影響する事態となったため、現在は特許証発行した特許番号リストの掲載に止めている。

現在特許証発行作業が相当に遅延しており、2004 年 1 月前後に許可されたケースの作業にかかっている段階で、約 1 年半程度の遅延滞貨を生じている。

(7) 維持年金管理、他登録後の各種処分業務

維持年金管理業務は法務サービス部の管轄である。特許付与後、特許付与日 (特許証発行日) から 1 年以内が、最初の維持年金の支払期限となる。最初の維持年金額は、出願初年度から特許付与日の属する年度までの年数分の年金となる。特許権の効果が出願日に遡及して発生するためである。翌年度からは 1 年ごとに年金の支払いを、その翌年の特許付与月日までに支払う。支払い期限は 2 年の延長猶予が認められ、2 年後の付与と同一月日までに年金支払いがないとき、特許は失効する。この場合、都合 3 年度分の支払い猶予期間の間、特許権は存続するため、失効後においても、当該 3 年度分の維持年金支払い義務が残る。特許権の存続期間最後の 3 年度については、この延長猶予は認められない。

年金不払いの他、特許権者からの取消願いの書面申請があれば、特許権を失効させる。失効については、特許権者に特許局から書面通知を行う。

現在、DGIPR 特許局では、付与後の特許証発行作業が相当に遅延しているため、出願人の一部には、特許証発行前でも維持年金を支払うケースが発生している。

維持・失効管理業務以外の、移転、ライセンス登録業務については、2005 年 3 月に業務所管の変更があり、新たに法務サービス部の所管となったが、実例に乏しく、業務フローや取扱基準が未確立なのが現状である。

システムによる処理

特許維持年金の支払いと、失効処分通知の管理は、手書き台帳を主な手段とし、Excel ファイルによる管理台帳への入力とチェックを副次的手段として実行されている。Excel ファイルへは、特許番号、出願人、代理人、付与日、X 年度分年金支払い日等のデータを入力している。

同 Excel ファイルは、過去に付与した全特許のエントリーを含んでいるが、年金支払い日データは 2003 年以降の支払い分しか入力されていない。年金不払い等による失効は、MS Word テンプレートを使用して作成された通知レターで、正式に特許権者に確認通知される。

移転、取消、ライセンスなどの各種事象申請と処分、その管理を如何にするかは、法務サービス部が近日中に確立すべき課題となっており、管理データ収集方法もそれにしたがって定まる事項となる。

2 商標制度および出願・審査・登録業務処理プロセス

2.1 現行法および規則、関係国際法・条約

(1) 現行法および規則等

インドネシアにおける標章は、2001年7月2日に制定、施行された標章法（Law No. 15 of 2001）に基づいて保護されている。現行法は、標章法（Law No. 19 of 1992）を TRIPS 協定に適合するよう改正したものである。インドネシアの最初の本格的な標章制度が導入されたのは、標章法（Law No. 19 of 1992）の制定による。同法以前は、1961年に制定された法律があるが、ほとんど機能していなかった。なお、政府は1997年の商標条約加盟にともない、標章法（Law No. 19 of 1992）を一部改正している。

(2) 国際的取組み

商標の保護に関して、インドネシアは以下の関連国際条約・機関に加盟・参加している。

- パリ条約（Berne Convention）1997年6月5日
- 商標法条約 1997年6月5日
- WTO/TRIPS 協定 1995年1月1日

パリ条約は条約の管理に関する管理規定（13条～30条）と、各国における特許、意匠および商標の保護に関する実体規定（1条～12条）がある。インドネシアはこの実体規定に関する部分につき、1997年6月5日に批准した。

商標分類については、標章登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定、および標章の図形要素の国際分類を制定するウィーン協定は批准していないものの、これら協定に準拠した分類を使用している。

2.2 出願・登録状況の推移

商標の出願、登録および拒絶件数を表 III-2-1 に、また国内・海外出願別の件数を表 III-2-2 に示す。なお、表 III-2-2 が示すように、標章出願の7割以上が国内出願となっている。出願件数は年々増加している一方で、各年の登録・拒絶件数の合計は、ばらつきはあるものの増加傾向にはない。したがって、1990年から2005年までの、総出願件数から登録・拒絶・取り下げ件数を引いた残数は年々増加してきている。特に2004年には、前年の7,984件から2万3,064件へと急激に増加している。2005年時点でその累計数は、13万7,171件に達した。今後、

出願件数の増加にともない、更に増加することが予想される。これらのすべてが滞貨とはいえないまでも、今後の出願処理業務の効率化が求められる状況にある。

表 III-2-1 標章出願・登録件数

Year	Filed	Registered	Refusal	Withdrawal
1992	15,284	15,312	7,778	-
1993	42,026	7,848	1,167	-
1994	43,803	16,469	1,878	-
1995	24,643	23,943	2,747	211
1996	28,189	22,249	2,675	517
1997	28,339	34,533	1,507	20
1998	23,160	8,897	3,947	1,060
1999	23,335	15,002	2,520	149
2000	31,675	22,098	923	180
2001	41,152	35,878	3,969	146
2002	42,416	31,530	3,052	80
2003	46,947	35,353	3,527	83
2004	49,311	23,187	3,044	16
2005	54,641	28,404	3,563	94
Total	479,637	305,391	34,519	2,556

(出所) DGIPR

表 III-2-2 国内・海外別標章出願

Year	Foreign	Domestic	Total
2001	12,520	26,128	38,648
2002	7,090	22,914	30,004
2003	8,023	28,317	36,340
2004	13,685	35,626	49,311
2005	10,082	30,734	40,816

(出所) DGIPR

2.3 制度の概要

2.3.1 要件と出願

インドネシアの標章法では、標章を図形、名称、語、文字、数字、色の組み合わせまたはこれらの要素の組み合わせからなるものであり、商品またはサービスの取引に使用されるものと定義している（第1条1項）。したがって、「音」、「匂い」「色」は標章として登録できない。

標章として、商標、サービスマーク、および団体標章が規定されている（第1条）、

- 1) 商標: 個人、複数者、または法人が取引する商品に使用される標章
- 2) サービスマーク: 個人、複数者、または法人が取引するサービスに使用される標章
- 3) 団体標章: 複数の者または法人が共同で取引をする同じ特徴を有する商品またはサービスに使用される標章

インドネシアの現行標章法下では、標章権の保護は登録主義、先願主義、審査主義に基づいている。同法は、登録を受けることができない標章および拒絶される標章の要件を規定している。

まず、悪意の出願人による出願標章は、登録を受けることができない（第4条）。

次のものに該当する標章は登録を受けることができない（第5条）。

- 1) 現行法規、宗教規範、道徳または公共の秩序に反するもの
- 2) 識別力を有さないもの
- 3) すでに公共の財産となっているもの
- 4) 登録を出願している商品または役務の説明または関連事項であるもの

標章登録出願が、次に該当する標章を対象とする場合には、DGIPRにより拒絶される（第6条第1項）。

- 1) 先に登録された標章と、同種の指定商品またはサービスに関して、類似性を有する標章
- 2) 周知標章と、同種の指定商品またはサービスに関して、類似性を有する標章
- 3) 既知の地理的表示と類似性を有する標章

既登録標章または周知標章と類似の標章についての出願は、異種の商品またはサービスを指定している場合でも、別途施行規則に定める条件に該当するときは拒絶される（第6条第2項）。

その他、登録を拒絶される標章として、以下のものが個別列挙される（第 6 条第 3 項）。

- 1) 著名な人名、写真、他の法人名に類似する標章（同意ある場合を除く）
- 2) 国または国際機関の名称、旗、紋章、表徴、徽章に類似する標章（許可ある場合を除く）
- 3) 国または政府機関が使用する公的署名、印章、刻印に類似する標章（許可ある場合を除く）

出願は、正副 4 通の書類を DGIPR に提出する。また、出願書類に出願手数料支払い領収書を添付する。2 つ以上の区分に対する出願はひとつの出願で行うことができ、その際出願された区分に属する商品／サービスの種類を明記する（第 8 条）。ただし、実際には DGIPR は複数区分に対しては区分毎の複数出願を要求している。また、一商標一出願の原則は明記されていない。

優先権をとまう出願は、その証明書類を 1 通添付する（第 12 条 1 項）。

DGIPR に出願された標章について、標章登録要件の具備に関する審査（方式審査）が行われる。方式審査にて書類の不備があった時は、DGIPR は出願者に対し補正通知書を送達する（第 13 条 1 項）。出願者が、通知書の送付日から 2 ヶ月以内に不備の補正を行わなければ、同出願は取り下げられたものとみなされ取下げ通知書を出願人に送達する（第 14 条）。方式審査にて方式要件を全て満たしているとされた出願について、出願日（Filing Date）が付与される（第 15 条）。

2.3.2 実体審査

DGIPR は、方式審査が完了し出願日が付与された出願について、出願日から起算して 30 日以内に実体審査を行う（第 18 条 1 項）。

実体審査では、登録を受けることができない標章および拒絶される標章の要件に基づいて審査を行う。実体審査は 9 月以内に査定を決定することが規定されている（第 18 条）。

実体審査官が出願標章の登録を拒絶するとの結論に至った場合、出願者に拒絶理由通知書を送達する（第 20 条 2 項）。出願人は、通知書受領日から 30 日以内に反論、意見書を提出することができる（第 20 条 3 項）。応答がない場合は、DGIPR は当該出願の拒絶する旨の査定を行う（第 20 条 4 項）。なお、出願者が提出した反論、意見書によって拒絶理由が解消された場合には、当該出願は公告決定とされる（第 20 条 5 項）。

2.3.3 出願公開

公告決定がなされた出願は、査定日から 10 日以内に標章公報にて公告する（第 21 条）。公告期間は 3 ヶ月間とされており（第 22 条）、第三者は同期間中に当該出願に対して異議申し立てができる（第 24 条）。異議申し立てがあった場合、DGIPR は同申し立ての受理日から 14 日以内に、出願人に対して異議申し立ての副本を送達する（第 25 条 2 項）。出願人は、同副本の受領日から 2 ヶ月以内に、当該異議申し立てに対する答弁を提出できる（第 25 条）。出願人により答弁が提出された場合、DGIPR は当該出願の公告期間終了後の 2 ヶ月以内に再審査を行い査定を下す（第 26 条）。

異議申し立てが承認され当該出願の登録を拒絶する旨の査定がなされた場合、出願人は出願拒絶通知日から 3 ヶ月以内に審判請求を行うことができる（第 29、30 条）。DGIPR は、審判請求から 3 ヶ月以内に審決を下す。拒絶審決に対して不服がある出願人は、審決受理日から 3 ヶ月以内に商事裁判所に出訴することができる（第 31 条）。

2.3.4 登録

公告期間中に異議申し立てのない出願については、DGIPR は同期間終了後 30 日以内に標章登録証書を発行して、出願人に送達する。また、異議申し立てのあった出願については、当該異議が承認されないときに、登録査定がなされた日から 30 日以内に標章登録証書を発行する（第 27 条）。

なお、標章原簿についての規定は少ない。異議却下の場合の登録の際に使用されることが規定されているほか（第 26 条）、標章原簿に登録された標章の登録証書謄本の申請についての規定はあるが（第 27 条）その作成規定は特にない。

2.3.5 存続期間、延長、失効

登録標章の存続期間は、出願日から 10 年間と規定されている（第 28 条）。

登録標章の保護期間の延長申請は、保護期間満了の 12 ヶ月前までに行う（第 35 条）。延長申請は、登録標章が使用されている場合にのみ承認される（第 36 条）。延長申請の拒絶査定がなされた登録標章の保有者は、商事裁判所に対して不服訴訟を提起することができる（第 37 条）。なお、登録標章の保護期間延長は、標章原簿に登録され公報にて公告される（第 38 条）。

2.3.6 登録後の抹消・取消、移転、ライセンス

(1) 権利移転

権利移転は、権利移転を確認する書類を DGIPR に提出し一定の手数料を納付することで行うことができる。権利の移転は、標章原簿への記録が必要である（第 40 条）。

(2) ライセンス

登録標章の権利所有者は、当該標章の保護期間中に、第三者に対して当該標章の使用許諾（ライセンス）を与えることができる。使用許諾は、標章原簿に記録され、標章公報にて公告される（第 43 条）。

(3) 抹消・取消

登録標章は、出願による抹消請求によって存続期間満了以前に抹消することができる。また、当該標章が以下の事由に該当する際には、DGIPR の職権による抹消、および第三者による商事裁判所に対する抹消訴訟によっても、当該標章の登録を抹消することができる（第 61 条および 63 条）。

- 1) 登録標章が 3 年以上使用されていない場合
- 2) 登録標章が出願での指定とは異なった種類の商品またはサービスで使用されている場合

登録標章の抹消は、標章原簿に記録され、また標章公報に公告される（第 61 条）。

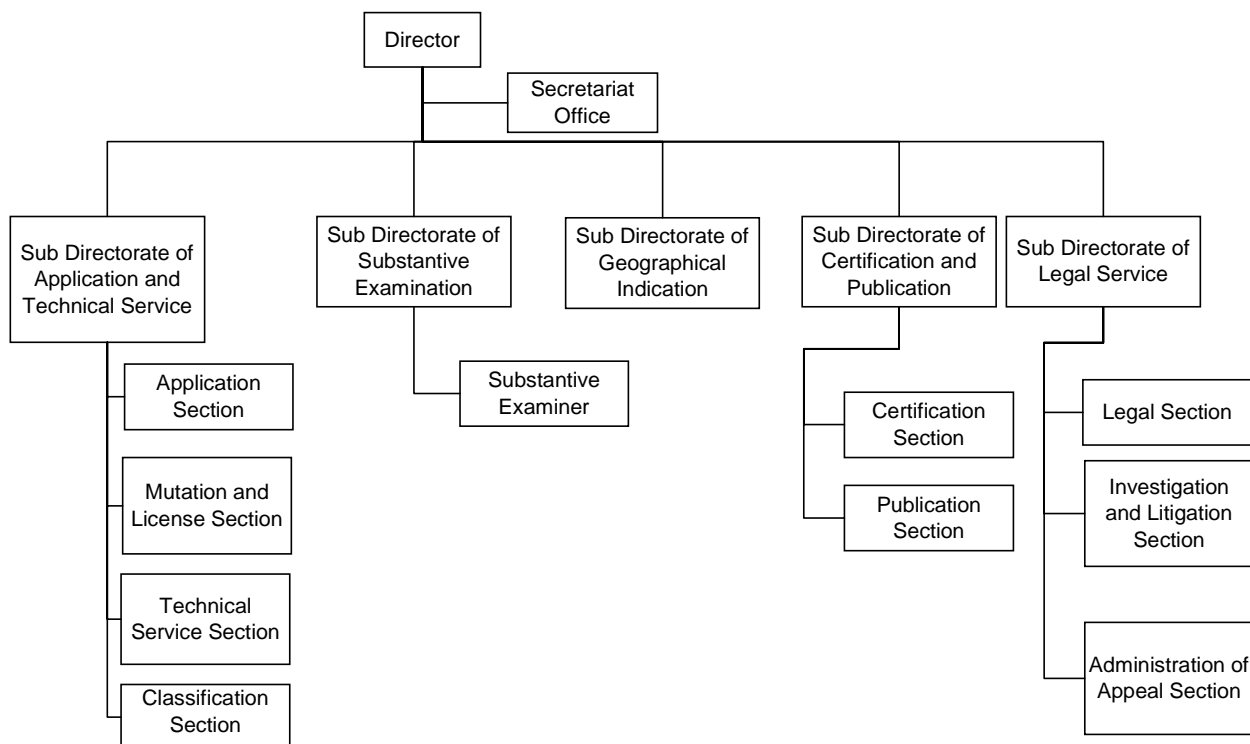
他方、登録標章の利害関係者は、当該標章の登録日から 5 年以内に、その取消訴訟を商事裁判所に対して提訴することができる（第 68、69 条）。取消事由は、2.3.1 に示した登録を受けることができない標章および拒絶される標章の要件に基づく必要がある。商事裁判所の判決内容は DGIPR に送達され、DGIPR はそれに基づいて当該標章登録の取り消しを行い、標章公報に公告する（第 70 条）。

2.4 標章局(Mark Directorate)における組織、要員と職掌

標章局長の下に、5 つの Sub Directorate がある。Sub Directorate of Application and Technical Service、Sub Directorate of Substantive Examination、Sub Directorate of Geographical Indication、Sub Directorate of Certification and Publication、および Sub Directorate of Legal Service である。図 III-2-1 は、同局の組織構造を示している。

標章業務では、Application Section は願書の受付および方式審査の実施を担当する。同 Section は、Reception、Back office および Formality Examination の 3 つのグループで構成される。Reception は願書を受け付ける。Back Office では、Reception で受け付けた出願標章の画像データをスキャンする。Formality Examination では、方式審査を実施する。方式完備となった出願は、Technical Service Section にて 6 分野に振り分けられ Sub Directorate of Substantive Examination に送られる。

図 III-2-1 標章局の組織



Sub Directorate of Substantive Examination にて、実体審査が行われる。42 人の審査官が 6 つのグループに分かれて審査を実施する。各グループには Team Leader が 1 名おり、審査官は審査結果を自分のグループの Leader に報告しなければならない。

標章の登録証書は、Certification Section にて発行される。また、公開公報 (Publication A) と登録公報 (Publication B) は Publication Section にて作成される。各 Section の職員数は以下の通り。

- Application Section : Reception に 3 名、Back Office に 6 名、Formality Examination に 3 名
- Technical Service Section : 3 名
- Sub Directorate of Substantive Examination : 42 名
- Certification Section : 11 名
- Publication Section : 5 名

2.5 出願・審査・登録業務処理プロセスと機械化

DGIPR の標章出願処理プロセスを図 III-2-2 に示す。また、業務プロセスの各段階でのデータの生成・収集・保管については、図 III-2-3 に示す。

(1) 出願受付

出願者は受付にて、願書を正副 4 通および出願標章のイメージを 25 枚添付して提出する。出願料金納付は、DGIPR に付設の銀行支払い窓口での払い込みの際発行される料金納付所を添付することによる。

受付窓口では、商標およびサービスマークに対して、それぞれ以下の形式の出願番号が付与される。

- 商標: D 00 2005 xxxxxx xxxxx
- サービスマーク: J 00 2005 xxxxxx xxxxx

D および J に続く 2 桁の数字は出願場所を表す。“00”は DGIPR への出願、その他の番号は地方支局への出願を表す。また、同 2 桁の数字に続く 4 桁の数字は出願年を表しており、上記例では 2005 年の出願となっている。なお、2005 年 4 月より新たな出願番号形式が導入されており、その形式は D 00 2005 xxxxxx となっている。

受理した出願につき、受理書と願書の副 1 枚を出願人を手交する。3 通の出願書類各 1 組を、公開用ファイル (*)、分類用ファイル (**)、審査用ファイル (***) に綴じ込む。分類用ファイル (**) と審査用ファイル (***) は方式審査課に、また公開用ファイル (*) は公報発行課に回送される。

システムによる処理

受付では、受理した出願書類の書誌事項を New システム (VB で作られた出願受付システム) に入力し、出願受理書を出力する。項目の入力完了後、出願人に手交・送達する受領確認レターを出力する。その後、受付バックオフィスにて出願書類と記入内容の確認を行うと共に、スキャンした商標イメージと分類 (classification) 情報を New システムに入力する。

(2) 方式審査

方式審査は、Application Section にて実施している。出願書類に不部がある場合、出願人に補正通知書を送付し補正指令を発する。法律で規定される 2 ヶ月以内に方式要件の不備が解消されていないときは、出願は取り下げられたものとして見なし取下げ通知書を送付する。ただし、実際には、見なし取下げ通知を発出は 2 ヶ月以上待った後となっている。

分類に関して、方式審査では願書記載のニース分類区分 (Class) 情報と、願書で指定された商品またはサービスが、当該区分に含まれるのかにつきチェックする。現在、DGIPR では商品またはサービスのリストを含めて最新ニース分類第 8 版に準拠している。出願人は、ニース分類の商品またはサービスのリストに含まれる商品名またはサービス名のいずれかに該当するような指定記載をしなければならない。

図 III-2-2 商標出願処理フロー

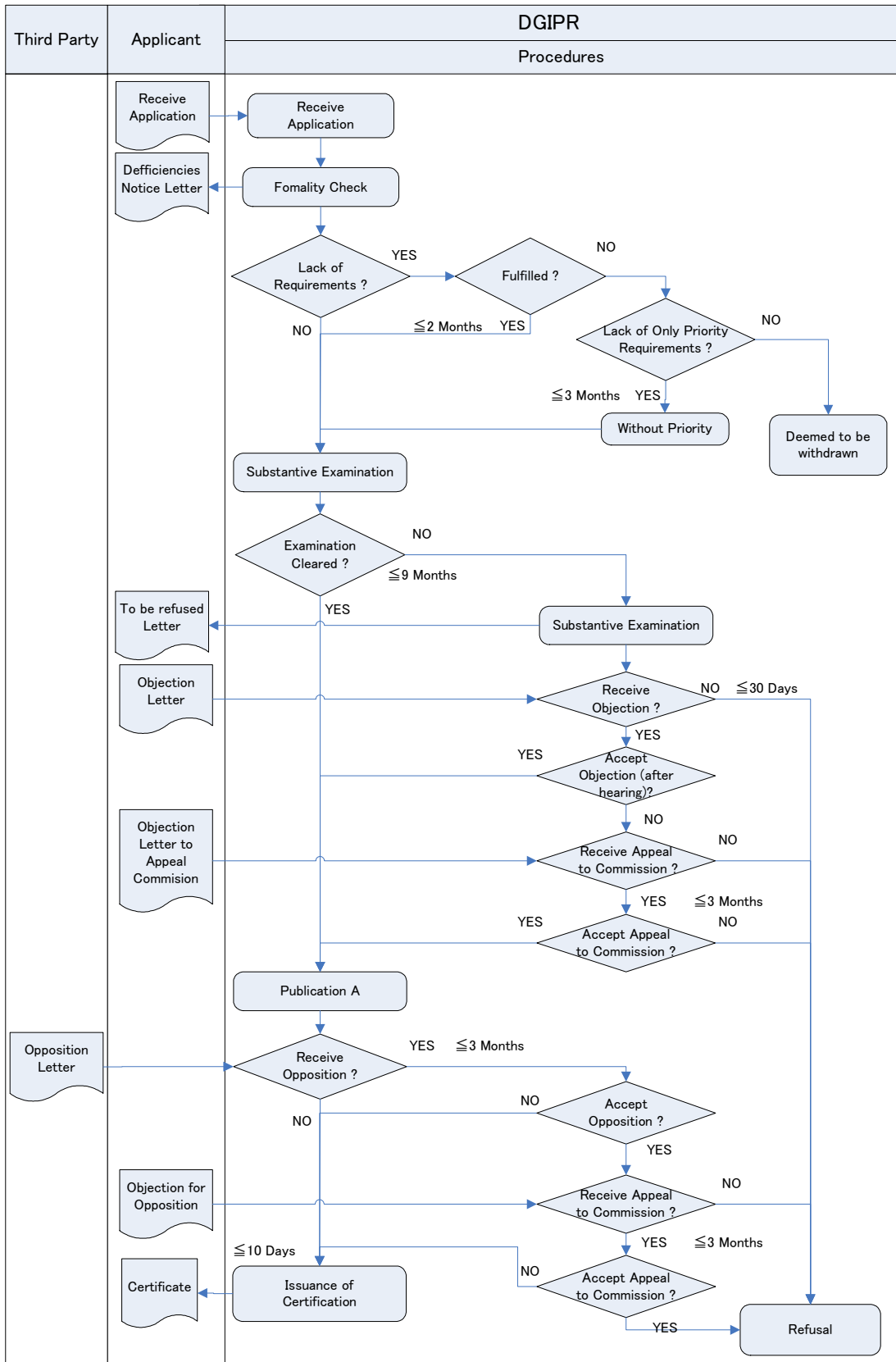
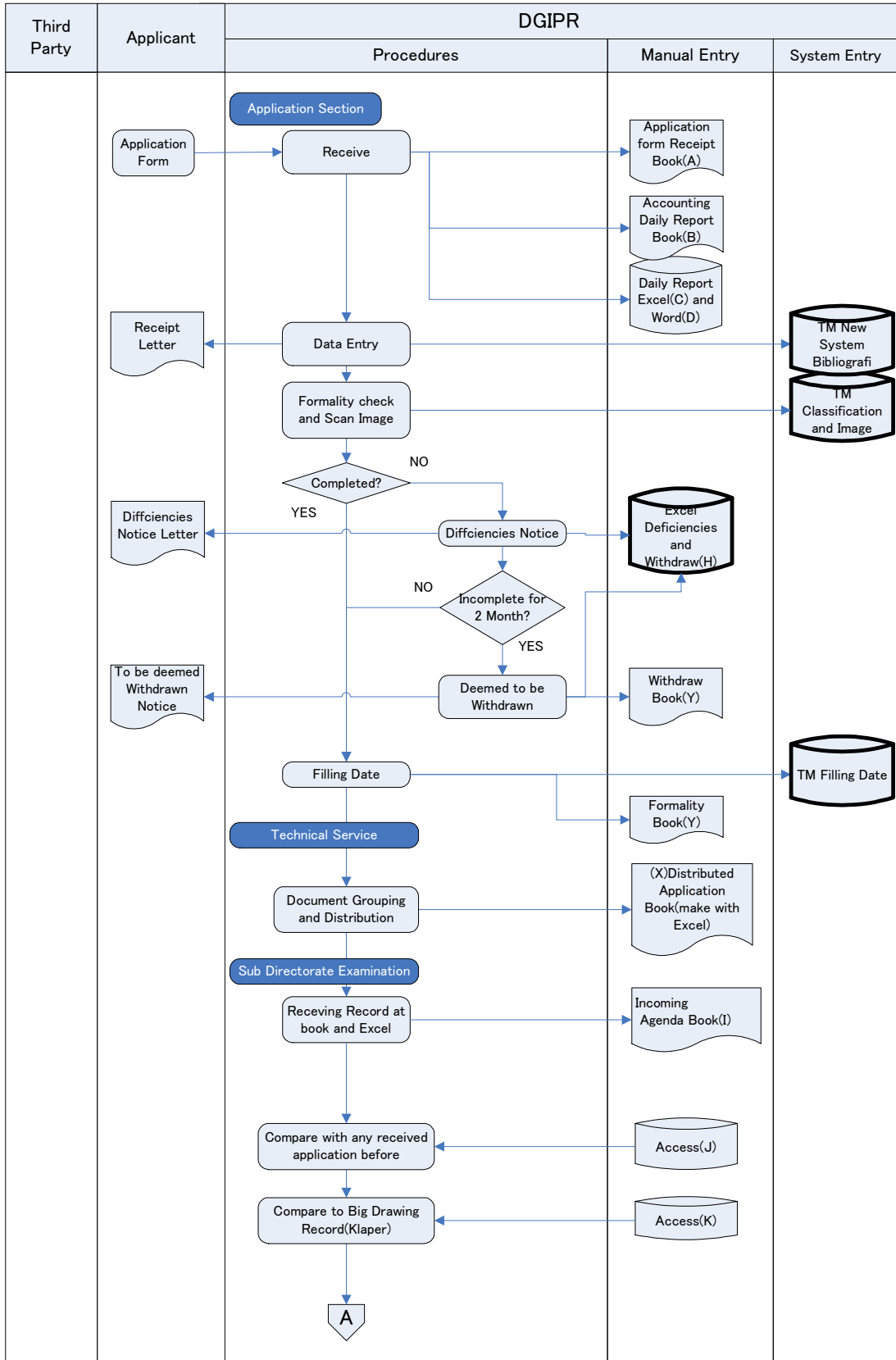
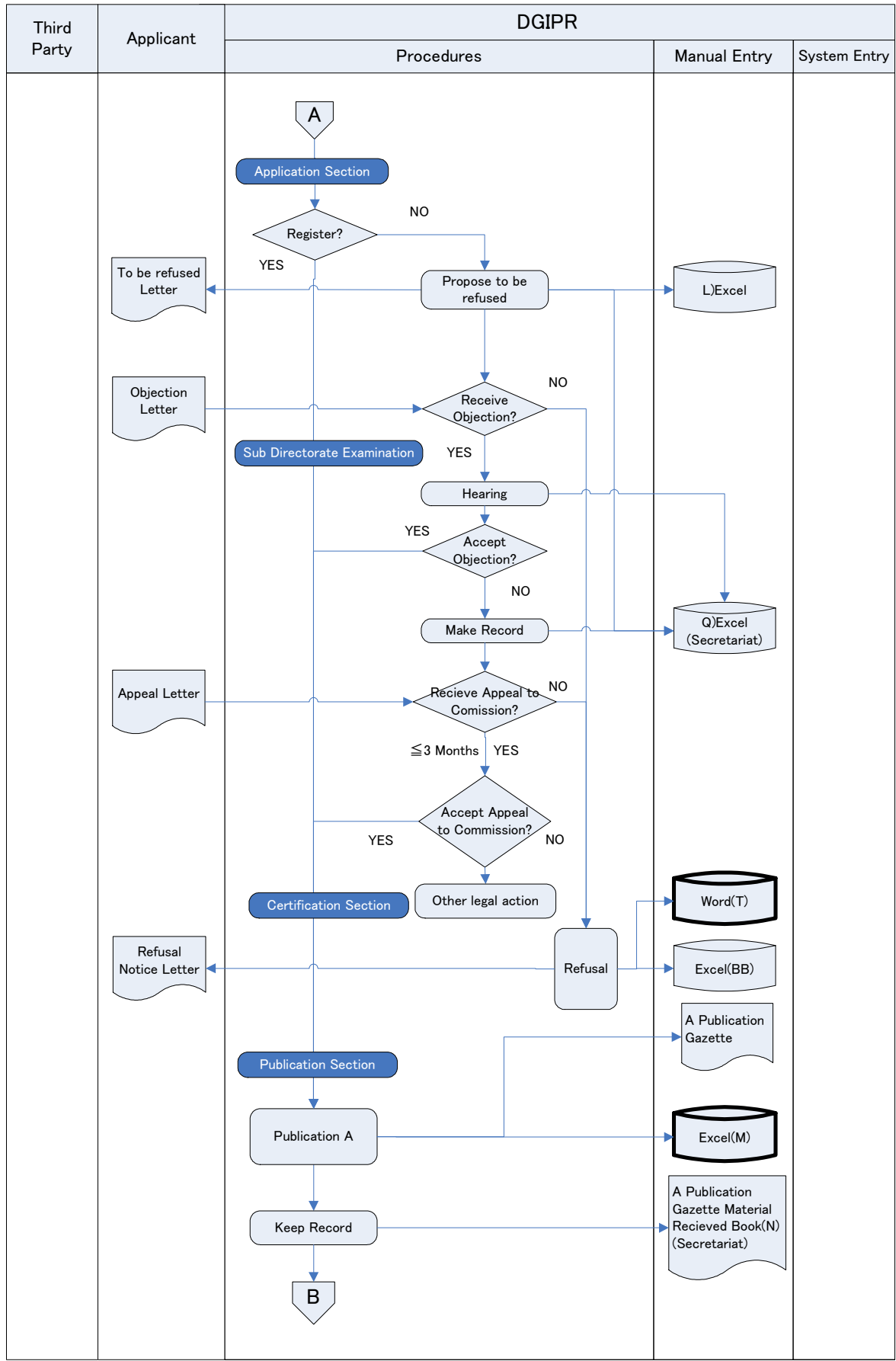
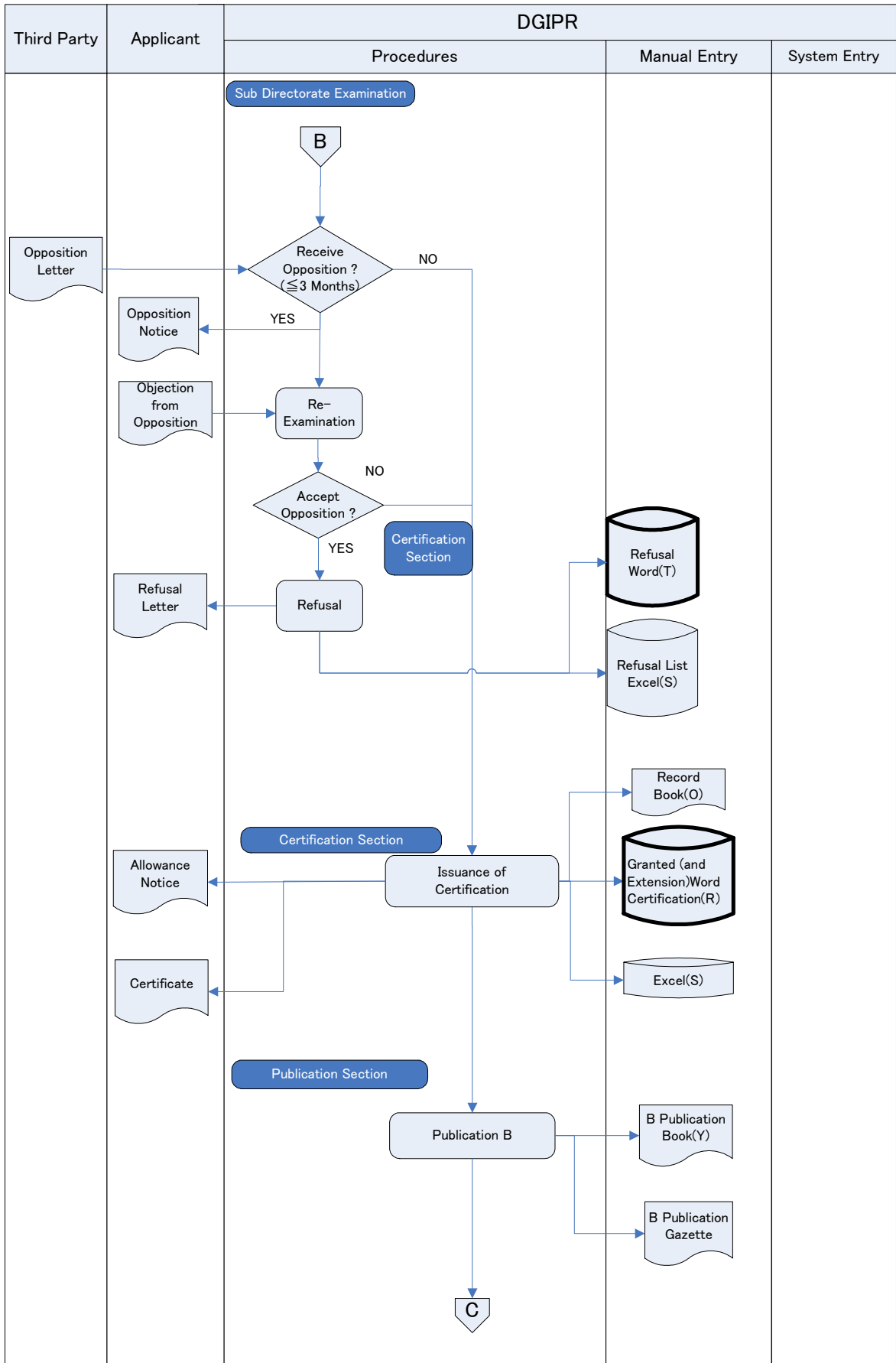
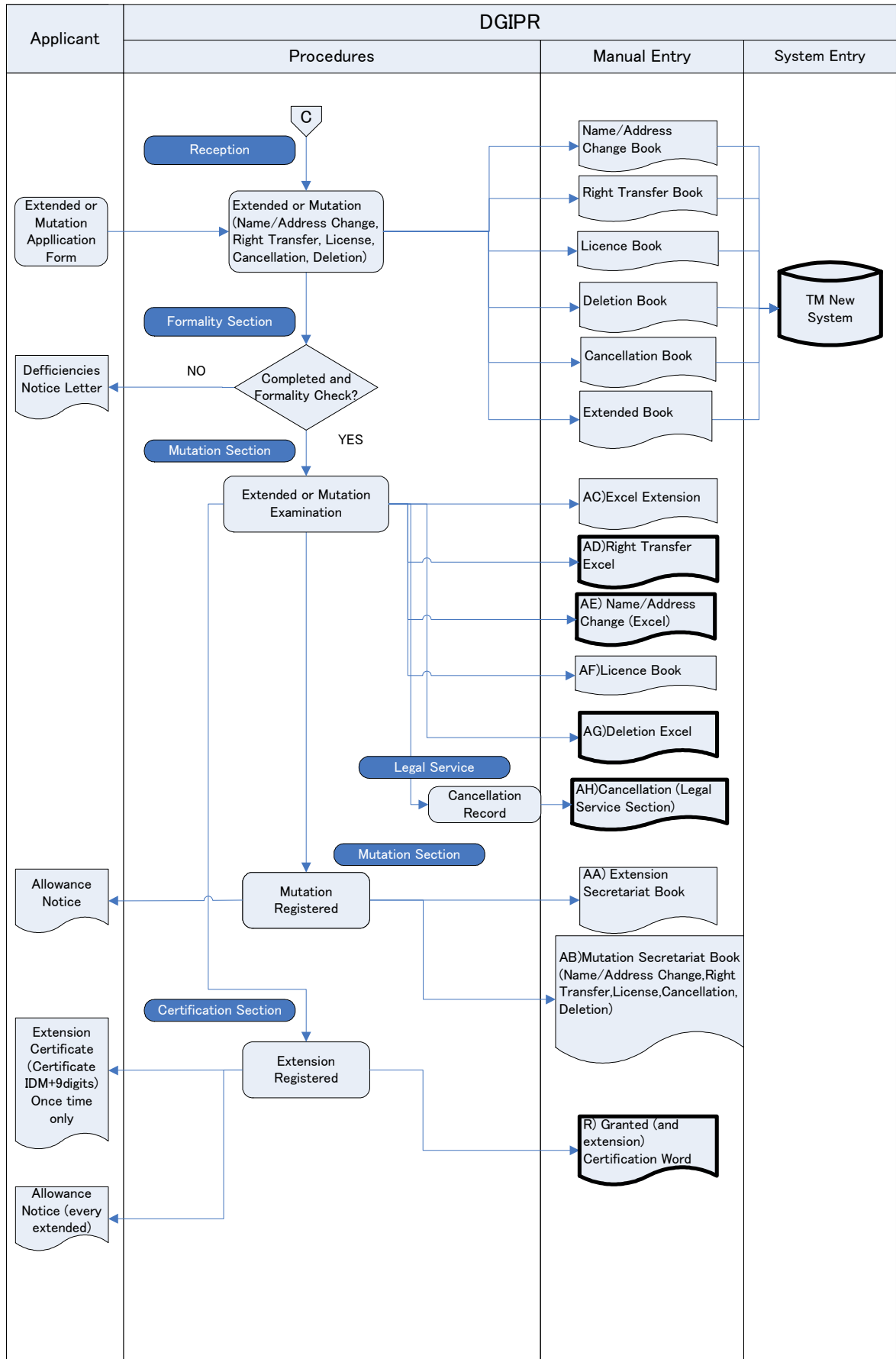


図 III-2-3 商標出願処理プロセスにおけるデータの生成、収集、保存









インドネシア語版の商品またはサービスのリストに関しては、ニース分類第 6 版に準拠して 1992 年に作成されたものしかないのが現状である。したがって、表現上のみ相違してもニース分類商品またはサービスとの対応関係が明瞭な表現の記載は容認している。

願書で特定された商品またはサービス群中に、指定のニース分類区分とは別の区分に含まれる商品またはサービスがあるときは、方式審査官は、当該商品またはサービスの削除を要求する。出願人は、当該商品またはサービスについて別の出願をすることができるが、その出願日は、先の出願日に遡及できない。これは、ニース分類一区分毎に出願する原則を優先し重視しているためである。同じ原則から、同一のニース分類区分に含まれる商品またはサービスであれば、出願当初に願書に記載していなかった商品またはサービスについて、出願後に追加するような訂正を容認している。このような訂正があっても、出願日の繰り下げはない。

願書の指定商品またはサービスの記載が、包括的な商品またはサービスの群を指定しているときは、DGIPR は出願人に対し、個別の商品またはサービスを特定するように訂正を求める。訂正により異なるニース分類区分に含まれる商品またはサービスが追加されたときは、削除または別出願が出願人に求められる。他方、同一区分内の商品またはサービス群が追加されたときは、元の包括的な指定範囲にもともと包含されていたか否かは問われない。

方式要件完備とされた出願は **Filing Date** を付与され、出願ファイルはテクニカル・サービス課に回送され、過去の **Government Regulation** に基づいた以下の 6 分野に仕分けされる。

- 1) 化学
- 2) 機械
- 3) 服
- 4) サービス
- 5) 飲食
- 6) 家庭用品

仕分けされた願書は更に実体審査部に回送される。

システムによる処理

方式審査では、出願日付与の最小限要件をチェックして、方式不備がなければ **New** システムに **Filing Date** を入力する。不備がある場合、**MS Word** テンプレートにて方式チェック結果の通知レポートを出力し、出願人に通知して追完を促す。同ワードデータは保存せず上書きしているが、発行記録を **MS Word** テーブルに残している。また、不備通知書を発出して 2 ヶ月以内に出願人より応答がない場合は出願見なし取下げ処分を行うが、見なし取下げ処分通知書は、**MS Word** テンプレートにて作成・出力している。自発取下げもあり、その場合も、

MS Word テンプレートで取下げ処分通知書を作成。通知書のデータそのものは保存していない。自発取下げに対する取下げ処分通知書の発行を記録した MS Word テーブルを作成している。見なし取下げは、発生が稀でデータは入っていないが、今後発生したものについては、MS Word テーブルに記録を残す予定としている。

Application Section では、未完備出願および見なし取下げ処分となった出願につき、MS Word テーブルと Excel ファイルに Agenda No.と Application Date 等を記入して情報の管理を行っている。この MS Word テーブルは最近作ったもので、以前は Excel データのみ作成。

(3) 実体審査

Substantive Examination Section に回送されてきた出願標章は、まず Junior Examiner が、外観、称呼、観念の 3 観点で、過去に出願された標章との類似性を審査する。その後、Junior Examiner の審査結果につき、Senior Examiner が最終確認を行う。この確認の過程で、類似と判断された先願標章の登録状況を確認し、登録維持か抹消かいずれかの状態により、審査対象出願の拒絶の要・不要を決定している。最終的に拒絶査定がなされた出願については、出願書類に拒絶査定の理由を明記し、類似標章のコピーを添付して、Team Leader および Section Chief のサインとともに、Application Section に回送する。Application Section にて拒絶理由通知を作成し、局長のサインを付し出願人に通達する。一方、登録査定がなされた出願は、出願書類に Team Leader と Section Chief のサイン、また公開指示書に局長のサインを受け、Publication Section に回送される。

標章称呼の類似審査は、既出願の標章称呼文字列情報や色情報を格納した Access データを使用する。審査官は文字列検索機能で類似標章を検索する。

審査対象の出願となっている出願標章と類似既登録標章があり、その指定商品またはサービスが一部または全部一致した場合、出願を拒絶する旨の通知を出願人に送付する。ただし、出願人は、類似性判断につき反論できる。更に、指定商品またはサービスが一部一致している場合は、一致商品またはサービスの指定を削除することで、拒絶を克服できる。

実体審査では、既登録標章のチェックのみならず、未登録の先願標章に類似のものがないかのチェックも行う。類似標章の先願があったときは、その先願の審査結果を待つ。先願拒絶の場合は、同じ拒絶理由が適用されるかの確認を改めて行う。

検索調査対象の登録または先願標章は、同一ニース分類区分内に限定している。現状の審査実務では、異なる区分では、類似標章の有無を考慮しない取扱としている。

また、現在の審査業務では、同一区分の 2 つの類似登録または出願標章があっても、指定商品またはサービスが異なれば拒絶しない。これは、標章法第 6 条 2 項に対する施行規則が定められていないために、審査で実行できないためである。

図形標章については、ウィーン図形分類のような体系的なコード、またはインデックスを付与していない。従って、実体審査では、図形標章サンプルを貼り付けた台帳 (Klaver) を手作業にて参照している。この図形標章台帳は、現在全部で約 50 冊あり大まかな分類で区分けしてあり、かつ分類精度は低い。また、他種図形の標章サンプルが混在している。このため、商標実体審査部門では、ウィーン分類の適用を検討しはじめている。

標章法第 6 条 1 項にて拒絶事由として周知標章と同一性を有するものと規定しているが、現在の審査環境では周知標章のチェックはほとんどできていない。著名性の定義や基準が確立しておらず、著名性の一応の証拠となる典型事実の例示も存在しない。現状では周知標章でも、インドネシアで標章登録していない限り、後願標章出願を拒絶しない。図形標章に限っては、既登録図形標章または周知図形標章の明らかな複製と判断できる場合がある。そのような場合は、異なる商品またはサービスを指定している場合であっても、悪意を推定し、第 4 条に基づき出願を拒絶するのを審査実務としている。

システムによる処理

Substantive Examination Section では、Technical Assistant Section より回送されてきた出願にて、まず受付台帳 (Incoming Ledger) に記入する。その後、審査を行うが、審査官は受付で入力された書誌情報および Back Office にて取り込まれた画像データを管理する Access ファイルを参照する。他に登録標章情報が記録されている Access ファイルがあり、これも補助的に使用する。登録情報は Substantive Examination Section でマニュアル入力して作成している。

審査官は、出願情報の Access ファイルを用い、審査対象標章の称呼のアルファベット表記情報について、既登録標章称呼データの文字列検索を行う。類似標章を発見すると、登録情報 Access ファイルで登録状況を確認、指定商品またはサービスの重複をチェックし、拒絶の是非を判断する。類似標章先願が未登録であれば、先願の審査結果が出るのを待つ。

この出願情報 Access ファイルには、2001 年 6 月以降の出願受付分すべてのデータを New システムからインポートしている。データ更新は不定期であるが、審査時には必要な先願情報はすべてインポートされる。審査対象となっている出願の出願日を確認し、それより以前の出願のデータがすべて MS Access ファイルにインポートされていることを確認してから検索を実施する。

なお、先の登録標章の延長更新情報は、先行出願情報 Access ファイルおよび登録済み標章 Access ファイルのどちらにも入っていない。そのため、延長更新情報の格納参照用に作成し、登録の有効性についての確認をしている。古い登録標章については延長更新がなされないため、審査官によっては登録、延長情報に関しては台帳 (Klaver) を主な情報参照ツールにしている。この台帳は図形情報台帳とは別で、文字台帳 (Alphabet Klaver) と呼ばれている。

実体審査で拒絶査定がなされた出願については、Formality Section にて MS Word テンプレートで拒絶通知書を作成し、かつ MS Word テーブルと Excel ファイルにその Agenda No. 等を記録する。なお、拒絶理由通知書の Word データは上書きされてしまうため、電子データは残っていない。

(4) 公開（公報発行）

Publication Section では、実体審査終了後、公告決定がなされた出願について、受付から回送された公告用ファイルにある願書を 300 件ずつまとめて製本し公告公報分冊を作成する。

公告期間は 3 ヶ月間で、同期間中に第三者より異議申し立てがあった場合には、異議申し立書が受付より Publication Section に回送され、出願者に異議申し立てがあった旨の通達を作成する。Substantive Examination Section にて、出願公告期間終了日より 2 ヶ月以内に提出された異議申し立てにつき審理を行う。異議申し立て審理の結果、申し立ての理由があると認められた場合に、当該出願を拒絶する。拒絶された出願については、登録課にて拒絶通知を作成し出願者に通達する。他方、異議申し立てのない出願、および異議申し立て審理の結果申し立ての理由がないとされた出願については、そのファイルが Certification Section に回送される。

システムによる処理

Publication Section では、公開公報の発行のためにシステムを利用しない。なお、公開公報に記載した出願について、Excel ファイルに Agenda No. や Gazette No. を入力して管理している。

(5) 登録

登録査定がなされた出願について、Certification Section にて登録証書を作成する。登録証書を出願者に送付し、その写しと願書のフロントページを保管する。登録番号は 2004 年 4 月から IDMxxxxxxxx の形式で、9 桁の x はシリアル番号となっている。現行登録番号の導入以前は IDM 無しで 6 桁の数字であった。

Certification Section では、登録公報の製本を外注している。印刷業者が登録証書のフォーマットを編集し製本している。

システムによる処理

Certification Section では、商標登録証の発行のためにあらためて図形をスキャンする。書誌情報とスキャンした図形情報を MS Word テーブルに入力し、登録証を発行する。2005 年 9 月から商標 New システムが Certification Section に導入されたが、まだ試運用段階である。

(6) 登録後の各種処分業務（抹消・取消、失効、延長、移転、ライセンス）

延長、権利保有者による抹消申請、権利移転、ライセンスの付与は、共通の業務処理制度となっている。DGIPR 受付にて受理された申請は Mutation Section に回送される。同 Section では、受理した申請について、まず原簿を参照して申請者が権利保有者であるかどうかを確認する。本人確認ができた申請につき、Mutation Section にて延長許可書 (Notification) を作成し、申請者に発出する。その後、Publication Section に回送され登録公報 (Publication B) にて公開される。なお、ライセンス付与については、公報に記していない。

登録商標の抹消・取消申請は、第三者も行うことができる。この場合、第三者は Commercial Court に抹消・取消を出訴する。標章法では、Commercial Court の判決が DGIPR に連絡されることと規定されているが、実際はその連絡がない場合もある。また、原告側より直接 DGIPR に判決が送付され、当該登録標章の抹消・取消が依頼されるケースもある。

抹消・取消判決は、Sub Directorate of Legal Service の Litigation and Investigation Section にて受領される。同 Section では判決文を受領すると、当該標章権保有者に権利抹消・取消の通達をする。抹消・取消となった登録標章は、その登録番号、抹消・取消決定日、および Commercial Court の判決番号等を記載したメモを作成し、Substantive Examination Section で保管している標章登録原簿に貼り付ける。また、Certification and Publication Section にて登録公報 (Publication B) への記載を依頼する。なお、抹消・取消となった標章は、DGIPR の Website 上でも公開している。

システムによる処理

受付にて、TM New システムに当該申請の書誌事項を記入しているが、その後の業務ではシステムへの入力はない。Litigation and Investigation Section では、第三者による抹消・取消申請について、Excel で作成したリストを保管している。同リストは、HP 上で公開するために IT 局へ回送される。なお、Excel List の作成以外は、システムへの入力はない。

3 工業意匠制度および出願・審査・登録業務処理プロセス

3.1 現行法および規則、関係国際法・条約

(1) 現行法

インドネシア国における工業意匠登録制度の導入は、2000年法律第31号の制定による。法律第31号成立までは、工業意匠は著作権出願・登録の法律に従って、著作物として取り扱われていた。

(2) 国際的取り組み

インドネシア国の工業意匠に関連する国際条約の加盟状況は以下の通りである。

- 1950年: ヘーグ協定加盟
- 1950年: パリ条約加盟
- 1979年: WIPO条約加盟

インドネシアの意匠出願・登録業務における手続き要件はWIPO標準に従っている。

意匠分類においては、インドネシア国はロカルノ協定には加盟していないが、出願、登録審査および公開においてロカルノ国際分類を採用している。

ヘーグ協定に関しては、インドネシア国内法およびDGIPRの業務が、1960年ヘーグ改正協定にしか対応できておらず、1934年ロンドン改正協定に基づく国内手続きはできない。このため、DGIPRとしては、ロンドン改正協定については脱退廃棄を検討中である。

3.2 出願・登録状況の推移

2000年工業意匠法制定以来の出願件数推移は表III-3-1の通りである。

表 III-3-1 工業意匠の出願件数推移

出願年	国内	外国	計
2001	1,092	311	1,403
2002	2,496	372	2,868
2003	2,791	363	3,154
2004 (1~7月)	2,313	278	2,591
計	8,692	1,324	10,016

意匠出願件数に対する DGIPR の審査処理件数の内訳と審査待ち件数の推移は表 III-3-2 に示す通りである。

表 III-3-2 工業意匠出願の処理状況

年	出願	登録	拒絶	取下げ	処理済	処理待ち	登録累積
2001	1,403	77	0	0	77	1,326	77
2002	2,868	1,704	84	0	1,788	2,406	1,781
2003	1,892	2,966	119	2	3,087	1,211	4,747
2004	4,391	2,697	250	7	2,954	2,648	7,444
合計	10,554	7,444	453	9	7,906		

2004 年 4 月以降、意匠局長指示により、全意匠出願に対して実体審査を実施することとなり、出願件数の急増、審査官人員不足 (8 名) と相まって、審査待ち案件が急増中である。

3.3 制度の概要

3.3.1 要件と出願

現行法下での工業意匠の実体的登録要件には、工業上の利用可能性 (第 1 条) と新規性 (第 2 条) とが規定されている。

1) 工業上利用できること

姿態、形状または立体又は平面における線および／又は色彩の構図、又はそれらの組合せに関する創作であって、美的価値を有し、立体又は平面を実現することができるもので、製品、商品、工業的生産物、又は手工芸品の生産に使用されることができるものと定めている (第 1 条)。

2) 新規性

新規性基準は世界公知主義を採用している。出願日において事前に公表された意匠と同一でないとき、新規であると見なされる (第 2 条)。新規性喪失の例外規定は国際博覧会などの限定的事由に制限されている (第 3 条)。

創作非容易性については、格別の規定はない。

工業意匠出願は、意匠の単一性もしくは同一分類の範囲で意匠ごとにしなければならないとされている (第 13 条)。

出願はインドネシア語により作成した以下の書面を提出して行う（第 11 条）。

- 1) 出願様式（3 枚綴り）への必要事項の記入
 - 出願の年月日
 - 創作者の氏名、住所および国籍
 - 出願人の氏名、住所および国籍
 - 代理人による出願の場合、代理人の名前と住所
 - 優先権主張を行う場合は、最初の出願の国名および出願日
 - 2) 登録出願に係る工業意匠の見本（可能であれば）、図面又は写真および説明: 3 式
 - 3) 登録出願に係る工業意匠が出願人の所有であるか、創作者の所有であるかの宣言: 1 通
 - 4) 権利譲渡証明書
 - 5) 優先権主張の場合は、以下の提出も必要である。
 - 先願意匠の翻訳文書: 1 式
 - 先願出願証明書類: 1 式
 - 6) 書代理人による出願の場合、委任状: 1 通
- 包括委任状制度は未採用で、出願案件ごとに個別委任状の提出が必要である。

出願には料金納付が必要であり、2005 年度料金では中小企業の場合で 30 万ルピア、大企業の場合で 60 万ルピアである。

出願日の付与に最低限必要な要件は、上記出願料金の支払いと出願様式への必要事項の記入、図面又は写真および説明である（第 18 条）。他の書面は追完が可能である。

上記の出願要件が満たされない場合、DGIPR は出願人に対して当該不備がその通知の発送日から 3 ヶ月以内に満たされるように通知する。この期限は出願人の要請により最大 1 ヶ月延長可能である（第 19 条）。出願要件の不備が期限内に満たされなかった場合は、出願が取下げられたものと見なされることを出願人に書面で通知する（第 20 条）。

方式審査においては、上記の出願要件の他、現行の法律違反、公共の秩序違反、宗教又は道徳に違反がないかどうか（第 4 条）の審査も行われる。これらに違反するときは、DGIPR は出願の拒絶を出願人に通知する。

前述の、見なし取下げの通知および第 4 条による拒絶の通知に対し、出願人は通知を受けた日から 30 日以内に不服を申し立てることができる。この不服の申立が無いとき、DGIPR の見なし取下げおよび拒絶の決定は確定する。DGIPR による見なし取下げ又は拒絶の決定に対して、出願人または代理人は商務裁判所に不服申立が可能である（第 24 条）。

3.3.2 出願公開

工業意匠出願は出願受理後、出願日から遅くとも3ヵ月以内に公開される(第25条)。なお、公開時期の例外として、出願人は、出願受理日または優先日から12ヵ月以内を限度として、公開の延期を申請することができる(第25条)。

公開の日から3ヵ月の間に、第三者からの異議申し立てがあればその異議は受理する(第26条)。

3.3.3 実体審査

実体審査については、意匠法上は公開異議申し立てのあった案件についてのみ実施する旨規定されている。これに対し、DGIPRでは2004年4月以降、デザイン部門長の指示により、全出願に対して実体審査を行っている。

出願は、方式審査後、公開と並行して実体審査に送致される。

実体審査では、主に外国IPDLとインターネット検索を使用した先行技術調査、および先願意匠出願のチェックを行い、新規性のみの確認を行っている。類似性判断はしていない。ただし、実質同一意匠は拒絶対象とされている。

公開された出願に対して異議申立があったときは、DGIPRはその異議を出願人に通知し、出願人はDGIPRからの通知送付の日から3ヵ月以内に答弁することができる。DGIPRは、異議および答弁を当該出願の審査における参考資料として使用する。DGIPRは許可または拒絶の決定を公開終了日から6ヵ月以内に下し、出願人または代理人に対して当該決定の日から30日以内に書面で通知する(第26条)。

出願が拒絶された出願人は、DGIPRに対して書面で理由を述べて不服申立が可能である。また、拒絶の決定通知から3ヵ月以内に商務裁判所に対して不服を申立てることも可能である(第28条)。

3.3.4 登録

異議申立が無かった場合、公開期間終了日から30日以内に許可または拒絶の決定を行い、拒絶通知または工業意匠登録証を発行し、付与しなければならない(第29条)。

3.3.5 存続期間・延長・失効

工業意匠権の存続期間は出願日から 10 年間であり、登録により出願日に遡及して権利が存在するものとみなされる。

延長については、法令では一切認めていない。

3.3.6 登録後の取消、移転、ライセンス

工業意匠登録後、以下の事由を生じた場合は、権利者による設定登録および DGIPR による告示が必要であり、登録がない場合、第三者対抗要件を発生しない。

1) 移転

工業意匠権の相続や契約による権利移転は、料金納付のうえで、設定登録と告示が必要である (第 31 条)。

2) ライセンス

当事者間契約による実施権 (ライセンス) も、設定登録と告示の対象であり、実施許諾契約は、工業意匠公報により公開される (第 35 条)。

3) 取消

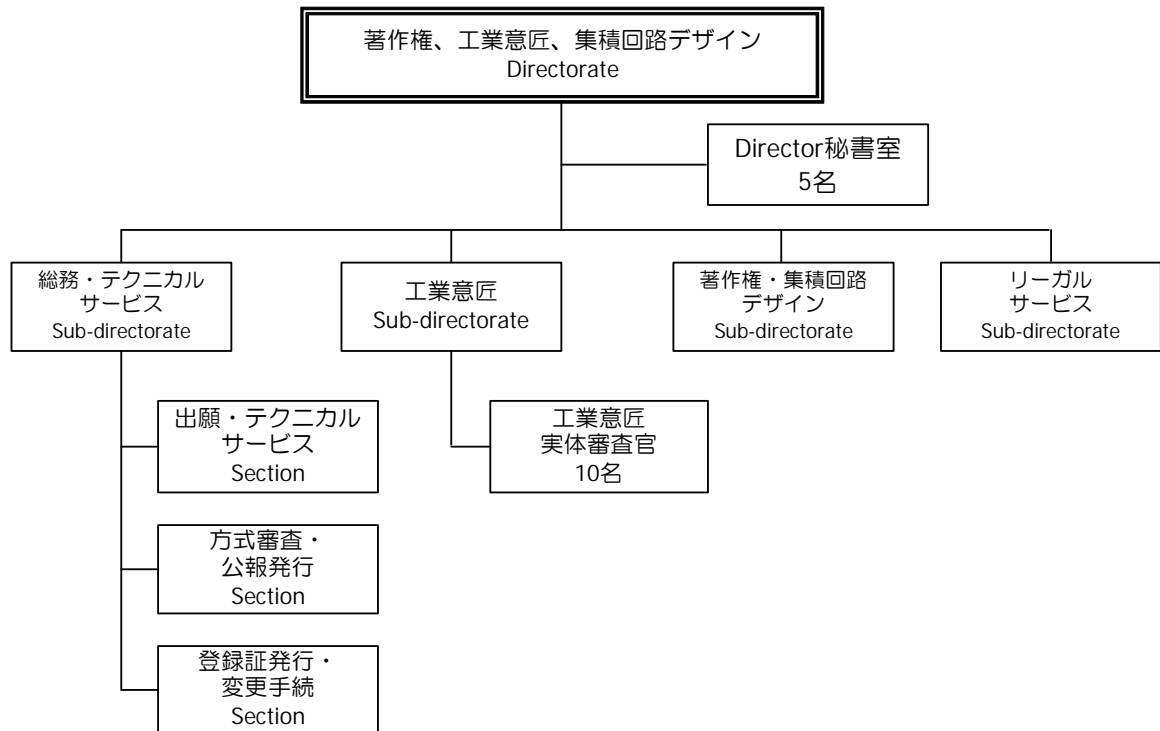
登録された工業意匠は、工業意匠権者の書面による申請に基づいて、総局により取消することができる (第 37 条)。

また、工業意匠登録を取消す訴えは、利害関係を持つ者によって商務裁判所に訴えることができ、商務裁判所の決定に従って、総局により取消することができる (第 38 条)。

3.4 著作権・工業意匠・集積回路デザイン局における組織、要員と職掌

DGIPR の著作権・工業意匠・集積回路デザイン局の現在の組織構成は図 III-3-1 に示す通りである。

図 III-3-1 著作権、工業意匠、集積回路デザイン局の組織



工業意匠は、著作権・工業意匠・集積回路デザイン Directorate で取扱われている。当該 Directorate は、総務・テクニカルサービス Sub-directorate、工業意匠 Sub-directorate、法務サービス Sub-directorate、著作権・集積回路デザイン Sub-directorate から構成されている。

総務・テクニカルサービス Sub-directorate は、出願・テクニカルサービス Section、方式審査・公報発行 Section、登録証発行・変更手続 Section の3つの Section で構成されている。出願・テクニカルサービス Section は、工業意匠の出願業務の管理機能を有する。方式審査・公報発行 Section は、方式審査と公開を担当し、登録証発行・変更手続 Section は、登録証発行と、登録後の変更業務などを担当している。

工業意匠 Sub-directorate は、実体審査業務を遂行する。10名の審査官が属しているが、特別な専門分野にはグループ分けされていない。各審査官は、Director より Sub-director を経て実体審査指令を受け、実体審査を実施する。実体審査完了後は、Sub-director に審査結果を報告し、最終決定は Director が行う。

総務・テクニカルサービス Sub-directorate は、最終審査結果を受けて、出願人への通知と登録証および公報の発行、さらに処理済みファイルの処分 (保管部門への送付) を行う。

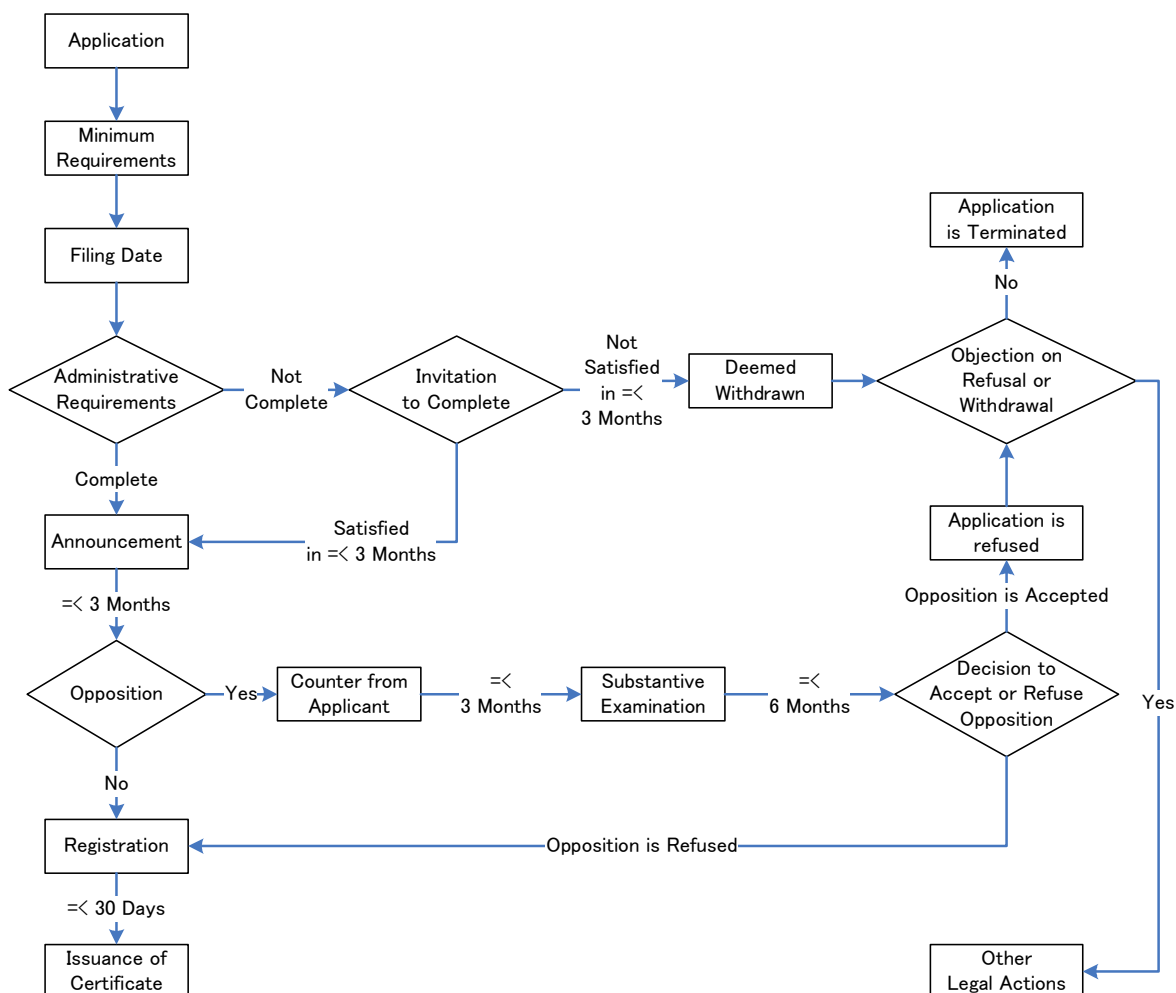
審査結果に対して、拒絶不服の審判請求や訴訟提起があったときの対応は法務サービス部の所管である。

3.5 出願・審査・登録業務処理プロセスと機械化

(1) 概要

工業意匠出願の業務処理プロセス・フローは、図 III-3-2 に示す通りである。また、各種データ入力、保管の状況を示すと図 III-3-3 に示す通りである。

図 III-3-2 工業意匠出願の業務処理プロセス・フロー

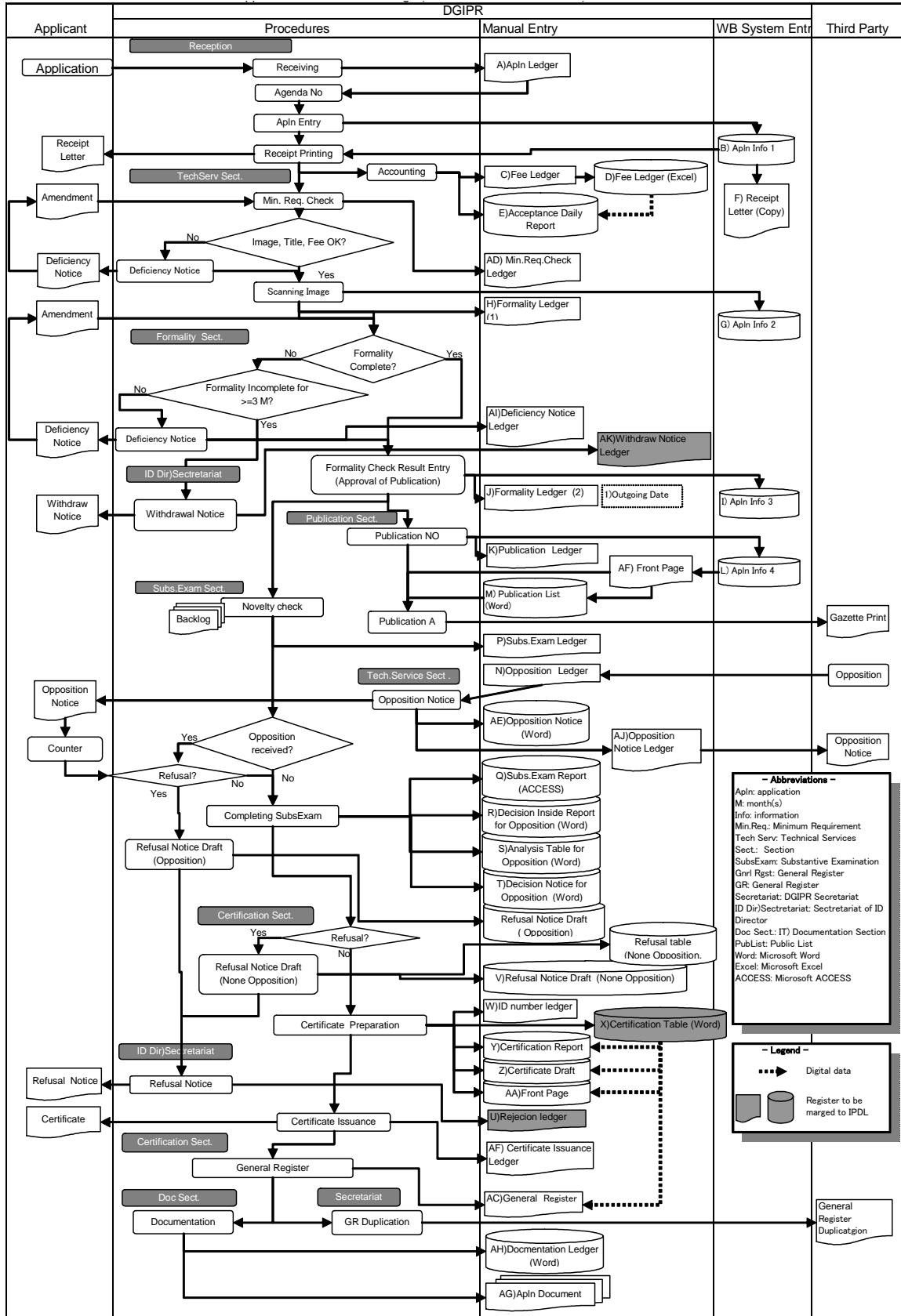


受付、方式審査、および公開の管理業務において、世銀支援システムが利用されている。書誌情報と図面が世銀支援システムに入力され、申請者に渡すレシート印刷や公開用フロントページの印刷に利用されている。しかし、実体審査、登録証発行業務、審査結果通知業務においては世銀支援システムは利用されておらず、手書き台帳、Microsoft Word テンプレート、Microsoft Excel、Microsoft Access 等が利用されている。

実体審査において世銀支援システムが利用されない理由として、次の点が実体審査官から指摘されている。

- 実体審査結果の比較分析表等、世銀支援システムでは作成できない帳票がある。
- 世銀支援システム上のデータ修正ができない

図 III-3-3 工業意匠出願処理におけるデータの入力・保管状況



(2) 出願受理

受付窓口で以下の書類各 3 通と添付資料を提出する。

- 願書
- 工業意匠の記述書
- 工業意匠のサンプル（ある場合）、図面

DGIPR 付設支払い窓口で払い込み時に発行される料金納付書を添付する。

受付窓口で全ての必要書類が提出されると、出願番号が付与される。出願番号は、Axx2005yyyyy の形式で、A は Application の A、xx はオフィス番号、『2005』は出願年、『yyyy』は出願年内の出願シーケンス番号である。

3 通の出願書類は各 1 組ごとに、公開用ファイル (*)、方式審査用ファイル (**)、実体審査用ファイル (***) に綴じ込まれる。

添付資料を確認後、受付担当者は、書誌事項と必要添付資料の有無を世銀支援システムに入力する。入力完了後、出願受領書を正副 4 通作成し、料金納付書とともに経理部署に回送し、料金納付確認の署名を得た後、出願人に 1 通を手渡しまたは送付する。控えは、1 通を経理部署、1 通を方式審査用ファイル (**)、1 通を実体審査用ファイル (***) に綴じ込む。3 組のファイルはまとめて方式審査官に送付される。

システムによる処理

出願受付時に、受付窓口で出願書誌事項、出願番号および添付書類の有無が世銀支援システムに入力される。

入力完了後、出願人に交付すべき受領確認書を世銀支援システムで出力する。

受付業務終了後、出願書類は受付カウンタから出願・テクニカルサービス Section へ送付され、出願・テクニカルサービス Section では工業意匠図面のスキャン入力と、受付で入力された出願書誌事項および提出書類の再確認が行われる。

なお、ファイル移送時には、渡し手と受け手がそれぞれ手書き台帳にマニュアル記録するようになっているが、以降の説明ではこれら手書き台帳への情報エントリーは説明を省略している。

(3) 方式審査

方式審査官は、書誌事項と書面の不備をチェックし、不備がある場合、出願人に追完指令を送付する。最小要件に不備があり追完があったときは、その追完日を出願日と決定する。不備通知後 3 ヶ月以内に方式要件の不備が解消されないとき、出願は取下げられたものと見なし、見なし取下げ通知書を出願人に送付する。

方式要件完備以前であっても、出願要件（出願料金の支払い、出願様式への必要事項記入、登録出願される工業意匠の見本、図面又は写真および説明）に不備が無ければ、コンピュータシステムに出願要件を入力後、公開用ファイル(*)を公報発行グループに送付する。

方式要件が完備したときには、方式審査完了の旨を方式審査用ファイル(**) および実体審査用ファイル(***)の包袋に記入し、実体審査用ファイル(***)を工業意匠 Sub-directorateへ送付する。

システムによる処理

方式審査では、方式不備がないかファイル内書類をチェックし、世銀支援システムにチェック結果を入力する。不備がある場合、方式チェック結果の通知レポートを Microsoft Word テンプレートを利用して作成し、出願人に通知して追完を促す。追完があれば、世銀支援システムに必要な訂正入力を加え、世銀支援システムの次プロセス（公開）へ回送する。方式審査結果は、ファイル包袋(**)に記入される。出願書類追完の管理状況は、世銀支援システムには入力されず、包袋(**)に追完状況のメモ用紙を貼付し、日付別に分類保管して管理されている。

取下げ処分の必要な場合、取下げ処分通知書は世銀支援システムでは出力できない。必要事項を Microsoft Word テンプレートを利用して入力し手作業で通知書作成している。

(4) 公開（公報発行）

方式審査・公報発行 Section 内の公報発行グループは、送付された公開用ファイル(*)に基づき、世銀支援システムに入力された出願要件を再確認し、必要に応じて修正入力を行った後、世銀支援システムから公報用のフロントページを出力する。現在公開公報 (Publication A) に掲載している事項は以下の通りである（以下の先頭の番号は INID コード）。

- (22) 出願受理日
- (21) 出願番号
- (71) 出願人の氏名・住所
- (86) 意匠所有者の国籍
- (87) 意匠所有者の居住地
- (88) 工業意匠所有者が実際にビジネスを実施している国
- (74) 代理人の氏名・住所
- (72) デザイナーの氏名
- (28) 出願の対象となる工業意匠の数
- (54) 工業意匠のタイトル

(51) ロカルノ国際分類のクラスとサブクラス

(81) ヘーグ協定国際出願での指定加盟国コード

公開用フロントページは、毎週火曜日に印刷され、DGIPR 1 階のホールに掲示され、公開される。公報分冊は 100 組のフロントページごとに発行される。外部業者による印刷に時間がかかるため、フロントページの掲示から 2 ヶ月から 3 ヶ月遅れて発行される。

公開公報分冊の発行は不定期であるが、ほぼ 1 冊/月のペースで行われている。

公開公報分冊は、全支局および大学その他公共機関に配布される。

システムによる処理

公報発行では、世銀支援システムを使用してフロントページの作成を行っている。2003 年以降出願受付した 1 万 300 件分のデータが世銀支援システムで生成され、保存されている。

(5) 実体審査

実体審査のために審査部に回送された出願について、工業意匠管轄の Director が審査指令書を発行し、工業意匠 Sub-director が審査官に出願を配分することで、実体審査がスタートする。

実体審査の審査環境と審査のやり方の概要は以下のとおりである。

- 審査官各自パソコン 1 台を利用
- インターネットを利用して、WIPO およびオーストラリア IPO のホームページ等を参照
- 国内出願は Publication (DB、紙) を使って参照する。公開中出願については、コンピュータシステムを利用して検索を実施。
- 公報をクラスごとに分類保管して活用。公報番号 160 番までは電子化保存した公報をコンピュータ利用して活用。
- 優先権：海外の最初の出願日を確認。

実体審査は、公開と並行して実施され、異議申立が無い場合、公開終了までに審査を完了する。審査終了後は、審査報告書を実体審査用ファイル (***) にファイルして総務・テクニカルサービス Sub-directorate へ送付する。

公開期間中に、異議申立があった場合は、異議申立を受理した時点で、異議申立の審査を開始する。異議申し立てがあった場合の審査は、以下の手順で行われる。

- 1) チェックリスト(紙) の作成。
- 2) 異議申立、および他の類似 ID との比較分析表の作成 (Microsoft Word)

- 3) 実体審査および報告書の作成。
 - 報告書には、2名の審査官、工業意匠 Sub-director の署名を得る
- 4) 決定書作成
 - 3通の決定書を作成する： 内部用1通、出願人用1通、異議申立人用1通
- 5) 決定書の送付
 - Director の決裁の後、決定書を出願人と異議申立人へと郵送する。
- 6) ファイリング
 - 内部用決定書を実体審査用ファイル (***) にファイルする
 - 実体審査用ファイル (***) を総務・テクニカルサービス Sub-directorate へ送付する。

システムによる処理

実体審査の審査状況、審査結果は、Microsoft Access データベースに入力されている（以降、『審査結果データベース』と呼ぶ）。審査結果データベースは、実体審査部門全体で共通のプログラムを利用した共通形式のデータベースであるが、審査官それぞれが自分のパソコンに保有しており、保管されているデータ全体での統合管理は実施されていない。

審査結果データベースのデータを元にして、Microsoft Access フォームもしくは Microsoft Word テンプレートを使用して、以下のとおりの文書作成を行っているが、作成した各種書類データは一括管理されていない。

- Access フォーム： 審査結果報告書
- Word テンプレート： 内部向け決定書、外部発信用決定書、比較分析表

実体審査結果は、最終的に工業意匠 Director により下されるが、工業意匠 Director の判断により、再審査となった記録は審査結果データベースには保管されていない。

最終的な各出願の審査結果は、公式通知の発信原簿記録（紙帳簿）に、拒絶通知、登録通知の発信記録がある。

(6) 登録

総務・テクニカルサービス Sub-directorate の登録証発行・変更手続 Section において、登録証が作成される。

総務・テクニカルサービス Sub-directorate の登録証発行・変更手続 Section には、実体審査が終了した時点で、公開用ファイル (*)、方式審査用ファイル (**)、実体審査用ファイル (***) の3種のファイル全てが集められ、登録対象の出願に対して登録番号が付与される。登録番号は、登録証ナンバーとしても使用され、IDxxxxxxx の形式で、xxxxxxx は一意の連続番

号である。

登録証とフロントページは Director の承認署名後、エンボス加工、パーフォーレーション、リボン貼付が行われて出願人に送付される。

フロントページは4式作成され、出願人の他、以下のとおり送付または保管される。

- 1) 総務・テクニカルサービス担当 Sub-director が保管
- 2) 総務・テクニカルサービス Sub-directorate: 登録証発行・変更手続 Section が保管
- 3) 出願包袋にファイル

登録証は 1～2 週間に一度、不定期に発行される。登録証発行後、登録情報は Microsoft Word を使ってジェネラル・レジスター用に印刷される。ジェネラル・レジスターは、登録証発行・変更手続 Section に保管される。登録意匠の公報は発行されていない。

システムによる処理

世銀支援システムにはフロントページのデータが登録されているが、ここでは、世銀支援システムを利用せず、改めて図面のスキャン作業も含め、全ての申請情報を Microsoft Word データベースに入力する。これは、審査業務中に申請情報が変更される可能性があるのに対し、世銀支援システムではいくつかの変更が反映されないという理由からである。

このデータベースは、世銀支援システムには連結されていない。入力には実体審査用ファイル (***) を使用している。この登録意匠情報は、登録証、ジェネラル・レジスターと同一情報である。

手順書は整備されておらず、データベースを利用した業務やデータベースのメンテナンスは、担当者の記憶にゆだねられている。

第 1 件目の登録案件から最新の登録案件にいたるまで、全ての工業意匠登録証、フロントページ、ジェネラル・レジスターの Word データが登録証発行・変更手続セクションの PC に保存されている。

4 著作権制度および出願・審査・登録業務処理プロセス

4.1 現行法および規則、関係国際法・条約

(1) 現行法および規則等

インドネシアの著作権は、2002年7月29日に施行された著作権法 (Law No. 19 of 2002) に基づいて保護されている。政府はまだ同法の規則を定めていないため、業務は旧法の規則に則っている。

現行法は、著作権法 (Law No. 12 of 1997) を TRIPS 協定に適合するよう改正したものである。政府が著作権法 (Law No. 6 of 1982) を施行するまでは、オランダ統治下で1912年に施行された著作権法を適用していた。著作権法 (Law No.12 of 1997) は、著作権法 (Law No.7 of 1987) を改定した著作権法 (Law No. 6 of 1982) に代わって施行された。

(2) 国際的取組み

インドネシアは著作権の保護に関する以下の国際条約および機関に加盟している。

- ベルヌ条約 (Berne Convention) 1997年9月5日加盟
- 世界知的所有権機関 (WIPO; World Intellectual Property Organization) 1979年12月18日加盟
- TRIPS 協定 1995年1月1日発効

なお、インドネシアは万国著作権条約 (Universal Copyright Convention) には加盟していない。

4.2 出願・登録状況の推移

1992年～2003年の出願・登録件数、および分類別出願件数を、表 III-4-1 および表 III-4-2 に示す。

表 III-4-1 著作権出願・登録件数

Year	出願件数		登録件数		拒絶件数	
	国内	国外	国内	国外	国内	国外
1992	2,887	93	1,919	69	939	20
1993	3,591	128	2,356	121	1,055	7
1994	3,738	209	2,366	143	1,093	61
1995	4,373	184	3,134	114	1,245	70
1996	4,646	294	2,869	195	1,147	38
1997	2,065	120	595	42	223	5
1998	580	26	311	6	222	20
1999	684	14	678	14	138	-
2000	1,026	23	608	10	5	-
2001	1,501	34	-	-	-	-
2002	1,877	21	-	-	-	-
2003	2,097	24	-	-	-	-

(出所) DGIPR

表 III-4-2 分類別出願件数

Year	Art	Knowledge	Literature	Computer Program
2004	2,340	356	269	33
2005	3,630	350	156	133

(出所) DGIPR

国内出願は年によってばらつきがあるものの、1998年と99年を除けば、毎年1,000件から2,000件の出願がある。分類別ではArtが最も多く、2004年出願件数の80%近くを占めている。国外からの出願も継続的にあるが、全出願件数に占める割合は少なく、1%程度にとどまっている(2003年)。他方、登録については、毎年出願件数の60%から70%が登録されている。

インドネシアの著作権出願数は、1992年以来増加傾向を示していたが1998年に激減、その後再度増加しつつある。新たにコンピュータプログラム分野への出願も始まり、またパティックなど工業デザイン分野での出願も増加していることから、国内産業の高度化と地方産業の発展にともない、著作権の出願件数は今後とも増加していくことが予想される。

4.3 制度の概要

4.3.1 要件と出願

インドネシアの著作権制度は無方式審査主義を取っている。したがって、著作権は著作物の創作により自動的に発生する（2条1項）。著作権の保護対象となる作品は以下のものである（12条1項）：

- (a) 発行された書籍、コンピュータプログラム、パンフレット、発行された版の組版面、その他あらゆる著作物
- (b) 講演、講義、演説、その他口頭による作品
- (c) 教育・科学向けの目的で作られた視覚教材
- (d) 歌詞有り／なしの歌・音楽
- (e) ドラマ、ミュージカル、ダンス、舞踏、人形劇、パントマイム
- (f) 絵画、描画、版画、書道、彫刻、彫像、コラージュ、応用美術等あらゆる形態の芸術
- (g) 建築
- (h) 地図
- (i) バティック
- (j) 写真
- (k) 映画作品
- (l) 翻訳、通訳、脚色、アンソロジー、データベース、その他形態の変更による作品

これら作品はたとえ発行されていないとしても、複製の可能な形態になっていれば保護の対象となる（12条3項）。

著作権法では、以下のものは著作権を有さないとしている（13条）。

- (a) 政府機関の公開会議の結果
- (b) 法、規則
- (c) 政府演説、政府関係者スピーチ
- (d) 判決、司法命令
- (e) 調停委員会等の決定

出願者は、所定様式の願書2部と著作物のサンプル、および出願料金納付を DGIPR に提出する（37条2項）。著作物のサンプル必要数と出願料金は著作物の分類によって異なる。本は2冊、ロゴ・デザイン等は12枚、コンピュータプログラムはマニュアルとともに2セット

のサンプルの提出が義務付けられている。出願料金は、コンピュータプログラムが 15 万ルピア、それ以外の著作は 7 万 5,000 ルピアとなっている

出願された著作物は、書類の不備と著作権出願としての妥当性の確認を経た後、受理日と出願番号が付与される。書類等に不備がある場合、あるいは著作権として適当ではないと判断された場合は、その場で出願人または代理人に返却される。

DGIPR は受け付けた出願について方式審査を行うが、現行法では方式審査についての規定はない。同審査では、受け付けた願書と添付書類に不備がないかを確認している。出願書類が要件を満たしていない場合、DGIPR は出願者に書面でその旨を通知する。通知を受け取った出願者は、3 ヶ月以内に完備書類を提出することが求められる。

4.3.2 出願公開

著作権法には出願公開に関しての規定はない。

4.3.3 登録の実体要件と実体審査

方式審査を通過した出願の内、ロゴおよびパティックについては DGIPR は実体審査に付す。但し、著作権法は実体審査の実施については何も規定していない。実体審査では、ロゴおよびパティックの類似性について審査が行われる。

4.3.4 登録

受理された出願は、受理日から起算して 9 ヶ月以内に登録についての決定が成されなければならない (37 条 3 項)。

実体審査で要件を充足した著作出願について、DGIPR は登録の手続きを行う。登録証を発行し出願人に送付すると共に、出願の書誌条項を記録する (39 条)。DGIPR は登録著作権を公報にて公開する。

登録変更

著作者あるいは著作権者として登録原簿に記載されている個人あるいは法人の名前あるいは住所の変更は、同人の申請により登録原簿に変更を記載することができる。変更は DGIPR に書面をもって申請し、申請書を受け取ると DGIPR は公報の登録情報を変更する。

4.3.5 存続期間、延長、失効

著作権の存続期間は著作物によって異なる。著作権の延長は認められていない。なお、現行著作権法には審査中の出願の失効についての規定はない。

存続期間	該当する著作権の種類
著作者の死後 50 年間 (29 条)	(a) 発行された書籍、パンフレット、その他あらゆる著作物 (b) ドラマ、ミュージカル、ダンス、舞踏 (c) 絵画、版画、彫像等のあらゆる形態の芸術 (d) バティック (e) 歌詞有り／なしの歌・音楽 (f) 建築 (g) 講演、講義、演説、その他口頭による作品 (h) 教育・科学向けの目的で作られた視覚教材 (i) 地図 (j) 翻訳、通訳、脚色、アンソロジー
初発行日から 50 年間 (30 条)	(a) コンピュータプログラム (b) 映画作品 (c) 写真 (d) データベース (e) 脚色による作品 (f) 発行された版の組版面

4.3.6 登録後の取り消し、移転、ライセンス

著作登録の法的効力は、以下の場合に失効する（著作権法 44 条）。

- (a) 著作者あるいは著作権者が撤回を申請した場合
- (b) 存続期間が終了した場合
- (c) 判決によって無効とされた場合

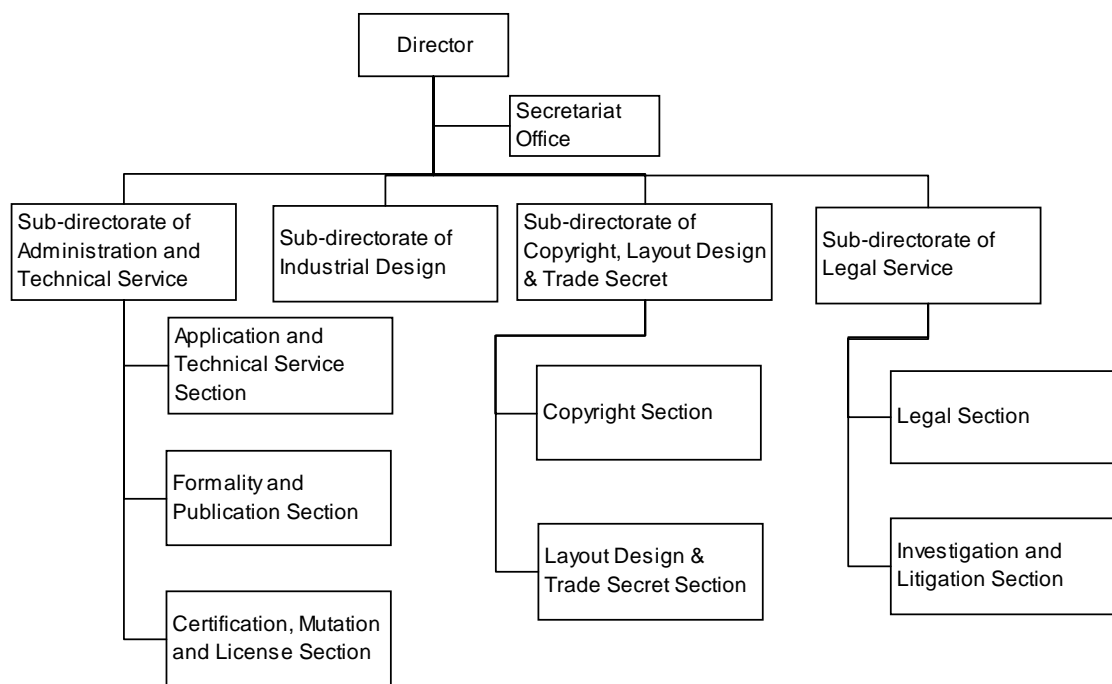
著作権者はライセンス契約書に基づいて第三者に著作権のライセンスを付与することができる。ライセンス契約については、DGIPR に登録してはじめて法的効力を有する（45 条）。

なお、著作権法には権利移転に関する規定はない。

4.4 著作権・工業意匠・集積回路配置・営業秘密局（以下、著作権・工業意匠局）の著作権関連組織・人員構成と機能

著作権・工業意匠局長の下に Sub-directorate of Administration and Technical Assistant、Sub-directorate of Industrial Design、Sub-directorate of Copyright, Layout Design of IC & Trade Secret、および Sub-directorate of Pelayanaa Hukum の4部門がある。図 III-4-1 は同局の組織図を示している。

図 III-4-1 著作権・工業意匠局の組織



著作権業務において、出願受付は Sub-directorate of Administration and Technical Assistant の Technical Assistant Section が担当している。一方、方式審査は同 Sub-directorate の Formality and Publication Section が担当している。Sub-directorate of Copyright, Layout Design of IC & Trade Secret の Copyright Section は実体審査を行っている。なお、著作権法は実体審査を要求しておらず、また著作権審査官についての明記もない。登録については、Certification and License Section of the Sub-directorate が担当している。職員数は以下の通り。

Technical Assistant Section 8名

Formality and Publication Section 9名

Copyright Section 10名

Certificate and License Section 8名

Technical Assistant Section と Certificate and License Section の職員は著作権と工業意匠両方の出願を扱っているが、Formality and Publication Section の著作権担当者は2名のみとなっている。

4.5 出願・審査・登録業務処理プロセスの概要（フロー・チャートと各プロセスの概要）

DGIPR の著作権出願処理プロセスを図 III-4-2 に示している。また、業務プロセスの各段階での著作権関連各種データの生成・収集・保管を図 III-4-3 に示している。

図 III-4-2 著作権出願処理プロセスフロー

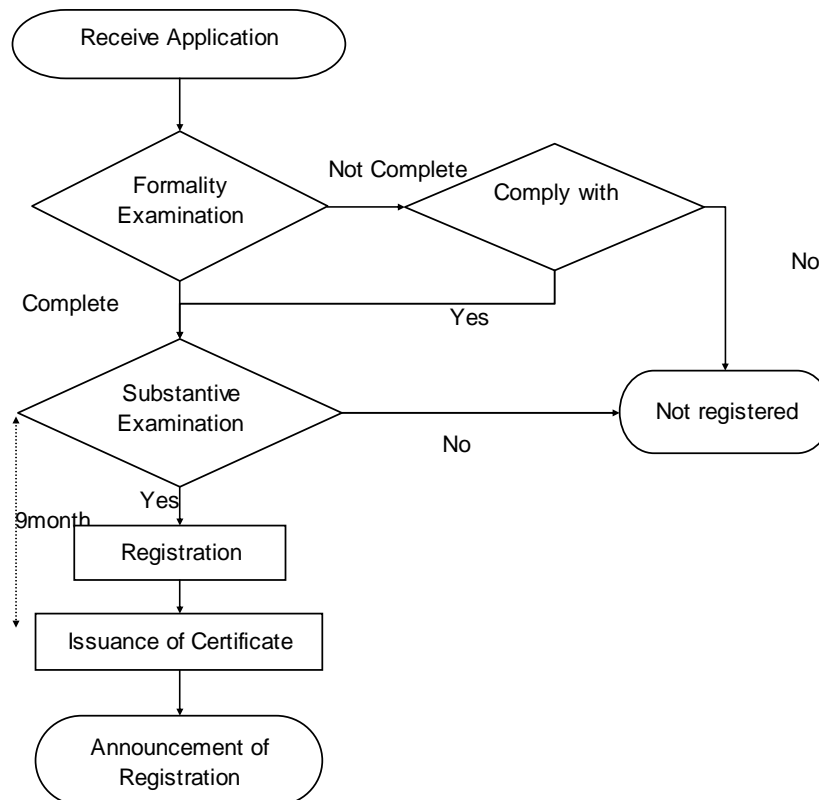
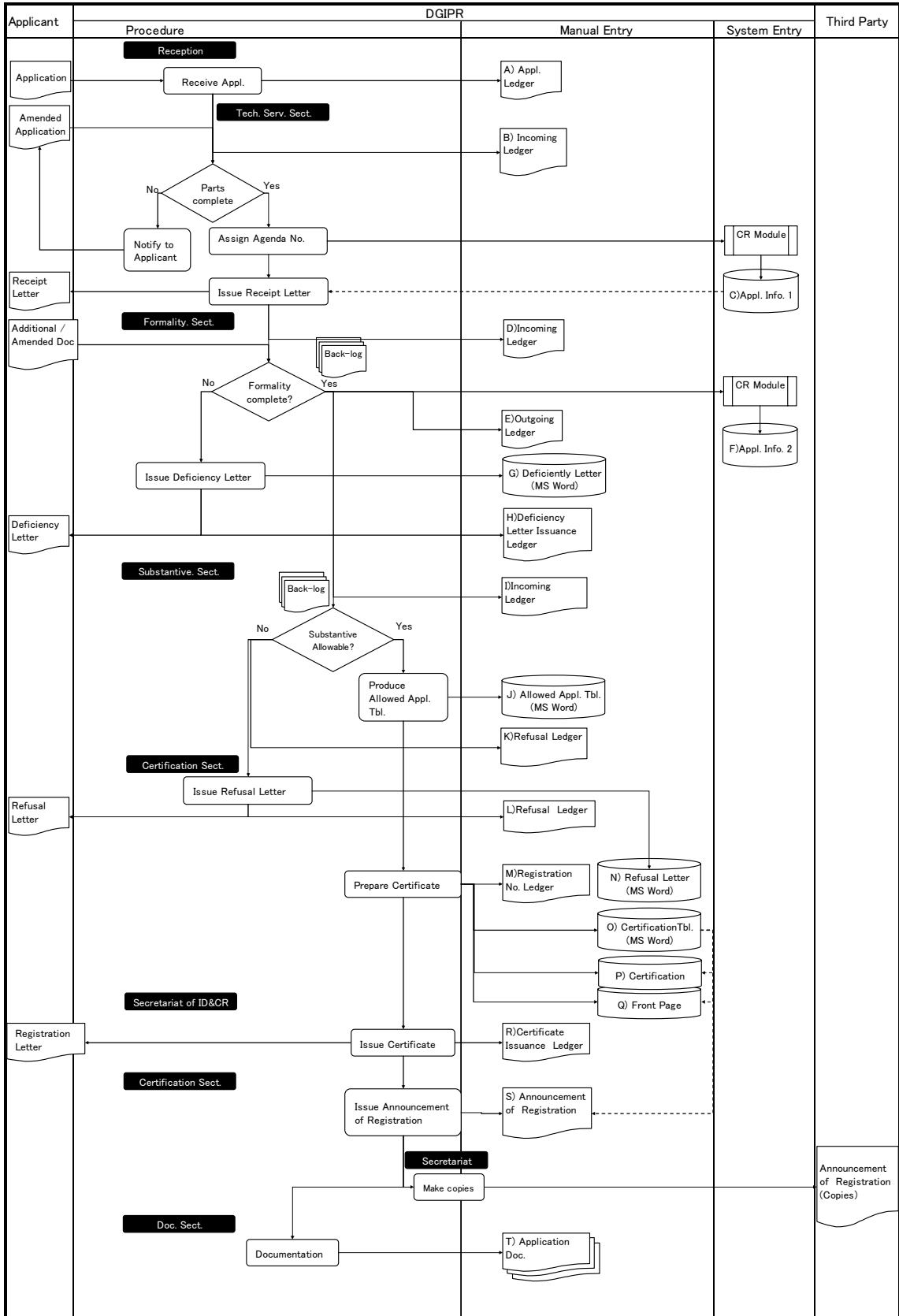


図 III-4-3 著作権出願処理における各種データの生成・収集・保管



世界銀行の支援によって業務処理システム（以下、世銀支援システム）が開発されたが、**Technical Assistant Section** と **Formality and Publication Section** が利用するのみとなっている。その他のセクションは同システムを全く使用していない。**Certification and License Section** は、自分達で作成した **MS Word** の差込印刷機能を利用したテーブルを使用して証明書の作成と登録出願の記録を行っている。

(1) 出願受付

出願受付は **DGIPR** の受付窓口で行われる。窓口では出願を受け付けるのみで出願番号等の付与はしていない。出願は願書の正副 2 通、および出願著作のサンプルを提出する。また、出願人は、出願料金を **DGIPR** に付設の銀行支払い窓口払い込み、その際発行される料金納付書を出願書類に添付する。

窓口で受け付けられた出願書類は、**Technical Assistant Section** にて受理作業に付される。受付に提出された出願書類は、**Technical Assistant Section** に回送される。同セクションで、以下の 2 つの要件に基づいて願書を受理するか判断する。

- 1) 必要書類が揃っているか
- 2) 作品が著作権に該当するかどうか

これら要件を充足した出願は受理され、出願日（**application date**）と出願番号（**Application No.**）が付与される。受付番号（**Application No.**）の体系は **C 00 2005 xxxxx-xxxx** となっている。各項目の意味は次のとおりである。

- 1) **C** は著作権
- 2) **00** は **DGIPR** に直接出願された願書
- 3) **2005** は出願を受け付けた年
- 4) **xxxxx** は地方支局に出願された願書のシリアル番号
- 5) **xxxx** は願書のシリアル番号

出願日と出願番号は受付帳票（**Incoming Ledger**）と包帯の表紙に記入される。**DGIPR** が当該願書を登録する場合、出願日は登録日として記録される（40 条）。

出願の際、出願者は願書に出願著作権の分類を記入することとなっている。著作権分類は特別な分類基準はないが、業務上、著作権法第 12 条の著作権の保護対象となる事物に沿ったものとしている。従って、願書に記載の分類が不適切な場合は、**Technical Service Section** にて、著作権法第 12 条に沿った分類に修正している。

システムによる処理

Technical Assistant Section では、出願を受理した案件につき、受付帳票に出願受付日、出願番号を記入する。その後、書誌事項等を世銀支援システムに入力し、出願受理通知書を出力して出願人に発出する。

(2) 審査

1) 方式審査

出願が受理され、かつ出願人から取下げ申請がない限り、すべての出願が **Formality and Publication Section** にて方式審査に付される。方式審査では、審査担当職員が (a) 願書の記入もれ・ミスがないか、(b) 添付書類が揃っているかについて確認をする。不完備書類については、問合せ状（補正通知）を起案して出願人または代理人宛に送達する。

システムによる処理

Technical Assistant Section より出願ファイルが回送されると、**Formality and Publication Section** では、まず受付帳票に出願受理日、出願番号等を記入する。その後、出願は方式審査に付される。方式審査が終了すると、処理終了帳票（**Outgoing Ledger**）に再び出願受理日、出願番号等を記入する。出願書類の出入りのみならず、出願人へのレターの発出記録などの作業毎に帳票を作成し記録をとっている。処理終了帳票を記入した後に、世銀支援システムモジュールで以下の項目について Yes / No のチェックを入れている。

- a) 出願著作権の分類とタイトルの入力正しいか
- b) **Description** の添付があるか
- c) その他添付ファイルが揃っているか

担当職員数も 2 名と少なく、PC は工業意匠と兼用のため、入力は終了後順次ではなく時間のあるときに適宜入力する。この作業入力作業により、**Certification and Publication Section** のプロセスにて世銀支援システムが利用できるようになる。ただし、同セクションでは世銀支援システムを利用していない。

2) 実体審査

方式審査が完了した出願ファイルは著作権班に転送され、そこで実体審査が行われる。実体審査を行うのは、ロゴとバティックデザインのみである。その他については、実体審査を行っておらず、出願書類が回送されてくると、サインをしてそのまま登録・ラインセンス課に回送する。審査では、既登録著作のイメージを登録番号順に収録したファイル（61 冊）を一ページずつマニュアルで参照して、当該出願の類似性（**similarity**）をチェックする。現

在、著作権課のスタッフ内で、独自の分類を作成しようとする動きがあるものの、未だ具体化にはいたっていない。

登録著作との類似性が認められると、担当は当該登録著作のコピーを添付した書類を課長に渡し、拒絶か否かの判断を仰ぐ。同課長は、部長の確認を受けて最終判断を下す。拒絶査定がなされた出願については、登録・ライセンス課に対し拒絶通知書の起案・発出を依頼する。要件を充足し審査が完了した案件が 50 件程度ままとすると、登録発行指示書を作成し、登録・ライセンス課へ回送される。

システムによる処理

世銀支援システムの利用は方式審査までで、それ以降は同モジュールを全く使用していない。審査過程において DB 検索等を利用しておらず、全てマニュアルで行っている。登録査定がなされた出願についてのみ、MS Word を利用して登録許可出願リストを作成している。ただし、登録出願の DB としての機能・活用はなく、Certification and Registration Section に対して登録を指示するために回送するものである。

3) 登録と公開

方式要件を充足し、その他の要件の審査が完了した案件について、Certification and License Section 登録・ライセンス班にて登録番号 (Registration No.) を付与し、登録証明書の草稿を起案する。草稿は著作権・工業意匠局秘書室に送付され、同室より局長の署名を受けた登録書を出願人または代理人に送達する。これに基づき、認証・ライセンス班では、登録原簿への登録が行われる。原簿には、登録番号、登録日 (出願日) とともに書誌情報が登録される。登録原簿は Word 形式で保管されている。なお、公開公報分冊は定期的には発刊されていない。印刷の予算配分によって発行頻度は異なり、2 年に 1 回や 4 年に 1 回といった発行となっている。最終刊行年は 1999 年。

システムによる処理

Certification and License Section では、登録出願の情報の管理および登録証の発行等を同 section で作成した MS Word 差込印刷 Table を使用している。なお、World Bank モジュールは利用していない。Copyright Section より回送された登録査定がなされた出願について、以下の項目を MS Word Table に入力する。

(3) バック・ログ

出願の受理を行う **Technical Assistant Section** では、出願を受け付けた日の内に処理を終わらせるため滞貨はない。しかし、**Formality Section** では数千件が方式審査待ちとなっている。これは、担当官一人で全ての出願の審査を行っていることに起因する。滞貨の数は増加しつつあるが、その正確な数は不明である。

IV IPDL システムの構築

1 目的と調査の概要

ここでは、知的財産権行政における情報公開促進を目標に、利用者の情報収集を容易にすることを目的とする IPDL システムのあり方を、そのパイロットシステム構築を通じて明らかにする。ここで想定している IPDL は、DGIPR が知的財産権に関する公開情報、審査進捗情報等を提供するものである。

上記目的のために、本調査ではまず次の事項を調査・分析し、同システムを構築する上で
の要件、制約条件を明らかにした。

- 知的財産権情報についての利用者のニーズ調査
- 現行法制度、業務処理プロセス（特にコンピュータ化された処理プロセス）調査

これらをもとに、IPDL システムについて概念設計、基本設計をフェーズ 1 で行い、さらにフェーズ 2 では詳細設計、パイロットシステムの開発・構築を実施、こうしたパイロットシステム開発・構築を総括して、IPDL システムのあり方について提言している。

なお、現行法制度、業務処理プロセスについては、第 III 部 1～4 章にまとめた。

2 IPDL 構築のニーズ

2.1 IPDL 利用者の想定と想定される必要情報

2.1.1 概要

IPDL は知的財産権関連情報を一般に提供することによって、知的財産権制度の普及、知的財産権の保護の促進、活用を図るものである。同時に、知的財産行政業務処理の透明化につながることから、同行政に対する信頼性の向上効果も期待される。

また、インドネシアの場合は、知財権出願審査に必要な情報入手の上でも活用できると期待できることから、審査の効率性向上、精度の向上にも効果があると考えられる。

IPDL が提供する情報は、(1) 想定する利用者の利用目的に沿った情報であり、かつ、(2) DGIPR として提供可能であって公開が認められている情報である。ここでは、想定される IPDL 利用者と、その利用するケースについて分析する¹。

公開情報を活用するのはまず第一義的に出願者、および、出願予定者である。また、インドネシアで出願された案件については、DGIPR の審査官が審査に活用できる情報が限られていることから、審査官による IPDL の活用も想定される。

Enforcement にかかる政府機関の場合は、基本的に別途の申告制度をベースにして法執行が行われるため、基本的には IPDL をその法執行に活用する可能性はほとんどない。

IP コンサルタントの業務においては、インドネシアの知財権情報は、商標に関する場合が最も高く、ついで特許、意匠の順となっている。商標、特許、意匠ともに、出願の大部分は外国からの出願であり、これらに関連する情報はインドネシア国内 IP コンサルタントを通じて入手されている。

国内の出願者の場合、大手企業なども出願を IP コンサルタントに依頼する。これらの IP コンサルタントが顧客に提供するサービスの内容は、海外の顧客、国内の顧客ともに大差はない。中小企業の場合は、DGIPR およびその地方支局、MITI の IP Clinic (MITI 地方支局の IP Clinic を含む) を通じて出願し、関連情報もこれらを通して得るケースが多い。この他大学に IP センターがあり、主として特許について、研究者、周辺の企業などが情報入手などにも利用している。

¹ 調査では DGIPR のサービスとその利用、利用上の問題点、将来に対する期待などにつき、関係機関、団体、民間企業等から意見と見通しを聴取した。訪問調査を行った機関等は次のとおりである。

1) IP コンサルタント、Intellectual Property Association of Indonesia などの知財権関連組織 2) 工業省の IP クリニック 3) 大学の IP センター/クリニック 4) 外国商工会議所 5) 知財権関連取締実施機関としての税関

本調査において行った、IPDL に対する IP コンサルタントのニーズの聞き取り調査によると、IP コンサルタント等が IP 情報入手するのは次のケースである。

- 特許、実用新案における先行技術調査
- 出願前あるいは審査請求前の登録済み権利調査
- 自己出願のステータス把握
- 他者登録済み権利についての権利状況（消失、変更など）調査
- 他者既登録権利についての異議申し立て情報

こうした情報の他に、法、規則などについての最新の情報の公開が IP コンサルタントからは期待されている。また、DGIPR 地方支局、MITI IP Clinic などでは地場の出願者が、どの権利として出願すべきかについて相談するケースが多く、そのためのガイドなども有用と考えられる。

2.1.2 出願者、出願予定者（およびその代理人）の必要とする情報

(1) 先行技術調査

特許、実用新案、意匠に関しては、公開された類似先行技術の有無が、出願の登録可能性に大きく影響する。したがって、出願前に主に公開済み出願情報を対象として、類似の先行技術があるか否かの調査を実施するニーズがある。ただし、登録可能性に影響する先行技術は全世界の公開情報であるため、日米欧などの主要先進国の IPDL などにある膨大な先行技術情報が重要な調査対象情報になる。

実際、特に特許に関しては、出願者（IP コンサルタント経由）からは先行技術調査についてのニーズがみられない。これは、インドネシアで出願される特許案件の 9 割が外国から出願されるものであるためであり、同時に他国（特に、米国、日本、EU）にも同時に出願している。これら海外からの出願者は、彼ら自身で海外の IPDL にアクセスして先行技術調査を行っている。

インドネシア知財権を対象に先行技術調査を行っているケースは、大学などの研究者に見られる。これは、大学や研究機関の研究者（特に公的機関）の場合、研究を開始するに当たって研究の重複を避けるために、先行技術調査が要求されるためである。

しかし IPDL により、インドネシア語による出願情報が利用可能になるなら、インドネシア国内から英語に堪能でない出願人等が利用するニーズが掘り起こされることが予想される。

先行技術調査には、書誌情報だけでなく、要約、請求範囲、図なども必要となる。

特許の場合では、詳細に先行技術調査を行うためには、全文が必要となる。PCT 出願の特

許、優先権主張をともなう特許については海外の IPDL がこの目的で利用可能であるが、その他の場合（すなわち、インドネシア独自の特許である場合）、全文が提供されることが望ましい。現在、LIPI は DGIPR の協力を得てインドネシアの登録済み特許について Full Text を CD 化しており、現在途中まで完成している。

(2) 出願・登録済み権利調査

出願しようとする内容がすでに登録済みであるかどうかを調査するものである。既登録の知財権情報を出願前や審査請求前に検索・参照することで、出願人は出願の是非や審査請求の是非につき適切な判断を下せることとなる。IP コンサルタントが顧客より要請されて入手する情報としては主要なもののひとつである。

登録済み権利調査のもう一つの目的は、他者権利侵害リスクの回避である。出願内容について、新規事業化を開始する場合、あるいは新製品に適用開始する場合に、このような調査が行われることが多い。IP コンサルタントの間でも、特許などについての登録 Claims 情報への関心が見られ、今後はこの観点での調査も重要になると予想される。

1) 特許・実用新案

特許の 90%以上が外国からの出願であり、登録済み権利についての情報も IP コンサルタントを経て入手されている。海外でも出願されたものについては、権利の詳細な内容については EPO などの IPDL の利用が可能であり、国内だけに登録されたものに対する Full Text の開示ニーズは少ない。しかしながら、現在、公報に公開されている書誌情報では情報が不足し、Abstract および Drawings を要求する IP コンサルタントの声が高い。Claims に関しては、権利侵害リスク調査に Claims の分析が必須であるため、IPDL で Claims の掲載を希望する IP コンサルタントが多い。ただし、Description 全文掲載までを期待しているところは少数である。

IP コンサルタントには、書誌情報について、公報をもとに独自のデータベースを構築しているところもあり、これにより顧客からの情報要求に応えている。

2) 商標および工業意匠

特許に比べると国内出願も多く（商標の場合 70%）、従って、IP コンサルタント経由だけでなく、出願予定者が直接、あるいは MITI の IP Clinic をとおして情報が請求されている。

IP コンサルタントの経験では、商標の予定出願の内の約 70%が登録済み権利と重複していると言われる。この点から特に登録済み権利調査のニーズは高く、これが（IPDL の導入により）将来容易になれば、更に情報に対する需要が顕在化するものと見られる。

必要情報としては、書誌情報の他に、イメージも求められている。また、公報により公開されたものが最新とはいえない（公報の発行が遅れている）状況で、最新の情報を期待する声強い。

書誌情報については、公報をもとに独自のデータベースを作成し、顧客の情報要求に応えている IP コンサルタントも見られる。

3) 著作権

現段階では、既登録著作権に対する情報ニーズはほとんどみられない。これには、著作権の権利取得と登録が無関係であることが挙げられる。また、多くの著作権が、これまで地域において伝統的に使用してきたモチーフ類の収録と登録を目的とするもので、地方政府（あるいは機関）によって行われているためでもある。

実際に著作権の登録情報が必要となるのは、出願の際よりも、むしろ第三者による権利侵害に対する訴訟をおこす（おこされる）時である。

基本的には書誌情報が入手できれば良いものと考えられる。

但し、伝統的に使われてきたモチーフ類の登録に関しては、現在これらの保護が国際的にテーマとなっていることもあり、現時点で公開するかどうかは別として、将来データベースとして活用する可能性を考慮するとイメージ入力是有用ともいえる。

(3) 出願ステータス情報

出願後の経過情報に対するニーズは、IP コンサルタントに顧客が要請する主要な情報のひとつである。出願人としては、自己の出願について出願後の現状と予想される最終処分内容やその時期について確認が必要な状況が発生する。特に出願中の知的財産（特許、意匠、商標）につき、事業上の利用・活用を開始しようとするとき、このような情報の確認が必須となってくる。

こうしたニーズは特許、商標、意匠のいずれについても高いが、特に審査完了までに長期間を要する特許については、出願係属中のどの段階まで審査処理が進んでいるのかを示すステータス情報まで要望する声強い。しかし、著作権については、業務処理のある段階で出願者に通知する義務は定めておらず、また、ほとんどそのニーズが聞かれないが、IP コンサルタントの中には必要とするところもある。

現状では、方式審査完了までは通知されるが、その後のステータスの把握が容易ではないとしている。ステータス情報入手のためには DGIPR に直接出向くか、電話で問い合わせるしかない。しかし、直接問合せでも即時回答はできない。DGIPR ではこれら問合せに対し、多数の台帳記録を追って出願ファイルを追跡する必要があるため、確認回答に時間を要する。

また、処理中案件では、現状を確認できない事態も発生する。

ステータス情報は、法律が要求している審査登録ステップのレベルについての情報で十分であるというのが IP コンサルタントの共通した見解である。File tracking system（出願書類が今どの業務処理のどの段階にあるかを追跡できるシステム）レベルの情報まで必要とする見解は見られない。

なお、外国からの出願が大半を占める特許については、インドネシア語だけでなく、英語による情報掲載の要望も強い。

(4) 異議申し立て、登録後の権利状態・変更に関する情報

特許、商標、意匠については公開・登録権利に対する異議申し立て、および登録後の権利状態・権利内容の変更についての情報についてニーズが比較的多い。特に特許については、新規事業への着手や新規商品発売前に関連する知財権情報を確認することで、無用な紛争の防止と適正な権利保護ができるという観点から、異議申し立て情報を参照確認できる機能についての要望が強い。

他方、登録後の権利状態および権利内容の変更についての情報へのニーズが高い背景には、第三者が登録技術を利用する場合に適切な権利情報を知る必要があることが挙げられる。更には、権利保有者がその保有する知的財産権について、ライセンス、移転、売却などにより活用を図ろうとする場合に、多数の第三者に知的財産の内容を参照させることによって、できればその知財権の活用を、より促進することになるという理由が挙げられる。

これら情報はいずれも、現段階では DGIPR に直接問い合わせることで入手されている。

2.1.3 審査官の必要とする情報

情報公開、IPDL は本来、審査官が審査に利用することを目的として構築されるものではない。しかし、インドネシアの知財権について審査官が活用できる情報が限られていること、現在の業務処理プロセスに審査を支援するツールがないことなどから、IPDL を審査に活用することも IPDL 構築の重要な目的のひとつとなると想定される。

(1) 特許、実用新案

インドネシアの特許・実用新案出願を審査要件の視点から分類すると次のようになる。

出願の分類		要求される審査	2004 年の 出願件数
海外からの出願	PCT 国内移行出願		Semi-Examination 2,787
	通常の特許 および実用 新案出願	優先権主張をとまなう出願	Semi-Examination
		優先権主張をとまなわない 出願	Full-examination
国内からの出願	特許	Full-Examination	224
	実用新案	Full-Examination	179

(注)

- *は実用新案。
- 上記の内、審査請求のあるもののみが審査対象となる（審査請求率: 約 70-80%）。但し、実用新案は事実上 100% 審査対象となる。
- **Semi-Examination:** 対応する外国出願の審査結果（PCT 国際サーチ / 予備審査結果を含む）を重視し、独自サーチや判断を行わない。すなわち、国内出願情報が必要となるのは **Full-Examination** のケースである。

インドネシア国特許制度では、世界公知主義を取っていることから、外国からの出願、国内出願を問わず、先行技術の調査では外国（主として日米欧）IPDL を利用する。しかし、実際には、外国での対応出願審査の結果を重視し、独自サーチ・判断を行わない **Semi-Examination** が適用されるケースが大部分である。すなわち、外国からの出願で優先権主張をとまなうもの、PCT 出願はいずれもこの **Semi-Examination** に当たる。

これに対し、国内出願、優先権主張をとまなわない外国からの出願については、進歩性判断のため外国の IPDL を利用した先行技術調査を行うとともに、新規性審査の目的でインドネシアでの国内出願情報を調査する（**Full-Examination**）。これは、インドネシア国特許制度が、先願が拡大された先願の地位を有する、**Whole Content Approach** を取っており、未公開先願が、審査対象の特許/実用新案出願の新規性を喪失させ得る（特許法第 3 条 (3) 項）からである。

しかし、インドネシア国出願情報について、審査の目的で現実に使用できるサーチツールが現状では存在しないため、**DGIPR** の特許審査官の多くは、適正な新規性審査ができていないと問題視している。従って、IPDL により、インドネシア国出願情報のサーチが容易になれば、インドネシア国内からの特許/実用新案出願に対する審査の適正化に大きな効果が期待できることになる。

実用新案出願では、出願料に審査請求料金が含まれているため、審査請求率は事実上 100% となる。実用新案出願の審査では、進歩性は審査せず新規性確認の先行技術サーチと判断のみ行うが、法制度上の審査期間が短い（出願から 3 ヶ月以内審査請求 + 24 ヶ月以内審査完了）ため、インドネシア国内の先出願情報のサーチの実行が困難な状況となっている。

現状では公開公報分冊をマニュアルで見る程度の手段しかないが、公報分冊発行は出願より 24 ヶ月程度要しているため、時期的に間に合わないものも多い。更に、公報分冊は分類整理されておらず、審査の目的で必要なサーチを実行するのは困難である。

インドネシア国内からの特許/実用新案出願は、まだ 500 件 / 年以下にとどまってはいるが、徐々に増加傾向なるものとは言え、これらに対する適正な審査が、インドネシア国知的財産権振興、ひいては国内産業振興という DGIPR の使命実現に肝要であることから、このニーズは重要であると言える。

(2) 商標

商標出願の審査においては、インドネシア国における既登録商標を調査し、二重登録を防止することが、最重要要件の一つである。インドネシア国での商標出願は、まず全件について登録可能性についての実体審査を行い、登録可能とされた出願について、Official Gazette で予告登録を行い、異議申し立てがあったときは再度審査を行う。

商標法では、複数区分出願を許容している（第 8 条）が、DGIPR での実務的取扱としては、同一商標複数区分出願は区分ごとに出願書類を個別に分けることを要求している。この点に関連して、現状の審査実務では、異なる区分（Class）間では、類似商標の有無を考慮しない取扱としている。さらに、商標法第 6 条 (2) 項で、異なる指定商品でも、既登録商標と類似の商標出願を拒絶し得ると規定しているが、これについても施行規則が確立していないため審査考慮せず、既登録商標と類似商標の出願でも、同一指定商品の場合しか拒絶はしないのが現状の審査実務である。このため、実体審査での既登録商標のサーチ範囲は比較的限定的であり、IPDL のサーチ機能としては簡素なものでも審査の利便性向上に効果を期待できる。

現状の実体審査においては、商標呼称の文字列検索を一応行っているものの、検索精度が低い。そのため、検索後に、改めて登録商標を区分ごとに記録している台帳をマニュアルで参照する二重チェックを実施している。

検索精度や機能が不十分なのは、商標呼称等を体系的にシステム入力して作成した共通の DB を利用せずに、既出願の商標文字列や、色情報などをマニュアル入力した Access データを別に作成し、これに対して文字列検索機能で類似商標をサーチするなどの方法に依存しているためである。

図形商標以外はアルファベットによるインドネシア語表記を義務づけているため、制度上は文字列検索機能が十分であれば、審査に有効利用できる。したがって、IPDL において、登録商標についてインドネシア語表記データを蓄積した DB を構築し、類似文字列または類似称呼の検索を可能にする機能を提供し、また更新有無等のステータス情報も参照可能とすれば、DGIPR での審査の負担軽減とスピードアップに大きな助けとなることが期待できる。

図形商標については、ウィーン図形分類のような体系的なコード、またはインデックスを現在は付与していない。出願受け付け時点で受付担当者が図形の特徴を記述する任意的な語句を付与しシステムに入力して、審査の便宜を図ろうとしている。しかし、システムに入力した記述語句自体に対する検索機能はなく、実体審査では、図形商標サンプルを貼り付けた台帳をマニュアルで参照するのが基本的手順である。この台帳は、現在全部で約 50 冊あり、大まかな分類で分けられている。分類精度は低く、他種図形の商標サンプルが混在している。このため、商標実体審査部門では、ウィーン分類の適用を検討し始めている。

なお、周知商標のチェックは、現在の審査環境ではほとんどできていない。周知性の定義や基準が確立していず、周知性の一応の証拠となる典型事実の例示も存在しない。1997 年改正法以降は、それ以前に一部実施していた周知商標の収集も中断し、現状では周知商標でも、インドネシアで商標登録していない限り、後願商標出願を拒絶しない。これは、商標法第 6 条 (1) 項 b の拒絶事由について、現状審査実務では考慮できていないことを意味する。したがって、現状の DGIPR 商標審査業務の分析結果からは、IPDL に掲載すべき情報を特定できない。この点は、IPDL 構築のみでは解決できない別の課題である。

(3) 意匠

意匠出願については、意匠法上は公開異議申し立てのあった案件についてのみ実体審査を行う旨規定される。これに対し、2004 年 4 月より、DGIPR の著作権・意匠・集積回路デザイン部門長の指示により、全意匠出願に対して実体審査を実施することとなった。

実体審査では、主に外国 IPDL とインターネット検索を使用した先行技術調査、およびインドネシア先願意匠出願のチェックを行い、新規性のみの確認を行う。実質同一意匠は拒絶対象となるが類似性判断はしていない。

外国 IPDL 中では、オーストラリア IPDL や WIPO サイトへのアクセスが多く利用されている。JPO-IPDL は大半の審査官が操作に習熟していず、まだ利用頻度は低い。インターネットによる先行技術サーチでは、製品パンフレット等のページを確認するのが主であり、サーチ範囲の一貫性や調査精度などの点で大きな問題を抱えている。

先願意匠調査に当たっては公報を使用している。公報 No.1~160 は CD-ROM 化済である。しかし、同 161~206 は紙公報しかないので、その意匠図面のコピーを分類整理して審査用サ

ーチファイルを作るなどしている。但し、CD-ROM であっても、サーチ検索の操作性は劣悪であり、審査官の負担になっている。このように先願意匠情報のアクセスおよびサーチが困難な現状から見ると、IPDL での情報掲載は審査負担の軽減に大きな効果が期待できる。

(4) 著作権

インドネシアは無方式審査主義を採用しており、著作の創作と同時に自動的に権利が発生する。しかし、DGIPR ではロゴおよびパティックについてのみ創造性 (originality) の審査を行っている。現在、実体審査セクションには、既登録のロゴ・デザインイメージを取りまとめた冊子 (計 61 冊) があり、審査担当職員 (審査官ではない) は出願案件と既登録著作のイメージの類似性を一件ずつ目視確認している。

IPDL に既登録著作の書誌情報を掲載することで、既登録著作の検索が可能となる。その結果、全ての冊子に目を通すという作業を軽減することができ、審査業務の効率化に繋がる。

他方、審査業務の更なる効率化という観点から言えば、IPDL に既登録著作の書誌情報のみならず、著作イメージも掲載するのが理想的である。しかし、IPDL 上のイメージデータは、インターネットで公開されるものであり、結果として著作権の侵害を助長する可能性がある。特に、著作権法では政府刊行物の使用は著作権侵害に当たらないとしており、IPDL や公報に著作物のコンテンツを載せた場合、そのコピーは著作権を侵害しなくなるという恐れがある。一方、イメージデータへのアクセスを DGIPR 内部からのみに限定する方法もある。

以上のことから、イメージデータは、著作権保護という観点から IPDL に公開するべきではない。実際、日本の著作権データベース (文化庁 HP) においてもイメージデータの掲載はなく、書誌情報のみとなっている。

(5) その他

集積回路配置デザインの保護に関して、2000 年 12 月に法が発効されて以来、出願受付実績は 2005 年 8 月時点でまだない。IPDL での情報掲載のニーズを確認するには、今後の制度利用の動向を見守る必要がある。

2.2 地方における出願、情報公開の現状と、地方支局との情報共有ニーズ

2.2.1 概要

(1) 地方における出願の概要

地方からの出願には、(a) Ministry of Law and Human Rights (MOLHR) 地方支局を通じて、(b) 大学の IP Center をとおして DGIPR へ、(c) Ministry of Industry (MOI) の IP Clinic をとおして

DGIPR へ、(d) 直接 DGIPR へ出願（代理人を通じてを含め）などの出願が見られる。

地方での出願で最も多いのは商標である（地方支局受付分で 456 件）。ついで著作権が多いが（57 件）特定の地域に集中している。特許は 16 件と少ないが、地方からの特許出願は企業からのものも含めて地方支局よりも大学経由で行われており、実態はこれ以上と推定される。

インドネシア全体での出願件数と比較すると、地方支局を通じた出願の占める割合は非常に小さい。最も件数の多い商標についても、2004 年の全出願件数 4 万 9,311 件に対し地方支局経由の出願はその 1%にも満たない。地方支局への出願は、中小企業と個人からの出願が 90%近くを占めている。

(2) 地方からの出願における MOLHR 地方支局の役割

Ministry of Law and Human Rights の支局は 27 州に置かれており、知的財産権については知財権の普及、出願の受付、州により違反摘発を行っている。

支局では上記出願に関連して、問合せおよび知財権に関する情報入手依頼への対応を行っている。知財権行政・手続き等に関する問合せは頻繁にあるが、代表的なものとして以下の項目が挙げられる。

- 1) 手数料
- 2) 出願にあたっての要件、手続きなど
- 3) 登録がなされるまでの期間
- 4) 出願分野（出願者がどの知財権に出願すべきか理解できていない）

これら問合せに対しては、担当者が既存の法律・規則に基づいた回答・アドバイスを行っている。中小企業側の知財権登録に対する認識はまだ十分ではなく、特に、商標については企業登録との関係に混乱が見られる（企業登録すれば商標も登録されたと認識）。

一方、既登録権利についての問い合わせ、あるいは出願案件の処理状況 (Status Information) についての問合せも多い。

支局の担当者は、地方の出願者に対するアドバイスを与えるなど、知財権普及に一定の役割を果たしており、地方支局担当者に対する研修を含めての情報提供は重要な課題である。

しかし他方、地方での出願についての現在の支局の立場は必ずしも明確になっていない。現在は、ある意味では、出願受付について大学の IP Center / Clinic、MOI の IP Clinic などと競合する側面もあり、また、支局経由で出願すれば直接 DGIPR に出願するより便利であるというメリットも確認されていない。これらの関係を含めて支局のあり方を整理する必要がある。

特に、普及の面から、また、出願受付（あるいは取り次ぎ）における大学 IP Center など他機関に対する便宜提供の面から、地方支局の役割を定義する必要がある。さらに、たとえば管轄地域における出願状況の把握など、現状では支局では行える状況になく、DGIPR 側からのフィードバック体制も考慮する必要がある。

また、いずれの支局も情報収集、伝達設備は極めて貧弱である。特に IP 業務用としての配置は全くといって良いほどない。

地方では、中小企業について言えば、一般にコンピュータは保有していないことから、その便宜のための地方支局の設備アップグレードについて考慮する必要がある。

2.2.2 地方における出願

地方からの出願については、地方支局経由出願についてデータがあるが、地方からの出願全体、あるいは上記のような出願ルート別の出願数についてのデータは不明である。

地方支局からの出願受付数、調査を行った大学の IP Center などの情報を集約すると、地方での出願で最も多いのは商標である（地方支局受付分で 456 件、2004 年、以下同じ）。ついで著作権が多いが（57 件）、後に述べるような状況のために特定の地域に集中している。特許は 16 件と少ないが、下記するように地方からの特許出願は企業からのものも含めて地方支局よりも大学経由で行われており、実態はこれ以上と推定される。

(1) 地方支局経由出願

地方支局経由の出願動向を集計したものが表 IV-2-1 である。これによれば、地方支局での出願受付は、商標と著作権がほとんどを占めている²。特許出願は、毎年十数件程度と少ない。

² MOLHR 地方支局 27 局に対して質問票を送付し、質問票を回収できた 17 支局についての結果である。

表 IV-2-1 地方支局経由の出願動向

	2002				2003				2004			
	PA	TM	ID	CP	PA	TM	ID	CP	PA	TM	ID	CP
(Aceh)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
N. Sumatera	0	0	0	0	0	13	0	1	0	13	0	0
W. Sumatera	0	1	0	2	0	20	0	2	0	4	0	2
S. Sumatera	0	14	0	3	0	25	0	5	0	4	0	2
(RIAU)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Lampaung	0	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	1
DKI Jakarta	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
W. JAWA	1	51	0	27	0	47	0	0	1	12	0	0
C. JAWA	5	99	0	16	3	103	0	31	6	217	9	13
E. JAWA	0	63	0	0	0	48	0	0	0	52	0	0
(W.Kalimantan)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S. Kalimantan	0	5	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0
E. Kalimantan	0	2	0	0	0	5	0	10	0	16	0	2
(C. Kalimantan)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
N. Sulawesi	0	1	0	1	0	2	0	3	0	3	0	0
S. Sulawesi	0	21	0	2	0	41	0	12	0	21	0	3
(S.E.Sulawesi)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(C. Sulawesi)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Bali	0	6	0	0	0	3	0	1	0	14	0	1
E.Neusa.Tenggara	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
(Maluku)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(Irian Jaya)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(Jambi)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(Bengkulu)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Yogyakarta	4	53	0	7	0	73	0	16	1	71	0	18
W.Neusa Tenggara	2	3	1	1	0	17	0	1	8	20	5	15
Bangka. Belitung	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Total	12	323	1	60	4	400	0	82	16	456	14	57

注：PA: Patent; TM: Trademark; ID: Industrial Design; CP: Copyright; N: North; E: East; S: South; W: West; C: Central
括弧で括られた州は、質問票への回答がなかったところを示している。

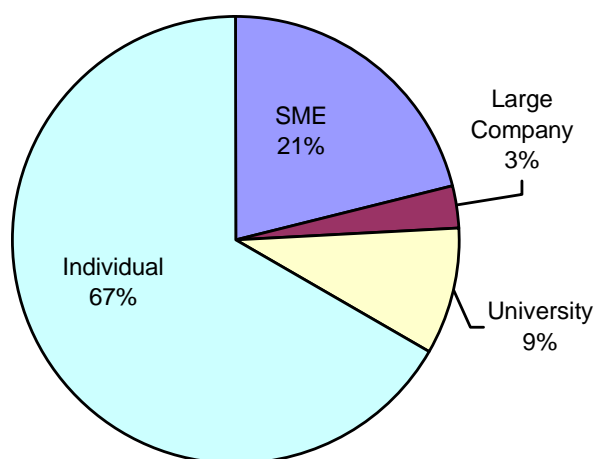
出所：調査団アンケート調査結果より作成

インドネシア全体での出願件数と比較すると、地方支局を通じた出願の占める割合は非常に小さい。最も件数の多い商標についても、2004年の全出願件数4万9,311件に対し地方支

局経由の出願はその 1%にも満たない。2003 年および 2002 年もそれぞれ 1%以下で推移している。著作権は、2004 年が 1.9%、2003 年が 3.9%、2002 年が 3.2%と商標同様に全出願に占める割合は小さい。

図 IV-2-1 は地方支局への出願傾向を出願者タイプ別に示している。それによると、中小企業と個人からの出願が 90%近くを占めていることが分かる。

図 IV-2-1 地方支局出願者のタイプ別割合



出所：調査団アンケート調査結果より作成

商標

商標の出願は中小企業によるものが多い。州別では、2004 年で Central Jawa 州が 217 件と最も多く、Yogyakarta 特別州がそれに続いて 71 件となっている。左記 2 支局以外に、2004 年に出願件数が 40 件を超えている支局は East Jawa 州（52 件）のみである。

著作権

著作権の出願は、Central Jawa 州と Yogyakarta 特別州が安定して高い出願数となっている。Yogyakarta 特別州は、伝統工芸品のバティックの主要生産地であり、バティックモチーフの著作権登録が主である。後に述べるように、同様のバティックモチーフについての出願は、MOI の IP Clinic 経由でも多数の出願が見られる。

特許・工業意匠

特許の出願件数は些少であるが、Central Jawa 州からの出願が目立つ。地方からの特許出願はほとんどが大学からのものだが、一部地方企業による出願もある。これらは地方支局でなく、大学の IP Center を経由して出願されているものが多い。

(2) 大学の IP Center/Clinic 経由出願

大学 IP Center は、State Ministry of Research and Technology (RISTEC) の支援のもと、1999 年より各大学に設置された。現在、89 のセンターがある。IP Center は主に三つの役割をになっている。第一に、当該大学が保有する知財権の管理。第二に、知財権関連情報検索サービスおよび知財権に関する啓蒙活動。第三に、大学所属研究員および地域企業・個人に対する出願代行サービスが挙げられる。大学の IP Center によって出願代行サービスの対象は異なる。当該大学に所属する研究者の発明のみの出願を扱うところと、また大学所属研究者だけでなく外部研究者・個人・機関・企業の出願も取り扱うところとがある。

表 IV-2-2 は、訪問調査を行った大学 IP Center (あるいは IP Clinic) への出願件数と、当該大学が所在する州の支局経由出願総件数を対比している。調査を行ったのは、Central Jawa 州 (Semarang)、East Jawa 州 (Surabaya)、West Jawa 州 (Bandung)、および South Sulawesi 州 (Makassar) に所在する大学 IP Center、それぞれ 1 箇所である。

Bandung Institute of Technology では、IP Clinic が設立された 1999 年以来、同大学所属研究員による発明案件 70 件、また工業意匠案件 10 件を DGIPR に出願している。一方、地方支局への商標出願件数が最も多い Central Jawa 州の Semarang にある Diponegoro University の IP Clinic では、大学外の企業・個人の商標案件 250 件を同 Clinic 経由で出願している。

表 IV-2-2 大学 IP Center 経由出願と地方支局経由出願

		Patent	Trademark	ID	Copyright
W. Jawa (Bandung)	Regional Office	2	110	0	27
	Bandung Institute of Technology	70	0	10	0
C. Jawa (Semarang)	Regional Office	14	419	9	60
	Diponegoro University	0	250	0	0
E. Jawa (Surabaya)	Regional Office	0	163	0	0
	Airlangga University	6	7	2	5
N. Sumatera (Medan)	Regional Office	0	26	0	1
	University of Sumatera Utara	2	0	0	0
S. Sulawesi (Makassar)	Regional Office	0	83	0	17
	Hasanuddin University	0	4	0	0

注：大学出願件数は 1999 年以降の大学 IP Center 設立以降、全件数の合計。他方、地方支局出願件数合計は 2002 年、2003 年、2004 年の 3 年間の合計。

出所：調査団アンケート調査結果より作成

(3) 工業省 IP Clinic 経由出願

MOI の IP Clinic への出願は、各地方に 33 ある、各地方自治体（州政府、県）の下部機関 DINAS で受け付けられ、そこからジャカルタの IP Clinic へ送られる。各 DINAS では受け付けた出願について特にチェックはせず、基本的に全て IP Clinic へ送付する。IP Clinic がそれら出願が知財権として適当かどうかについてチェックをする。このチェックは審査というよりも、IP Clinic 経由の出願・審査・登録にかかる費用は全て IP Clinic が負担するために、そのコントロールの意味もある。この審査を通過した出願のみが、IP Clinic より DGIPR へ出願される。

MOI の IP Clinic 経由出願数、登録数は下記のとおりである。出願数は合計数しか把握されておらず、地方からの出願数については不詳である。

表 IV-2-3 工業省 IP クリニック経由出願・登録数

	Filed application	Granted	Not decided
1999	119	119	-
2000	7	7	-
2001	63	63	-
2002	88	80	8
2003	270	108	162
2004	1,104	-	1,099
2005	45	-	39
Total	1,696	377	1,308

出所: IP Clinic, MOI

商標、著作権についての出願が多い。商標は主として中小企業からの出願である。また、著作権については、地方の伝統的文様保存と活用を意図する地域組織（委員会）が、その地のバティックなどの伝統的モチーフについてまとめ、その依頼を受けて地方政府が出願しているケースが多い。

2.2.3 MOLHR 地方支局と地方からの出願における役割

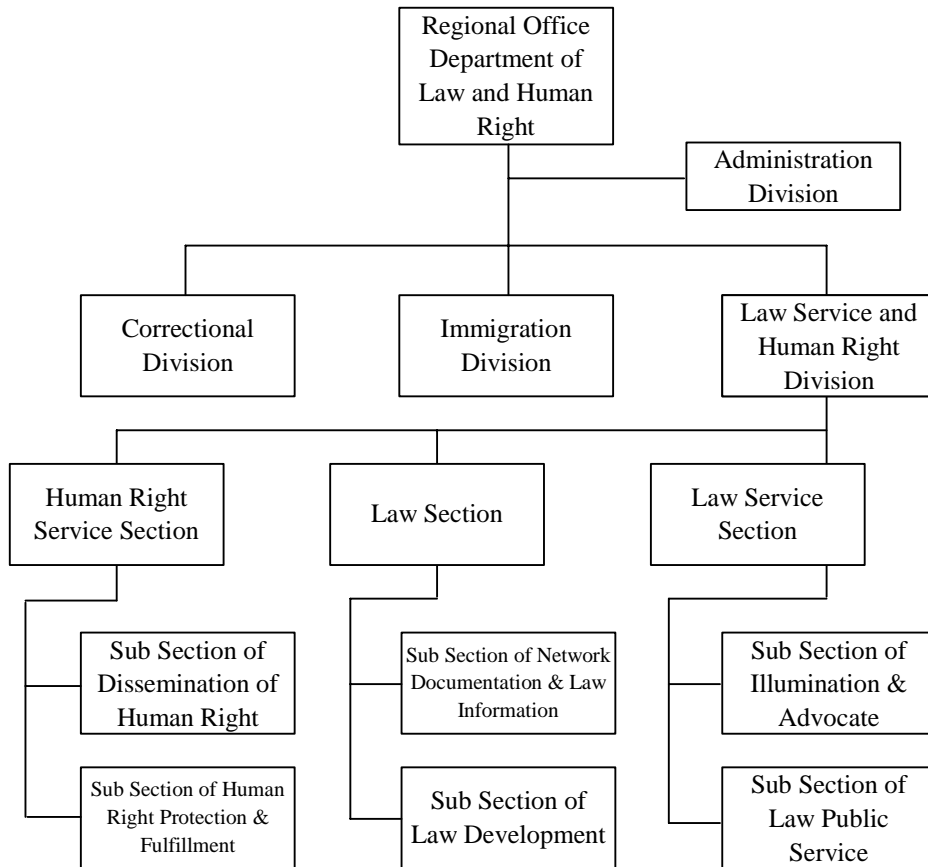
(1) 地方支局の内部組織

Ministry of Law and Human Rights の支局は表 IV-2-1（前掲）に示す 27 州に置かれており、知的財産権については知財権の普及、出願の受付、州により違反摘発を行っている。図 IV-2-2 は、支局の組織構造を示しており、各支局共通の構造を持っている。

IP 担当部署は Law Service Section の Sub Section of Law Public Service。同 section は、信託業務、法務関連業務、および知財権関連業務を行っている。また、同 section の Sub section of Network Documentation & Law Information では、法律普及等の業務を行っている。

支局全体の職員数は地方によって異なるが、20 人から 30 人。その内、IP 担当職員は 1 人から 3 人となっているが、IP 専任ではなく当該職員が信託業務と兼務している支局が多い。

図 IV-2-2 地方支局組織図



(2) 出願受付・処理業務概要

地方支局では 2001 年より知財権出願書類の受付が可能となった。受付業務は DGIPR より配布されたガイドラインに則って行われている。

図 IV-2-3 地方支局業務処理フロー

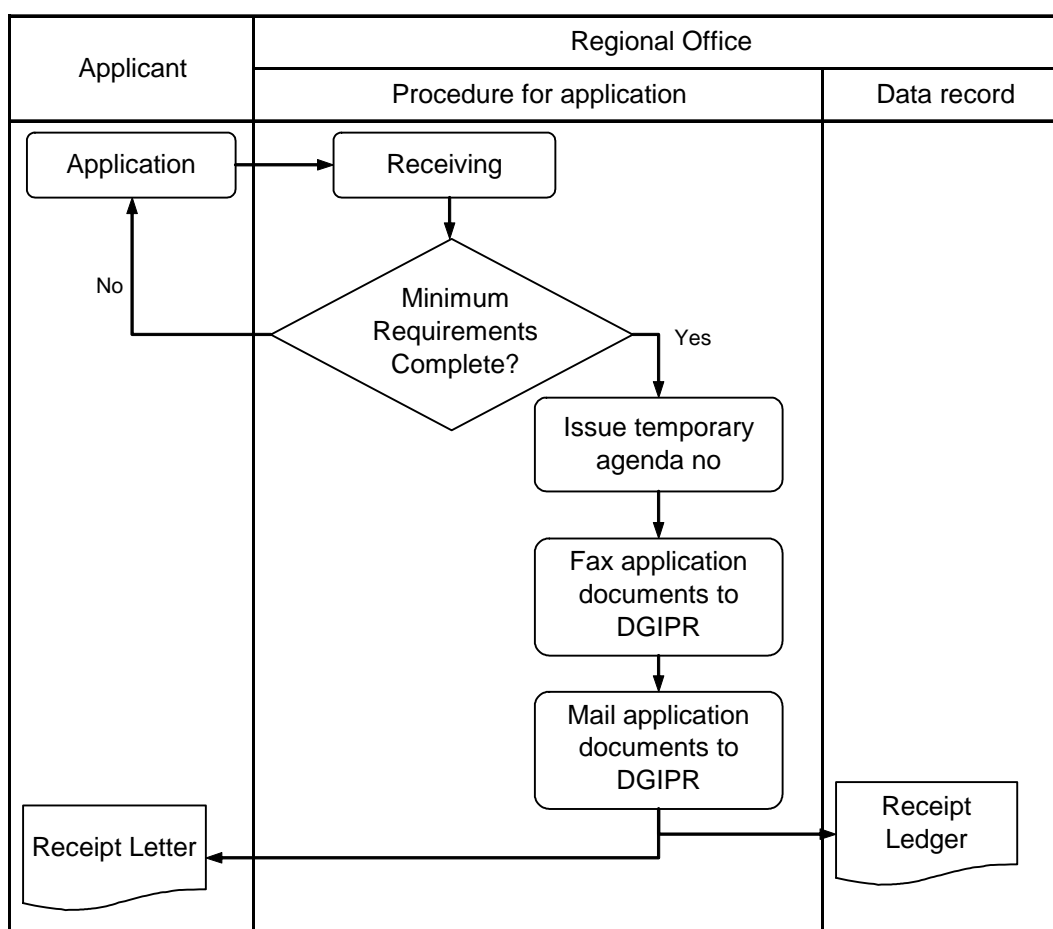


図 IV-2-3 は受付業務フローを示している。出願者は願書を支局窓口を持参する。出願書類が提出されると、支局では主に以下の事項を確認する。

- 1) 既登録権利のチェック
- 2) 商標や著作権についてはエチケットの有無
- 3) 法律上登録受付ができる案件かどうか（拒絶要件のチェック、必要に応じたアドバイス）
- 4) 特許については **Description** の添付
- 5) 手数料支払い済み領収書の添付
- 6) 名前や住所等の書誌条項の記入漏れ

出願書類が上記事項を満たしていない場合、担当職員は出願人に対して書類の再提出を求める。上記事項を満たした出願については仮出願番号を発行する。支局で受理された出願書類は、まず FAX で DGIPR に送信し、その後受付日から 2 日以内に DGIPR に郵送する。なお、予算不足から FAX 送信をせずに書類を郵送する支局もある。

出願受付の完了した書類については、出願者に出願受付通知書を送達し、台帳に出願の記録をとる。台帳に記載される項目は以下のとおり。

- 1) 受付日
- 2) (仮) 出願番号
- 3) 出願者の名前・住所
- 4) コンサルタンの名前・住所
- 5) イメージ (商標)
- 6) タイトル (特許)

台帳に加え、統計を取るために PC に同じ項目データを蓄積している支局もある。

支局で受け付けられた出願書類の出願日の付与は、DGIPR にて行う。また出願番号も DGIPR にて改めて正式なものが付与される。従って、支局では知財権出願プロセスの出願受付までを行っているのみで、方式審査等は DGIPR にて行っている。

(3) 情報公開、情報共有ニーズ

支局では上記出願に関連して、問合せおよび知財権に関する情報入手依頼への対応を行っている。中小企業側の知財権登録に対する認識はまだ十分ではなく、特に、商標については企業登録との関係に混乱が見られる（企業登録すれば商標も登録されたと認識）。このため知財権行政・手続き等に関する問合せは頻繁にあるが、代表的なものとして以下の項目が挙げられる。

- 1) 手数料
- 2) 出願にあたっての要件、手続きなど
- 3) 登録がなされるまでの期間
- 4) 出願分野（出願者がどの知財権に出願すべきか理解できていない）

これら問合せに対しては、担当者が既存の法律・規則に基づいた回答・アドバイスを行っている。

一方、既登録権利についての問い合わせ、あるいは出願案件の処理状況 (Status Information) についての問合せも多い。表 IV-2-4 は、各支局が受けたことのある情報依頼について取りまとめている。

表 IV-2-4 支局へ問い合わせのあった情報

	Patent	Trademark	Industrial Design	Copyright
Registered works	4	12	3	4
Status of applied works	5	13	6	12

出所: 調査団アンケート調査結果より作成

地方支局での出願件数の多い商標については、既登録商標に関する情報および出願案件のステータス情報への問合せが共に多い。既登録商標についての問い合わせは、出願前にすでに同じ商標が登録されていないかどうかの問い合わせである（実際、既登録があるために出願を拒絶される率が極めて高い）。進捗情報では、特に、出願後の方式審査完了後の進捗情報（拒絶されていないかなどを含めて）がないため、問い合わせが多い。また、商標について出願の多い著作権については、出願案件のステータスに関する問合せが多い。著作権は登録をしなくても作品を創造した時点で権利が発生するため、登録権利情報に関するニーズが、商標等より少ないためと考えられる。

既登録権利情報についての依頼を受けると、支局は DGIPR に電話あるいは FAX にて問合せをする。情報検索は有料で、依頼人は一定料金を指定の口座に振り込まなければならない。

登録の進捗情報は、法律・規則で定められた期間をまだ経過していないものについては基本的に支局で判断して応えている。それを越えているものについては DGIPR に問い合わせして応えている。

こうした活動の他、セミナー開催の準備、資料の配布など、普及活動が行われている。

また、各支局とも公報は置いているが、必ずしも最新版まで確実に整備されているわけではないようである。

このように、支局の担当者は、地方の出願者に対するアドバイスを与えるなど、知財権普及に一定の役割を果たしており、この意味では、こうした担当者に対する研修を含めての情報提供は重要な課題である。

しかし他方、地方での出願についての現在の支局の立場は必ずしも明確になっていない。現在は、ある意味では、出願受付について大学の IP Center/Clinic、MOI の IP Clinic などと競合する側面もあり、また、支局経由で出願すれば直接 DGIPR に出願するより便利であるというメリットも確認されていない。これらの関係を含めて支局のあり方を整理する必要がある。

特に、普及の面から、また、出願受付（あるいは取次ぎ）における大学 IP Center など他機関に対する便宜提供の面から、地方支局の役割を定義する必要がある。さらに、たとえば管轄地域における出願状況の把握など、現状では支局では行える状況になく、DGIPR 側からのフィードバック体制も考慮する必要がある。

(4) 支局における情報伝達・収集設備

いずれの支局も情報収集、伝達設備は極めて貧弱である。特に IP 業務用としての配置は全くと言って良いほどない。

IPR 業務用には、FAX、PC が配置されていない。電話も専用の外線がない。IPR 業務でコンピュータが必要なとき（一般にワードプロセッサとして使用）は、Sub Section of Law Public Service で保有する PC 数台を共用している。PC はネットワークには接続されておらず、またインターネットへの常時接続設備もない。必要な場合にのみ、Telekomnet 社が提供する Dialup 接続サービスを利用している。この場合も、Sub Section of Law Public Service 専用の外線はないため、Dialup の際には他の Division が保有する外線を借用する。しかし、IPR 業務には外線使用予算割当がなく、自由に外線に接続できる状態にはない。このため、ジャカルタまでの電話料については出願者から徴収しているケースも見られる。

なお、担当の多くは個人的には事務所外のインターネットカフェ等でインターネットの利用経験があり、インターネット利用法についての知識は有している。

地方では、中小企業について言えば、一般にコンピュータは保有していないことから、その便宜のための地方支局の設備アップグレードについて考慮する必要がある。

2.2.4 その他地方機関での情報ニーズ

(1) MOI の IP Clinic

MOI の IP Clinic では、取り次ぐ出願にかかる経費は MOI が負担するため申請数は多く（2005 年については 7 月時点ですでに 5,000 件に上る申請が行われている）、これについて IP Clinic において事前スクリーニングを行っている。このため、スクリーニングに当たって、既登録権利についての情報を出願前に必要とするケースが多く（特に商標について）、これらは IP Clinic 本部が DGIPR の Web サイトにアクセスして検索したり、DGIPR に問い合わせで対応している。

こうして取り次いだ出願については、DGIPR からの出願者宛の各種通達も含め、その後の進捗管理についての全てを IP Clinic で取り扱っている。出願後の登録進捗についても IP Clinic が DGIPR に問い合わせることで対応している。

(2) 大学の IP Center

大学 IP センターは、所在地域にある企業や個人の出願を取り扱う IP コンサルタント的な役割も有している（特に商標）。こうした出願は、大学の Center/Clinic が直接ジャカルタの DGIPR に直接出向いて行っている。大学関係者にとってはジャカルタを訪問する機会も多く、そうした機会を捉えて出願を行っている。また、出願に当たっては、出願に係る交通費などは出願者負担で行っている。

問い合わせ等もこれら Center/Clinic が直接 DGIPR に電話等で行っている。一般にこうした Center/Clinic はコンピュータを持っており、関連する情報の収集も行っているが、大学の LAN との接続が出来ているケースはなく、接続はダイヤルアップである。また、コンピュータを備えていないところもある。

大学の IP Center が地方支局へ出願せずに、直接 DGIPR へ出願する理由として、以下の点が挙げられている。

- 1) 地方支局に出願すると、DGIPR への直接出願よりも時間がかかるというイメージを出願者が持っている。
- 2) 地方支局で出願受付を行っている事実が知られていない。

しかし他方、地方の中小企業では、こうした IP Center 経由の出願について、手数料が高くつく、手続きに時間がかかるという不満も持っている。

大学の IP Center では、大学の研究者、外部の企業などを対象に、どのように特許原稿を作成するか、申請書の書き方などについて指導している。

情報に関しては、先行技術調査は研究者自身にとっても重要であるため、それぞれで USPTO、EPO、JPO などにインターネットアクセスしているが、IP Center もこうした調査には相談に乗っている。こうした海外の先行技術についての情報を含めた意味での IPDL への期待は研究者間に大きい。

また、大学の研究者、企業からは Simple Patent の申請が増えているが、これらについては、現段階では出願前に既登録を調査することはほとんど行われていない。

一般に大学の IP Center では学内のリソースをこうしたサービスに活用する方向で活動している。しかし、まだ緒についたばかりのところが多く、IP Center そのものが特許原稿の作り方などにも習熟していなかったり、情報収集のソースがなかったりという段階である。先にも述べたように、大学の IP Center はコンピュータを持ちインターネットアクセスも行っているが、一般にダイヤルアップ接続で行っており、アクセスが遅いなどこれらの点でも不十分である。こうした設備上の制約に対し、私的 IPDL を作って検索上の便宜を図りたいという希望は多く聞かれる。DGIPR からまとめて (CD など) データを提供し、これをもとにそれぞれの IP Center が簡易な IPDL を作成、利用するなどひとつの方法といえる。

3 IPDL システムのコンセプトと基本設計

3.1 IPDL システムのコンセプト

(1) 利用者と利用目的、提供される情報

次の利用者による利用を想定している。

IPDL の利用者	利用目的
出願者および IP コンサルタント	<ol style="list-style-type: none">1) 先行技術調査（特許、実用新案）2) 出願前の権利調査3) 実体審査請求前の権利調査（特許）4) 出願のステータス確認5) 他人によって登録された権利の保有者変更にかかる情報6) 他人によって登録された権利に対する異議申し立てにかかる情報
DGIPR の審査官	<ol style="list-style-type: none">1) 特許審査官: 主に、インドネシアで出願された申請審査のための要約書検索2) 商標審査官: 称呼あるいは標章について類似する商標の検索と表示3) 工業意匠審査官: 同分類に分類される工業意匠の検索と表示4) 著作権審査官: 登録された著作権の簡単な概要確認

IPDL により提供される情報は、上記の想定される利用者とその利用目的（将来必要となると考えられる目的がある場合にはそれを含む）をもとに決定される。

ただし、審査官向けに提供される情報については、審査用の完全なツールとして必要とされる全ての情報を対象とするものではない。これら審査官向け情報は、知財権情報公開に必要とされる情報に追加的に提供されるものである。

(2) 収納データ

IPDL に収納されるデータは、コンピュータ化された業務処理プロセスから提供されるデータに原則として限定される。IPDL システム自体は独自でデータを創り出したり入力したりしない。

(3) 検索機能

IPDL は、利用者が情報を検索できる機能を備える。

IPDL の検索機能の設計は次の方針によった。

- 簡単なキーワード入力により検索できること
- DGIPR の審査官や IP コンサルタントの検索上のニーズに合うよう、複数の検索条件の組み合わせにより検索できること

審査官の利用上の便宜を考慮し、IPDL は次の機能を備える。

- 1) 検索条件保存機能
- 2) 検索条件履歴
- 3) 認証機能

(4) ユーザー操作

IPDL は外部ユーザー用と、内部ユーザー用に設計される。内部用 IPDL を利用するには、ID とパスワードが必要となる。ID とパスワードが承認された後に、トップ画面が表示される。

トップ画面で対象とする分野（特許、商標、工業意匠、著作権）を選択すると、対象分野（特許、商標、工業意匠、著作権）の検索画面が表示される。

検索条件の入力を完了すると、その条件にしたがって検索が行われ、検索結果が表示される。商標と工業意匠については、検索結果を文字データによる一覧形式で表示するか、イメージの一覧形式で表示するかを選択できる。

一覧表示されたものを一つ選択することにより、該当する書誌情報と公開情報が表示される。特許については、公報および出願全文書のイメージデータを表示することができる。

(5) システム管理者向け操作

1) システムの立ち上げ

IPDL システムは、複数のサーバー群からなるので、サービスを有効に提供するためには、ネットワークシステムの起動、データベースの起動、データベースを利用するアプリケーションの起動が必要となる。

運用スケジュールが事前に設計可能な場合は、自動的な立ち上げを運用とする。手動による運用の場合は、画面上に起動用のアイコンを設定し、ID、パスワードによるチェック後に、アイコンによる個別システムの起動を行う。

2) データ移行

アイコンにより移行チェックプログラムを起動させる。移行チェックプログラムは、移行用に指定されているディレクトリーにあるファイル名を一覧にして画面に出力し、オペレーターに変換の実施、または、作業の中断の選択を促す。次の機能を持つ。

1. データ変換
2. アーカイブ DB アップデート
3. IPDL アップデート

3) バックアップ

バックアップには、磁気テープを用いる。定期的に必要なとなるバックアップの対象は、アーカイブ DB、審査官向け IPDL、一般向け IPDL データである。

(6) 現行システムからのデータ移行

1) 利用可能な元データ

IPDL の元データは、次の場所から収集する。

- WBPS (世銀支援プロジェクトシステム)
- TMNS (商標新システム)
- ローカルファイル

これらに格納されているデータには、統一性がなく、必要なものが検索できなかつたり、同じ出願であるにもかかわらず異なるものとして取り扱われ、重複して登録されている場合がある。これらを防ぐため、フォーマットを統一する。このために、データ変換の過程で正規化を実施する。正規化の対象は、出願番号、公開番号、登録番号、日時、国名、リーガルステータスとする。

2) データモデル

アーカイブ DB は、混乱を招く不必要な重複データの登録を避けるため、出願 ID によって特定される登録出願書類と関係づけられる。

3) データベース構造

IPDL 構築にあたっては、既存の元データ → 正規化された共通アップデート形式ファイル → アーカイブ DB → サーチ DB という順序を追ってデータを整備する。

4) データ移行

データ移行操作は、データタイプとの保管場所、更新の有無などにより次の方法で行う。

1. 一回のみの操作
2. 月毎の操作
3. 随時操作

公開用 IPDL へのデータの移行については、公開情報 A として公開可能と位置づけられた出願情報のみをアーカイブ DB から抽出し、公開用 IPDL に移転させる。

5) ステータス管理

ステータス情報として、現状における運用も考慮し、3 桁からなるステータスコードを採用して管理する。

(7) 支局とのデータ共有

支局に設置された PC は、電話回線を利用して、既存のネットワークマネジメントサーバーに接続される。ネットワークマネジメントサーバーは、接続された支局の PC を本部内の LAN に接続するので、IPDL システムから見ると本部の PC と支局の PC を区別するものはなく、本部と同じ機能の利用が可能である。

ただし、当面、支局では、設置する PC を一般利用者にも利用させ IPDL の普及を図ることが重要であるので、公開用 IPDL に接続するものとする。

(8) システムの構成

1) システムアーキテクチャー

IPDL サーバーは、一般利用者向けと DGIPR 審査官向けの 2 つが提供される。

一般利用者向けの IPDL は、インターネットに接続されるが、利用者が実用的なサービスを楽しむためには、十分な回線スピードが準備される必要がある。また、IPDL は、インターネットに接続されるため、悪意のある攻撃を受ける場合も想定されるので、サービスを提供するにあたっては、現状のシステムとは隔離することが必要である。

審査官向けの IPDL は、DGIPR の LAN に接続される。この IPDL によるサービスは、地方のオフィスの事務官に対しても提供されるが、その際に現在の DGIPR システムで既に提供されているネットワーク管理サーバーを利用する。

2) ハードウェア構成

IPDL システムは、1 台のモニタリングサーバー、1 台のアーカイブサーバー、2 台のアプリケーションサーバー、2 台のサーチサーバー、2 台の Web サーバー、1 台のバックアップサーバーから構成される。

3) DB 容量設計

内部用の IPDL に必要なデータは、アーカイブ DB と PDF ファイルの合計値である。現状では、87.7 GB (58.8GB + 28.9 GB) を占め、2010 年には、131.5 GB (79.8 GB + 51.7 GB) になるものと予測される。

一般用 IPDL には、公開可能な情報のみが格納される。特許情報については、出願日から 18 ヶ月後に公開される。18 ヶ月分のデータは、3.2GB に相当するので、一般用 IPDL は、審査官 IPDL よりもその分の容量が少ない。現状の容量は、84.5 GB (87.7 GB - 3.2 GB) であり、2010 年の容量は、128.3 GB (131.5 GB - 3.2 GB) となることが予測される。

4) 利用者端末

DGIPR では、Windows+インターネットエクスプローラが現在使われているので、本プロジェクトにおいて新規に導入する PC も Windows+インターネットエクスプローラが使える環境とする。

(9) セキュリティー対応

1) インターネットセキュリティー

- 一般用 IPDL は、内部の他のサーバーから隔離されている必要がある。
- 内部用 IPDL サーバーは、インターネットからはアクセス不可能とする。
- ウィルス防御用のソフトウェアがサーバーおよび PC にインストールされている必要がある。

2) 利用権限

利用権限には 3 つのレベルが存在する。

1. レベル A: レベル A の利用者は、IPDL に保存されているすべての情報を参照することができる。
2. レベル B: レベル B の利用者は、IPDL に保存されている情報のうち、利用者が所属する分野（特許、商標、工業意匠、著作権）のすべての情報および、他の分野（特許、商標、工業意匠、著作権）については、一般公開済の情報を参照することができる。

3. レベル C: レベル C の利用者は、IPDL に保存されている一般公開済の情報のみを参照することができる。

3) アップデート領域

IT 部門は、アーカイブサーバー内のアップデートファイル登録領域にアクセスするための ID とパスワードを各登録担当者に発行する。

4) 更新ログ

元ファイルから作られた共通アップデート形式データがアップデート領域に登録される際、登録者の ID と登録日時をシステム上に記録として残す。

アーカイブ DB が共通アップデート形式データを利用して更新される場合、共通アップデート形式データ内に保存されている元データ情報、および、オペレーターID、更新日時をシステム上に記録しなければならない。

更新ログは、監査用に 5 年間保存しなければならない。

5) リカバリ

1. ハードウェア

ディスク サーバー内のデータは、RAID1 機構を利用して二重化が行われている。一つのディスクに障害が発生した場合は、障害ディスクを至急交換しなければならない。

CPU およびメモリー CPU、メモリーに障害が発生した場合には、業務を一時中断し、必要な交換をする必要がある。

2. データ

アーカイブ DB

- アーカイブ DB 内のデータは、毎月の更新の後で、バックアップをしなければならない。
- バックアップは少なくとも 3 世代分を保存しなければならない。

IPDL (内部用および一般用)

- IPDL 用のデータは、毎月の更新後にバックアップしなければならない。
- バックアップデータは、最低 2 世代分を保存する。

共通アップデート形式ファイル

- 共通アップデートフォーマットファイルは、12 ヶ月分を保存しておく。
- 元データファイルも、12 ヶ月分をバックアップし保存しておく。

3.2 IPDL システムの基本設計

3.2.1 システムの内容

3.2.1.1 機能

(1) 提供される情報

IPDL により提供される情報は、想定される利用者とその利用目的（将来必要となると考えられる目的がある場合にはそれを含む）をもとに決定される。

ただし、審査官向けに提供される情報については、審査用の完全なツールとして必要とされる全ての情報を対象とするものではない。これら審査官向け情報は、知財権情報公開に必要とされる情報に追加的に提供されるものである。

(2) 検索機能

IPDL は、利用者が情報を検索できる機能を備える。

IPDL の検索機能の設計は次の方針によった。

- 簡単なキーワード入力により検索できること
- DGIPR の審査官や IP コンサルタントの検索上のニーズに合うよう、複数の検索条件の組み合わせにより検索できること

1) 検索キーの組合せ

それぞれの分野（特許、商標、工業意匠、著作権）は、異なる検索対象となるデータ項目を保有する。検索可能なデータ項目は、それぞれの検索画面に表示される。

ひとつの検索入力領域には、空白、カンマ、または、ピリオドで区切ることにより、複数のキーワードを入力することが可能である。それらのキーワードの論理的な関係は、画面上の“AND”、“OR”、“NOT”を選択することにより決定される。

概要を対象とした検索には、Abstract1 と Abstract2 が用意されており、Abstract1 に入力された条件と Abstract2 に入力された条件は、常に“AND”の論理で検索が行われる。

例 1

Abstract1: 検索論理: AND キーワード: car engine fuel

Abstract2: 検索論理: AND キーワード: なし

↓

検索条件: car AND engine AND fuel

例 2

Abstract1: 検索論理: OR キーワード: car engine fuel

Abstract2: 検索論理: AND キーワード: なし

↓

car OR engine OR fuel

例 3

Abstract1: 検索論理: AND キーワード: car engine fuel

Abstract2: 検索論理: OR キーワード: electric bio

↓

(car AND engine AND fuel) AND (electric OR bio)

例 4

Abstract1: 検索論理: OR キーワード: car engine fuel

Abstract2: 検索論理: OR キーワード: electric bio

↓

(car OR engine OR fuel) AND (electric OR bio)

例 5

Abstract1: 検索論理: NOT キーワード: car engine fuel

Abstract2: 検索論理: AND キーワード: なし

↓

NOT (car OR engine OR fuel)

例 6

Abstract1: 検索論理: NOT キーワード: car engine fuel

Abstract2: 検索論理: AND キーワード: electric bio

↓

(NOT (car OR engine OR fuel)) AND (electric AND bio)

2) 検索対象領域

自由入力領域 (Free Text)

検索可能なすべての領域を対象として、検索画面の Free Text 領域に入力されたキーワードを指定された“AND”、“OR”、または、“NOT”の条件で検索を実施する。

Abstract1, Abstract2

検索画面の Abstract1 および Abstract2 に指定された条件の検索にあたっては、概要データだけでなく、請求項（現在未登録）、詳細データ（現在未登録）も含めて検索対象とする。

請求項、詳細データは、現時点では、DGIPR においてデータ未登録であるが、将来に備えて、アーカイブ DB にはそれら用のテーブルを準備する。

3) 大文字、小文字の取扱い

検索を行う場合には、入力されたキーワードの大文字、小文字を正規化して検索を行う必要がある。

例えば、“engine” と入力された場合には、“Engine”、“ENGINE”、“engine” を対象として検索が行われる。

(3) 審査官用機能

審査官の利用上の便宜を考慮し、IPDL は次の機能を備える。

1) 検索条件保存機能

特許の検索条件画面で入力されたデータは、保存し、再利用することができる。各審査官には、30 検索分の保存領域が割り当てられる。保存する各条件は、審査官が名前を付け、その名前により取出すことができる。

2) 検索条件履歴

審査官が検索を行った場合、システムは自動的に直近 30 回分の検索条件を保存する。それらの検索条件は、「履歴 (History)」ボタンをクリックすることで取出すことができる。取出された検索条件は、検索画面に反映され、必要があれば修正を加え、再度検索に利用す

ることができる。

3) 認証機能

ID、パスワードの発行

- IT 部門は、各部門長からの要請に応じて、ID とパスワードを発行する。要請に当たって各部門長は、利用者氏名、利用権限レベルを記載した要請書を提出する。
- IT 部門は、要請に応じ、ID と仮パスワードを各部門長宛に発行する。各部門長は、受領した ID と仮パスワードを当該審査官に配布する。

パスワード変更

- ID と仮パスワードを受領した審査官は、パスワード変更画面を利用してパスワードを変更する。パスワードは 10 桁以上の文字と数字を含まなければならない。

3.2.1.2 ユーザー操作

(1) 操作概要

内部用 IPDL を利用するには、ID とパスワードが必要となる。ID とパスワードが承認された後に、トップ画面が表示される。承認されない場合は、再度の入力が必要となる。利用者が間違った入力を 10 回行った場合、その ID は利用不可能となる。

トップ画面で対象とする分野（特許、商標、工業意匠、著作権）を選択すると、対象分野（特許、商標、工業意匠、著作権）の検索画面が表示される。

検索条件の入力を完了すると、その条件にしたがって検索が行われ、検索結果が表示される。商標と工業意匠については、検索結果を文字データによる一覧形式で表示するか、イメージの一覧形式で表示するかを選択できる。

一覧表示されたものを一つ選択することにより、該当する書誌情報と公開情報が表示される。

特許については、公報および出願全文書のイメージデータを表示することができる。

詳細は添付 1 参照。

(2) 画面デザイン

画面デザインには、次の種類がある。

- ・ 審査官用ログイン画面
- ・ トップ画面（審査官用、一般用）
- ・ 検索条件入力画面
- ・ 検索結果リスト出力画面
- ・ 検索結果イメージ出力画面
- ・ 情報表示画面
- ・ フル文書表示画面
- ・ 検索キーワード一覧画面
- ・ 保存確認画面
- ・ 検索履歴画面
- ・ パスワード変更画面

詳細は添付 2 参照。

3.2.1.3 システム管理者向け操作

(1) システムの立ち上げ

IPDL システムは、複数のサーバー群からなるので、サービスが有効に提供できるためには、ネットワークシステムの起動、データベースの起動、データベースを利用するアプリケーションの起動が必要となる。

運用スケジュールが事前に設計可能な場合は、自動的な立ち上げ運用とする。

手動による運用の場合は、画面上に起動用のアイコンを設定し、ID、パスワードによるチェック後に、アイコンによる個別システムの起動を行う。

ID、パスワードの管理は、立ち上げだけでなく、データ移行準備チェック、データ変換、アーカイブ DB アップデート、IPDL アップデート操作にも同様に適用される。

(2) データ移行

データ移行準備チェック

アイコンにより移行チェックプログラムを起動させる。移行チェックプログラムは、移行用に指定されているディレクトリーにあるファイル名を一覧にして画面に出力し、オペレーターに変換の実施、または、作業の中断の選択を促す。

変換の実施が選択された場合には、変換プログラムを起動する。キャンセルが選択された場合には、作業を中断する。

データ変換

変換の実施が選択された場合には、変換実施対象を全体指定か個別指定かにつきオペレーターに選択させる。

指定されたディレクトリーにあるファイルを共通フォーマット形式のデータに変換する。プログラムは変換の経過をディスプレイに表示するとともに、ログファイルに記録を残す。

アーカイブ DB アップデート

アーカイブ DB アップデート用のアイコンを準備し、それが選択された場合には、あらかじめ指定してあるディレクトリーにある共通フォーマット形式ファイルを利用して、アーカイブ DB を更新する。プログラムは更新の経過をディスプレイに表示するとともに、ログファイルに記録を残す。

IPDL アップデート

IPDL アップデート用のアイコンを準備し、それが選択された場合には、アーカイブ DB を利用して、前回のアップデート日付よりも新しい日時を最終更新日とするデータを対象として、IPDL の更新が行われる。

プログラムは更新の経過をディスプレイに進行度合いを表示するとともに、ログファイルには、更新された出願 ID の記録を残す。

(3) バックアップ

バックアップには、磁気テープを用いる。定期的に必要なバックアップの対象は、アーカイブ DB、審査官向け IPDL、一般向け IPDL データである。操作は、利用するバックアップソフトウェアに従う。

3.2.1.4 現行システムからの移行

(1) 利用可能な元データ

IPDL の元データは、次の場所から収集される。

- **WBPS (世銀支援プロジェクトシステム)**
WBPS システムのオラクル DB に格納されているデータ
- **TMNS (商標新システム)**
商標新システムのオラクル DB に格納されているデータ
- **ローカルファイル**
各局において PC 内に保存されているデータ

これらに格納されているデータには、統一性がなく、必要なものが検索できなかつたり、同じ出願であるにもかかわらず異なるものとして取り扱われ、重複して登録されている場合がある。

これらを防ぐためには、フォーマットを統一することが必要であり、本システムにおいては、データ変換の過程で正規化を実施する。正規化の対象は、出願番号、公開番号、登録番号、日時、国名、リーガルステータスとする。それらの具体例を下記に示す。

(注)

- **共通形式:** データベースに格納するための形式で、そのデータについての全ての情報を含む
- **検索キー:** 共通形式のデータの中で一意性を確保するためのデータ部分
- **画面表示形式:** 共通形式をそのまま表示するのではなく、現状の形式方法に従って表示

プログラムの基本動作方式は、添付 3 参照。

1) 出願番号

共通形式:	X99-YYYY-123456-223456
検索キー:	XYYYY-223456
画面表示形式:	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
著作権	C00-YYYY-12345-12345
工業意匠	A00-YYYY-12345
特許	X-YYYY-12345
商標	X00-YYYY-123456

(例)

元データ

正規化後

著作権	C00.YYYY.12345-12345	C00-YYYY-012345-012345	
工業意匠	A00YYYY12345	A00-YYYY-000000-012345	
特許	PYYYY1234	P99-YYYY-000000-001234	
	PYY1234	P99-YYYY-000000-001234	
	P-YYYY1234	P99-YYYY-000000-001234	
	P-YY1234	P99-YYYY-000000-001234	
	P00YYYY12345	P00-YYYY-000000-012345	
	YYYY1234	P99-YYYY-000000-001234	
	YY1234	P99-YYYY-000000-001234	
	YYYY1234	P99-YYYY-000000-001234	
	00YYYY12345	P00YYYY-000000-012345	
	WYYYY1234	W99-YYYY-000000-001234	
	WYY1234	W99-YYYY-000000-001234	
	W-YYYY1234	W99-YYYY-000000-001234	
	W00YYYY12345	W00-YYYY-000000-012345	
	SYYYY1234	S99-YYYY-000000-001234	
SYY1234	S99-YYYY-000000-001234		
S-YYYY1234	S99-YYYY-000000-001234		
S00YYYY12345	S00-YYYY-000000-012345		
商標	DYY-12345	D99-YYYY-000000-0012345	
	JYY-12345	J99-YYYY-000000-0012345	
	D00-YYYY-12345-12345	D00-YYYY-0123456-012345	
	J00-YYYY-12345-12345	D00-YYYY-0123456-012345	
	D00-YYYY-123456	D00-YYYY-000000-123456	
	J00-YYYY-123456	D00-YYYY-000000-123456	

2) 公開番号

共通形式 X99-YYYY-123456-223456
検索キー XYYYYY223456
画面表示形式 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
著作権 C00-YYYY-12345-12345
工業意匠 A00-YYYY-12345
特許 123456S or 123456
工業意匠 X-YYYY-123456

(例)

	元データ	正規化後
著作権	なし	なし
工業意匠	なし	なし
特許	123.456	P99-0000-000000-123456
	123456	P99-0000-000000-123456
	123.456S	S99-0000-000000-123456
	123456S	S99-0000-000000-123456
商標	なし	なし

3) 登録番号

共通形式 IDX123456789
検索キー IDX123456789
画面表示形式 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
著作権 123456
工業意匠 ID1234567
特許 ID1234567S or ID123456789
商標 IDM123456789 or 123456

(例)

	元データ	正規化後
著作権	123456	IDC000123456
工業意匠	ID1234567	IDD001234567
特許	ID1234567	IDP001234567
	ID1234567S	IDS001234567
商標	123456	ID0000123456
	IDM123456789	IDM123456789

4) 日付

共通形式 YYYYYMMDD

画面表示形式 DD/MM/YYYY

5) 国名

共通形式 XX (ISO による 2 文字国コード)

6) リーガルステータス

共通形式 999

画面表示形式 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

(2) データモデル

アーカイブ DB は、混乱を招く不必要な重複データの登録を避けなければならない。アーカイブ DB に登録されるデータは、出願 ID によって特定される登録出願書類と関係づけられなければならない。出願 ID は、正規化が行われるときに生成され、各出願書類に付与される。

出願には、登録出願以外にも、延長出願、修正出願などがあるが、これらには、常に関係する登録出願が存在する。これらの出願には出願 ID は付与されない。出願 ID は、登録出願のみに付与される。

(3) データベース構造

IPDL 構築にあたっては、次の順序を追ってデータを整備する。

- 既存の元データからのデータ収集
- 正規化された共通アップデート形式ファイルへの転換
- アーカイブ DB の更新

- サーチ DB の更新

- 1) 共通アップデート形式

共通アップデート形式は、元データとアーカイブ DB の中間ファイルとして利用される。共通アップデート形式は、すべての元データファイルに対して利用することができる。元データファイルの各項目は、共通アップデートフォーマットにおいて、共通タグ名との対応が取られている。共通アップデートフォーマットは、リレーショナル DB、XML、CSV のいずれの形式を利用しても保存可能であるが、本プロジェクトにおいては、リレーショナル DB を利用した開発を行う。

詳細は添付 4 参照。

- a) リレーショナル DB を利用した共通アップデート形式

リレーショナル DB を利用した共通アップデート形式では、できるだけ簡単なテーブル構造を採用した。単純なテーブル構造は、リレーショナル DB の長所を必ずしも十分に利用できないという面もあるが、単純なテーブル構造により、各種フォーマットの転用可能性を確保することが可能なる。テーブル内の各項目名は、元データファイルの各項目に対応する共通タグ名と対応が取れていなければならない。また、共通アップデート用に用いるリレーショナル DB は、1 テーブルあたり約 200 項目を取り扱うことができる必要がある。

- b) XML による共通アップデート形式

XML による共通アップデート形式の利用は、元データファイルの各項目について、XML タグを対応づけることにより実現する。

- c) CSV による共通アップデート形式

CSV 形式の各項目は、レコードに現れる項目の順序によって認識される。この順序は、共通アップデート形式の各項目の順序と同一でなければならない。特許における区分 (IPC) のように複数の項目が発生する場合に備えて、一つのレコードに複数の項目を格納するためのメカニズムを別途準備する必要がある。

2) アーカイブ DB

アーカイブ DB には、共通アップデート形式経由で受信したすべての情報が格納される。アーカイブ DB は、基本テーブル、出願者テーブル、創作者テーブル、年金テーブル、延長テーブル、キーワードテーブル、イベントテーブル、A 区分テーブル、B 区分テーブル、A プライオリティテーブル、B プライオリティテーブル、その他情報テーブル、詳細情報テーブル、履歴テーブルから構成される。

アーカイブ DB は、特許、商標、工業意匠、著作権の各分野で共通に利用できるフォーマットを採用している。アーカイブ DB が各種の分野（特許、商標、工業意匠、著作権）において共通に利用できる構造を採用することにより、DGIPR における IT 管理が容易になり、また、IT の利用可能性を拡大することができる。

詳細は添付 5 参照。

3) ローカルファイル項目名テーブル

ローカルファイル項目名テーブルは、元ファイルにある項目と共通アップデート形式のタグ間関係を定義するために用いられる。ローカルファイル項目名テーブルは、XML 形式を利用して定義する。

4) イメージデータおよびその格納場所

a) WBPS・TMNS におけるイメージデータ

WBPS のリレーショナル DB には、工業意匠のイメージデータが格納されている。一方、TMNS においては、イメージデータは、リレーショナル DB の外部に保存されている。イメージデータは、約 100KB 程度の大きさである。

b) 共通アップデート形式ファイルにおけるイメージデータ

商標の場合は、すべてのイメージデータは TMNS 内に存在しているが、工業意匠の場合は、登録証書発行時のイメージデータがローカルファイルに存在している。

したがって、WBPS、TMNS、ローカルファイルから共通アップデート形式ファイルが生成される場合には、イメージデータを取り扱えることが要求される。このような場合には、共通アップデート形式ファイルでは、イメージデータのファイル名、ディレクトリ情報のみを格納し、イメージデータそのものは、別のファイルに保存する措置がとられる。保存されるイメージデータのファイル名は、YYYYYY-123456.jpg という形式によって保存

される。X は、分野（特許、商標、工業意匠、著作権）、YYYY は西暦、123456 は、各年毎に出願書類に与えられたシリアル番号である。

c) アーカイブ DB

アーカイブ DB は、原則として文字データのみを格納する。

PDF 文書（特許）および、イメージデータ（商標、工業意匠）は、オラクル DB 内には直接格納しない。PDF 文書、イメージデータについては、それが存在するファイル名とディレクトリー名のみをオラクル DB 内に記録し、PDF 文書、イメージデータそのものは、そのディレクトリー名で指定された場所に保存する。

d) サーチ DB

サーチ DB は、文字情報のみを検索する目的で構築されるため、イメージデータは一切保存しない。商標と工業意匠のイメージは、PDF ファイルと同様に DB の外に保存され、DB では、イメージデータが存在するディレクトリーとファイル名を管理する。

(4) データ移行

1) 一回のみの操作

- WBPS および TMNS には既に多数のデータが蓄積されている。一回のみの操作は、WBPS および TMNS 内にあるオラクル DB のデータをアーカイブサーバーに構築されるオラクル DB に移行するためのものである。
- まず、WBPS の DB と TMNS の DB を丸ごとバックアップサーバー内にコピーする。
- バックアップサーバー内の DB を用いて、正規化のプログラムが出願番号、登録番号、および、その他の項目について、データの正規化を実施し、その結果を、バックアップサーバー内の共通アップデート形式ファイルに登録する。
- 次に移行プログラムが、共通アップデート形式ファイルの各項目を対応するアーカイブ DB の項目に移転する。
- モニタリングサーバー内の予め指定したフォルダーに過去に発生した PC ファイルを登録しておき、正規化のプログラムが出願番号、登録番号、および、その他の項目について、データの正規化を実施し、その結果を、バックアップサーバー内の共通アップデート形式ファイルに登録する。
- 次に移行プログラムが、共通アップデート形式ファイルの各項目を対応するアーカイブ DB の項目に移転する。

2) 月毎の操作

月毎の操作には、2 種類のタイプが存在する。一つは、PC にあるローカルファイルからデータを抜き出してアップデート操作を行うものである。もう一つは、オラクル DB からデータを抜き出してアップデート操作を行うものである。

a) ローカルファイルからのアップデート操作

- 各部門ごとの担当者は、PC にある元ファイルをモニタリングサーバー上にあるあらかじめ指定されたディレクトリーに、サブミッションプログラムを用いて登録する。
- コピーが完了すると、共通アップデート形式ファイルが作成される。
- 共通アップデートファイル作成時に、フォーマットチェックが行われ、データエラーが有る場合には、エラーメッセージが出力される。
- データエラーがある場合には、データを修正し、再度、登録を行う。
- IT 部門は、すべての予定されている元ファイルが指定されたディレクトリーにコピーされていることを確認する。
- コピーされていないものがある場合には、各部門の担当者に連絡し、作業を催促する。
- 毎日、夜間にプログラムが自動起動され、作成された共通アップデート形式ファイルの内容がアーカイブ DB に反映される。

b) DB からのアップデート操作

- 毎日、夜間に WBPS, TMNS の DB からアップデートデータを抜き出すプログラムが起動し、共通アップデート形式ファイルを作成するプログラムが毎月起動し、その後、アーカイブ DB に反映される。

3) 随時操作

- 特許の全文公開情報は、PDF フォーマットファイルとして準備する。
- これまでにスキャンされている文書は、14 文字からなるファイル名が付けられており、ファイル種別は pdf とされている。ファイル名は、登録番号が、010015 の場合、“id 010015a .pdf” (途中および最後に空白が挿入され、それを含み 14 文字) という形で保存されている。
- アーカイブ DB に情報を格納するためには、EPO Scan によって生成される PDF ファイルを、あらかじめ指定されたディレクトリーにコピーした上で、随時操作プログラムを起動する。

- 随時操作プログラムは、PDF ファイル名から正規化された登録番号を生成し、その登録番号を保有する出願番号を検索し、ファイルの所在場所をアーカイブ DB に登録する。
- PDF ファイルは、登録番号によって決定されるディレクトリーにコピーされる。1 ディレクトリーは、1,000 個のファイルを含む。

登録番号	ディレクトリー名
0000001-0001000	B0001
0001001-0002000	B0002
0002001-0003000	

.....

0050001-0051000	B0051
0051001-0052000	B0052
0052001-0003000	B0053

- 公報 A 用の PDF ファイルを準備する場合、ファイル名から正規化された公報番号を生成する。ファイルは、公報番号により決定されるディレクトリーに保存され、アーカイブ DB にある該当する出願データの公報 A 情報を更新する。

登録番号	ディレクトリー名
0000001-0001000	A0001
0001001-0002000	A0002
0002001-0003000	

.....

0050001-0051000	A0051
0051001-0052000	A0052
0052001-0003000	A0053

4) 公開可能データの基本方針

- 公開情報 A として公開可能と位置づけられた出願情報のみをアーカイブ DB から抽出し、公開用 IPDL に移転させる。

(5) ステータス管理

ステータス情報として、現状における運用も考慮し、3桁からなるステータスコードを採用する。1桁目は、基本ステータスを示し、1)書類受領、2)出願日確定、3)方式審査終了、4)公開済、5)取り下げ、6)実体審査中、7)公報発行済、8)登録済、9)却下を示す。

2桁目は、出願者の行動を示し、審査請求が合った場合に1がつけられる。また、登録後の情報として、延長が合った場合に2、取戻があった場合に3、登録期間が終了した場合に4が、2桁目に付けられる。

3桁目は、第三者からの異議申立があった場合に1、訴訟中の場合に4、訴訟の結論が出た場合に5が付けられる。訴訟の結果は1桁目のデータに表示する。

Sub-Status Main Status	Normal	Exam Req Received	Objection Received	Exam Req & Objection Received	Lawsuit	Court Decision
		X1X	XX1	X11	XX4	XX5
Unknown	000					
Received	100					
Filed	200	210				
Formality finished	300	310				
A Publication	400	410	401	411		
Withdrawn	500					
Under examination	700		701			
Granted	800				804	805
Refused	900				904	905
Extended	820				824	825
Canceled	830					
Expired	840					

Status ID	Status Name
000	Unknown
100	Received
200	Filed
210	Filed / Exam Req
300	Formality Finished
310	Formality Finished / Exam Req
400	A Pub
410	A Pub / Exam Req
401	A Pub / Objection
411	A Pub / Exam Req / Objection
700	Exam
701	Exam / Objection
800	Granted
804	Granted / Under Court
805	Granted by Court
820	Extended
824	Extended / Under Court
825	Extended by Court
830	Canceled
840	Expired
900	Refused
904	Refused / Under Court
905	Refused by Court

(6) 更新規則

- 更新操作時に、出願 ID がアーカイブ DB にまだ存在していない場合には、アーカイブ DB に新しい出願 ID が生成され、共通アップデート形式にあるすべてのデータは、アーカイブ DB に転送される。
- 出願 ID が既に存在していて、かつ、重複や矛盾するデータが存在しない場合には、共通アップデート形式にあるすべてのデータは、アーカイブ DB に転送される。
- 出願 ID が既に存在していて、かつ、重複や矛盾するデータが存在する場合には、次の規則に従い更新が行われる。
- 共通アップデート形式データがアーカイブ DB にある既存のデータよりも新しい場合には、アーカイブ DB を更新する。新旧を判定するための更新の条件およびその際の更新方法は次ページの表の通り。

(注)

- B: 書誌情報の更新を行う
- S: ステータス情報を表に示された番号へ更新する
- H: 履歴データを追加する
- E: エラーメッセージを出力する
- X: 該当するステータス情報の部分は未更新とする
- Z: 該当するステータス情報の部分を更新する裁判の結果に合うように更新する
- N: 更新しない

DB Current Status	No Data	Unknown	Received	Filed	Formality	Request for Examination	A Publication	Withdrawal	Examination	Objection	Grant	Refused	Extended	Canceled	Expired
Updated Data															
Unknown	B 000	B 000	N 100	N 200	N 300	N X1X	N 4X0	N 500	N 70X	N XX1	N 800,805	N 900,905	E 820,825	E 830	E 840
Received	S,B 100	S,B 100	N 200	N 200	N 200	N 200	N 200	N 200	N 200	N 200	N 200	N 200	E 200	E 200	E 200
Filed	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200	S,B 200
Formality/Finished	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300	S,B 300
Request for Examination	S 010	S 010	S 110	S 210	S 310	S X10	S 410	S 500	S 700	S XX1	S 800	S 900	S 820	S 830	S 840
A Publication	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400	S,B 400
Withdrawal	S 500	S 500	S 500	S 500	S 500	S 500	S 500	S 500	S 500	S 500	S 500	S 500	S 500	S 500	S 500
Examination	S 700	S 700	S 700	S 700	S 700	S 700	S 700	S 700	S 700	S 700	S 700	S 700	S 700	S 700	S 700
Objection	S,B 001	S 001	S 101	S 201	S 301	S XX1	S 4X1	S 500	S 701	S XX1	S 800	S 900	S 820	S 830	S 840
Grant	S,B 800	S 800	S 800	S 800	S 800	S 800	S 800	S 800	S 800	S 800	S 800	S 800	S 800	S 800	S 800
Refused	S,B 900	S 900	S 900	S 900	S 900	S 900	S 900	S 900	S 900	S 900	S 900	S 900	S 900	S 900	S 900
Certification	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800
B Publication	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800	S,B 800
Assignment	H 000	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX
Amendment	H 000	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX	H XXX
Extended	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820	S,H 820
Canceled	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830	S,H 830
Expired	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840	S,H 840
Lawsuit	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824	S,H 804,904,824
Court Decision	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825	S,H 805,905,825
Error Amendment Status	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX	B XXX
Amendment	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ	S ZZZ

(7) 現状において利用可能なデータ

現在、DGIPR において利用可能な更新データは、下記の表に表示された P, M, D, C に表示されたものである。各分野におけるそれらのデータの位置づけとその詳細をそれぞれ添付 6、添付 7 に示す。

Update Operation	Operation Code	Source File			
		Patent	Mark	Design	Copyright
Unknown	000				
Received	100				
Filed	200				
Formality Finished	300				
Request for Examination	310		/	/	/
A Publication	400	P2	M5		
Withdrawn	500	P4	M4		
Complex from PC	600				
Complex from WBPS	610	P1		D1	C1
Complex from TMNS	620	/	M1	/	/
Examination	700				
Opposition	401			D4	
Grant	800				
Refused	900		M3	D3,D4	
Certification	801	P6	M2	D2	C2
B Publication	802	P3			
Assignment	060		M7		
Amendment	070		M6		
Extended	820	/			/
Annual Fee Payment	821	P7	/	/	/
Canceled	830		M8		
Expired	840				
Appeal Received	902				
Appeal Granted	803				
Appeal Rejected	903				
Lawsuit	904				
Court Decision	970		M9		
Error Amendment	980	To Be Prepared	To Be Prepared	To Be Prepared	To Be Prepared
Status Amendment	990	To Be Prepared	To Be Prepared	To Be Prepared	To Be Prepared

3.2.1.5 支局とのデータ共有

支局に設置された PC は、電話回線を利用して、既存のネットワークマネジメントサーバーに接続される。ネットワークマネジメントサーバーは、接続された支局の PC を本部内の LAN に接続するので、IPDL システムから見ると本部の PC と支局の PC を区別するものではなく、本部と同じ機能の利用が可能である。

支局の PC を利用する場合には、回線スピードが遅くなるので、検索結果をイメージで表示しない等の操作上の工夫が必要となる。

3.2.2 システムの構成

3.2.2.1 システムアーキテクチャ

IPDL サーバーは、一般利用者向けと DGIPR 審査官向けの 2 つが提供される。

一般利用者向けの IPDL は、インターネットに接続されるが、利用者が実用的なサービスを享受できるためには、十分な回線スピードが準備される必要がある。また、IPDL は、インターネットに接続されるため、悪意のある攻撃を受ける場合も想定されるので、サービスを提供するに当たっては、現状のシステムとは隔離することが必要である。

審査官向けの IPDL は、DGIPR の LAN に接続される。この IPDL によるサービスは、地方のオフィスの事務官に対しても提供されるが、その際に現在の DGIPR システムで既に提供されているネットワーク管理サーバーを利用する。

3.2.2.2 ハードウェア構成

IPDL は、1 台のアーカイブサーバー（バックアップサーバーとしての機能も備える）、2 台のアプリケーションサーバー、2 台のサーチサーバー、2 台の Web サーバー、1 台のメンテナンスサーバーから構成される。

下記の機材の運用に必要となる電源は、次のとおりである。

アーカイブサーバー	500W	x 6	3,000 W
メンテナンスサーバー	270W	x 1	270 W
ファイアウォール	80W	x 1	80 W
スキャナ	220W	x 1	220 W
ディスプレイ	40W	x 1	40 W
無停電装置	130W	x 2	260 W
無停電装置	70W	x 1	70 W
スイッチングハブ	40W	x 3	120 W
LTO	130W	x 1	130 W
CRT/KB 切替機	10W	x 1	10 W
PC	140W	x 17	2,380 W
合計			6,580 W

詳細は添付 8 参照。

3.2.2.3 DB 容量設計

(1) アーカイブ DB

現状のデータを基にすると、各出願毎に約 20KB の文字データと 100KB イメージデータの保存容量が必要となる。

このデータ容量を基にすると、現状保存されている約 36 万 4,000 件のデータをすべて登録するためには、58.8GB の容量が必要であり、2010 年には、66 万 4,000 件、79.8GB が必要となる。

年 分野	2005		2010	
	累積出願数	ディスク容量	累積出願数	ディスク容量
特許	50,000	6.0 GB	80,000	9.6 GB
商標	300,000	36.0 GB	550,000	66.0 GB
工業意匠	8,000	1.0 GB	23,000	2.8 GB
著作権	6,000	0.8 GB	11,000	1.4 GB
合計	364,000	58.8 GB	664,000	79.8 GB

(2) PDF

現状では、特許の B 公報用の全文書として、9,842 件がスキャンされ、13.5GB の PDF データとして保存されている。現状では、すでに約 1 万 5,000 件が登録済みであり、スキャン後のデータは、21.6GB 程度であると推定される。

DGIPR が公報 A として公表する特許情報のうち、審査官および一般人にとって最も必要な情報は、インドネシアのみで出願されている特許情報であり、それらは、全体の 6% を占める。それ全文公開に必要な領域は、4.3GB である。

公報 B 用のフロントページに必要な容量は、5,000 件あたり、0.27GB である。

また、464 件の実用新案の全文書は、0.192GB が必要であり、これは、一件あたりにすると、特許の 3 分の 1 程度である。実用新案の件数は少ないので、容量の算出を容易にするために、実用新案の数も特許の数に含める。

	2005		2010	
	累計出願数	ディスク容量	累計出願数	ディスク容量
現地のみ出願 (公報 A 用の全文書)	3,000	4.3 GB	8,000	11.5 GB
海外出願 (公報 A 用のフロントページ)	47,000	3.0 GB	72,000	4.6 GB
公報 B 用全文書	15,000	21.6 GB	24,000	35.6 GB
合計	65,000	28.9 GB	104,000	51.7 GB

(3) 内部用 IPDL

内部用の IPDL に必要なデータは、アーカイブ DB と PDF ファイルの合計値である。現状では、87.7 GB (58.8GB + 28.9 GB) を占め、2010 年には、131.5 GB (79.8 GB + 51.7 GB) になるものと予測される。

(4) 一般用 IPDL

一般用 IPDL には、公開可能な情報のみが格納される。特許情報については、出願日から 18 ヶ月後に公開される。18 ヶ月分のデータは、3.2GB に相当するので、一般用 IPDL は、審査官 IPDL よりもその分の容量が少ない。現状の容量は、84.5 GB (87.7 GB - 3.2 GB) であり、2010 年の容量は、128.3 GB (131.5 GB - 3.2 GB) となることが予測される。

3.2.2.4 利用者端末

- 利用者には、DGIPR の内部利用者とインターネットを経由して接続する一般利用者がある。
- DGIPR では、Windows+インターネットエクスプローラが現在使われているので、本プロジェクトにおいて新規に導入する PC も Windows+インターネットエクスプローラが使える環境を提供する。

3.2.2.5 セキュリティー対応

(1) インターネットセキュリティー

- 一般用 IPDL は、内部の他のサーバーから隔離されている必要がある。
- 内部用 IPDL サーバーは、インターネットからはアクセス不可能とする。
- ウィルス防御用のソフトウェアがサーバーおよび PC にインストールされている必要がある。

(2) 利用権限

利用権限には 4 つのレベルが存在する。

- 1) レベル A: レベル A の利用者は、IPDL に保存されているすべての情報を参照することができる。
- 2) レベル B: レベル B の利用者は、IPDL に保存されている情報のうち、利用者が所属する分野（特許、商標、工業意匠、著作権）のすべての情報および、他の分野（特許、商標、工業意匠、著作権）については、一般公開済の情報を参照することができる。
- 3) レベル C: レベル C の利用者は、IPDL に保存されている一般公開済の情報をのみを参照することができる。

(3) アップデート領域

IT 部門は、アーカイブサーバーに内のアップデートファイル登録領域にアクセスするための ID とパスワードを各登録担当者に発行する。

(4) 更新ログ

元ファイルから作られた共通アップデート形式データがアップデート領域に登録される際、登録者の ID と登録日時をシステム上に記録として残す。

アーカイブ DB が共通アップデート形式データを利用して更新される場合、共通アップデー

ト形式データ内に保存されている元データ情報、および、オペレーターID、更新日時をシステム上に記録しなければならない。

更新ログは、監査用に5年間保存しなければならない。

(5) リカバリ

1) ハードウェア

ディスク サーバー内のデータは、RAID1 機構を利用して2重化が行われている。一つのディスクに障害が発生した場合は、障害ディスクを至急交換しなければならない。

CPU およびメモリー CPU、メモリーに障害が発生した場合には、業務を一時中断し、必要な交換をする必要がある。

2) データ

アーカイブ DB

- アーカイブ DB 内のデータは、毎月の更新の後で、バックアップをしなければならない。
- バックアップは少なくとも3世代分を保存しなければならない。
- アーカイブ DB に障害が発生した場合、保存されている最新のバックアップメディアを用いて復旧する。
- 更新後に運用が不可能な状況となった場合には、前回のバックアップメディアを利用して復旧、運用を実施する。

IPDL (内部用および一般用)

- IPDL 用のデータは、毎月の更新後にバックアップしなければならない。
- バックアップデータは、最低2世代分を保存する。
- 更新した IPDL に障害があり、運用が不可能な場合には、前世代のバックアップメディアを利用して復旧、運用を行う。
- 必要がある場合には、アーカイブ DB を利用して IPDL の再構築を行う。

共通アップデート形式ファイル

- 共通アップデートフォーマットファイルは、12ヵ月分を保存しておく。
- 元データファイルも、12ヵ月分をバックアップし保存しておく。

3.3 IPDL システム詳細設計(概要)

3.3.1 ソフトウェア構成

IPDL システム構築は、大きく 2 つのステップからなる。第 1 のステップは、データを収集し、検索のためのデータベースを構築するものである。第 2 のステップは、検索エンジンを起動し、検索サービスを実際に提供するものである。

第 1 のステップは 5 つのサブシステムから構築されている。すなわち、データベース間更新データ転送システム (P2)、更新ファイル収集システム (P1)、共通更新データ生成システム (P3)、アーカイブ DB 更新システム (P4)、そして、IPDL 更新システム (P5) である。第 2 のステップにおいては、サーチキーワードを受け取り、それに基づき検索を実施し、検索結果を PC 上に表示することが実施される。

(1) データベース間更新データ転送システム (P2)

1) WBPS データベース移行

a) オラクルレプリカ生成

WBPS にいかなる変更が発生するとも、それは同時に、オラクルレプリカエージェント機能により、レプリカに反映される。

b) オラクルストリーム

レプリカに発生した変更は、オラクルストリーム機能により把握され、その変更は出願番号抽出機能に伝達される。

c) 出願番号抽出

出願番号抽出機能では、オラクルストリーム機能により伝達された情報をもとに、出願番号発見機能が出願版を捉え、正規化プロセスへ伝達する。正規化プロセスは出願番号を正規化し、その値を依頼元である出願番号抽出プロセスへ返す。

d) WBPS 移行初期処理

正規化された出願番号を基にして、それに属するすべてのデータを WBPS から収集し、収集したデータはその都度、正規化処理により正規化される。すべての正規化が完了すると、関連するデータは共通更新データベースに移される。

e) 正規化処理

正規化処理においては、与えられたデータがあらかじめ定められているフォーマットに変換される。

2) TMNS データベース移行

移行基のデータベースが異なるだけで、WBPS と同様の処理が商標のデータベースについても行われる。

a) MS SQL データ変換サービス

MS SQL には、DTS (データ変換サービス; Data Transformation Services) と呼ばれるツールが標準で装備されている。これを利用することにより、MS SQL データベースのレプリカを作成する。

b) 特許情報移行初期処理

特許情報移行初期処理は、手作業で呼び出される。特許情報移行初期処理は、出願番号を発見し、正規化処理にその情報を伝達する。正規化処理は、その情報を正規化し、その値を特許情報移行処理に返す。正規化された出願番号を基にして、それに属するすべてのデータを MS SQL から収集し、収集したデータはその都度、正規化処理により正規化される。すべての正規化が完了すると、関連するデータは共通更新データベースに移される。

c) 正規化処理

正規化処理は、WBPS で述べたものと同様である。

(2) 更新ファイル収集システム (P1)

1) XML 構成情報読み込み

このモジュールは、XML 構成ファイルから送信情報の格納位置情報を読み込む。XML 構成ファイルは、ファイルをアップロードする PC に事前にインストールされている。

2) ファイルアップロード

このモジュールは、指定されているファイルをモニタリングサーバーに送信し、モニタリングサーバーからのログファイルを表示する。送信には FTP サービスを用いる。送信過程においてエラーが発生した場合には、直ちにエラー画面が表示される。

3) ログファイル書き込み処理

ログには 2 種類のものがある。ひとつは、プロセスログであり、それはモニタリングサーバーで生成され、PC に伝達される。PC において受信したプロセスログは、同じ日のすでに受信したプロセスログと結合され保存される。

もうひとつのログは、PC が送受信する際に記録するクライアントログである。ログ書き

込み処理においては、一件ごとに、ステータスとメッセージを記録する。

4) ログファイル読出し

このモジュールは、プロセスログファイルを読出し表示する。

注) 送信中に記録されるクライアントログについては、表示しない。

5) ステータスチェック

このモジュールは、モニタリングサーバーにおける状態を監視し、プロセスログを受け取る処理を行う。

6) 補助モジュール

利用者のドメインおよびグループをチェックするために「アクティブディレクトリー」を使用する。

(3) 共通更新データ生成システム (P3)

新しいファイルが指定したディレクトリーにコピーされると、指定してあるプログラムに OS から通知され、そのプログラムは、そのフォルダーにファイルがなくなるまで以下の処理を継続する。

- プログラムは、マッピング定義を保存してある XML ファイルを読み込む。
- プログラムは、コピーされたファイルの種類をチェックし、そのファイルを読み込むためのライブラリーを決定する。プログラムは、ライブラリーを利用してファイルを読み込む。
- ファイルの中のデータを 1 行単位に読み込む。ひとつのデータの区切り単位に、出願番号、公開番号、認定番号、IPC 番号、日付、国コード記録については、ライブラリーを用いて正規化を行う。

読込んだファイルを処理する過程でエラーが発生しなかった場合、データは、共通更新データベースに追加され、ファイルは成功フォルダーに移される。ファイルを処理する過程においてエラーが発生した場合には、エラーログに記録し、ファイルはエラーディレクトリーに移される。この場合、共通更新データベースにデータは一切書き込まれない。

(4) アーカイブ DB 更新システム (P4)

- 1) アーカイブ DB は、共通更新データベースをコマンドスケジューラーからのトリガーによって、更新が開始される。
- 2) コマンドスケジューラーは、まず、更新管理プログラムを起動する。

- 3) 更新管理プログラムは、XML 読み込みプログラムと共通更新データ読み込みプログラムを起動する。
- 4) 共通更新データ読み込みプログラムは、共通更新データベースから一件ごとにデータを読み込む。読み込みの際には、追加表示、連番を判断して、2 レコード以上にわたるデータも読み込む。
- 5) アーカイブ DB への更新規則は、内部 DB の規則テーブルに基づいて行う。規則テーブルのステータステーブルには、共通更新データにあるステータスとアーカイブ DB にあるステータスというペア単位に新しいステータスと付随する必要な処理の要不要が記述されている。
- 6) プログラムは、更新規則にのっとり、データの追加、更新、イメージデータ・PDF ファイルのコピー処理を行う。更新規則が「何もしない」の場合には何も行わない。追加や更新の場合には、関連するデータを共通更新 DB からアーカイブ DB にコピーする。イメージデータ・PDF ファイルのコピーを行う場合には、モニタリングサーバーからアーカイブ DB へ行う。ディレクトリーは、出願番号または登録番号によって予め決められている。
- 7) 「何もしない」場合でも、その記録を将来の監査用に残す。

(5) IPDL 更新システム (P5)

- 1) システムが起動されるとコマンドスケジューラーが起動する。
- 2) コマンドスケジューラーは、IPDL 更新データ作成管理プログラム (Application Manager) を起動する。
- 3) IPDL 更新データ作成管理プログラムは、XML 読み込み機能とリーダーとアーカイブ DB 読み込み機能を起動する。
- 4) アーカイブ DB 読み込み機能は、アーカイブ DB からクエリーに基づきデータを読み込む。
- 5) 内部 IPDL 作成プログラムは、クエリーによって収集されたデータを XML 形式に変換し、検索用の DB (Shunsaku DB) へ集積する。
- 6) 内部 IPDL 作成プログラムは、検索サーバープログラム (Shunsaku) を停止させ、現在の検索データを削除し、新しいデータを読み込み、検索サーバープログラム (Shunsaku) を再起動する。
- 7) 公開 IPDL 作成プログラムは、外部に公開可能なデータだけを峻別し、XML データを生成する。
- 8) 公開 IPDL 作成プログラムは、検索用の DB (Shunsaku DB) の作成時に、関係するイメージファイルや PDF ファイルを定義されている場所にコピーする。公開 IPDL 作成プログラムは、公開 IPDL 更新プログラムを生成する。

- 9) DGIPR のスタッフは、生成されたデータを DVD または CD-ROM にコピーを行う。
- 10) 公開用の IPDL 検索管理サーバーに DVD または CD-ROM を装着後、公開 IPDL 更新プログラムを起動する。プログラムは、更新データを DVD または CD-ROM から読み込み、検索用の DB を更新し、検索サービス (Shunsaku) を起動する。

(6) IPDL 検索システム

IPDL 検索システムにおいては、すべての画面の入出処理は、Topjax 制御プログラムを経由して実施される。Topjax 制御プログラムは、画面遷移定義、画面における有効ボタン定義、XML データ、XSD データ、XSLT データを用いて画面の制御を行う。ログイン処理は、Topjax 制御プログラムから DAO 処理に引き渡され、認証処理を行う。

検索処理は、Topjax 制御プログラムから IPDL コンポーネントに引き渡される。IPDL コンポーネントは、検索エンジンの窓口である Shun Common に検索データを引き渡す。Shun Common は、Shunsaku API にデータを渡し、Shunsaku API は、検索条件を SQL データに組みなおして検索を実施する。検索結果は、Shunsaku API 経由で Shun Common に帰される。Shun Common は、データを IPDL コンポーネントに返し、IPDL コンポーネントは、Topjax プログラム制御を通じて検索結果画面を生成する。

3.3.2 資源配置構成

(1) ネットワーク構成

IPDL システムには、内部用 IPDL と公開用 IPDL が存在する。

公開用 IPDL は、Web サーバー、IPDL 検索管理サーバー、IPDL 検索実行サーバーから構成される。内部用 IPDL は、Web サーバー、IPDL 検索管理サーバー、IPDL 検索実行サーバーの他に、アーカイブサーバー、バックアップサーバー、モニタリングサーバーのサーバーを必要とする。公開用 IPDL は、インターネットからアクセス可能であるが、アクセスは Web サーバーを通して、HTTP プロトコルに限定される。内部用 IPDL は、DGIPR 内の LAN に接続されている PC からのみアクセス可能であり、インターネットからはアクセスできない。公開用 IPDL の更新には、DVD、CD-ROM 等の外部媒体を利用して、人手を介してマニュアルで行う必要がある。

IP Standard はプライベートネットワークで利用するアドレスの範囲を示す。IPDL の場合、IP Class C で 192.168.0.0 から 192.168.255.255 までのアドレスを使用する。

1) アーカイブサーバー

アーカイブサーバーには、特許、商標、著作権、工業意匠に関する収集されたデータがすべて蓄積されている。文字データは、リレーショナルデータベースに保存されているが、商標や工業意匠などのスキャンされたイメージデータや特許の PDF ファイルは、もとのファイル形式のまま保存されている。

すべての IPDL データはアーカイブサーバー内のデータから生成される。

2) モニタリングサーバー

モニタリングサーバーには、PC からのファイルが集められ、それらは、共通更新形式に変換される。変換されたデータは、バックアップサーバー内に保存される。

3) バックアップサーバー

バックアップサーバーには、WBPS と TMNS のレプリカ DB が生成され、PDF・イメージファイルが保存される。

レプリカ DB が更新されると、共通更新形式ファイルが生成され、バックアップサーバー内の共通更新データベースに蓄積される。

4) IPDL 検索実行サーバー

IPDL の検索用のデータと検索エンジンは、IPDL 検索実行サーバーに保存されている。IPDL 検索管理サーバーから IPDL 検索実行サーバーに検索指示が出され、その結果が依頼元に報告される。

5) IPDL 検索管理サーバー

本サーバーは、検索実行サーバーに対して検索指示を出し、検索結果を取りまとめる。検索結果は Web サーバーを通して、PC に伝えられる。

6) IPDL Web サーバー

IPDL Web サーバーは、IPDL サービスを提供するための利用者との接点となる。IPDL Web サーバーは、ブラウザスクリーンによるコミュニケーション機能を提供する。PC から入力された検索条件は、本サーバーにより、検索要求として、IPDL 検索管理サーバーに伝えられ、IPDL 検索管理サーバーは、要求を満たすための一連の検索指示を IPDL 検索実行サーバーに対して行う。IPDL 検索管理サーバーは、IPDL 管理サーバーからの回答を取りまとめ、Web サーバーは、その回答を表示するためのスクリーンを生成する。

添付 1~8

Appendix 1

Figure A1-1 **Screen Flow of Examiner IPDL Service**

Figure A1-2 **Screen Flow of Examiner Public IPDL Service**

Figure A1-1 Screen Flow of Examiner IPDL Service

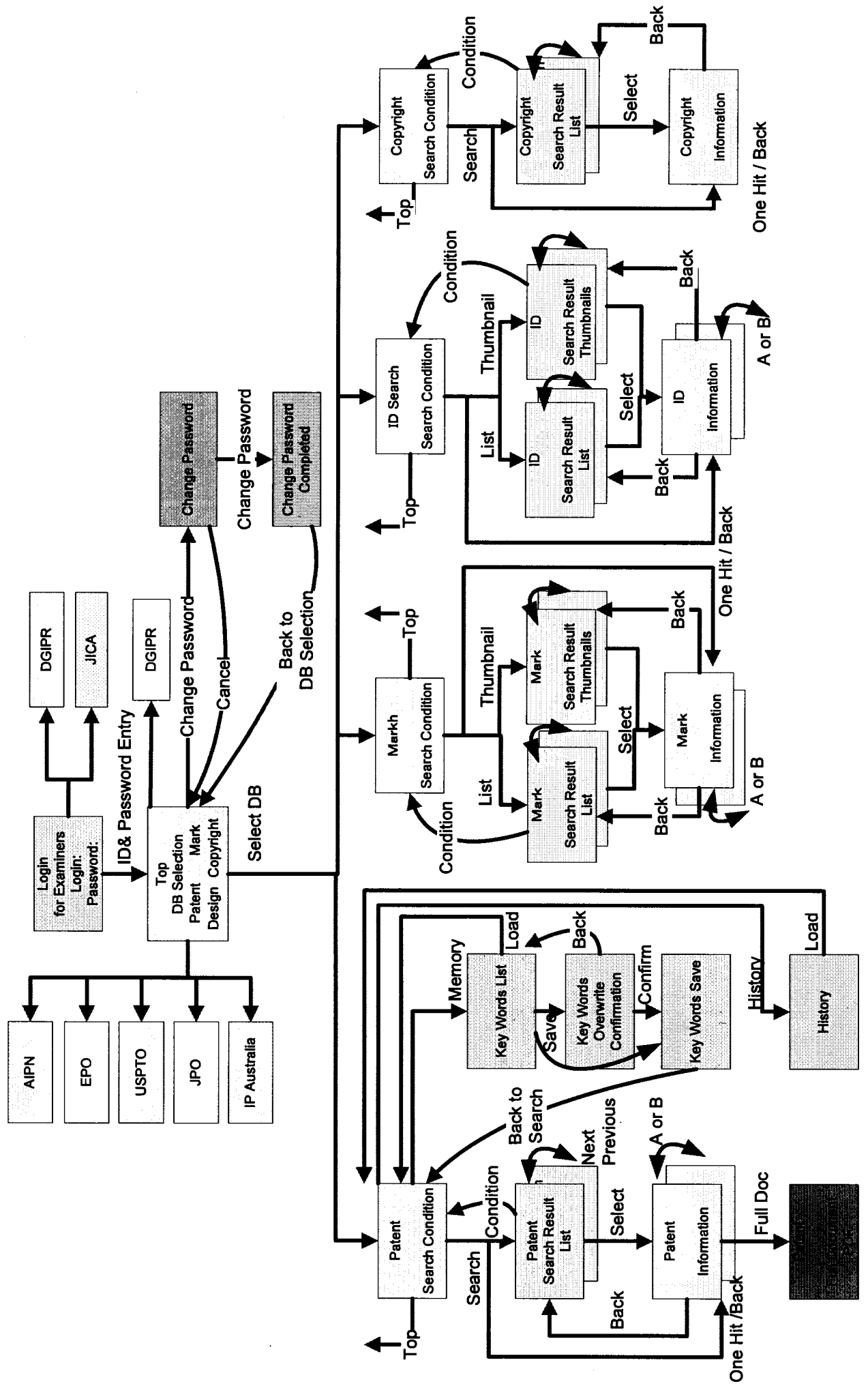
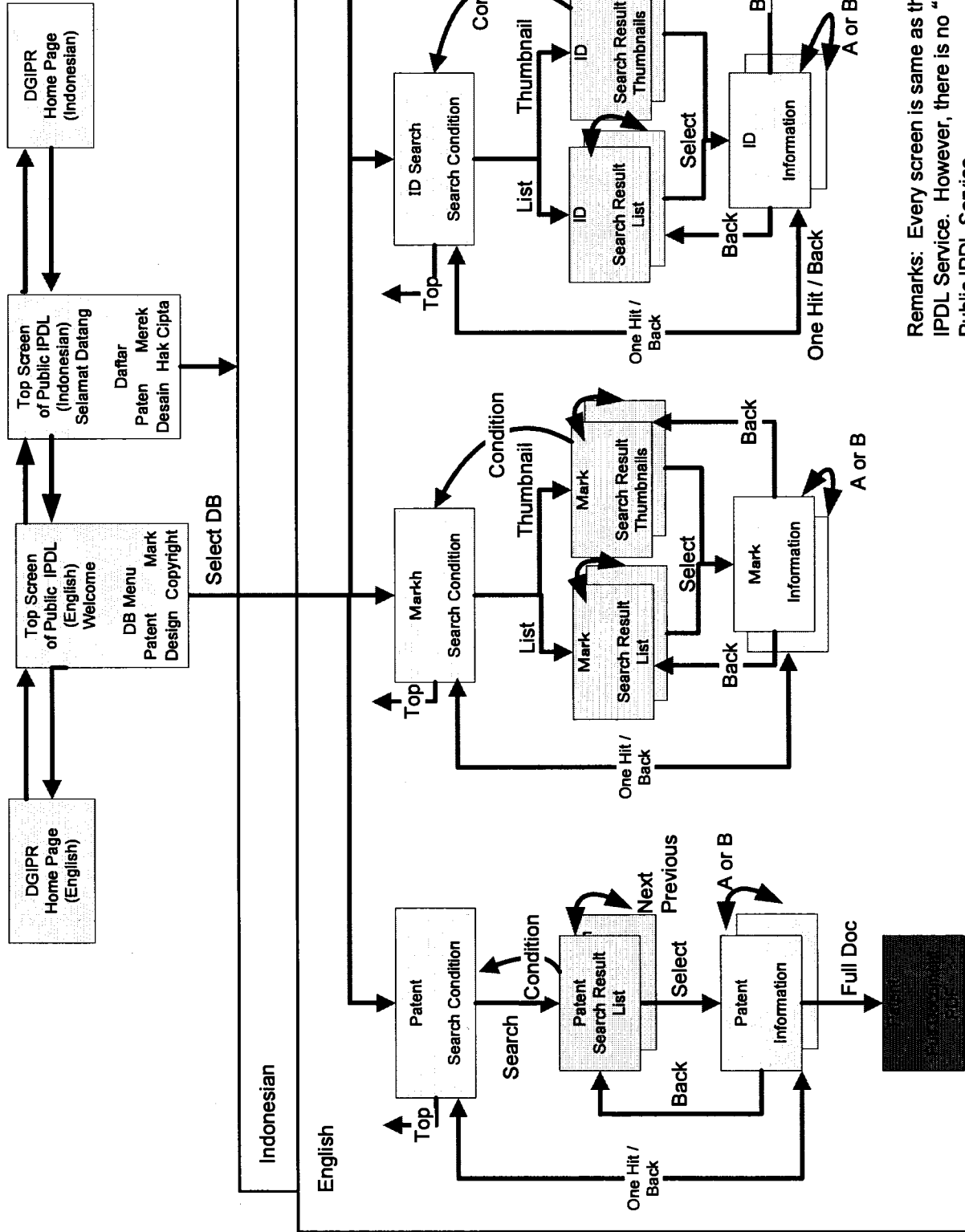


Figure A1-2 Screen Flow of Public IPDL Service



Remarks: Every screen is same as the same named screen of Examiner IPDL Service. However, there is no "Log Off" button on the screens of Public IPDL Service.

Appendix 2

Figure A2-1	Login for Examiners
Figure A2-2	IPDL DB Selection
Figure A2-3	Search Service of Indonesian IP Database
Figure A2-4	Patent Search Conditions
Figure A2-5	Patent Search Result List
Figure A2-6	Patent Information (A Publication)
Figure A2-7	Patent Information (B Publication)
Figure A2-8	Key Words List
Figure A2-9	Confirmation of Key Words Save–Search Conditions to Patent DB-
Figure A2-10	Key Words Save –Search Conditions to Patent DB-
Figure A2-11	History –Search of Patent
Figure A2-12	Trade Mark Search Conditions
Figure A2-13	Trade Mark Search Result List
Figure A2-14	Trade Mark Search Result Thumbnails
Figure A2-15	Trade Mark Information (A Publication)
Figure A2-16	Trade Mark Information (B Publication)
Figure A2-17	Industrial Design Search Conditions
Figure A2-18	Industrial Design Search Result List
Figure A2-19	Industrial Design Search Result Thumbnails
Figure A2-20	Industrial Design Information (A Publication)
Figure A2-21	Industrial Design Information (B Publication)
Figure A2-22	Copyright Search Conditions
Figure A2-23	Copyright Search Result List
Figure A2-24	Copyright Information
Figure A2-25	Change Password
Figure A2-26	Change Password Completed

Figure A2-1 Login for Examiners

Help

Notice: Latest applications posted at 10:00 AM today.

ID :

Password:



JICA

Japan International Cooperation Agency

Figure A2-2 IPDL DB Selection

Log off

Help

Message from Administration: Your last login to IPDL was 11:00 - 12:00 on December 1, 2005.

Patent

Trade Mark

Copyright

Industrial Design

AIPN

EPO

USPTO

JPO

IP Australia



Figure A2-3 Search Service of Indonesian IP Database

[Bahasa Indonesia](#)

[Home](#)

[Help](#)

DB Selection:

Welcome to DGIPR's Search Service of Indonesian IP Database.

Please select a database.

[Patent](#)

[Trade Mark](#)

[Copyright](#)

[Industrial Design](#)

Figure A2-4 Patent Search Conditions

Class All Patent Simple Patent

And Or Not

Free Text	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Abstract 1 (57)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Abstract 2 (57)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Abstract (English) 1 (57)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Abstract (English) 2 (57)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Title (54)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Application No (21)				<input type="text"/>
Publication No (11)				<input type="text"/>
Patent No (11)				<input type="text"/>
Classification No (51)				<input type="text"/>
Inventor (72)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Applicant (71)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Country of Applicant	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Consultant (73)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>

Month / Date / Year

Month / Date / Year

Filing Date (22)	From	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Until	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Priority Date (32)	From	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Until	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Registration Date (15)	From	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Until	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Publication A Date (41)	From	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Until	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Publication B Date (47)	From	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Until	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Figure A2-5 Patent Search Result List

Result to of

	Application No	Applicant	Title of Invention
<input type="radio"/>	1. S-940014	LAI CHIN-CHUN	MESIN PELENGKUNG UNTUK MEMBENGGOKKAN TABUNG PIPA SECARA OTOMATIS TANPA TENAGA MANUSIA
<input type="radio"/>	2. S-20002331	ELI LILLY AND COMPANY	MESIN PELENGKUNG UNTUK MEMBENGGOKKAN TABUNG PIPA SECARA
<input type="radio"/>	3. W20010089	A.P.E.-TRAIDING OY	MESIN CENTAK UNTUK PRODUKSI SABUK KARET

Figure A2-6 Patent Information

Result No of

[A Publication](#)

[Full Document](#)

[Back](#)

[Log off](#)

[Help](#)

Application No (21): S-940014
Patent No(11): ID 0 000 107 S
Publication No (11): 027.201
Publication A Date (43): 06/07/1994 Gazette No:
Publication B Date (41): Gazette No:

Legal Status: Granted 04/08/1996
Filing Date (22): 03/07/1994
Date of Request of Examination:
Grant Date (45): 04/08/1996
Examiner 1: Aziz
Examiner 2: Aslin Shiite
Examiner 3: Ir. Syafrimai
Priority Date (32): None
Priority No (31): None
Priority Country (33): None

Application Information of B Publication

Title of Invention (54): MESIN PELENGKUNG UNTUK MEMBENGKOKKAN
TABUNG PIPA SECARA OTOMATIS TANPA
TENAGA MANUSIA
Applicant (71): LAI CHIN-CHUN
43, Lane 23, Yi Chong East, Tai Ping Shiang,
Taichung, Taiwan
Country of Applicant: Taiwan
Inventors (72): Lai Chin-chun
Consultant (74) : Ir. Y.T. Widjojo
Jl. Daan Mogot KM 24 Jakarta 11230
Related Application No (56): - EP-A-0 041 432
 - EP-A-0 370 485
 - EP-A-0 390 523
Claims: 16
Classification (51): B21D 11/00; 7/024; 7/06; 41/02

Abstract (57):

Penemuan ini berkaitan dengan sebuah mesin pelengkung tabung pipa mencakup sebuah pembungkus yang ditempatkan di atas sebuah rumahan, sebuah lengan yang dapat berputar ditopang di atas pembungkus itu, tabung pipa yang akan dibengkokkan itu ditempatkan antara dua potongan tuangan, dan sepotong tuangan tengah yang disambung dengan sebuah silinder dan dapat digerakkan oleh silinder, potongan tuangan tengah itu digerakkan untuk mengikat bersama tabung pipa melalui silinder agar supaya membengkokkan tabung pipanya.

Abstract (English) (57):

Last Fee
Payment:

Year Paid

Other Information:

Figure A2-7 Patent Information

Result No of

[B Publication](#)

[Full Document](#)

[Back](#)

[Log off](#)

[Help](#)

Application No (21): S-940014
Patent No(11): ID 0 000 107
S
Publication No (11): 027.201
Publication A Date (43): 06/07/1994 Gazette No:
Publication B Date (41): Gazette No:

Legal Status: Granted 04/08/1996

Filing Date (22): 03/07/1994

Date of Request of Examination:

Grant Date (45): 04/08/1996

Examiner 1: Aziz

Examiner 2: Aslin Shiite

Examiner 3: Ir. Syafrimai

Priority Date (32): None

Priority No (31): None

Priority Country (33): None

Application Information of A Publication

Title of Invention (54): MESIN PELENGKUNG UNTUK MEMBENGKOKKAN TABUNG PIPA SECARA OTOMATIS TANPA TENAGA MANUSIA

Applicant (71): LAI CHIN-CHUN
43, Lane 23, Yi Chong East, Tai Ping Shiang, Taichung, Taiwan

Country of Applicant: Taiwan

Inventors (72): Lai Chin-chun

Consultant (74): Ir. Y.T. Widjojo
Jl. Kali Besar Barat No. 5 Jakarta 11230

Related - EP-A-0 041 432
Application No - EP-A-0 370 485
(56):

Claims: 20

Classification (51): B21D 11/00; 7/024; 7/06; 41/02

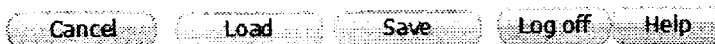
Abstract (57): Penemuan ini berkaitan dengan sebuah mesin pelengkung tabung pipa mencakup sebuah pembungkus yang ditempatkan di atas sebuah rumahan, sebuah lengan yang dapat berputar ditopang di atas pembungkus itu, tabung pipa yang akan dibengkokkan itu ditempatkan antara dua potongan tuangan, dan sepotong tuangan tengah yang disambung dengan sebuah silinder dan dapat digerakkan oleh silinder, potongan tuangan tengah itu digerakkan untuk mengikat bersama tabung pipa melalui silinder agar supaya membengkokkan tabung pipanya.

Abstract
(English) (57):

Last Fee Payment: Year Paid

Other Information:

Figure A2-8 Key Words List - Search Conditions to Patent DB-



To load the saved conditions, please choose a number and click "Load" button.

To save new conditions, please choose a number and click "Save" button.

- | | | | |
|--------------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="radio"/> 1 | Mesin AND Pelengkung | <input type="radio"/> 11 | <input type="radio"/> 21 |
| <input type="radio"/> 2 | Komposisi Farmasi | <input type="radio"/> 12 | <input type="radio"/> 22 |
| <input type="radio"/> 3 | Menyambung Ujung Ujung Inti | <input type="radio"/> 13 | <input type="radio"/> 23 |
| <input type="radio"/> 4 | | <input type="radio"/> 14 | <input type="radio"/> 24 |
| <input type="radio"/> 5 | | <input type="radio"/> 15 | <input type="radio"/> 25 |
| <input type="radio"/> 6 | | <input type="radio"/> 16 | <input type="radio"/> 26 |
| <input type="radio"/> 7 | | <input type="radio"/> 17 | <input type="radio"/> 27 |
| <input type="radio"/> 8 | | <input type="radio"/> 18 | <input type="radio"/> 28 |
| <input type="radio"/> 9 | | <input type="radio"/> 19 | <input type="radio"/> 29 |
| <input type="radio"/> 10 | | <input type="radio"/> 20 | <input type="radio"/> 30 |

Figure A2-9 Confirmation of Key Words Save

- Search Conditions to Patent DB -

[Back](#) [Confirm](#) [Log off](#) [Help](#)

Do you save or overwrite the new conditions?

Memory No	1
Assigned Name	Mesin AND Pelengkung
Existing Memory	Class: All Abstract 1: mesin AND pelengkung Filing Date from: 01/01/1995 Filing Date until: 12/05/2005
New Conditions	Class: All Abstract 1: mesin AND pelengkung Abstract 2: lengan AND otomatis Filing Date from: 01/01/1995 Filing Date until: 12/05/2005

Figure A2-10 Key Words Save

- Search Conditions to Patent DB -

[Back to Search](#)

[Log off](#)

[Help](#)

New conditions were saved!

Memory No	1
Assigned Name	Mesin AND Pelengkung
Conditions	Class: All Abstract 1: mesin AND pelengkung Abstract 2: lengan AND otomatis Filing Date from: 01/01/1995 Filing Date until: 12/05/2005

Figure A2-11 History - Search of Patent -

Cancel

Load

Log off

Help

- 1 11:00, 11/30/2005 Class: All
Abstract 1: mesin AND pelengkung
Abstract 2: lengan AND otomatis
Filing Date from: 01/01/1995
Filing Date until: 12/05/2005
- 2 10:00, 11/29/2005 Class: Patent
Abstract 1: mesin AND pelengkung
Abstract 2: lengan AND otomatis
Filing Date from: 01/01/1995
Filing Date until: 12/05/2005
- 3 13:00, 11/28/2005 Class: Patent
Abstract 1: kopi AND sari
Abstract 2: electronic AND otomatis
- 4 11:00, 11/28/2005 Class: All
Abstract 1: kopi AND sari
Abstract 2: electronic AND otomatis
- 5 14:00, 11/27/2005 Class: All
Filing Date from: 10/01/2005
Filing Date until: 10/31/2005
- 6 13:00, 11/27/2005 Class: All
Applicant: BASF
AKTIENGESELLSCHFT
- 7 10:30, 11/27/2005 Class: Patent
Patent No: W002004
- 8 09:30, 11/26/2005 Class: All
Inventor: FRANZ CORR
- 9 11:30, 11/25/2005 Class: Simple
Free Text: mobil AND Veleg
- 10 13:30, 11/24/2005 Class: Patent
Applicant: MITSUBA CORPORATION

Figure A2-12 Trade Mark Search Conditions

	And	Or	Not	
Free Text	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Agenda No (210)				<input type="text"/>
Registration No (111)				<input type="text"/>
Classification (511)				<input type="text"/>
Indication of Goods and Services (510)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Key Words of Mark (539)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Applicant (730)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Consultant (740)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>
Country	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>

		Month / Date / Year		Month / Date / Year
Filing Date (220)	From	<input type="text"/>	Until	<input type="text"/>
Priority Date (320)	From	<input type="text"/>	Until	<input type="text"/>
Registration Date (151)	From	<input type="text"/>	Until	<input type="text"/>

Figure A2-13 Trade Mark Search Result List

Result to of [Select](#) [Image](#) [Condition](#) [Previous](#)
[Next](#) [Log off](#) [Help](#)

	Agenda No	Applicant	Title
<input type="radio"/>	1. D00-1993-23092-23284	PT Banyan Indonesia	BANYAN TREE
<input type="radio"/>	2. D00-2001-23092-24321	PT. CAROLINE INDRA ADIONO INTERNASIONAL	CANGKIR BENTUK BOLA VOLLEY
<input type="radio"/>	3. D00-2003-23092-25321	PT. CAROLINE INDRA ADIONO INTERNASIONAL	CANGKIR BENTUK BOLA TAKRAW

Figure A2-14 Trade Mark Search Result Thumbnails

Result to of [Select](#) [List](#) [Condition](#) [Previous](#)
[Next](#) [Log off](#) [Help](#)



BANYAN TREE



- 1 D00-1993-23092-23284
- 2 D00-2001-23092-24321
- 3 D00-2003-23092-25321

Figure A2-15 Trade Mark Information

Result No of [A Publication](#) [Back](#) [Log off](#) [Help](#)

Agenda No (210): D00-2003-
23092-23284

Registration No(111): IDM 0000287424

Registration Date
(151): 03/29/1993

Extension No (111): IDM 0000287424

Extension Date (151): 03/29/2003

Publication A Date
(441): 06/27/1994 Gazette No: 78 /
6 / A
05

Publication B Date
(450): Gazette No:

Legal Status: Extension 03/29/2003

Filing Date (220):

Priority Date
(320):

Priority No (310):

Priority Country
(330):

Application Information of B Publication

Title: BANYAN TREE

Mark:



BANYAN TREE

Applicant (730): PT Banyan Indonesia

Jl. Pramuka No.183 RT. 006 RW. 009
Rawasari, Cempaka Putih, Jakarta Pusat

Country: ID

Consultant (740) : IErna L. Kusoy, SH.

Gd. Bursa Efek Jakarta Tower II, Lt. 21, SCBD
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Jakarta 12190

Classification (511): 11

Indication of Goods and Services (510) Radio, alat-alat listrik berupa travo, step up, step down, fitting-fiting listrik, kabel listrik, alat-alat listrik untuk memikat serangga, walkman, teropong, game watch, mesin hitung, kas register,

Translation of Mark (561) Suatu Penamaan

Key Words (539) alat listrik

Color of Mark (591) Merah, putih, biru

Other Information: 1. Extended on 03/29/2003

Figure A2-16 Trade Mark Information

Result No

1

of

1

[Publication](#)

[Back](#)

[Log off](#)

[Help](#)

Agenda No (210): D00-2003-
23092-23284

Registration No(111): IDM 0000287424

Registration Date (151): 03/29/1993

Extension No (111): IDM 0000287424

Extension Date (151): 03/29/2003

Publication A Date (441): 06/27/1994 Gazette
No: 78 / 6/ A 05

Publication B Date (450): Gazette
No:

Legal Status: Extension 03/29/2003

Filing Date (220):

Priority Date (320):

Priority No (310):

Priority Country (330):

Application Information of A Publication

Title: BANYAN TREE

Mark:



BANYAN TREE

Applicant (730): PT Banyan Indonesia
JI. Pramuka No.200 RT. 006 RW. 009
Rawasari, Cempaka Putih, Jakarta Pusat

Country: ID

Consultant (740) : IErna L. Kusoy, SH.
Gd. Bursa Efek Jakarta Tower II, Lt. 21,
SCBD
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Jakarta 12190

Classification (511): 11

Indication of Goods and Services (510) Radio, alat-alat listrik berupa travo, step up, step down. fitting-fiting listrik, kabel listrik, alat-alat listrik untuk memikat serangga, walkman, teropong, game watch, mesin hitung, kas register,

Translation of Mark (561) Suatu Penamaan

Key Words (539) alat listrik

Color of Mark (591) Merah, putih, biru

Other Information: 1. Extended on 03/29/2003

Figure A2-17 Industrial Design Search Conditions

	And	Or	Not	
Free Text	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
Application No (21)				<input style="width: 100%;" type="text"/>
Registration No (11)				<input style="width: 100%;" type="text"/>
Classification (51)				<input style="width: 100%;" type="text"/>
Title of Design (54)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
Applicant (71)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
Designer (72)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
Consultant (74)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
Country (33)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>

		Month / Date / Year		Month / Date / Year
Filing Date (22)	From	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	Until	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>
Priority Date (32)	From	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	Until	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>
Registration Date (15)	From	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	Until	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>
Publication A Date (43)	From	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	Until	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> / <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>

Figure A2-18 Industrial Design Search Result List

Result to of

	Application No	Applicant	Title of Design
<input type="radio"/>	1. A00200100175	PT. CAROLINE INDRA ADIONO INTERNASIONAL	TEKO BENTUK BOLA BASEBALL
<input type="radio"/>	2. A00200100176	PT. CAROLINE INDRA ADIONO INTERNASIONAL	CANGKIR BENTUK BOLA VOLLEY
<input type="radio"/>	3. A00200100177	PT. CAROLINE INDRA ADIONO INTERNASIONAL	CANGKIR BENTUK BOLA TAKRAW

Figure A2-19 Industrial Design Search Result Thumbnails

Result to of [Select](#) [List](#) [Condition](#) [Previous](#)
[Next](#) [Log off](#) [Help](#)



1 A00200100175 2 A00200100176 A00200100177

Figure A2-20 Industrial Design Information

Result No of [A Publication](#) [Back](#) [Log off](#) [Help](#)

Application No (21): A00200100175

Registration No(11): ID 0 000 085

Registration Date
(15): 11/06/2001

Publication A Date
(43): 08/05/2001 Gazette
No: 01/DI/2001

Publication B Date
(41): Gazette
No:

Legal Status: Registered 11/06/2001

Filing Date (22): 03/07/2000

Examiner 1:

Examiner 2:

Examiner 3:

Priority Date
(32): 02/07/2001

Priority No (31): 29/136,795

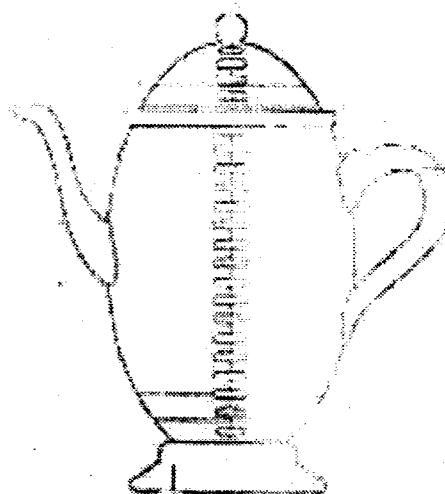
Priority Country
(33): USA

Application Information of B Publication

Title of Design (54): TEK0 BENTUK BOLA BASEBALL

No of Design (28): 1

Design:



Applicant (71): DART INDUSTRIES INC.
JI. Pramuka No.183 RT. 006 RW. 009
Rawasari, Cempaka Putih, Jakarta
Pusat

Country (86): ID

Designers (72): 1) Anton Wijaya Kurniawan
2) Brooks Rorke

Consultant (74) : IErna L. Kusoy, SH.
Gd. Bursa Efek Jakarta Tower II, Lt. 21,
SCBD
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Jakarta
12190

Claims (57): Bentuk, Konfigurasi

Classification (51): 07 - 01

Other Information: 1. Opposition is filed on
06/18/1994

Figure A2-21 Industrial Design Information

Result No of [B Publication](#) [Back](#) [Log off](#) [Help](#)

Application No (21): A00200100175

Registration No(11): ID 0 000 085

Registration Date
(15): 11/06/2001

Publication A Date
(43): 08/05/2001 Gazette
No: 01/DI/2001

Publication B Date
(41): Gazette
No:

Legal Status: Registered 11/06/2001

Filing Date (22): 03/07/2000

Examiner 1:

Examiner 2:

Examiner 3:

Priority Date (32): 02/07/2001

Priority No (31): 29/136,795

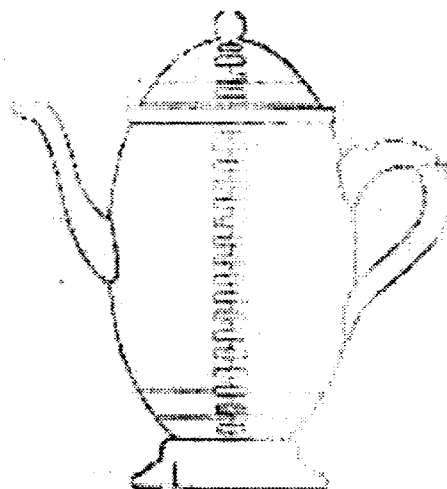
Priority Country
(33): USA

Application Information of A Publication

Title of Design (54): TEK0 BENTUK BOLA BASEBALL

No of Design (28): 1

Design:



Applicant (71): DART INDUSTRIES INC.
JI. Pramuka No.188 RT. 006 RW. 009
Rawasari, Cempaka Putih, Jakarta
Pusat

Country (86): ID

Designers (72): 1) Anton Wijaya Kurniawan
2) Brooks Rorke

Consultant (74) : Ierna L. Kusoy, SH.
Gd. Bursa Efek Jakarta Tower II, Lt. 21,
SCBD
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Jakarta
12190

Claims (57): Konfigurasi

Classification (51): 07 - 01

Other Information: 1. Opposition is filed on
06/18/1994

Figure A2-22 Copyright Search Conditions

	And	Or	Not				
Free Text	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>			
Agenda No				<input type="text"/>			
Registration No				<input type="text"/>			
Title	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>			
Author	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>			
Consultant	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>			
Application Date	From				Until		
Registration Date	From				Until		
First Published Date	From				Until		

Month / Date / Year Month / Date / Year

Figure A2-23 Copyright Search Result List

Result to of [Selected](#) [Condition](#) [Previous](#)
[Next](#) [Log off](#) [Help](#)

	Agenda No	Applicant	Classification	Title
<input type="radio"/>	1. C00200400855-940	DART INDUSTRIES INC.	Seni Logo	IDENDEN
<input type="radio"/>	2. C00200501324-1211	PT. CAROLINE INDRA ADIONO INTERNASIONAL	Seni Logo	IKAN LUMBA - LUMBA SEDANG BERAKSI
<input type="radio"/>	3. C00200502327-2421	PT. CAROLINE INDRA ADIONO INTERNASIONAL	Seni Logo	KUCING DENGAN KATA "Spirits"

Figure A2-24 Copyright Information

Result No of [Back](#) [Log off](#) [Help](#)

Agenda No: C00200400855-940

Registration No: 026610

Legal Status: Registered 02/11/2004

Application Date: 06/11/2004

Registration Date : 06/11/2004

First Published Date: 05/05/2004

Application Information

Title: IDENDEN

Classification : Seni Logo

Description:

Key Words :

Applicant : DART INDUSTRIES INC.

Jl. Pramuka No.183 RT. 006 RW.
009
Rawasari, Cempaka Putih, Jakarta
Pusat

Author: AGUSTINUS TONG

Jl. Kebon Kelapa No.1, Rt/Rw.
02/010

Consultant : IErna L. Kusoy, SH.

Gd. Bursa Efek Jakarta Tower II, Lt.
21, SCBD

Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53,
Jakarta 12190

Image:

Other Information: 1.

Figure A2-25 Change Password

[Help](#)

Your password will be expired 1 year after from the setting date.
For your security, we would like you to change your password regularly before
the expiration.

Old
Password:

New
Password:

Re-enter
New
Password:

[Cancel](#)

[Change Password](#)

Your new password must :

1. Consist of more than 10 characters,
2. Include both alphabets (a to z) and numbers (1 to 9).

Figure A2-26 Change Password Completed

[Back to DB selection](#) [Help](#)

Your password has been changed successfully.

Your new password will be expired on December 18, 2006.

For your security, we would like you to change your password regularly before the expiration.

Appendix 3

- Figure A3-1 Normalization of Application No of Patent
- Figure A3-2 Normalization of Application No of Mark
- Figure A3-3 Normalization of Publication No of Patent
- Figure A3-4 Normalization of Registration No of Mark

Figure A3-1 Normalization of Application No of Patent

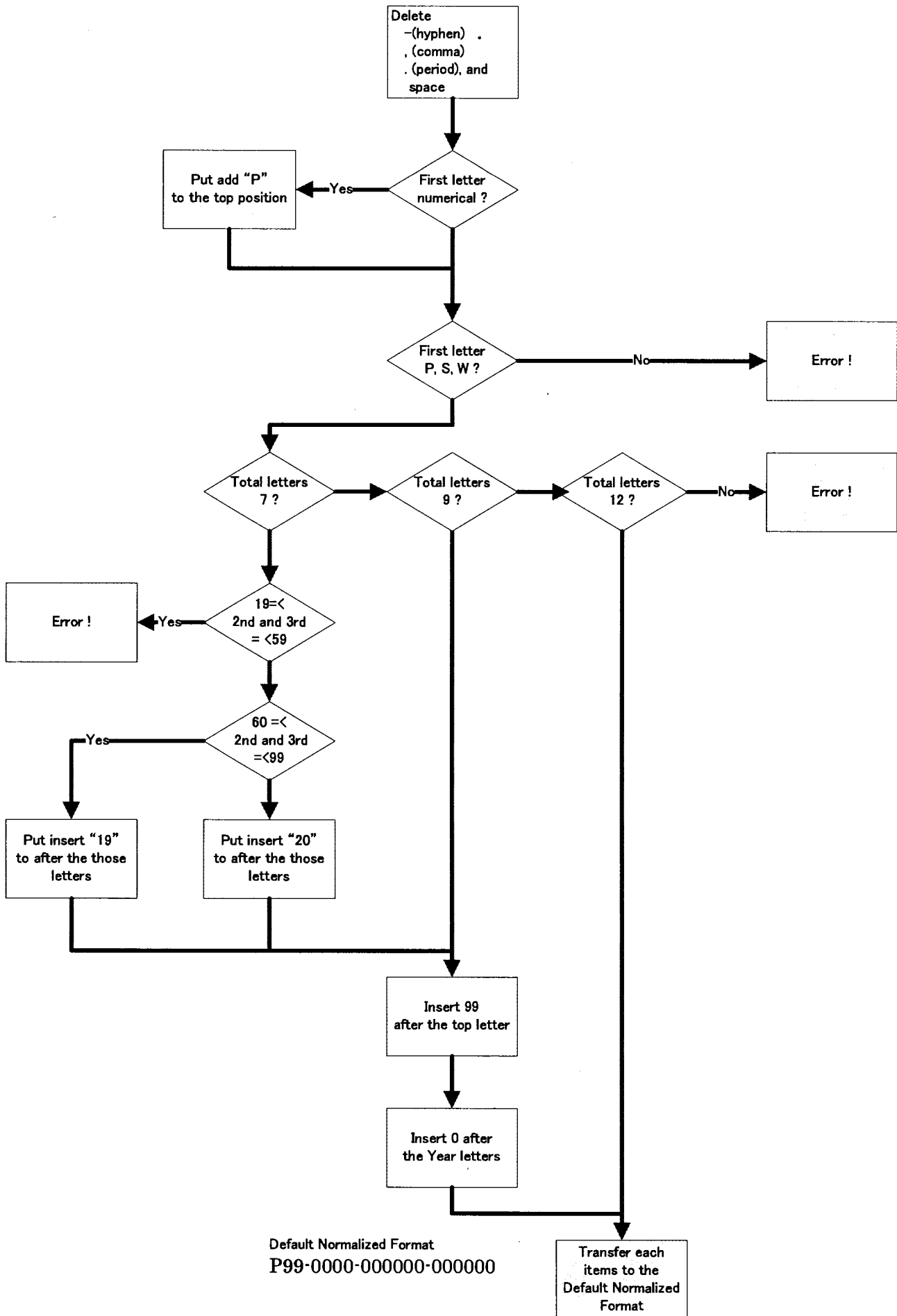


Figure A3-2 Normalization of Application No of Mark

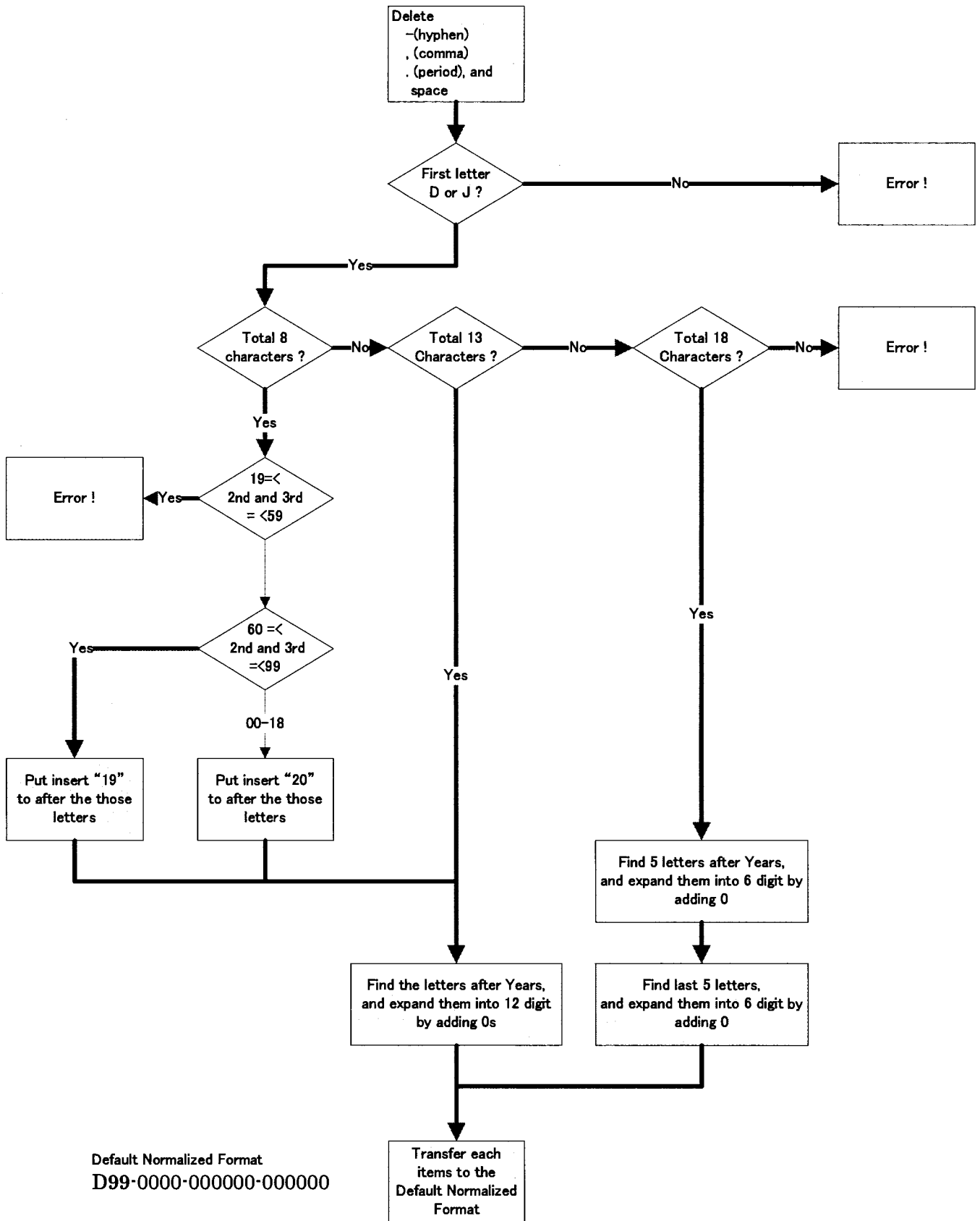


Figure A3-3 Normalization of Publication No of Patent

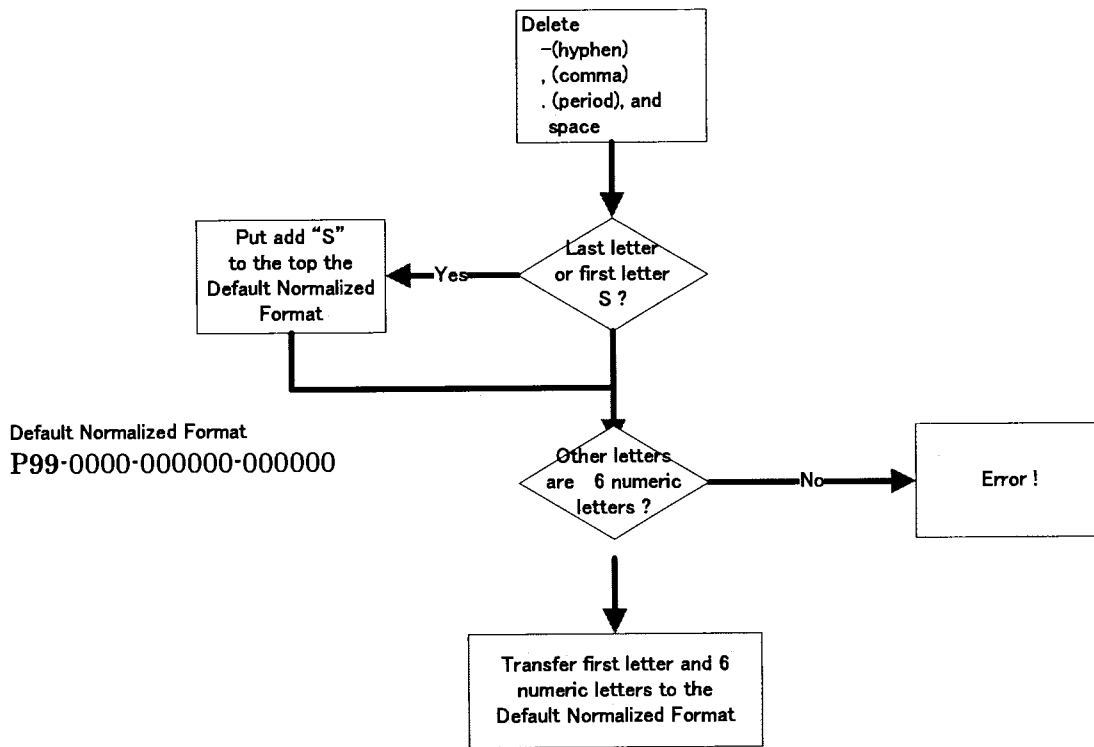
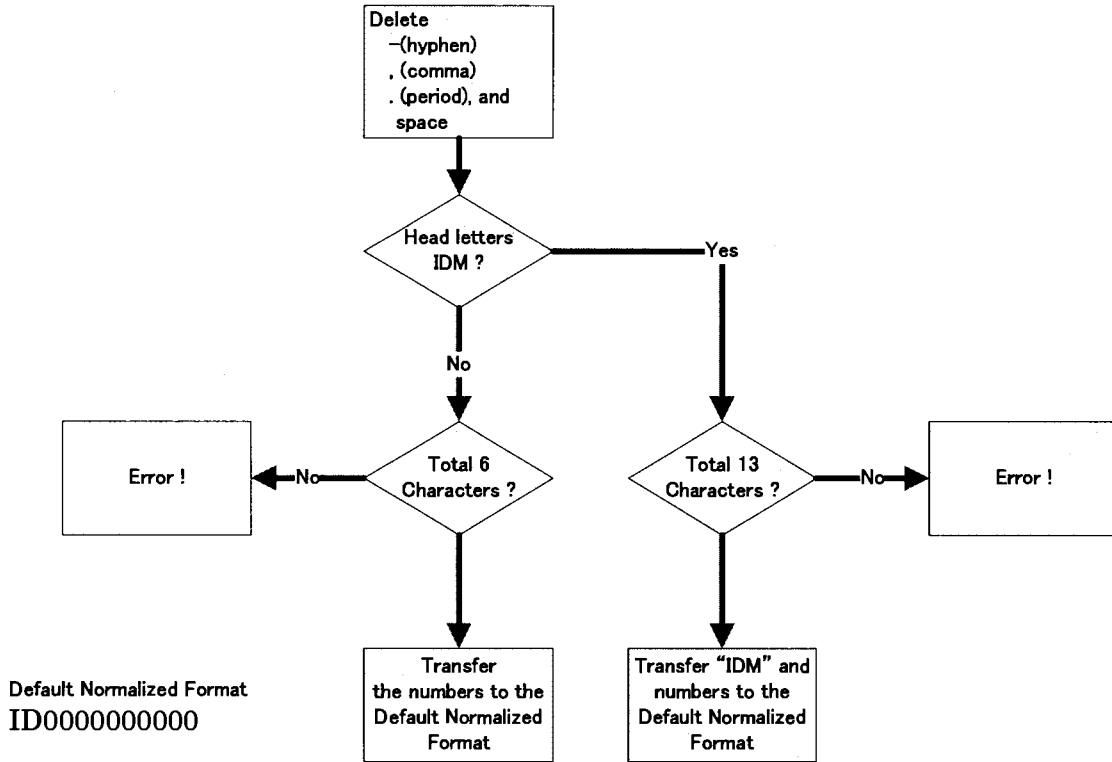
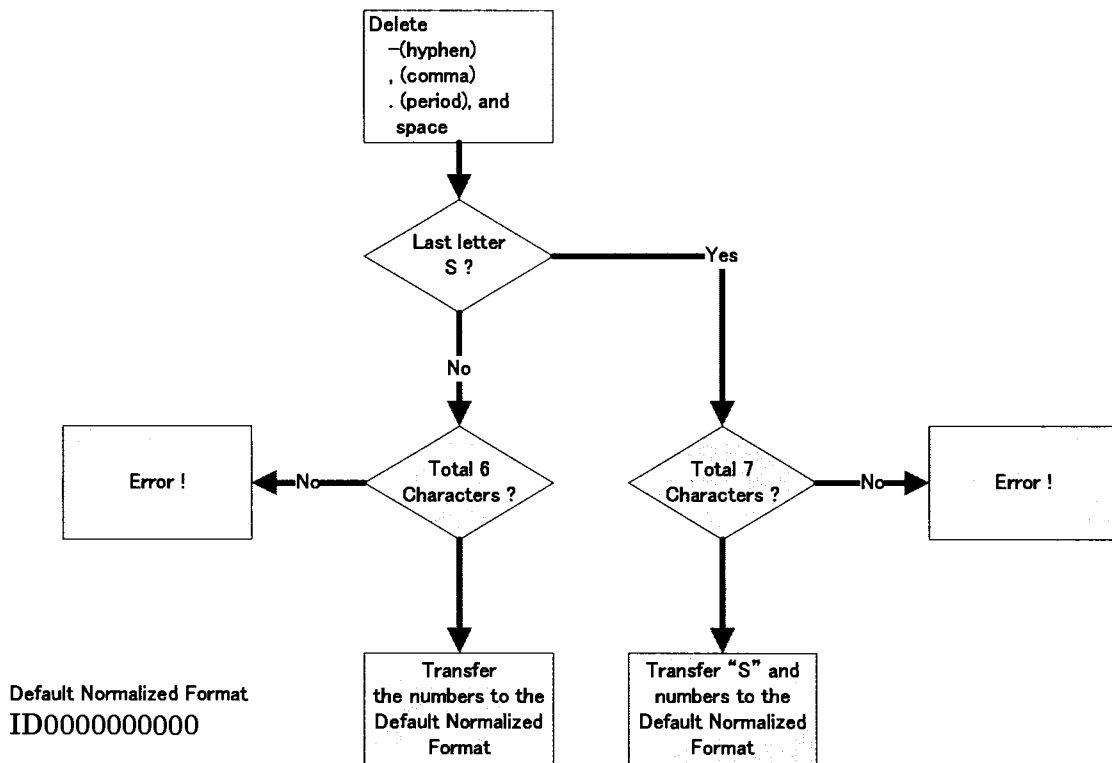


Figure A3-4 Normalization of Registration No of Mark



Normalization of Registration No of Patent



Appendix 4

Table A4-1 Common Format for Migration

Common Format				Monthly Operation									Adhoc Op		
Position	DB Item Name	Data Format	Data Length	Formality	Apub	Bpub	Exam Req	Extension	Annual Fee	Withdraw	Cancel	Court	Assignment	Full Doc	Full Doc

Other Information (O)																
102	OtherInformation	Vchar	2,000										1	1		
103	OtherInformationD	yyyymmdd	8										1	1		
104	Kind	Char(2)	2										1	1		
105	HistoryNumber	Number(99)	4										1	1		

Extension (E)																
106	Extension1	yyyymmdd	8					1								
107	Extension2	yyyymmdd	8					1								
108	Extension3	yyyymmdd	8					1								
109	Extension4	yyyymmdd	8					1								
110	Extension5	yyyymmdd	8					1								

Annual Fee (F)																
111	YearFree1	yyyymmdd	8						1							
112	YearFree2	yyyymmdd	8						1							
113	YearFree3	yyyymmdd	8						1							
114	YearFree4	yyyymmdd	8						1							
115	YearFree5	yyyymmdd	8						1							
116	YearFree6	yyyymmdd	8						1							
117	YearFree7	yyyymmdd	8						1							
118	YearFree8	yyyymmdd	8						1							
119	YearFree9	yyyymmdd	8						1							
120	YearFree10	yyyymmdd	8						1							
121	YearFree11	yyyymmdd	8						1							
122	YearFree12	yyyymmdd	8						1							
123	YearFree13	yyyymmdd	8						1							
124	YearFree14	yyyymmdd	8						1							
125	YearFree15	yyyymmdd	8						1							
126	YearFree16	yyyymmdd	8						1							
127	YearFree17	yyyymmdd	8						1							
128	YearFree18	yyyymmdd	8						1							
129	YearFree19	yyyymmdd	8						1							
130	YearFree20	yyyymmdd	8						1							

Appendix 5

Table A5-1	Patent: Archive DB and Update Operations
Table A5-2	Trademark: Archive DB and Update Operations
Table A5-3	Industrial Design: Archive DB and Update Operations
Table A5-4	Copyright: Archive DB and Update Operations

Table A5-1(2) Patent: Archive DB and Update Operations

ArchiveDB		One Time Op										
DB Item Name	Data Format	Data Length	Granted	World Bank System	Un-known	Front Page Document	Publication A and B Scan	World Bank System	Formality	Withdrawal of applicant	Apub	Publication A and B Scan
ID in Data Migration	P8	P3	P3	P1-1	P1-1	P2	P3	P1-1	P1-1	P4	P2	P3
AGazetteDate	Vvymmd	8									Announcement Date	
AGazetteNo	9999/yy	8									Announcement No	
ATitleOfInvention	Char(120)	120				Invention Title			Invention Title		Invention Title	
ASampleNo	Integer(2)	2										
AImage	Binary	100,000				Front Pages & Full Texts			Front Pages & Full Texts		Front Pages & Full Texts	
AAbstract	Vohar	2,000				Abstract			Abstract		Abstract	
AAbstractEng	Vohar	2,000										
AGlass	Char(20)	20		N.A.							N.A.	
ARoleNo	Char(40)	40										
AFileName	Char(20)	20										
ALocation	Char(80)	80										
AFileType	Char(3)	3										
BGazetteDate	Vvymmd	8	N.A.									
BGazetteNo	9999/yy	8	N.A.									
BTitleOfInvention	Char(120)	120	Title									
BSampleNo	Integer(2)	2	N.A.									
BImage	Binary	100,000										
BAbstract	Vohar	2,000	Abstract									
BAbstractEng	Vohar	2,000	N.A.									
BClass	Char(20)	20	N.A.									
BRoleNo	Char(40)	40	N.A.									
BFileName	Char(20)	20	N.A.									
BLocation	Char(80)	80										
BFileType	Char(3)	3										

Applicant Table	
AppID	Applicant Name
Char(12)	12 Applicant's Name
Char(120)	120 Applicant's Name
Char(1)	1 Applicant's Name
Char(200)	200 Applicant's Address
Char(2)	2 N.A.

Creator Table	
AppID	Creator Name
Char(12)	12 Inventor's Name
Char(120)	120 Inventor's Name
Char(1)	1 Inventor's Name

Table A5-1(3) Patent: Archive DB and Update Operations

ArchiveDB		One Time Op			
DB Item Name	Data Format	Length	Granted	Un-known	Formality
	DB Name	Word Table Certification	Publication A and B Scan	World Bank System	Publication A and B Scan
	ID in Data Migration	P3	P2	P1-1	P3
ApplID	Chr(12)	12			1
PriorityDate	Chr(20)	20			1
PriorityNo	Chr(40)	40			
PriorityCountry	Chr(10)	10			
EventID	Chr(12)	12			1
EventKind	Chr(2)	2			1
EventDate	Yymmdd	8			1
EventSummary	Char(200)	200			1
EventDetail	Vchar	2,000			1

Keyword Table

Publication A and B Scan	World Bank System	Front Page Document	Withdrawal of application	Front Page Document	Publication A and B Scan
P3	P1-1	P2	P4	P2	P3

Event Table

ApplID	Chr(12)	12			1
AClassification1	Chr(20)	20	International Patent Classification	International Patent Classification	International Patent Classification
AClassification2	Chr(40)	40	International Patent Classification	International Patent Classification	International Patent Classification
AClassification3	Chr(10)	10	International Patent Classification	International Patent Classification	International Patent Classification
AClassification4	Chr(20)	20	International Patent Classification	International Patent Classification	International Patent Classification

Reclassification Table

ApplID	Chr(12)	12			
BClassification1	Chr(20)	20	Classification		
BClassification2	Chr(40)	40	Classification		
BClassification3	Chr(10)	10	Classification		
BClassification4	Chr(20)	20	Classification		

A Priority Table

ApplID	Chr(12)	12			
PriorityDate	Chr(20)	20			Priority Date
PriorityNo	Chr(40)	40			
PriorityCountry	Chr(10)	10			

B Priority Table

ApplID	Chr(12)	12			
PriorityDate	Chr(20)	20	Priority Date		
PriorityNo	Chr(40)	40	Priority Number		
PriorityCountry	Chr(10)	10	Priority Country		

Table A5-2(2) Trademark: Archive DB and Update Operations

ArchiveDB				One Time Op				Monthly Operation				Adhoc Op												
DB Item Name	Date Format	Data Length	Order	Field Name	Table Name	Up-known	Format	Field No.	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	
NTMS																								
Basic Table																								
AAbstractDate	yyyymmdd	8																						
AAbstractNo	99997/yy	9																						
AAbstractOffen	Char(120)	120	1																					
AAbstractIngr	Ingr(2)	2																						
AAbstractBin	Binary	#####																						
AAbstractVeh	Vehar	2,000																						
AAbstractEng	Vehar	2,000																						
AAbstractClass	Char(30)	30																						
AAbstractRel	Char(40)	40																						
AAbstractFil	Char(20)	20																						
AAbstractLoc	Char(80)	80																						
AAbstractFla	Char(3)	3																						
BAbstractDate	yyyymmdd	8	1																					
BAbstractNo	99997/yy	9	1																					
BAbstractOffen	Char(120)	120	1																					
BAbstractIngr	Ingr(2)	2	1																					
BAbstractBin	Binary	#####																						
BAbstractVeh	Vehar	2,000																						
BAbstractEng	Vehar	2,000																						
BAbstractClass	Char(30)	30																						
BAbstractRel	Char(40)	40																						
BAbstractFil	Char(20)	20																						
BAbstractLoc	Char(80)	80																						
BAbstractFla	Char(3)	3																						
Applicant Table																								
ApplicantID	Index	4	1																					
ApplicantName	Char(120)	120	1																					
FirstApplicantMark	Char(1)	1	1																					
ApplicantAddress	Char(200)	200	1																					
ApplicantCountry	Char(2)	2	1																					
Creator Table																								
ApplicantID	Index	4	1																					
CreatorName	Char(120)	120	1																					
FirstCreatorMark	Char(1)	1	1																					
Keyword Table																								
ApplicantID	Index	4	1																					
Keyword	Char(20)	20	1																					
Event Table																								
ApplicantID	Index	4	1																					
EventKind	Char(3)	3	1																					
EventDate	yyyymmdd	8	1																					
EventSummary	Char(200)	200	1																					
EventDetail	Vehar	2,000	1																					

Table A5-2(3) Trademark: Archive DB and Update Operations

ArchiveDB			One Time Op			Monthly Operation			Adhoc Op																													
DB Item Name	Data Format	Date Length	Grants	Field Name	Table Name	Unknown	Formal	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	Field Name	Table Name	
ITMS																																						
AClassification Table																																						
AppID	Index	4																																				
AClassification1	Char(20)	20	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1
AClassification2	Char(40)	40	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1
AClassification3	Char(10)	10	1		1	1		1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1
AClassification4	Char(20)	20	1		1	1		1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1
BAClassification Table																																						
AppID	Index	4																																				
BAClassification1	Char(20)	20	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1	CLASS OF GOOD	1	1
BAClassification2	Char(40)	40	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1	DESC OF GOODS	1	1
BAClassification3	Char(10)	10	1		1	1		1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1
BAClassification4	Char(20)	20	1		1	1		1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1
A Priority Table																																						
AppID	Index	4																																				
PriorityData	Char(20)	20	1	DATE PRIOR	1	1	DATE PRIOR	1	DATE PRIOR	1	1	DATE PRIOR	1	1	DATE PRIOR	1	1	DATE PRIOR	1	1	DATE PRIOR	1	1	DATE PRIOR	1	1	DATE PRIOR	1	1	DATE PRIOR	1	1	DATE PRIOR	1	1	DATE PRIOR	1	1
PriorityNo	Char(40)	40	1	NO PRIOR	1	1	NO PRIOR	1	NO PRIOR	1	1	NO PRIOR	1	1	NO PRIOR	1	1	NO PRIOR	1	1	NO PRIOR	1	1	NO PRIOR	1	1	NO PRIOR	1	1	NO PRIOR	1	1	NO PRIOR	1	1	NO PRIOR	1	1
PriorityCountry	Char(10)	10	1	COUNTRY PRIOR	1	1	COUNTRY PRIOR	1	COUNTRY PRIOR	1	1	COUNTRY PRIOR	1	1	COUNTRY PRIOR	1	1	COUNTRY PRIOR	1	1	COUNTRY PRIOR	1	1	COUNTRY PRIOR	1	1	COUNTRY PRIOR	1	1	COUNTRY PRIOR	1	1	COUNTRY PRIOR	1	1	COUNTRY PRIOR	1	1

Table A5-3(1) Industrial Design: Archive DB and Update Operations

-. Not exist, N.A.: None on the DB

DB Item Name	ArchiveDB		One Time Op				Monthly Operation								Adhoc Op												
	Data Format	Data Length	Granted		Un-known		Formality		Apub		Bpub (General Register)		Exam Reg		Opposition		Extention		Annual Fee	With draw	Cancel	Court	Assign ment	Afull Doc	Bfull Doc		
	ID in Data Migration	DB Name	Certification Table	Subs. Exam DB None Opposition	Subs. Exam DB for Opposition Cases	D3	D4	Subs. Exam DB None Opposition	Subs. Exam DB for Opposition Cases	D3	D4	WBDB	WBDB	Subs. Exam DB None Opposition	Subs. Exam DB for Opposition Cases	D3	D4	WBDB	WBDB	Certification Table	-	-	-	-	-	-	-
Domain	Char(1)	1																									
ApplicationNo	Char(40)	40	NO_PERMH	No Permohonan								APPLICATIONID	1														
ApplicationNoForScreen	Char(40)	40										1															
ApplicantID	Char(12)	12																									
PblicationNo	Char(40)	40	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.															
PblicationNoForScreen	Char(40)	40																									
RegistrationNo	Char(40)	40	ID																								
RegistrationNoForScreen	Char(40)	40																									
LegalStatus	Char(3)	3	If "TGLGR (Granted Date.) of the application exist on D2, the status should be "Granted."	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	Hasil (Result)	N.A.	N.A.	N.A.																
DateOfLegalStatus	yyyymmdd	8	TGLGR	N.A.	N.A.	N.A.	Tanggal Penyelesaian (The date of the Resolution)																				
CourtInformation	Char(40)	40																									
Received Date	yyyymmdd	8																									
FilingDate	yyyymmdd	8	TGL_PERMH									FILINGDATE															
Examination RequestDate	yyyymmdd	8																									
Opposition Date	yyyymmdd	8	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	Tgl Surat Pembertahuan	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.																
RegistrationDate	yyyymmdd	8	TGLGR																								
ExpireDate	yyyymmdd	8																									
WithdrawalsDate	yyyymmdd	8																									
CancelDate	yyyymmdd	8																									
SecurityLevel	Char(1)	1																									
OpenDate	yyyymmdd	8																									

Table A5-3(3) Industrial Design: Archive DB and Update Operations

---: Not exist, N.A.: None on the DB

DB Item Name	Archive/DB		One Time Op				Monthly Operation							Adhoc Op				
	Data Format	Data Length	Granted	Un-known	Formality	Apub	Bpub(General Register)	Exam Req	Opposition	Extension	Annual Fee	With draw	Cancel	Court	Assignment	Afull Doc	Bfull Doc	
			Subs. Exam DB None Opposition	Subs. Exam DB None Opposition	WBDB	D1	D3	D4	Subs. Exam DB for Opposition Cases	WBDB	D1	D2	Subs. Exam DB for Opposition Cases	-	N.A.	N.A.		
			D3	D4	D1	D3	D4	D4	D4	D1	D2	D4	-	N.A.	N.A.			
BRelatedNo	Char(40)	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
BFileName	Char(20)	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
BLocation	Char(80)	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
BFileType	Char(3)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Applicant Table

ApplicantID	Char(12)	12																
ApplicantName	Char(120)	120	NAMA_PEMH															
FirstApplicantMark	Char(1)	1	N.A.															
ApplicantAddress	Char(200)	200	A_PEM1, A_PEM2															
ApplicantCountry	Char(2)	2	a part of "A_PEM2"															

Creator Table

ApplicantID	Char(12)	12																
CreatorName	Char(120)	120	PENDS1, PENS2, and PENS3.															
FirstCreatorMark	Char(1)	1																

Keyword Table

ApplicantID	Char(12)	12																
Keywords	Char(20)	20																

Event Table

ApplicantID	Char(12)	12																
EventKind	Char(2)	2																
EventDate	yyyymmdd	8																
EventSummary	Char(200)	200																
EventDetail	Vchar	2,000																

Classification Table

ApplicantID	Char(12)	12																
-------------	----------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

Table A5-3(4) Industrial Design: Archive DB and Update Operations

-- Not exist, N.A.: None on the DB

DB Item Name	Archive/DB		One Time Op				Monthly Operation						Adhoc Op						
	Data Format	Data Length	Granted	Un-known	Formality	Apub	Spub (General Register)	Exam Req	Opposition	Extension	Annual Fee	With draw	Cancel	Court	Assignment	Afull Doc	Bfull Doc		
			Subs. Exam DB None Opposition	Subs. Exam DB None Opposition	WBDB	WBDB	Subs. Exam DB for Opposition Cases	Subs. Exam DB for Opposition Cases	Subs. Exam DB for Opposition Cases										
			D3	D4	D1	D1	D4	D4	D4	D2	D1	D1	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.			
			D2	D4	D1	D1	D4	D4	D4	D2	D1	D1	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.			
AClassification1	Char(20)	20			CLASS	CLASS													
AClassification2	Char(40)	40			N.A.	N.A.													
AClassification3	Char(10)	10			N.A.	N.A.													
AClassification4	Char(20)	20			N.A.	N.A.													
Reclassification Table																			
AppID	Chr(12)	12																	
BClassification1	Char(20)	20	KLS		N.A.	N.A.													
BClassification2	Char(40)	40	N.A.		N.A.	N.A.													
BClassification3	Char(10)	10	N.A.		N.A.	N.A.													
BClassification4	Char(20)	20	N.A.		N.A.	N.A.													
A Priority Table																			
AppID	Chr(12)	12																	
PriorityDate	Char(20)	20			FIRSTDESIGN DATE	FIRSTDESIGN DATE													
PriorityNo	Char(40)	40			N.A.	N.A.													
PriorityCountry	Char(10)	10			FIRSTDESIGN COUNTRY	FIRSTDESIGN COUNTRY													
B Priority Table																			
AppID	Chr(12)	12																	
PriorityDate	Char(20)	20	TGL_PRI		TGL_PRI	TGL_PRI													
PriorityNo	Char(40)	40	NO_PRI		NO_PRI	NO_PRI													
PriorityCountry	Char(10)	10	NEGARA		NEGARA	NEGARA													
Detail Information Table																			
AppID	Chr(12)	12																	
A.Kind	Char(1)	1																	
DataKind	Char(2)	2																	
Summary	Char(400)	400																	
DetailData	VChar(10)	2,000																	
Other Information Table																			

Table A5-3(6) Industrial Design: Archive DB and Update Operations

-: Not exist, N.A.: None on the DB

DB Item Name	Archive/DB		One Time Op				Monthly Operation							Adhoc Op												
	Data Format	Data Length	Granted	Un-known	Formality	Apub	Bpub (General Register)	Exam Req	Opposition	Extension	Annual Fee	With draw	Cancel	Court	Assignment	Afill Doc	Bfill Doc									
	ID in Data Migration		Certification Table	Subs. Exam DB None Opposition	Subs. Exam DB for Opposition Cases	D3	D4	D1	D3	D4	WBDB	Subs. Exam DB None Opposition	Subs. Exam DB for Opposition Cases	D3	D4	WBDB	Certification Table	-	-	N.A.	N.A.	N.A.				
01 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 Year Fee	yyyyymmdd	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

History Table

ApplID	Chr(12)	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
SequentialNo	Integer	4	-																								
OperationID	Char(3)	3	-																								
OperationDate	yyyyymmdd	8	-																								

Table A5-4 (3) Copyright: Archive DB and Update Operations

ArchiveDB		One Time Op		Monthly Operation					Adhoc Op								
DB Item Name	Data Format	Data Length	Granted	Un-known	Formality	Apub	Bpub	Certification Table	Exam Req	Oppo Exten sion	Annual Fee	With draw	Cancel	Court	Assignment	Afull Doc	Bfull Doc
	ID in Data Migration		Temp45.doc	Word Bank System	Word Bank System		Certification Table	Temp45.doc				N.A.	N.A.	N.A.	N.A.		

Creator Table

ApplID	Chr(12)	No. Permohonan	1
CreatorName	Chr(120)	Penchipta	N.A.
FirstCreatorMark	Chr(1)		1

Keywords Table

ApplID	Chr(12)	12
Keywords	Chr(20)	20

Event Table

ApplID	Chr(12)	12
EventKind	Chr(2)	2
EventDate	yyyymmdd	8
EventSummary	Chr(200)	200
EventDetail	Vohar	2,000

AClassification Table

ApplID	Chr(12)	12
AClassification1	Chr(20)	20
AClassification2	Chr(40)	40
AClassification3	Chr(10)	10
AClassification4	Chr(20)	20

BClassification Table

ApplID	Chr(12)	12
BClassification1	Chr(20)	20
BClassification2	Chr(40)	40
BClassification3	Chr(10)	10
BClassification4	Chr(20)	20

A Priority Table

ApplID	Chr(12)	12
PriorityDate	Chr(20)	20
PriorityNo	Chr(40)	40
PriorityCountry	Chr(10)	10

Appendix 6

- Figure A6-1 Patent: Generation, gathering and custody of various information data
- Figure A6-2 Trademark: Generation, gathering and custody of various information data
- Figure A6-3 Industrial Design: Generation, gathering and custody of various information data
- Figure A6-4 Copyright: Generation, gathering and custody of various information data

Figure A6-1(1) Patent: Generation, gathering and custody of various information data

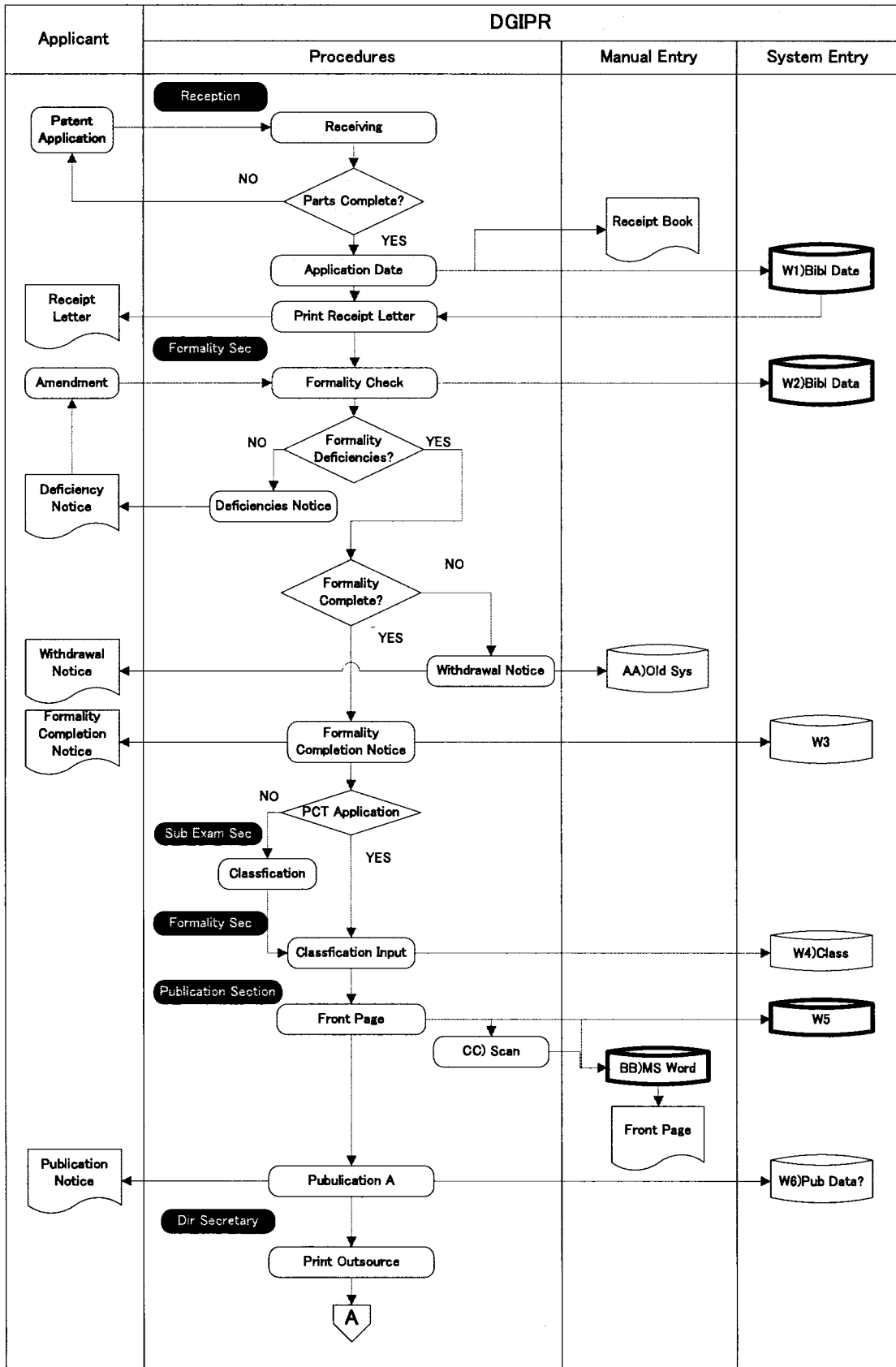


Figure A6-1(2) Patent: Generation, gathering and custody of various information data

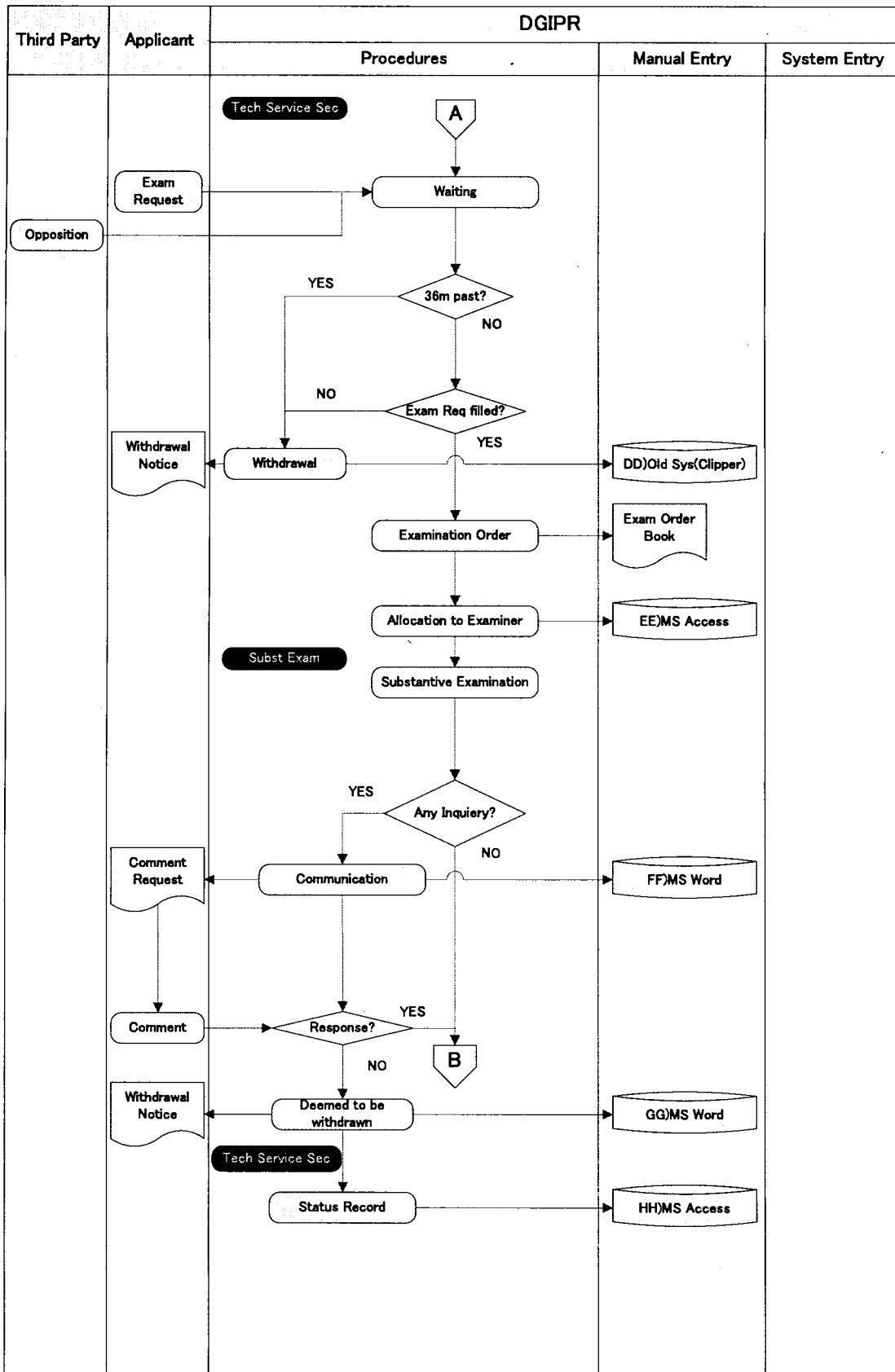


Figure A6-1(3) Patent: Generation, gathering and custody of various information data

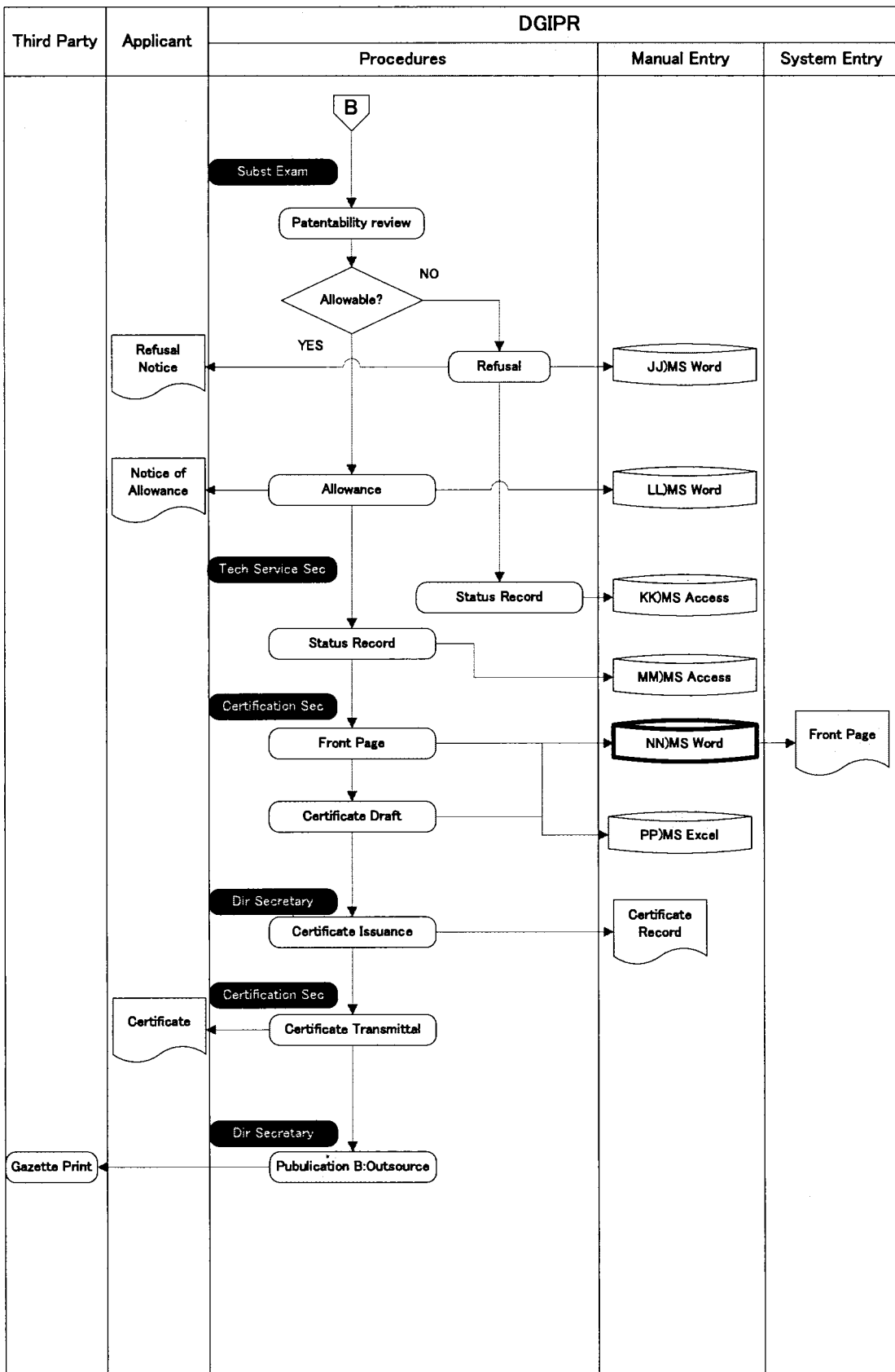


Figure A6-2(1) Trademark: Generation, gathering and custody of various information data

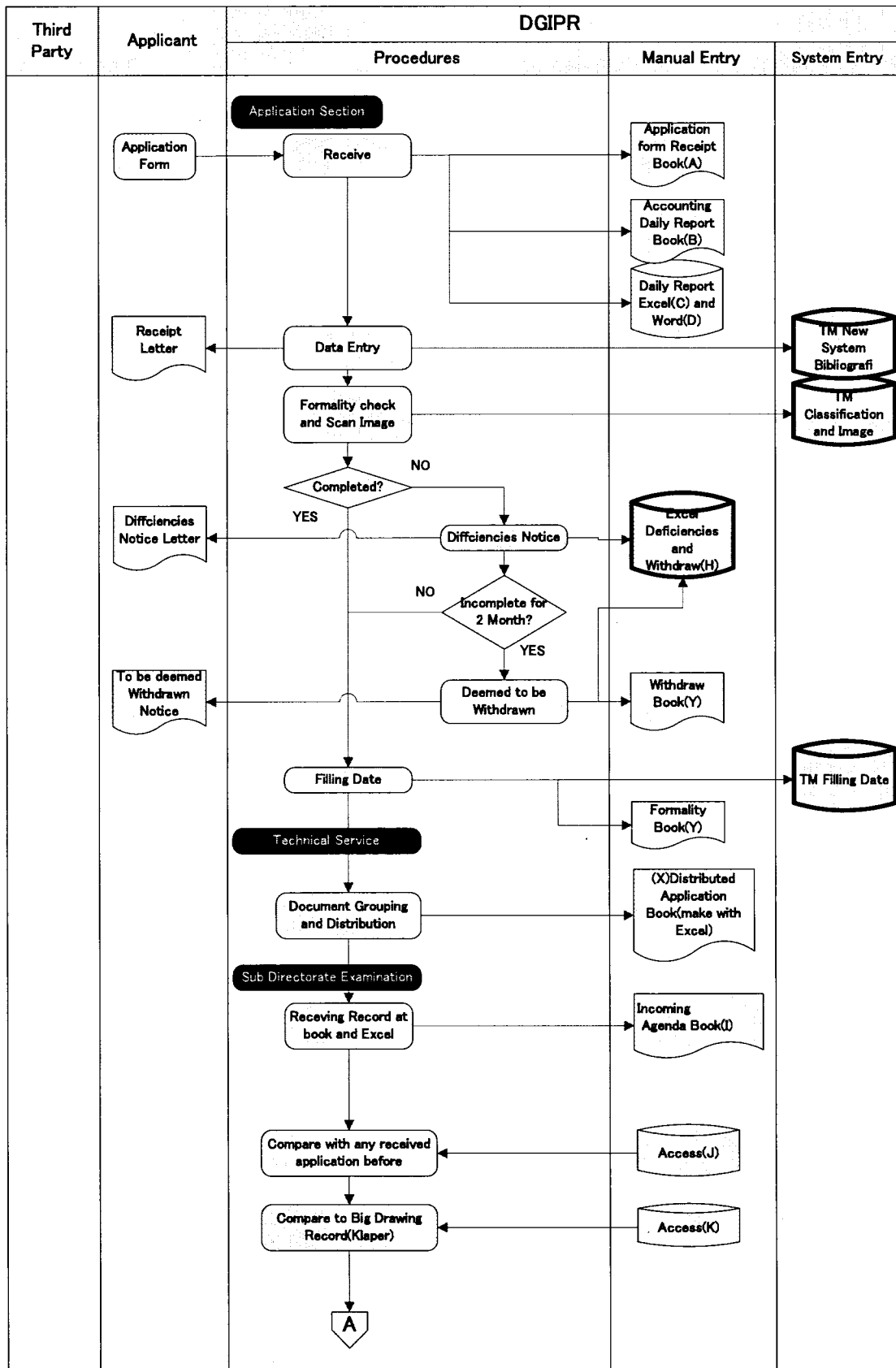


Figure A6-2(2) Trademark: Generation, gathering and custody of various information data

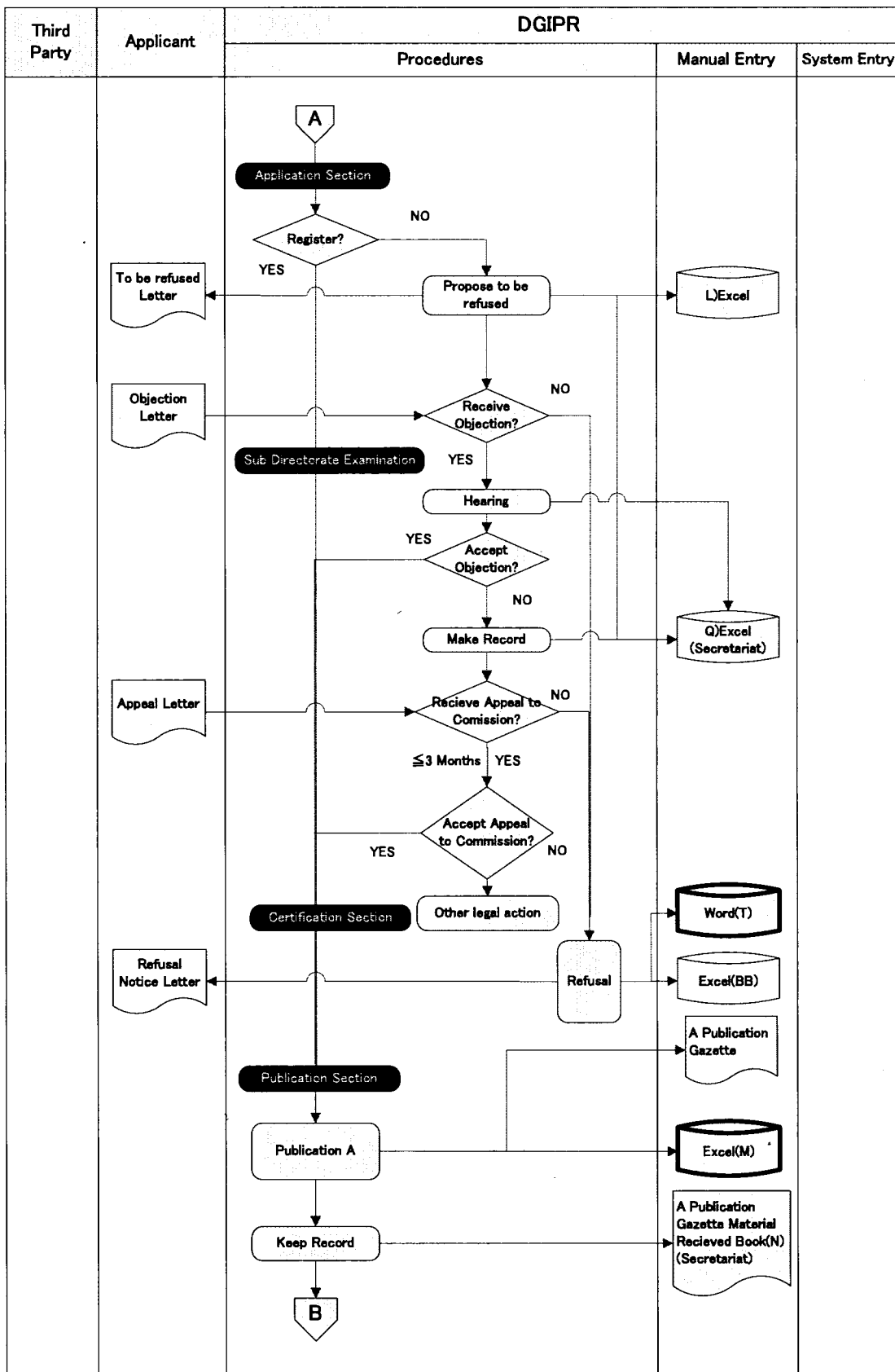


Figure A6-2(3) Trademark: Generation, gathering and custody of various information data

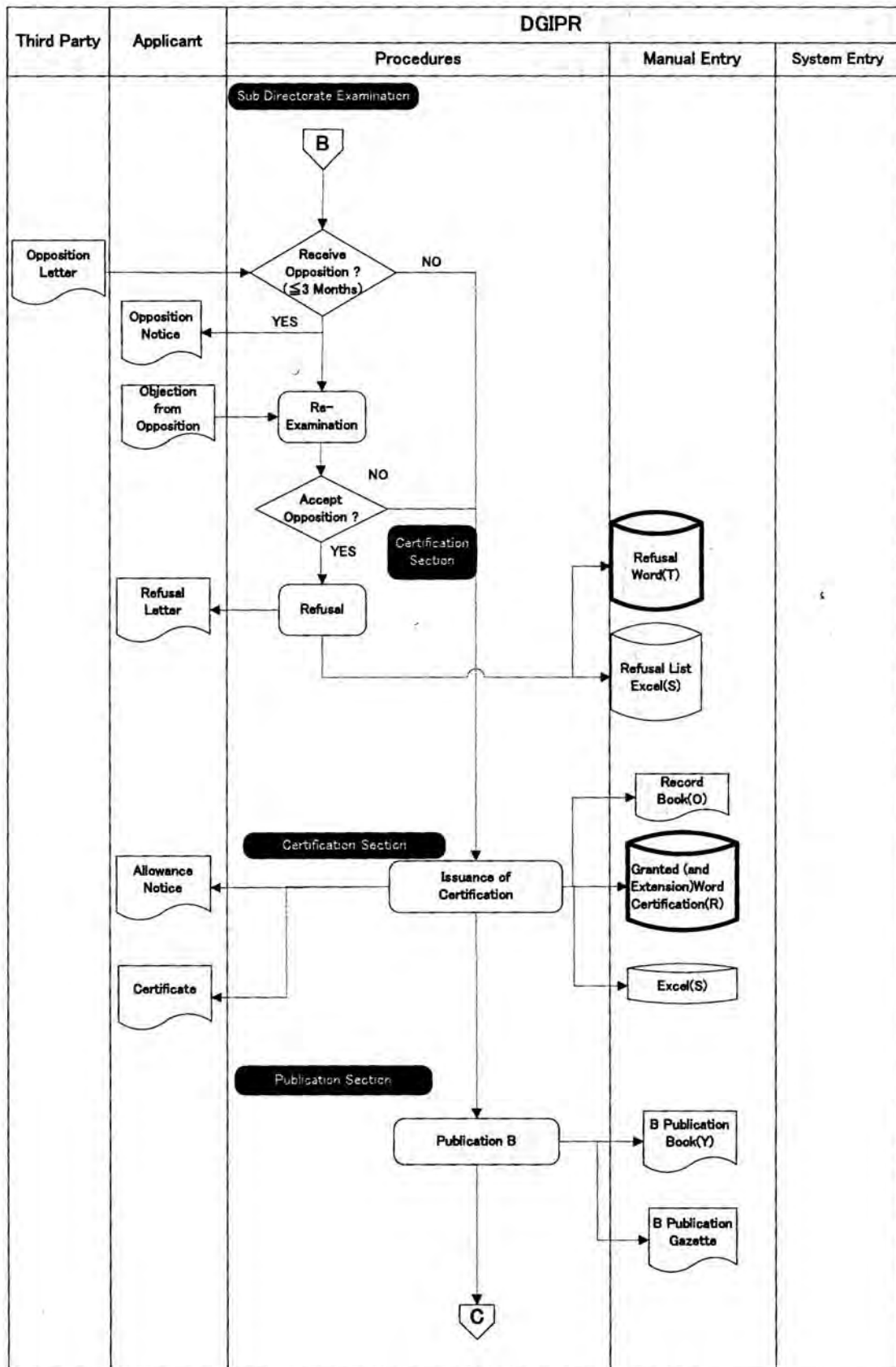


Figure A6-2(4) Trademark: Generation, gathering and custody of various information data

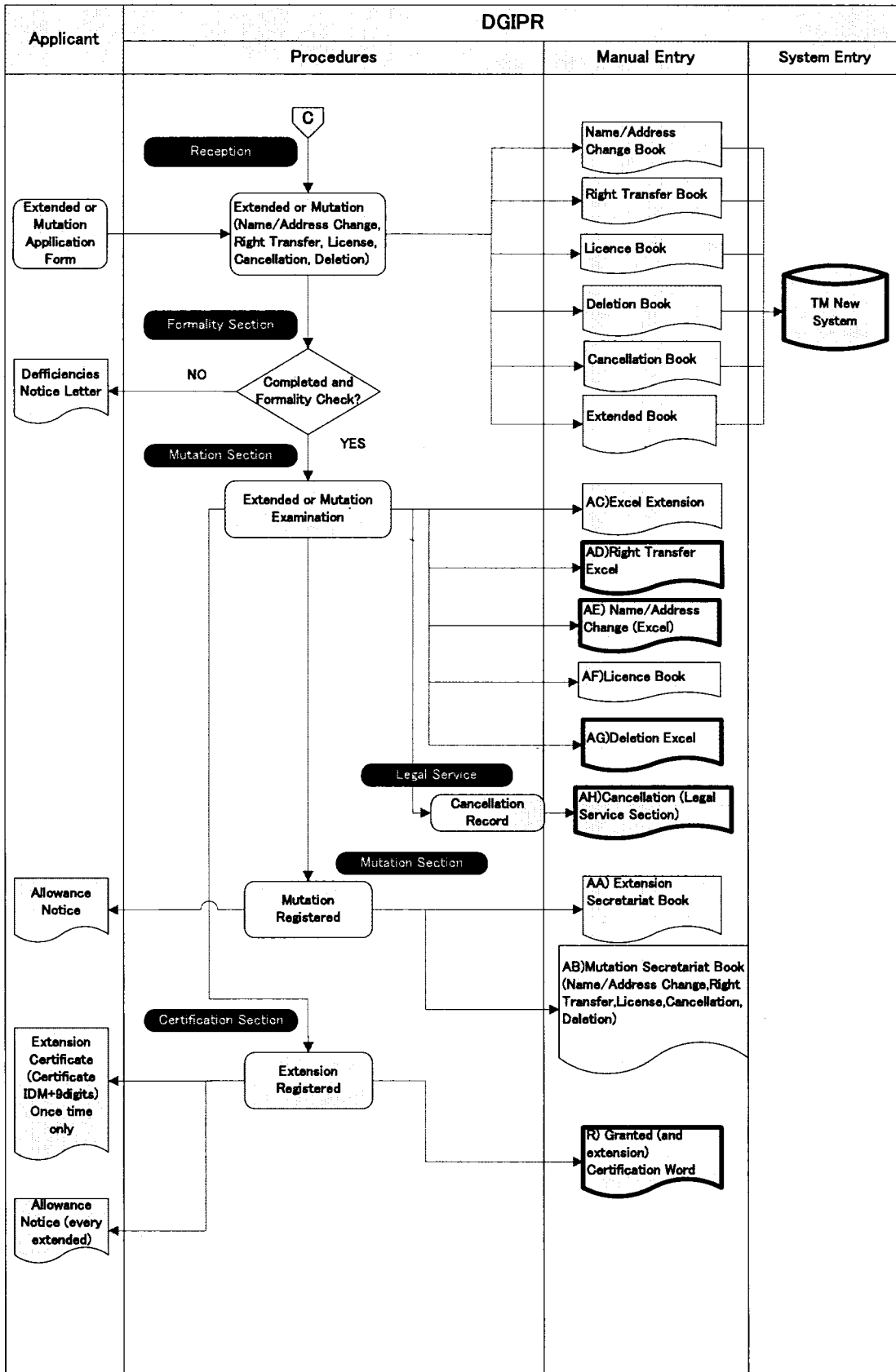


Figure A6-3(1) Industrial Design: Generation, gathering and custody of various information data

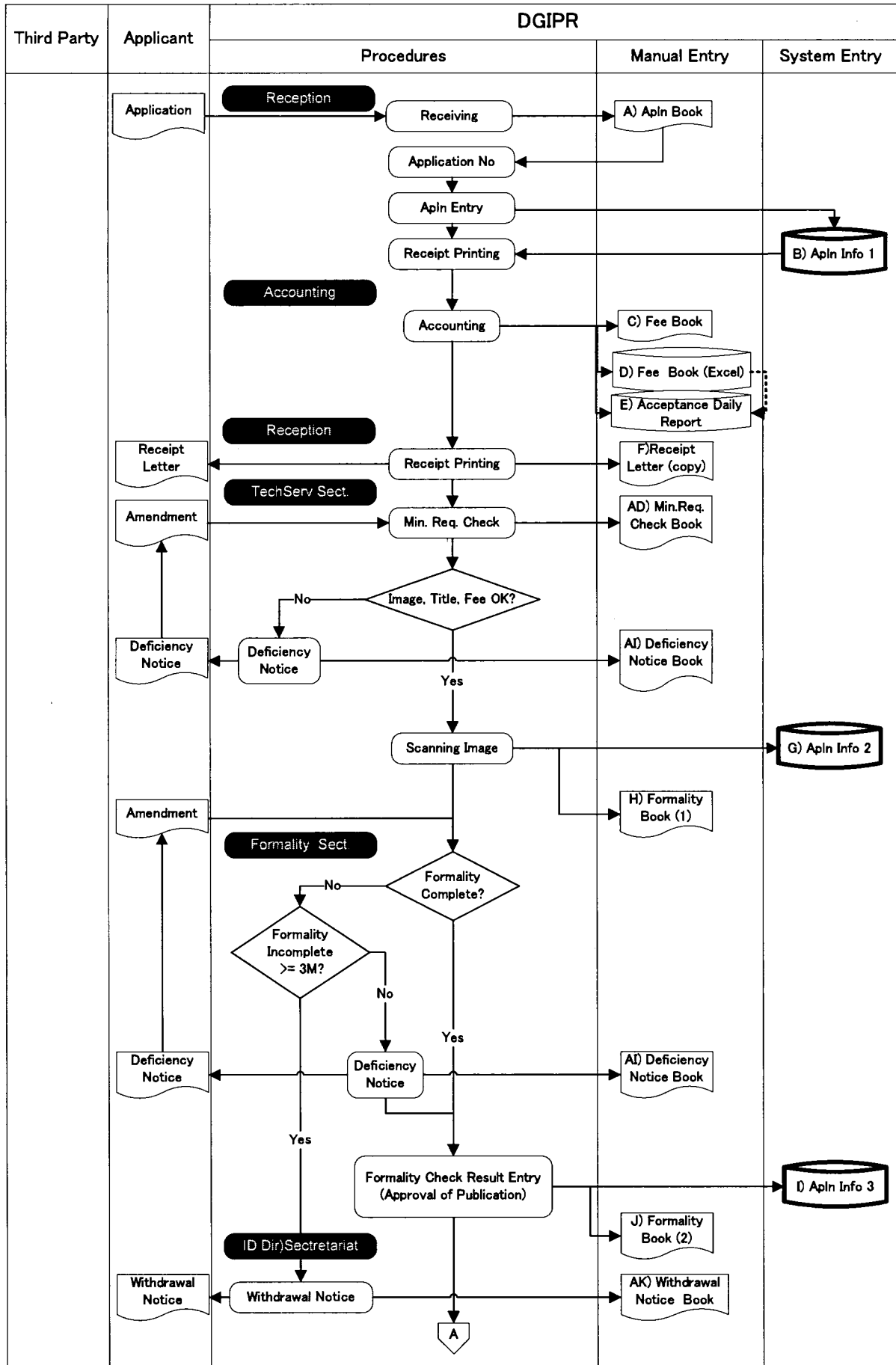


Figure A6-3(2) Industrial Design: Generation, gathering and custody of various information data

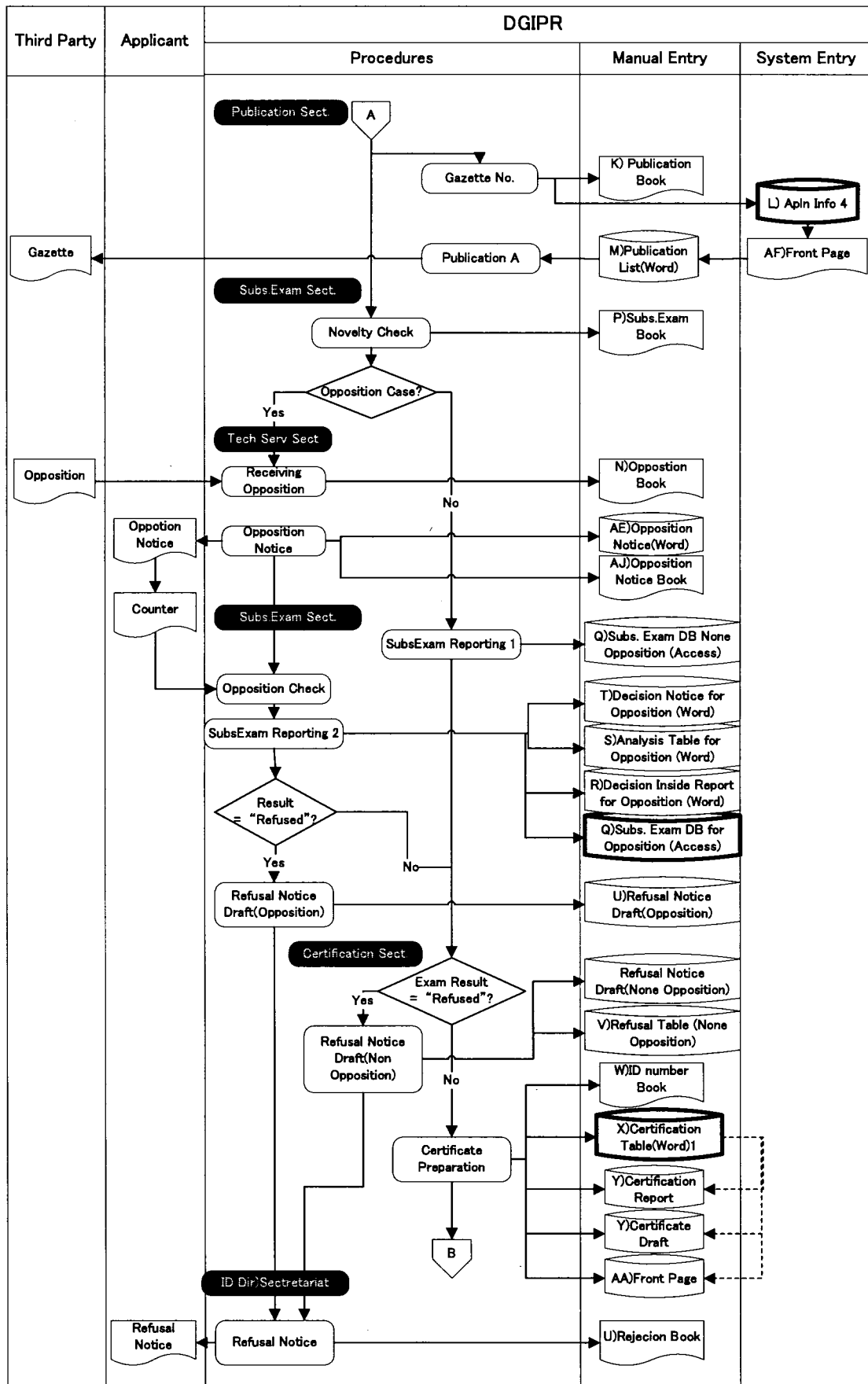


Figure A6-3(3) Industrial Design: Generation, gathering and custody of various information data

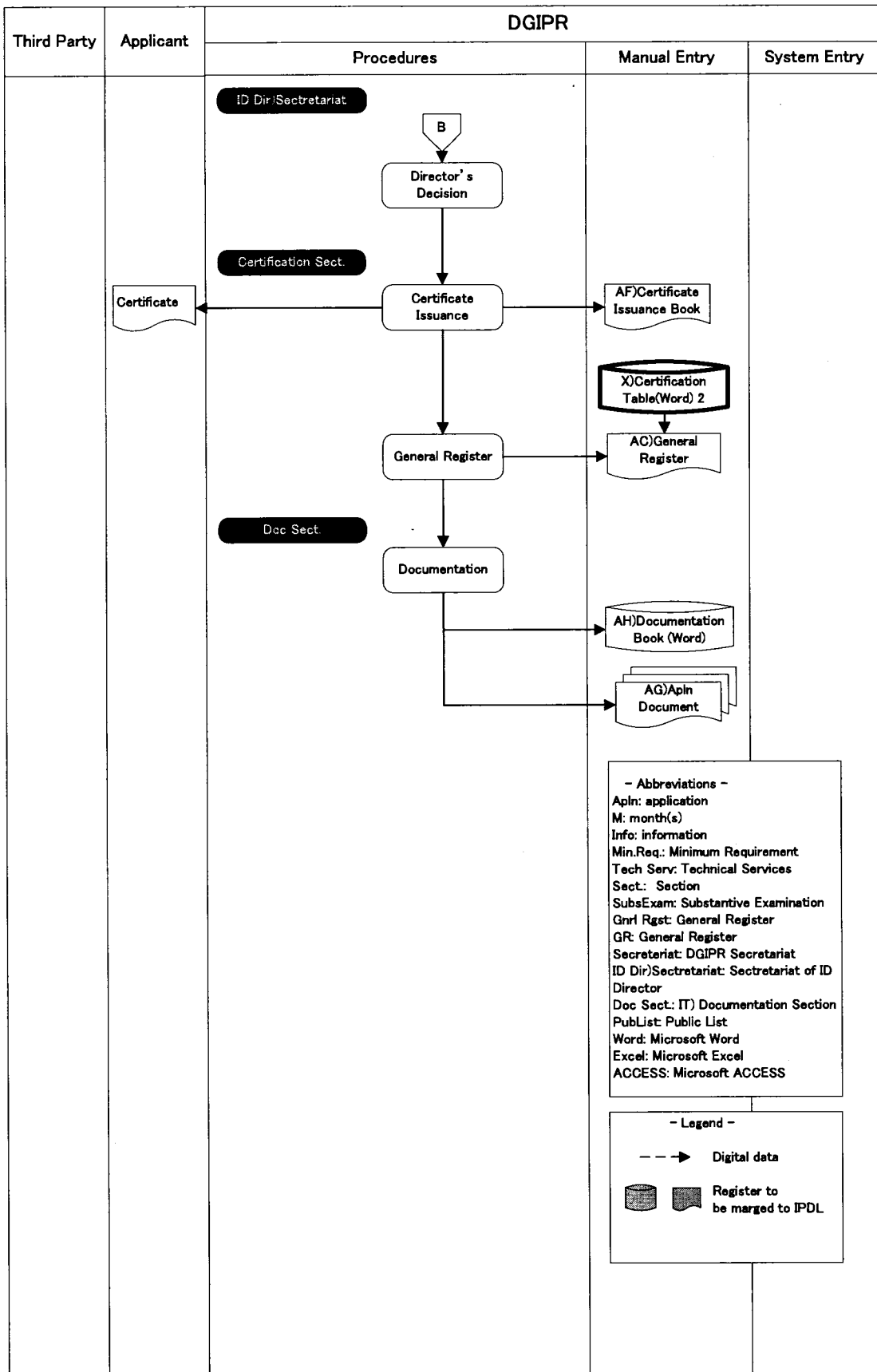


Figure A6-4(1) Copyright: Generation, gathering, and custody of various information data

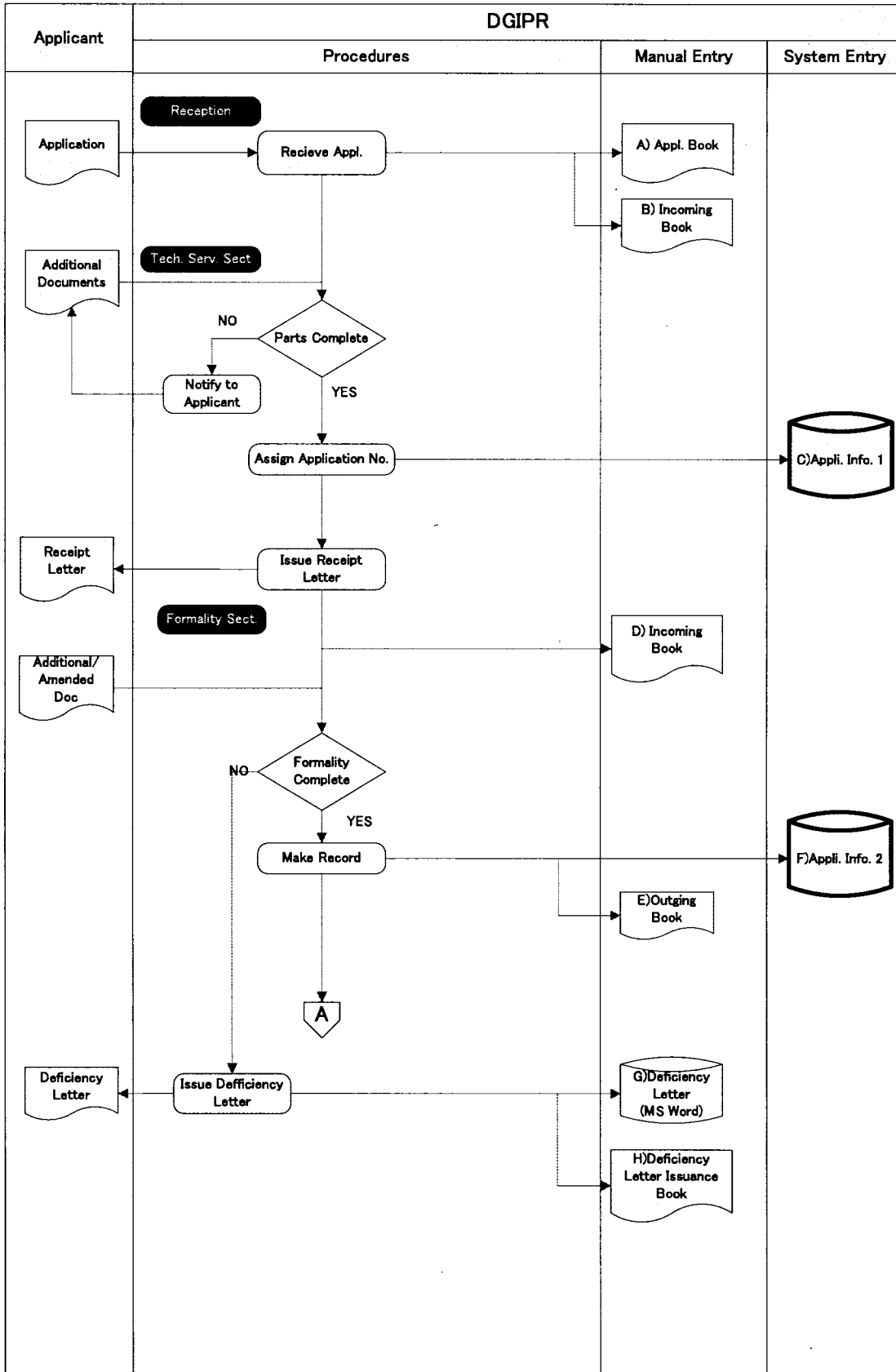
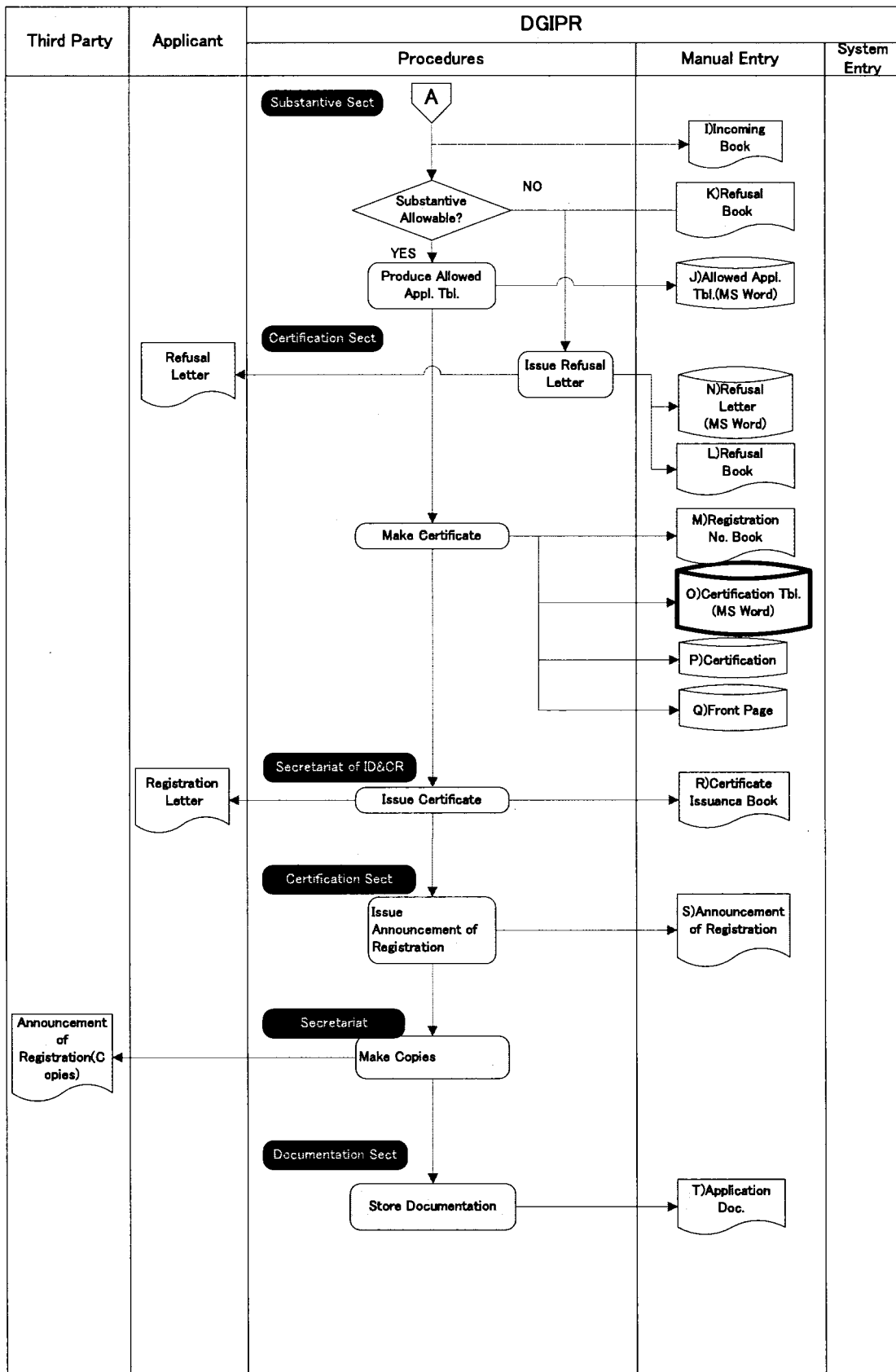


Figure A6-4(2) Copyright: Generation, gathering, and custody of various information data



Appendix 7

Figure A7-1	Patent: Data Migration Flow
Table A7-1	Patent: Outline of Register for Front Page Document (P2)
Table A7-2	Patent: Outline of Register for Publication A and B Scanned (P3)
Table A7-3	Patent: Outline of Register for Old DB System (P4)
Table A7-4	Patent: Outline of Register for Word Table of Certification (P6)
Table A7-6	Patent: Data Source for IPDL (Application Information)
Table A7-7	Patent: Data Source for IPDL (Status Information to be Posted at IPDL)
Table A7-8	Patent: Data Source for IPDL (Information on Past Registration Event)
Figure A7-2	Trademark: Data Migration Flow
Table A7-9	Trademark: Outline of Register for TM Certificate (M2)
Table A7-10	Trademark: Outline of Register for TM Refusal (M3)
Table A7-11	Trademark: Outline of Register for TM Withdrawn (M4)
Table A7-12	Trademark: Outline of Register for TM Publication A List (M5)
Table A7-13	Trademark: Outline of Register for TM Name or Address Change (M6)
Table A7-14	Trademark: Outline of Register for TM Right Transfer (M7)
Table A7-15	Trademark: Outline of Register for TM Cancellation (M8)
Table A7-16	Trademark: Outline of Register for Court Cancellation (M9)
Table A7-17	Trademark: Data Source for IPDL (Application Information)
Table A7-18	Trademark: Data Source for IPDL (Status Information to be Posted at IPDL)
Table A7-19	Trademark: Data Source for IPDL (Information on Past Registration Event)
Figure A7-3	Industrial Design: Data Migration Flow
Table A7-20	Industrial Design: Outline of Register for Rejection Table
Table A7-21	Industrial Design: Outline of Register for Certification Table (D2)
Table A7-22	Industrial Design: Outline of Register for Substantive Examination DB for None Opposition (D3)
Table A7-23	Industrial Design: Outline of Register for Substantive Examination DB for Opposition Case (D4)
Table A7-24	Industrial Design: Data Source for IPDL (Application Information)
Table A7-25	Industrial Design: Data Source for IPDL (Status Information to be Posted

at IPDL)

Table A7-26 Industrial Design: Data Source for IPDL (Information on Past Registration Event)

Figure A7-4 Copyright: Data Migration Flow

Table A7-27 Copyright: Outline of Register for Certification Table (C2)

Table A7-28 Copyright n: Data Source for IPDL (Application Information)

Table A7-29 Copyright: Data Source for IPDL (Status Information to be Posted at IPDL)

Table A7-30 Copyright: Data Source for IPDL (Information on Past Registration Event)

Figure A7-1 Patent: Data Migration Flow

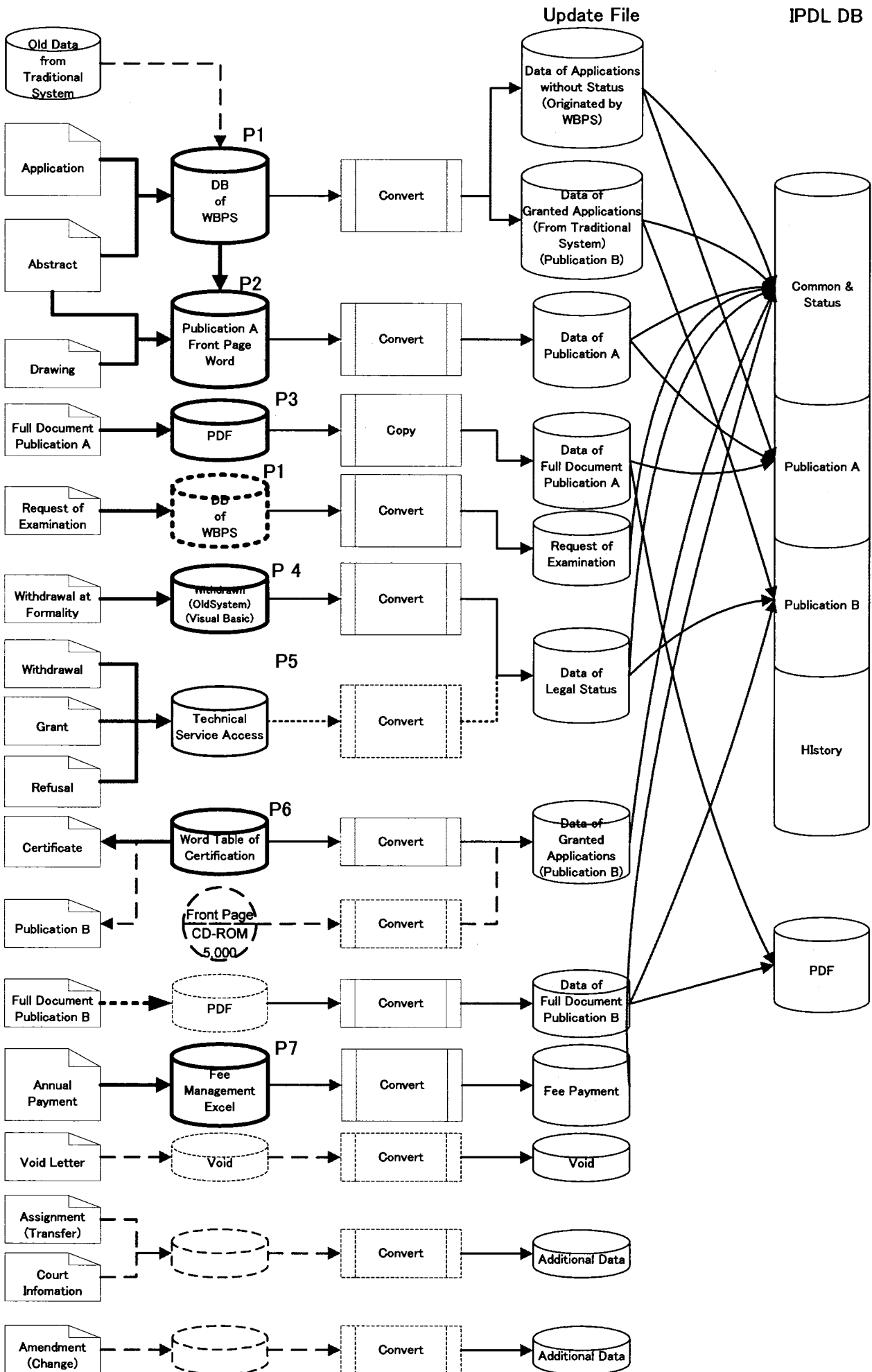


Table A7-1 Patent: Outline of Register for Front Page Document (P2)

JICA team member: HARA & Joko
 Creator (DGIPR): Debio

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division

1) Name of Section and Department	Publication Section, Subdirector of Administration and Technical Services, Deirector of Patent
2) ID in Procedur Flowchart	BB) MS Word
2.2) ID in Data Migration (Visio)	P2
3.1) Name of Register	Front page document
3.2) Name of File	043.964.w00200402357.doc (FileName Format:xxx.xxx(PubNO).W+Application No)
4) Place of Register	Publication Section
5) Name of Book Keeper	Irma, Juli dan Rani
6) Name of Manager	Haryadi Puntoh
7) Format of Register	PC
8) DB Information	Output- MS Word; DB- Oracle
9) Objective of Registration	To produce front page (Pembuatan Frontpage)
10) First Date of Entry	
11) Number of Records	

Entry Item	No	11) Name of Item	12) Attribute	13) Time/ Cond.of Entry	14) Remarks	Digits
	1	Announcement Number (11) (No Pengumuman)	Varchar2(7)	After receiving formality results		7
	2	Invention Title (54) (Judul Invensi)	Varchar2(4000)		Already entred in th DB	4000
	3	International Patent Classification (51) (I.P.C)	Vchar (256)		Already entred in th DB	
	4	Patent Application Number (21) (No. Permohonan Paten)	Varcha2(50)		Already entred in th DB	
	5	Filing Date (22) (Tanggal Penerimaan Permohonan Paten)	Date	After receiving formality results	Due to a system problem, dates automatically	
	6	Priority Data (30) (Data Prioritas)			Already entred in th DB	?
	7	Announcement Date (43) (Tanggal Pengumuman Paten)		After receiving formality results		
	8	Name and Address of Applicant (71) (Nama dan Alamat yang Mengajukan Permohonan Paten)	Varchar		Already entred in th DB	1000
	9	Inventor Name (72) (Nama Inventor)			Already entred in th DB	
	10	Name or Address of Attorney or Agent (74) (Nama dan Alamat Konsultan Paten)	Varchar2		Already entred in th DB	100(Name) 200(Address)
	11	Abstract (57) (Abstrak)		After receiving formality results		?
	12	Publication Type (13) (Jenis Publikasi)			Already entred in th DB	?

Status Management	No	15) Name of the Item to indicate status	16) Name of Status	17) Value	18) Description of Satus
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				

Table A7-3 Patent: Outline of Register for Old DB System (P4)

JICA team member: HARA & Joko
 Creator (DGIPR): Debio

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division

1) Name of Section and Department	Application and Formality Section, Subdirectorate of Administration and Technical Services, Deirector of Patent
2.1) ID in Procedur Flowchart	DD)Old Sys(Clipper)
2.2.) ID in Data Migration (Visio)	P 4
3.1) Name of Register	Withdrwal of application (Penarikan kembali permohonan paten)
3.2) Name of File	DB Old System
4) Place of Register	Application and Formality Section
5) Name of Book Keeper	Formality section staff; System Manger is Setio
6) Name of Manager	Sumarja.sip.Mse
7) Format of Register	PC
8) DB Information	SQL
9) Objective of Registration	To create notification to applicant (Untuk membuat surat pemberitahuan kepada pemohon (konsultan))
10) First Date of Entry	From 18th Oc. 1991
11) Number of Records	308

Entry Item	No	11) Name of Item	12) Attribute	13) Time/ Cond.of Entry	14) Remarks	Digits
	1	Application Date (Tanggal Pengajuan)	Date			
	2	Application No (Nomor Pemohon)	Var Char			
	3	Applicant (Pemohon)	Char			
	4	Titel of invention (Judul Invensi)	Char			
	5	Patent Consultant (Konsultan Paten)	Char			
	6	Consulant No. (ID Konsultan)	Int			
	7	Consulant Address (Alamat Konsultan)	Var Char			
	8	Consulant Name (Nama Konsultan)	Var Char			
	9	Letter No. (Nomor Surat Pemohon)	Var Char			
	10	issue Date (Tanggal Surat Mengajukan)	Date			
	11	Letter No. (Nomor surat)	Var Char			

Status Management	No	15) Name of the Item to indicate status	16) Name of Status	17) Value	18) Description of Satus
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				

Table A7-4 Patent: Outline of Register for Word Table of Certification (P6)

Date of Survey: Sep 30, 2005

Surveyed by Yukiko

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division.

1) Name of Section and Department	Secsi Sertifikasi, Subdirecrat Administration Pelayanan Teknis, Directrat Paten
2.1) ID in Procedure Flowchart	NN
2.2) ID in DataMigration (Visio)	P6
3.1) Name of Register	Word Table of Certification
3.2) Name of File	MD-8500.DOC
4) Place of Register	Secsi Sertifikasi, Subdirecrat Administration Pelayanan Teknis, Directrat Paten
5) Name of Book Keeper	Ms. Sujinah
6) Name of Manager	Mr. Immanuel Rano H. Rohi
7) Format of Register	PC
8) DB Information	MS Word Table
9) Objective of Registration	Record of receiving the granted application document, and record of
10) First Date of Entry	Jan 1, 1995 - Now
11) Number of Records	7500 (ID0005000 -) (Lotus database was used since 1993 to 1994. Lotus database is kept on diskette. The number of the records kept in Lotus database is 4999.) Until Sep16, 2005, the number of the certified application: 12449 If any applicant cancel his/her application before dispatch of certification, color of the record which is canceled is changed to red. They have not counted the canceled number yet.

Entry Item	12) Name of Item	13) Attribute (No. of digit)	14) Time/condition of Entry	15) Remarks
1	Certification Number (ID)	Vchar (9)	Before issuing certification.	
2	Granted date (TGLGRANT)	Date		
3	Title (Invention Title) (JUDUL)	Vchar (256)		
4	Classification (IPC)	Vchar (256)		
5	Patent Number (NOPATEN)	Vchar (15)		
6	Application Date (Filing Date) (TGLPERMINTAAN)	Date		
7	Priority Number (31)	Vchar (256)		
8	Priority Date (32)	Vchar (256)		
9	Priority Country (33)	Vchar (256)		
10	Publication A Date (TGLPENGUMUMAN)	Date		
11	Cited References (PEMBANDING)	Vchar (256)		
12	Applicant's Name (PEMOHON)	Vchar (256)		
13	Applicant's Address (ALAMAT)	Vchar (256)		
14	Inventor's Name (PENEMU)	Vchar (256)		
15	Consultant Name (KONSULTAN)	Vchar (256)		
16	Examiner's Name (PEMERIKSA)	Vchar (256)		
17	Claim (KLAIM)	Int (2)		
18	Abstract (ABSTRAK)	Vchar (256)		
19	Image (GBR)	image		
Status Management	16) Name of the item to indicate status: (None)			
	17) Name of Status	18) Value	19) Description of Status	
	1			

Table A7-5 Patent: Outline of Register for Maintenance Fee (P7)

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division

Created by: Joko - Firman

1) Name of Section and Department	Legal Section
2.1) ID in Procedur Flowchart	
2.2) ID in DataMigration (Visio)	P7
3.1) Name of Register	Maintenance Fee
3.2) Name of File	Post Reg Ledger
4) Place of Register	Legal Section
5) Name of Book Keeper	Mrs. Dwi Rahayu
6) Name of Manager	Abdul Hakim
7) Format of Register	PC
8) DB Information	excel
9) Objective of Registration	Records of payment of Patent Holder
10) First Date of Entry	02/08/1991 (First Recorded Application Date)
11) Number of Records	10971 (after converted to MS Access)

Entry Item	No	11) Name of Item	12) Attribute	13) Time/ Cond.of Entry	14) Remarks	Digits
	1	No		After received Annuity	Will be increase as patent increas	5
	2	Nomor Patent (Patent No)	Varchar2	After received Annuity		9
	2	Tanggal Pemberian (Registration Da	date	After received Annuity		
	3	Nomor Permintaan (Application Num	char	After received Annuity		8
	4	Tanggal Permintaan (Application Da	date	After received Annuity		
	5	Nama Pemohon (Applicant Name)	char	After received Annuity		100
	6	NPKP (Consultant ID)	number	After received Annuity		4
	7	Klaim(Number of Claim)	number	After received Annuity		2
	8	Paying Year-1	date or asterix(*) or	After received Annuity		4(when ^{***} or "paid") or date
	9	Paying Year-2	date or asterix(*) or	After received Annuity		4(when ^{***} or "paid") or date
	10	After received Annuity		
	11	After received Annuity		
	12	After received Annuity		
	13	Paying Year-20	date char and or	After received Annuity		

Status Management	No	15) Name of the item to indicate status	16) Name of Status	17) Value	18) Description of Satus
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				

Table A7-6(1) Patent: Data Source for IPDL (Application Information)

NA: Not Available
 : No column on IPDL
 : Only paper record. Not available for IPDL

Information/Data Type	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source 2	Data Source 2	Notes
Bibliographic Data (at Filing)	1)Category	-	APPLICATIONTYPEID	WB System DB			
	2)Application Date	-	APPLICATIONDATE	WB System DB	TGLPERMINTAAN	<Certification table(Word), Certification Section>	
	3)Application No./Agenda No.	Application No	APPLICATIONID	WB System DB	ID	<Certification table(Word), Certification Section>	
	4)Applicant(s) Name	Applicant	NAME	WB System DB	PEMOHON(Applicant name)	<Certification table(Word), Certification Section>	
	5)Applicant(s) Country	Country of Applicant	COUNTRYID	WB System DB	NA	NA	
	6)Applicant(s) Address*	Applicant	ADDRESS	WB System DB	Alamat(address)	<Certification table(Word), Certification Section>	
	7)Consultant Name	Consultant	CONSULTANTNAME	WB System DB	Konsultan (Consultant)	<Certification table(Word), Certification Section>	
	8)Consultant Address	Consultant	CONSULTANTADDRESS	WB System DB	Konsultan (Consultant)	<Certification table(Word), Certification Section>	
	9)Inventor(s) Name(s)	Inventor	NAME	WB System DB	PENEMU(Inventor)	<Certification table(Word), Certification Section>	
	10)Inventor(s) Address(es) and Country*	-	ADDRESS	WB System DB	-	-	
	11)Priority Claim (if any)	-	PRIORITYAPPNO	WB System DB	KLAIM (Claim)	<Certification table(Word), Certification Section>	
	13)Date of Priority Application	Priority Date	CLAIM DATE	WB System DB	32 (Priority Date)	<Certification table(Word), Certification Section>	Field name by INID Code(International Std)
	14)Country of Priority Application	Priority Country	COUNTRYID	WB System DB	33 (Priority Country)	<Certification table(Word), Certification Section>	Field name by INID Code(International Std)
	15)Related Application No.	Related Application	APPLICATIONID	WB System DB	31 (no assign to priority application)	<Certification table(Word), Certification Section>	Field name by INID Code(International Std)
	16)Filing Date of the Related Application	-	FILLING DATE	WB System DB	NA	NA	
	17)Title of the Invention	-	INVENTIONTITLEE	WB System DB	JUDUL (Invention)	<Certification table(Word), Certification Section>	

Table A7-6(2) Patent: Data Source for IPDL (Application Information)

Information/Data Type	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source2	Data Source 2	Notes	
Contents (at Filing)	1)Abstract	Abstrak, Abstrack	ABSTRAK	WB System DB	ABSTRAK (Abstract)	<Certification table(Word), Certification Section>		
	2)Claims	-	TOTALKLAIMSUB	WB System DB	NA	NA		
	3)Description*	-	-	-	Full Text	IT Sys Development Sub directorate.Image data file	IT Dept store at their folder	
	4)Drawing	-	-	-	Front Page	IT Sys Development Sub directorate.Image data file	IT Dept store at their folder	
Bibliographic Data Generated after Filing	1)Filing Date	Filing date	FILLING DATE	WB System DB	TGLPERMINTAAN	<Certification table(Word), Certification Section>		
	2)Publication (A) No.	Publication A	PUBLICATIONNO	WB System DB	NOPENGUMUMAN (Announcement No)	<Publication table(Word), Publication Section>		
	3)Date of Publication A	Gazette No	PUBLICATIONDATE	WB System DB	TGLPENGUMUMAN	<Certification table(Word), Certification Section>		
	4)Classification	Classification	IPCID	WB System DB	Classification	<Certification table(Word), Certification Section>	IPC No	
	5)Date of Withdrawal	Legal Status	-	-	-	-	-	
		Legal Status(date)	tgl surat (Letter date)	old system	NA	NA	NA	if data in this coloumn exist, means withdrawn
	6)Date of Refusal	Legal Status	NA	NA	NA	NA	NA	
		Legal Status(date)	NA	NA	NA	NA	NA	
	7)Date of Allowance	Legal Status	NA	NA	NA	-	-	
		Legal Status(date)	NA	NA	NA	NA	NA	
	8)Date of Certification	Legal Status	-	if that data exist means certification already issued and status will be displayed	if that data exist means certification already issued and status will be displayed			
	Legal Status(date)	CERTIFICATE DATE	WB System DB	TGLGRANT (Granted date)	<Certification table(Word), Certification Section>			
9)Certificate No.	Patent No	CERTIFICATE NO	WB System DB	NOPATENT	<Certification table(Word), Certification Section>			
10)Publication (B) No.	Gazette No	PUBLICATIONNO	WB System DB	NA	NA	NA		
11)Date of Publication B	Publication B	PUBLICATIONDATE	WB System DB	NA	NA	NA		

Table A7-6(3) Patent: Data Source for IPDL (Application Information)

Information/Data Type	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source2	Data Source 2	Notes
Contents Modified after Filing	1)Abstract	Abstrak, Abstrack	Abstrak (Abstrack)	WB System DB	ABSTRAK (Abstract)	<Certification table(Word), Certification Section>	
	2)Claims	-	-	-	Claim	<Certification table(Word), Certification Section>	
	3)Description*	-	-	-	NA	NA	
	5)Drawing	-	-	-	NA	NA	

Table A7-7 Patent: Data Source for IPDL (Status Information to be posted at IPDL)

NA: Not Available
: No column on IPDL
: Paper record. Not available for IPDL

Information/Data Type	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source2	Data Source 2	Notes
Latest Stage/Status of the Application	1)Formality Examination Stage		APPLICATIONID	WB System DB	NA	NA	If Application No is exist (WBSD) but Publication No(WBSD) not exist means Formality Stage
	2)Publication (A) Period			-	-	-	
	3)Waiting for Substantive Examination	Legal Status	REQSUBTANTIVEDATE	WB System DB	NA	NA	if blank means waiting for Substantive Examination
	4)Substantive Examination Stage	Legal Status	REQSUBTANTIVEDATE	WB System DB	NA	NA	if data exist means Substantive examination has been starting
	5)Withdrawn	Legal Status	prs_code (process code)	old system	NA	NA	if prs_code = 2 means Withdrawn
Latest Status of Registered Right	6)Refusal	Legal Status	NA	NA	NA	NA	
	7)Post Allowance Stage	Legal Status	NA	NA	NA	NA	
	8)Registered and Certificate Issued	Legal Status	CERTIFICATE NO	WB System DB	NOPATENT	<Certification table(Word), Certification Section>	if data exist means Status is Registered
	1)Maintained or Deemed Void	Last Payment (NO)	NA	NA	N (=1 to 20)(Year(N)th paid)	<Maintenance Fee(Excel), Legal Service>	There are 20 Columns for paying year.If 3 year continue is blank means deemed void.
	2)Transferred	Legal Status	NA	NA	NA	NA	
Latest Status of Registered Right	3)Revoked	Legal Status	NA	NA	NA	NA	
	4)License Registered	Legal Status	NA	NA	NA	NA	
	5)Prior User Right Registered	Legal Status	NA	NA	NA	NA	

Table A7-8 Patent: Data Source for IPDL (Information on Post Registration Event)

NA: Not Available
- : No column on IPDL

□ : Paper record. Not available for IPDL

Event	Information/Data Items	IPDL Item Name or How to Display on IPDL --: Not uploaded on IPDL	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source2 (): English Name	Data Source 2	Notes
Maintenance Data	1)Maintenance Fee for N-th Year Paid	Last Fee Payment (Nomor)	NA	NA	N (=1 to 20)(Year(N)th paid)	<Maintenance Fee(Excel), Legal Service>	Look in last year inputed.
	2)Date of Lapse	Last Fee Payment (void announcement and its date)	NA	NA	N (=1 to 20)(Year(N)th paid)	<Maintenance Fee(Excel), Legal Service>	Last year paid + 3 year blank from (date=(application date)) will be announcement date
Transfer	1)Registered Date of Transfer	Legal Status	NA	NA	NA	NA	Procedure not yet established
	2)Name of Transferee	Legal Status(date)	NA	NA	NA	NA	
	3)Address of Transferee	Other Information	NA	NA	NA	NA	
	4)Certificate No.	Other Information	NA	NA	NA	NA	
Revocation	1)Date of Revocation	Patent No	NA	NA	NA	NA	Procedure not yet established
		Legal Status	NA	NA	NA	NA	
License	1)Type of License	Legal Status(date)	NA	NA	NA	NA	Procedure not yet established
	2)Name of Licensee(s)	Other Information	NA	NA	NA	NA	
	3)Address of Licensee(s)	Other Information	NA	NA	NA	NA	
	4)Terms & Conditions	Other Information	NA	NA	NA	NA	
Prior User Right	1)Date of Registration	Legal Status	NA	NA	NA	NA	Procedure not yet established
	2)Name of Prior User	Legal Status(date)	NA	NA	NA	NA	
	3)Address of the Prior User	Other Information	NA	NA	NA	NA	
		Other Information	NA	NA	NA	NA	

Figure A7-2 Trademark: Data Migration Flow

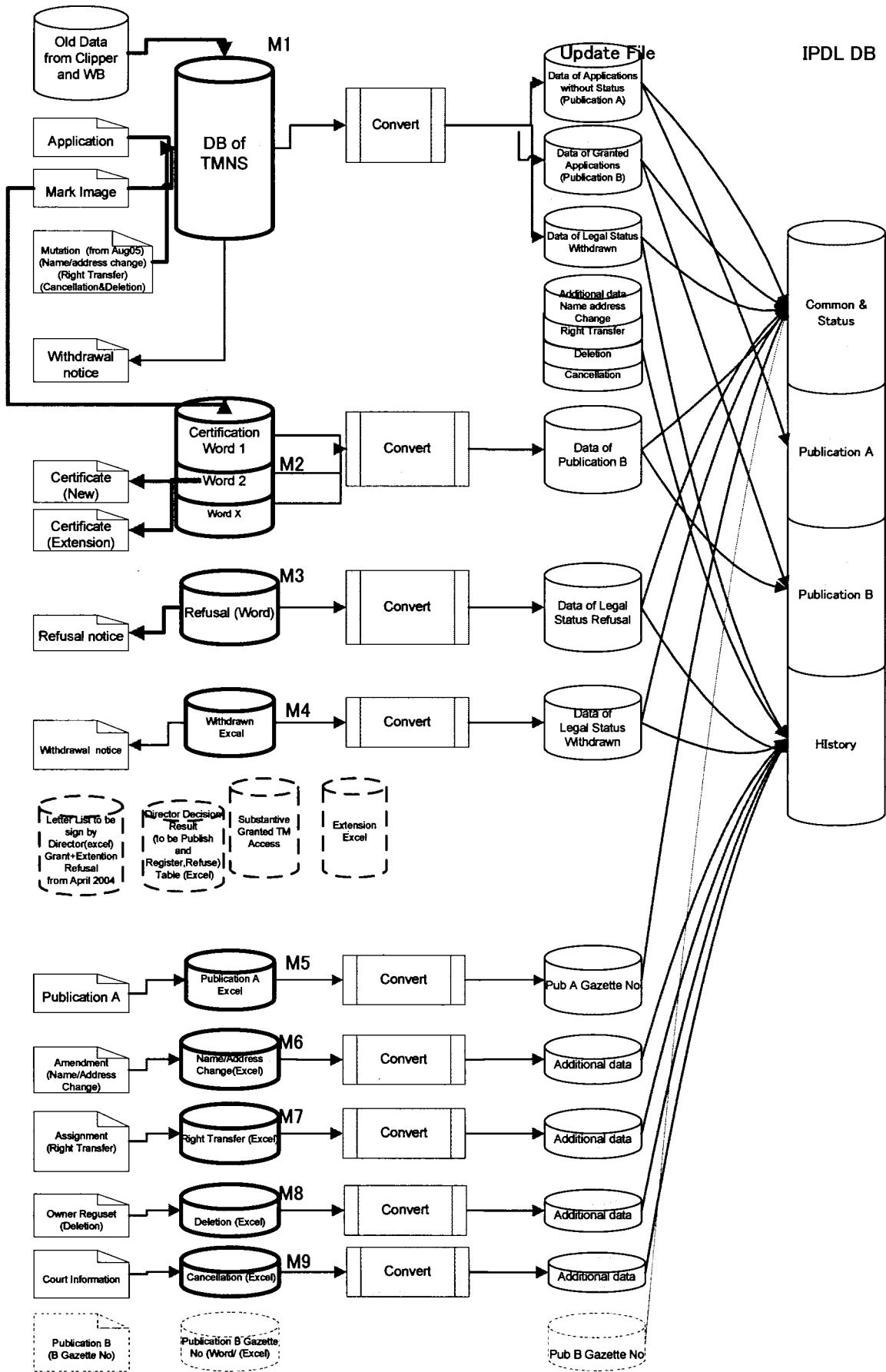


Table A7-11 Trademark: Outline of Register for TM Withdrawn (M4)

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division.

1) Name of Section and Department	TM Applicaton Section, Application and Technical Service Section
2.1) ID in Procedure Flowchart	H) Uncompleted, To be deemed Withdrawn, Request Withdrawn Excel
2.2) ID in Data Migration (Visio)	M4
3.1) Name of Register	TM Withdrawn Excel
3.2) Name of File	(DATA SURAT UMUM.xls, Worksheet: TK PS 17)
4) Place of Register	TM Formality(Application) Section
5) Name of Book Keeper	Mrs. Tanty
6) Name of Manager	Mr. Herry Trismono, S.H.
7) Format of Register	PC
8) DB Information	Excel
9) Objective of Registration	to record Withdrawn (withdrawn by applicant request or by DGIPR due to no respons)
10) First Date of Entry	Apr-05
11) Number of Records	36 (until Sept 2005)(Plan to Operate New System from December 2005)

Entry Item	11) Name of Item	12) Attribute	13) Time/condition of Entry	14) Remarks	No of digits
1	Seq No	Integer	before dispatching to director		2
2	TGL MASUK (Received date)	Date	before dispatching to director	(Reception Office incoming date)	
3	Tgl Srt permohonan TK (Withdrawn request letter date)	Varchar2	before dispatching to director	(Withdrawn request letter date)	20
4	MEREK (TM Name)	Varchar2	before dispatching to director	(Class)	255
5	KLS (Class)	Char	before dispatching to director		3
6	PEMOHON (applicant)	Varchar2	before dispatching to director	(Applicant)	255
7	KUASA (Attorney)	Varchar2	before dispatching to director	(Consultant)	
8	URAIAN SURAT (Withdrawn Law article accordingly)	Varchar2	before dispatching to director	(Reason by law)TK= Tarik Kembali(Withdrawn Request by applicant). TK Psl. 17= Withdraw by law article 17 (request by applicant)	9
9	NO VERBAL (DGIPR notice letter)	Varchar2	after director signed	(DGIPR notice letter no).only letter no and year (nn/yy)	5
10	TGL VERBAL (DGIPR notice letter date)	date	after director signed	(DGIPR notice Letter Date) dd/m(ormm)/yyyy. As Withdrawn date because no special statement mention as Withdrawn effective date in letter	
11					

Status	15) Name of the item to indicate status: ()			
Management	16) Name of Status	17) Value	18) Description of Status	
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

Remark		First applicatin of the year		Last application of the year		Total / Year
		Dispatch Date	Agenda Number	Application Date	Agenda Number	
	1997					
Ledger	1998					105
Ledger	1999					175
Ledger	2000					114
Ledger	2001					68
Ledger	2002					51
Ledger	2003					68
Ledger	2004					35
Ledger	2005					19
Excel	2005					36
Total Apln						158

Table A7-12 Trademark: Outline of Register for TM Publication A List (M5)

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division.

1) Name of Section and Department	TM Publication Section
2.1) ID in Procedure Flowchart	Excel (M)
2.2) ID in Data Migration (Visio)	M5
3.1) Name of Register	TM Publication A List
3.2) Name of File	(month).xls, exp :jan.xls ; feb.xls , etc
4) Place of Register	Publication Section
5) Name of Book Keeper	Mrs. Arlin Yuniar
6) Name of Manager	Mr. MP Hutapea
7) Format of Register	PC
8) DB Information	Excel (Example :RiiI04.xls.and many others excel files)
9) Objective of Registration	Record Application that to be Publish in Publication A TM Gazette
10) First Date of Entry	Jan 04
11) Number of Records	30.401 (by Statistically data 2004-2005)

Entry Item	11) Name of Item	12) Attribute	13) Time/condition of Entry	14) Remarks	No of digits
	1) FD(Filling Date)	Date	After Received Application document for Publication A	Filling Date	12
	2) KW(Regional or Head Off.Code)	VarChar2	After Received Application document for Publication A	First 2 digits after First Character	2
	3) No(Agenda No First 5 digits)	VarChar2	After Received Application document for Publication A		5
	4) Agenda(Agenda No last 5 digits)	VarChar2	After Received Application document for Publication A		5
	5) Merek (TM Name)	VarChar2	After Received Application document for Publication A		255
	6) Kls (Class)	VarChar2	After Received Application document for Publication A		3
	7) Keputusan (Director Decision Date)	Date	After Received Application document for Publication A	Director Decision Date(Judgment Meeting date)=Publication Start Date Format: DD-MM-YY	
	8) Diumumkan (Publication Period)	Date	After Received Application document for Publication A	Actual inputed data Format:DD/M(or MM when 2digits)-DD/MM-YY	
	9) BRM (Gazete No)	Gazette No		Format : NN-MM-YY (MM in Roma Character : I(1),II(2),III(3),IV(4),V(5),VI(6),VII(7),VIII(8),I	9
Status	15) Name of the item to indicate status: ()				
Management	16) Name of Status	17) Value	18) Description of Status		
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				

Remark	First applicatin of the year		Last application of the year		Total / Year
	Dispatch Date	Agenda Number	Application Date	Agenda Number	
Jan-05					2,537
Feb-05					1,337
Mar-05					777
Apr-05					1,784
May-05					3,512
Jun-05					2,839
Jul-05					818
Aug-05					2,470
2004					14,327
2003	It is difficult to find old book.				
Total Apin					30,401

Table A7-15 Trademark: Outline of Register for TM Cancellation (M8)

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division.

1) Name of Section and Department	TM Mutation Section
2.1) ID in Procedure Flowchart	AH) TM Cancellation (Excel)
2.2) ID in Data Migration (Visio)	M8
3.1) Name of Register	TM Cancellation (Penghapusan) (Excel)
3.2) Name of File	DATA PENGHAPUSAN.xls
4) Place of Register	TM Mutation Section (3F)
5) Name of Book Keeper	Mrs Tri Wahyuni
6) Name of Manager	Mr. Sutikno
7) Format of Register	Excel
8) DB Information	-
9) Objective of Registration	To record cancellation right request by owner or done by DGIPR via court (due to no more use,etc according to law)
10) First Date of Entry	January-05
11) Number of Records	100 Data is UnCompleted entry

Entry Item	11) Name of Item	12) Attribute	13) Time/condition of Entry	14) Remarks	No of digits
	1	No Urut (Seq.No)	VarChar2	after Receive Deletion Request document	
2	tgl.msk(Incoming Date)	date	after Receive Deletion Request document		
3	AGNO (Mutation Agenda No)	VarChar2	after Receive Deletion Request document		13
4	No. Daft. (Registration/Certification)	date	after Receive Deletion Request document		
5	Pemohon (Applicant)	VarChar2	after Receive Deletion Request document		255
6	Kuasa (Consultant)	VarChar2	after Receive Deletion Request document		255
7	Putusan (Decision)	date	after Receive Deletion Request document		
8	Pengetik (Type/Input date)	date	after Receive Deletion Request document		
9	Ke Dir. (Sent to Director)	date	after Receive Deletion Request document		
10					
11					
Status	15) Name of the item to indicate status: ()				
Management	16) Name of Status	17) Value	18) Description of Status		
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				

Remark	First applicatin of the year		Last application of the year		Total / Year
	First Mutation Agenda Number	Agenda Number	Registration No	Last Mutation Agenda Number	
2005	01			100	100
2005	01			57	57
		This Mutation Agenda No is for Deletion and Cancellation.			
		e-file only 2005 year data.			
		Jan05-May 05: 100 Jun 05-Oct 05 : 57			
		Mutation Agno start again from no 1 since Jun05 due to NewSystem installed at Reception Office.Mutation Agno Format not Changed.			
					157

Table A7-17(1) Trademark: Data Source for IPDL (Application Information)

NA: Not Available

- : No column on IPDL

: Only paper record. Not available for IPDL

Information/Data Type	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source2	Data Source 2	Notes
Bibliographic Data (at Filing)	1)Category	-	TYPE_OF_TRD	Trade Mark New System DB	-	-	
	2)Application Date	-	RECEIPT_DATE	Trade Mark New System DB	Tg_Pengajuan (Application date)	<Certification Table(Word), Certification Section>	if (Agenda No start with R (=extension) means extension application date
	3)Application No./Agenda No.	Agenda No	APL_NUMBER	Trade Mark New System DB	No_Agenda (Agenda No)	<Certification Table(Word), Certification Section>	
	4)Applicant(s) Name	Applicant or Owner	OWNER_NAME	Trade Mark New System DB	Nama_Pemilik (Applicant name)	<Certification Table(Word), Certification Section>	
	5)Applicant(s) Country	Country	OWNER_NATIONALITY	Trade Mark New System DB	-	-	
	6)Applicant(s) Address	Applicant or Owner	OWNER_ADD1 OWNER_ADD2	Trade Mark New System DB	Alamat_Pemilik, Alamat1_Pemilik, Alamat2_Pemilik, Alamat3_Pemilik, Alamat4_Pemilik (Applicant Address1-4)	<Certification Table(Word), Certification Section>	
	7)Consultant Name	Consultant	ATTOR_NAME	Trade_Mark New System DB	Nama_Kuasa(Consultant Name)	<Certification Table(Word), Certification Section>	
	8)Consultant Address	Consultant	ATTOR_ADD1 ATTOR_ADD2	Trade Mark New System DB	Alamat_Kuasa, Alamat1_Kuasa, Alamat2_Kuasa, Alamat3_Kuasa, Alamat4_Kuasa (Consultant Address1-4)	<Certification Table(Word), Certification Section>	
	9)Priority Application No.	Priority No	NO_PRIOR	Trade Mark New System DB	-	-	
	10)Date of Priority Application	Priority Date	DATE_PRIOR	Trade Mark New System DB	Negara_Tgl_Prioritas (Country and Priority date)	<Certification Table(Word), Certification Section>	Data source 2:Country and Priority Date was filled in same column on Wordtable

Table A7-17(2) Trademark: Data Source for IPDL (Application Information)

Information/Data Type	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source2	Data Source 2	Notes
Contents (at Filing)	1)Country of Priority Application	Priority Country	COUNTRY_PRIOR	Trade Mark New System DB	Negara_Tgl_Prioritas (Country and Priority date)	<Certification Table(Word), Certification Section>	Data source 2:Country and Priority Date was filled in same coloumn on Wordtable
	1)Mark Title	Mark Title	MEREK	Trade Mark New System DB	Merek (Mark)	<Certification Table(Word), Certification Section>	
	2)Class Description	Goods and Services	DESC_OF_GOODS	Trade Mark New System DB	Uraian_Barang_Or_Jasa(Goods or Services)	<Certification Table(Word), Certification Section>	
	3)Colour	Colour Claimed	LABELS_COLOURS	Trade Mark New System DB	Uraian_Warna (Colour)	<Certification Table(Word), Certification Section>	
Bibliographic Data Generated after Filing	4)Provisions of Agreement on Collective Mark	-	-	-	-	-	
	5)Word Meaning	Translation of Mark	MEANING_OF_FOREIGN	Trade Mark New System DB	Arti_Bahasa(Word Meaning)	<Certification Table(Word), Certification Section>	
	6) Mark Image	Mark	(link to image file:AppNo.jpg)	(Image Folder yearly grouping)	-	-	Manage by program Application
	1)Filing Date	Filing date	FILING_DATE	Trade Mark New System DB	Tgl_Penerimaan(Filing Date)	<Certification Table(Word), Certification Section>	
	2)Publication (A) No.	Gazette No	PUBL_NO	Trade Mark New System DB	BRM(Gazette No)	<Publication Excel Publication Section >	
	3)Date of Publication A	Publication A	PUBL_DATE	Trade Mark New System DB	DIUMUKAN (Date of Publication Period)	<Publication Excel Publication Section >	Filed name Format is DD/MM(orMM)-DD/MM/YY(from date to date)
4)Date of Withdrawal	Legal Status (date)	Legal Status (date)	DIANGGAPTARIK(to be deemed Withdrawn)	Trade Mark New System DB	TGL VERBAL(Withdrawn notice date)	<Withdrawn Excel, Formality Sectin >	
	Legal Status	Legal Status	DIANGGAPTARIK(to be deemed Withdrawn)	Trade Mark New System DB	TGL VERBAL(Withdrawn notice date)	<Withdrawn Excel, Formality Sectin >	if data exist in this field,the status should be Withdrawal and display on the screen

Table A7-17(3) Trademark: Data Source for IPDL (Application Information)

Information/Data Type	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source2	Data Source 2	Notes	
Contents Modified after Filing	5)Date of Refusal	Legal Status (date)	REFUSAL_DATE	Trade Mark New System DB	NA	NA		
		Legal Status	REFUSAL_DATE	Trade Mark New System DB			if data exist in this field,the status should be Withdrawal and display on the screen	
	6)Date of Certification	Registered date	CERTIFICATE_DATE REG_DATE	Trade Mark New System DB	Trade Mark New System DB	tgl_daftar(registration date)	<Certification Table(Word), Certification Section>	
		Registration No	REG.NUMBER CERTIFICATE_NO	Trade Mark New System DB	Trade Mark New System DB	No_daftar(registration no)	<Certification Table(Word), Certification Section>	REG_NUMBER: Old Registration format(6digits) CERTIFICATION_NO: New Registration Format
	8)Publication (B) No.	Legal Status	REG.NUMBER CERTIFICATE_NO	Trade Mark New System DB	Trade Mark New System DB	No_daftar(registration no)	<Certification Table(Word), Certification Section>	if data exist in this field,the status should be Withdrawal and display on the screen
		Gazette No	Gazette No	NA	NA	NA	NA	NA
	9)Date of Publication B	Publication B	Publication B	NA	NA	NA	NA	NA
		10)Any Updated Bibliog. Data	Amendment,Assign net,Court Decision and others history	NA	NA	NA	NA	NA

Table A7-18 Trademark: Data Source for IPDL (Status Information)

NA: Not Available

- : No column on IPDL

█ : Only paper record. Not available for IPDL

Information/Data Type	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source2	Data Source 2	Notes	
	1)Formality Examination Stage	Legal Status	NA	NA	NA	NA		
		Legal Date	NA	NA	NA	NA		
	2)Substantive Examination Stage	Legal Status	SUBSTATUS	Trade Mark New System DB	-	-	-	if data exist in this field,the status should be Withdrawal and display on the screen
		Legal Date	NA	NA	NA	NA	NA	
Latest Stage/Status of the Application	3)Publication (A) Period	Publication Start	PUBL_DATE	Trade Mark New System DB	DIJUMKAN (Date of Publication Period)	<Publication Excel,Publication Section >	Field name Format is DD/M(orMM)-DD/MM/YY(from date to date). Adopt first DD/MM	
		Publication End	NA	NA	DIJUMKAN (Date of Publication Period)	<Publication Excel,Publication Section >	Field name Format is DD/M(orMM)-DD/MM/YY(from date to date). Adopt first DD/MM	
	Legal Status	NA	NA	NA	NA	NA		
	Legal Date	NA	NA	NA	NA	NA		
5)Withdrawn	Legal Status	DIANGGAPTARIK	Trade Mark New System DB	TGL VERBAL(Withdrawn notice date)	<Withdrawn Excel, Formality Section>	<Withdrawn Excel, Formality Section>	if data exist in this field,the status should be Withdrawal and display on the screen	
		DIANGGAPTARIKDATE	Trade Mark New System DB	TGL VERBAL(Withdrawn notice date)	<Withdrawn Excel, Formality Section>	<Withdrawn Excel, Formality Section>		
	Legal Status	REFUSAL_TYPE	Trade Mark New System DB	Agno (Agenda No)	<Refusal Word,Certificatin Section>	<Refusal Word,Certificatin Section>	if data exist in this field,the status should be Withdrawal and display on the screen	
	Legal Date	REFUSAL_DATE	Trade Mark New System DB	tgl surat(letter date)	<Refusal Word,Certificatin Section>	<Refusal Word,Certificatin Section>		

Table A7-19(1) Trademark: Data Source for IPDL (Post Registration)

NA: Not Available
 - : No column on IPDL
 : Only paper record. Not available for IPDL

Event	Information/Data Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source2	Data Source 2	Notes
Extension	1)Extended Period of Protection	Extension Date	DURATION_OF_VALID	Trade Mark New System DB	DAFT. TGL(Registration Date)	<Extension Table(Word), Sertification Section>	
	2)Agenda No.(and Registration No)	Agenda No(item screen1), Registration No (item screen 4)	APL_NUMBER OLD_EG_NO	Trade Mark New System DB	No daftar (Registration No)	<Extension Table(Word), Sertification Section>	
Change	1)Changed Owner Name	Other Information,Court Decision and others history	NEW_NAME	Trade Mark New System DB	NO.DAFT.(Registration No)	<NameAddress change (Excel), Mutation Section>	If Registration No data is exist means Owner Name or address has changed and will be displayed as Name/Address already changed
	2)Changed Owner Address	Other information,Court Decision and others history	NEW_ADD1 NEW_ADD2	Trade Mark New System DB	No daftar (Registration No)	<NameAddress change (Excel), Mutation Section>	
Transfer	1)Registered Date of Transfer	Other Information,Court Decision and others history	RECEIPT_DATE	Trade Mark New System DB	NA	NA	
	2)Name of Transferee	Other Information,Court Decision and others history	NEW_NAME	Trade Mark New System DB	NA	NA	
	3)Address of Transferee	Other Information,Court Decision and others history	NEW_ADD1 NEW_ADD2	Trade Mark New System DB	NA	NA	
	4)Certificate No.	Registration No	REG_NUMBER	Trade Mark New System DB	NO.DAFT(Registration No)	<Mutation section Right transfer (excel), Mutation Section >	
	5)Agenda No	Other Information,Court Decision and others history	APL_NUMBER	Trade Mark New System DB	Agenda No	<Mutation section Right transfer (excel), Mutation Section >	

Table A7-19(2) Trademark: Data Source for IPDL (Post Registration)

		1)Type of License	Other Information,Court Decision and others history	NA	NA	NA	NA	Procedure not establish yet
License	2)Name of Licensee(s)	NEW_NAME	Trade Mark New System DB	Nama Merek (TM Name)	<License Ledger, Mutation Section >	Procedure not establish yet. Only record on Agenda book		
	3)Address of Licensee(s)	NEW_ADD1 NEW_ADD2	Trade Mark New System DB	NA	NA	Procedure not establish yet. Only record on Agenda book		
	4)Terms & Conditions	NA	NA	NA	NA			
	5)Agenda No	APL_NUMBER	Trade Mark New System DB	Agenda No	<License Ledger, Mutation Section >	Procedure not establish yet. Only record on Agenda book		
	1)Date of Deletion	Legal Date	NA	-	-			
Deletion	2)Deleted Part	Other Information,Court Decision and others history	NA	-	-			
	3) Agenda No	Other Information,Court Decision and others history	NA	Agenda No	< Deletion Ledger, Mutation Section >			
	4)Certificate No.	Other Information,Court Decision and others history	NA	("Tuntutan Pembatalan" / Registration No)	<Court Information, Legal Service >			
	5)Decision/ Status	Legal Status	NA	Putusan(Result)	<Court Information, Legal Service >			
		Court Information	NA	ROL PERKARA (Court Application No)	<Court Information, Legal Service >			
Cancellation	1)Agenda No	Other Information,Court Decision and others history	Trade Mark New System DB	APL_NUMBER	Agno (Agenda No)	<Cancellation(Excel), Mutation Section >		
	2)Date of Cancellation	Legal Date	-	-	-			
	3*) Registration No Cancelled	Legal Status	Trade Mark New System DB	REG_NUMBER	No.DAFT. (Registration No)	<Cancellation(Excel), Mutation Section >		

Figure A7-3 Industrial Design: Data Migration Flow

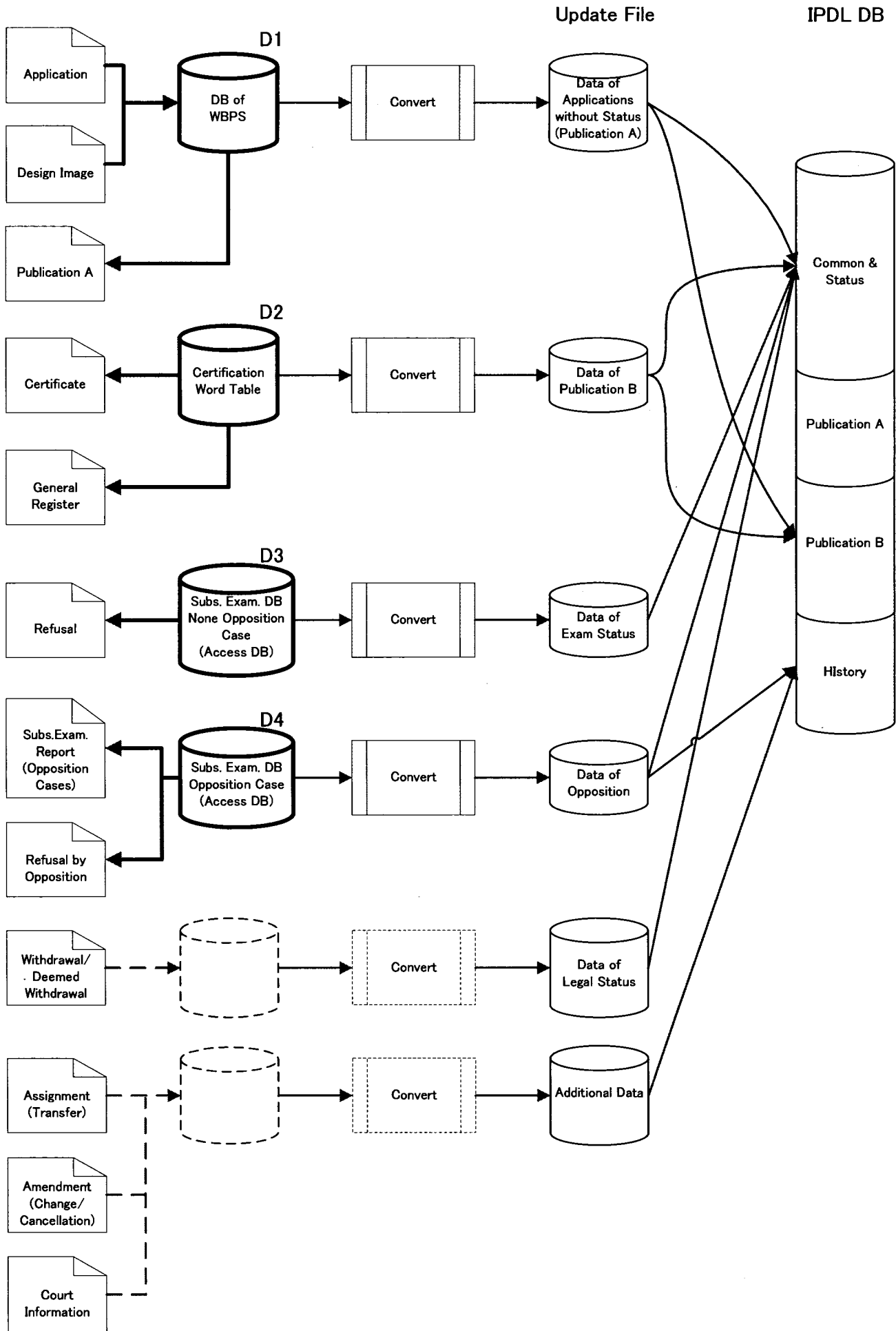


Table A7-20 Industrial Design: Outline of Register for Rejection Table

Oct 07 Version

Date of Survey: Sep 16, 21,28, 2005

Surveyed by Masnin and Yukiko

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division.

1) Name of Section and Department	Section for Certification, Mutation and License, Directorate of Copyright, Industrial Designs, Layout Design of IC and Trade Secret
2) ID in Procedure Flowchart	(Newly found)
3) Name of Register	Rejection Table for Non-opposition applications
4) Place of Register	Section for Certification, Mutation and License, Directorate of Copyright, Industrial Designs, Layout Design of IC and Trade Secret
5) Name of Book Keeper	Mr. Ardhiansah
6) Name of Manager	Mr. H. Marsil. SH, MH
7) Format of Register	PC
8) DB Information	MS Word
9) Objective of Registration	Recording refused non-opposition applications
10) First Date of Entry	30-May-04
11) Number of Records	202 (Feb 22, 2002 – Jul 5, 2005)

Entry Item

	11) Name of Item	12) Attribute	13) Time/condition of Entry	14) Remarks
1	Receipt Number	Character	When they receive application document from substantive examination and the substantive examination result is "Non-opposition case" and also "Refused".	
2	Agenda Number	Character		
3	Title of Design	Character		
4	Refusal Notice Issue Date	Character		
5	Refusal Notice Issue Number	Character		
6				
7				
8				
9				
10				
11				

Status

Management	15) Name of the item to indicate status: ()			
		16) Name of Status	17) Value	18) Description of Status
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
6				

	First record of the year		Last record of the year		Total /Year
	Application Date	Agenda Number	Application Date	Agenda Number	
2002	None				0
2003	None				0
2004	Not investigated				
2005					
Total Number of Record					202

Table A7-21 Industrial Design: Outline of Register for Certification Table (D2)

Dec 1 Version

Date of Survey: Sep 16, 21,28, 2005

Surveyed by Masnin and Yukiko

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division.

1) Name of Section and Department	Section for Certification, Mutation and License, Directorate of Copyright, Industrial Designs, Layout Design of IC and Trade Secret
2.1) ID in Procedure Flowchart	X
2.2) ID in DataMigration (Visio)	D2
3) Name of Register	Certification Table
3.2) Name of File	Data FP_1 (1-400).doc
4) Place of Register	Section for Certification, Mutation and License, Directorate of Copyright, Industrial Designs, Layout Design of IC and Trade Secret
5) Name of Book Keeper	Mr. Anton
6) Name of Manager	Mr. H. Marsil. SH, MH
7) Format of Register	PC
8) DB Information	MS Word
9) Objective of Registration	Creating source for certification, general register and publication
10) First Date of Entry	6-Nov-01
11) Number of Records	8917 (until Sep 23, 2005)

Entry Item

	11) Name of Item	12) Attribute	13) Time/condition of Entry	14) Remarks
①	ID (ID Number)	Vchar (9)	After receiving Subs.Exam Report for certification	Registration Number
②	TGLGR (Granted Date, Date of completion of Subs.Exam.)	Date		This date is deemed date of certification.
3.1	JDL (Title of Industrial Design 1)	Vchar (255)		
3.2	JDL2 (Title of Industrial Design 2)	Vchar (255)		
④	KLS (Classification)	Vchar (5)		
⑤	NO_PERMH (Application No)	Vchar (12)		
⑥	TGL_PERMH (Application Date)	Date		
⑦	NO_PRIO (Priority No.)	Vchar (255)		
⑧	TGL_PRIO (Date of Priority Application)	Date		
⑨	NEGARA (Priority Country)	Vchar (100)		
10	PUBLI (Date of Publication A)	Date		
⑪	NAMA_PEMH (Applicant Name)	Vchar (255)		
12.1	A_PEM1 (Applicant Address1)	Vchar (255)		
12.2	A_PEM2 (Applicant Address2)	Vchar (255)		
⑬	PENDS1 (Designer Name 1)	Vchar (255)		

	14	PENDS2 (Designer Name 2)	Vchar (255)		
	15	PENDS3 (Designer Name 3)	Vchar (255)		
	16	NM_KON (Consultant Name)	Vchar (255)		
	7.1	A_KON1 (Consultant)	Vchar (255)		
	7.2	A_KON2 (Consultant)	Vchar (255)		
	18	PERLIND (Claims)	Vchar (255)		
	19	GBR (Drawing(s))	Drawings		
	20	TG_TDD (Date of Director's Signature)	Date	After receiving the signed certificate from Secretariat	
Status Management	15) Name of the item to indicate status: ()				
		16) Name of Status	17) Value	18) Description of Status	

	First applicatin of the year		Last application of the year		Total / Year
	Application Date (Certification Date)	Agenda Number (Certification #)	Application Date (Certification Date)	Agenda Number (Certification #)	
2001	Aug 01, 2001 (Nov 06, 2001)	A00200100467 (ID0000001)			
2002					
2003					
2004					
2005			(Jul, 2005)	A00200403729 (ID0008917)	
				Total Apin	7949

Table A7-22 Industrial Design: Outline of Register for Substantive Examination DB for None Opposition (D3)

Date of Survey: Dec18, 2005
 Surveyed by Yukiko Yamamoto

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division.

1) Name of Section and Department	Sub-sdirektorat Design Industri
2.1) ID in Procedure Flowchart	Q-1
2.2) ID in DataMigration (Visio)	D3
3) Name of Register	Subs. Exam DB None Opposition
3.2) Name of File	Design Examination Form.mdb
4) Place of Register	PC of each examiner, Sub-sdirektorat Design Industri
5) Name of Book Keeper	Examiners
6) Name of Manager	Ir. Arif Syamsudin, MSI
7) Format of Register	PC
8) DB Information	ACCESS
9) Objective of Registration	Recording outcomes of Subs.Exam.
10) First Date of Entry	28 Juli 2004
11) Number of Records	580

Entry Item

	11) Name of Item Indonesian (English)	12) Attribute	13) Time/condition of data entry	14) Remarks
1	ID	Vchar (9)	When they entry this register, they input a sequential number per the application to be examined.	A sequential number of record of examination result.
②	No Permohonan (Application No)	Vchar (12)	When they start the examination, they input the application no.	-
③	Judul Desain Industri (Title of Industrial	Vchar (255)	When they start the examination	
④	Kelas (Class)	Vchar (7)	When they start the examination	
5	Bentuk (The form)	Yes/No	Form that applicant request to protect	
6	Konfigurasi (Configuration)	Yes/No	If the item/protection is checked, the item/protection requested by the applicant.	
7	Komposisi Garis (The Line composition)	Yes/No	If the item/protection is checked, the item/protection requested by the applicant.	
8	Komposisi Warna (The Colour composition)	Yes/No	If the item/protection is checked, the item/protection requested by the applicant.	
9	Data Pembanding (Comparing Data)	Vchar (255)	After examination, the result of comparing data is input	if no similarity comparing data, write "No Similarity comparing data"

10	Catatan (The note)	Vchar (255)	After examination, the result of examination Ok or NG	if to be register ,write " to ber registered
11	Tanggal (Date)	Date	After the examination, the date of entry of the result is input.	Write the date of result
12	Pemeriksa (The inspector)	Vchar (255)	Name of the examiner	Name of examiner
13	Kasubdit Desain Industri (SubDirectorate Chief)	Vchar (255)	Name of SubDirectorate Chief, who should be the last inspector of the Sub-directorate	
14	Bentuk 1(The form 1)	Yes/No	Form that DGIPR will granted protection	
15	Konfigurasi 1(Configuration 1)	Yes/No	If this checked, the claim can be granted/protect by DGIPR.	
16	Komposisi Garis 1 (The Line composition 1)	Yes/No	If this checked, the claim can be granted/protect by DGIPR.	
17	Komposisi Warna 1 (The Colour composition 1)	Yes/No	If this checked, the claim can be granted/protect by DGIPR.	
18	Proses Lebih Lanjut (The Further process)	Yes/No	If the result of the examination is "Granted", then input the mark.	Result of exam. Granted
19	Perbaikan (The improvement)	Yes/No	If the result of the examination is "The application should be improved", then input the mark.	Result of exam. Invitation of improvement of application
20	Ditolak (Refusal)	Yes/No	If the result of the examination is "Refusal", then input the mark.	Result of exam. Refused
21	Tgl Penerimaan (Date of Acceptance)	Date	Received to be process document	Filling Date
22	Tidak ada kreasi yang dapat diberikan (There was no creation that could be given)	Yes/No	After examination, the Result of the examinaitln is input with the mark.	no one protection can be registered

Status

15) Name of the item to indicate status: ()

Management		16) Name of Status	17) Value	18) Description of Status
		CC.FCN		

Table A7-23 Industrial Design: Outline of Register for Substantive Examination DB for Opposition Cases (D4)

Date of Survey: Dec18, 2005
 Surveyed by Yukiko Yamamoto

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division.

1) Name of Section and Department	Sub-sdirektorat Design Industri
2.1) ID in Procedure Flowchart	Q-2
2.2) ID in DataMigration (Visio)	D4
3) Name of Register	Subs. Exam DB for Opposition Cases
3.2) Name of File	Internal Design Examination Report (If Any Opposition).mdb
4) Place of Register	PC of each examiner, Sub-sdirektorat Design Industri
5) Name of Book Keeper	Examiners
6) Name of Manager	Ir. Arif Syamsudin, MSI
7) Format of Register	PC
8) DB Information	ACCESS
9) Objective of Registration	
10) First Date of Entry	
11) Number of Records	97

Entry Item

	11) Name of Item Indonesian (English)	12) Attribute	13) Time/condition of data entry	14) Remarks
1	Nomor (Sequential No)	Vchar (9)	When they entry this register, they input a sequencial number per the application to be examined.	A sequencial number of record of examination result.
2	No Permohonan (Application No)	Vchar (12)	When they start the examination	
3	Judul Desain Industri (Title of Industrial)	Vchar (255)	When they start the examination	
4	Nama Pemohon (Applicant Name)	Vchar (255)	When they start the examination	
5	Periode Publikasi (Publication period)	Vchar (255)	When they start the examination	
6	Tgl Penerimaan (Date of Acceptance)	Date	When they start the examination	Filling Date
7	Kelas (Class)	Vchar (5)	After examination, the calss no to be reistered is input.	
8	Tgl Surat Pemberitahuan (Date of dispatching opposition notice)	Date	After dispatching opposition notice, the dispatch number is input.	
9	No Surat Pemberitahuan (Dispatch No of pposition notice)	Vchar (100)	After dispatching opposition notice, the dispatch date is input.	
10	Tgl Surat Sanggahan (Rebuttal letter)	Date	after received Rebuttal letter (Counter from	
11	Nama pihak yang keberatan (Opposition/Objection name)	Vchar (255)	after received Opposition letter	

12	Tgl Penerimaan Keberatan (Objection letter received)	Date	after received Opposition letter	
13	Keberatan Kubaruan (Pasal 2) (Novelty Opposition (Law article 2))	Vchar (255)	after received Opposition letter	
14	Keberatan Pasal 4 (Object the Article 4)	Vchar (255)	after received Opposition letter	
15	Keberatan Selain Ps 2 & 4 (Object Apart From)	Vchar (255)	after received Opposition letter	
16	Data Pendukung (The supporting data)	Vchar (255)	Examiner 1 input.When doing the examination	input any name of Brochure,pamflet,certificate or others
17	Kelayakan Dokumen Keberatan (The appropriateness of the Opposition)	Vchar (255)	After examination	
18	Surat Validitas (Dispatch no of official notice)	Vchar (255)	After dispatching any official notice	
19	Data Pendukung Tambahan (The supporting data of the Addition)	Vchar (255)	Examiner 1 input.When doing the examination	
20	Hasil Pemeriksaan Kebaruan (Results of the Novelty Inspection)	Vchar (255)	After examination	if no novelty, will refuse
21	Hasil Pemeriksaan Pasal 4 (Results of the Article Inspection)	Vchar (255)	After examination	if against with ID Law article 4, will refuse
22	Tanggal Penyelesaian (The date of the Resolution)	Date	Examiner 1 input.When finished the examination	date of finish examination
23	Pemeriksa 1 (The inspector)	Vchar (255)	Examiner 1 input.When start the examination	
24	NIP 1 (Employee ID for Inspector 1)	Int (9)	Examiner 1 input.When start the examination	
25	Pemeriksa 2 (The inspector)	Vchar (255)	Examiner 2 input.When check examination result	
26	NIP 2 (Employee ID for Insp.2)	Vchar (255)	Examiner 2 input.When check examination result	

27	Pemeriksaan data keberatan (The data inspection objected)	Yes/NO	Examiner 1 input. When doing the examination	
28	Kejelasan permohonan (The clarity of the	Yes/NO	Examiner 1 input. When doing the examination	
29	Kejelasan keberatan (The Clarity of Opposition)	Yes/NO	Examiner 1 input. When doing the examination	
30	klasifikasi (Classification)	Yes/NO	Examiner 1 input. When doing the examination	
31	Bertentangan Pasal 4 (4条に違反) Data oposisi	Yes/NO	Examiner 1 input. When doing the examination	
32	(Opposition data)	Yes/NO	Examiner 1 input. When doing the examination	
33	Data sanggahan (Objection Data)	Yes/NO	Examiner 1 input. When doing the examination	fill yes if Objection data received
34	CPA	Yes/NO	Examiner 1 input. When doing the examination	Closed Prior Art (=CPA)
35	Dilakukan Keputusan (Already Decided)	Yes/NO	Examiner 1 input. When start the examination	click Yes
36	Hasil (Result)	Vchar (255)	Examiner 1 input. When start the examination	
37	NIP 3 (Employee ID for Insp.3)	Int (9)	Examiner 1 input. When finished the examination	Employee No for Sub Directorate Chief
38	Kasubdit Desain Industri (ID.SubDirectorate Kasubdit-1	Vchar (255)	Examiner 1 input. When finished the examination	
39	(SubDirectorate Chief 1)	Vchar (255)	Examiner 1 input. When finished the examination	
Status Management	15) Name of the item to indicate status: ()			
	16) Name of Status	17) Value	18) Description of Status	

Table A7-24(1) Industrial Design: Data Source for IPDL (Application Information)

NA: Not Available
- : No column on IPDL
: Only paper record. Not available for IPDL

Information/Data Type	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source2	Data Source 2	Notes
Bibliographic Data (at Filing)	1)Application Date	Filing Date	FILLINGDATE	WB System DB	TGL_PERMH (Application Date)	<Certification Table(Excel),Certification Section>	
	2)Application No./Agenda No.	Application No	APPLICATIONDATE	WB System DB	NO_PERM (Application No)	<Certification Table(Excel),Certification Section>	
	3)Applicant(s) Name	Applicant (Applicant Name)	APPLICANT_NAME	WB System DB	NAMA_PEMH (Applicant name)	<Certification Table(Excel),Certification Section>	
	4)Applicant(s) Country	Applicant (ApplicantCountry)	COUNTRYID -> COUNTRYNAME	WB System DB	A_PEM2 (Applicant Address 2)	<Certification Table(Excel),Certification Section>	
	5)Applicant(s) Address*	Applicant (ApplicantAddress)	APPLICANT_ADDRESS	WB System DB	A_PEM1, A_PEM2 (Applicant Address 1, Applicant Address 2)	<Certification Table(Excel),Certification Section>	
	6)Consultant Name*	Consultant (ConsultantName)	CONSULTANTNAME	WB System DB	NM_KON (Consultant Name)	<Certification Table(Excel),Certification Section>	
	7)Consultant Address*	(ConsultantAddress)	CONSULTANTADDRESS	WB System DB	A_KON1 (Consultant Address)	<Certification Table(Excel),Certification Section>	
	8)Title	Title of Design	TITLE	WB System DB	JDL, JDL2 (Title, Title 2)	<Certification Table(Excel),Certification Section>	
	9)Designer(s) Name(s)	Designer	APPLICANTID	WB System DB	PENDS1-3 (Designer1-3)	<Certification Table(Excel),Certification Section>	
	10)Designer(s) Address(es) and Country*	Designer	NA	NA	NA	NA	
	11)Date and Place of First Announcement	-	-	-	-	-	
	12)Priority Claim (if any)	-	-	-	-	-	

Table A7-24(2) Industrial Design: Data Source for IPDL (Application Information)

Information/Data Type	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source 2	Data Source 2	Notes	
Bibliographic Data (at Filing)	13) Priority Application No.	Priority No	PRIORITYAPPNO	WB System DB				
	14) Date of Priority Application	Priority Date	FIRSTDESIGNDATE	WB System DB				
	15) Priority Country	Priority Country	FIRSTDESIGNCOUNTRY	WB System DB				
Contents (at Filing)	1) Drawing(s)	Design	?	WB System DB				
	1) Filing Date	Filing Date	FILINGDATE	WB System DB				
Bibliographic Data Generated after Filing	2) Publication (A) No.	-	-	-			Note: In DGIPR, there is no unique number for published front page of every application. They call the gazette no as Publication No.	
	3) Date of Publication A	Publication A	STARTDATE, ENDDATE	WB System DB				
	4) Classification	Classification	CLASS	WB System DB				
	5) Date of Withdrawal	Legal Status	Legal Status	If there is the Disposition Date of the withdrawal notice of the application on Withdrawal Ledger (H2-HC 04.06), the status should be "Withdrawal".	<Withdrawal & Refusal Ledger (H2-HC 04.06), Director's Secretariat>	NA There is no digitalized information.	NA	Written Withdrawal or Withdrawal Deemed
		Legal Date	Legal Date	Disposition Date of the withdrawal notice	<Withdrawal & Refusal Ledger (H2-HC 04.06), Director's Secretariat>	NA There is no digitalized information.	NA	
	6) Date of Refusal	Legal Status	Legal Status	If there is the Disposition Date of the withdrawal notice of the application on Withdrawal Ledger (H2-HC 04.06), the status should be "Withdrawal".	<Withdrawal & Refusal Ledger (H2-HC 04.06), Director's Secretariat>	After publication A period, If "Ditolak (Refusal)", D3 = Marked, or "Hasil (Result)", D4 = "Ditolak", Then "Legal Status" = "Refused".	After publication A period, D3 (Subs. Exam DB None Opposition), D4 (Subs. Exam DB for Opposition Cases)	
Legal Date		Legal Date	Disposition Date of the refusal notice	<Refusal Ledger (H2-HC 04.06), Director's Secretariat>	"Tanggal (Date)", D3 or "Tanggal Penyelesaian(The date of the Resolution)", D4	After publication A period, D3 (Subs. Exam DB None Opposition), D4 (Subs. Exam DB for Opposition Cases)		

Table A7-24(3) Industrial Design: Data Source for IPDL (Application Information)

Information/Data Type	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source 2	Data Source 2	Notes	
Bibliographic Data Generated after Filing	7)Date of Certification	Legal Status	If "NO_PERMH (Application No)" and "TGLGR (Granted Date)" of the application exist on D2, the status should be "Granted."	<D2; Certification Table(Excel),Certification Section>				
		Legal Date	TGLGR (Granted date)	<D2; Certification Table(Excel),Certification Section>				
	8)Certification No.	Registration No (ID No)	ID (ID Number)	<D2; Certification Table(Excel),Certification Section>				
		9)Publication (B) No.	-	-	-	-	-	Not exist
	10)Date of Publication B	Publication B Date	NA	NA	NA	NA	NA	Not exist
		11)Any Updated Bibliog. Data	Other Information		Application Document			There is no digitalized information.
	Registered Date	Registered Date	TGLGR (Granted date)		<D2; Certification Table(Excel),Certification Section>			
		Gazette A No	Gazette A No	PUBLICATIONNO	WB System DB			
	Gazette B No	Gazette B No	Gazette B No	NA	NA	NA	NA	Not exist
		No of Design	No of Design	NA	NA	NA	NA	Not exist
	Court Information	Court Information	Court Information		Application Document			

Table A7-25(1) Industrial Design: Data Source for IPDL (Status Information)

NA: Not Available

- : No column on IPDL

█ : Only paper record. Not available for IPDL

Status Information	Stage/Status	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source 2	Data Source 2	Notes	
Latest Stage/Status of the Application	1)Publication (A) Period	-	-	-	-	-	Date of starting publication A is displayed as Publication Date on the IPDL. Publication period should be for 3 months from the publication start date.	
	2)Substantive Examination Stage	Legal Status	NA	NA	NA	NA		
	3)Withdrawn	Legal Status	If there is the Dispatch Date of the withdrawal notice of the application on Withdrawal & Refusal Ledger (H2-HC.04.06), the status should be "Withdrawal"	Withdrawal & Refusal Ledger (H2-HC.04.06); Director's Secretariat				
		Legal Status (date)	Dispatch Date of the withdrawal notice.	Withdrawal & Refusal Ledger (H2-HC.04.06); Director's Secretariat				
4)Refusal	Legal Status	If there is the Dispatch Date of the refusal notice of the application on Withdrawal & Refusal Ledger (H2-HC.04.06), the status should be "Refused"	Withdrawal & Refusal Ledger (H2-HC.04.06); Director's Secretariat					
	Legal Status (date)	Dispatch Date of the refusal notice.	Withdrawal & Refusal Ledger (H2-HC.04.06); Director's Secretariat					
						After publication A period, D3 (Subs. Exam DB None Opposition), D4 (Subs. Exam DB for Opposition Cases)		
						After publication A period, D3 (Subs. Exam DB None Opposition), D4 (Subs. Exam DB for Opposition Cases)		

Table A7-25(2) Industrial Design: Data Source for IPDL (Status Information)

Status Information	Stage/Status	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source 2	Data Source 2	Notes	
Latest Stage/Status of the Application	5)Registered and Certificate Issued	Legal Status	If "NO_PERMH (Application No)" and "TGLGR (Granted Date.)" of the application exist on D2, the status should be "Granted."	D2: Certification Table(Excel), Certification Section				
		Legal Date	TGLGR (Granted date)	D2: Certification Table(Excel), Certification Section				
Latest Status of the Registered Right	1)Transferred	Other information (Status)	The status "Transferred" should be displayed if data exist in the field of "Date of Transfer"	Transfer Ledger (H2-HC.04.03), Director's Secretariat	The status "Transferred" should be displayed if data exist in the field of "Date of Transfer"	Copy of the Transferee Decision Notice	There is no digitalizes information which is available for IPDL.	
		Other information (Date of transfer)	Dispatch date of Decision Notice	Transfer Ledger (H2-HC.04.03), Director's Secretariat	Dispatch date of Decision Notice	Copy of the Transferee Decision Notice	There is no digitalizes information which is available for IPDL.	
		Other information (Transferor)	Transferor	Copy of the Transferee Decision Notice			There is no digitalizes information which is available for IPDL.	
		Other information (Transferee)	Transferee	Copy of the Transferee Decision Notice			There is no digitalizes information which is available for IPDL.	
	2)Licensed		Other information	NA	NA	NA	NA	No regulation
			Other information	The status should be "Cancelled" if data exist in the field of "Date of Cancellation"	Cancellation Ledger (H2-HC.04.09), Director's Secretariat			There is no digitalizes information which is available for IPDL.
			Other information (Date of Cancellation)	Dispatch date of Decision Notice	Cancellation Ledger (H2-HC.04.09), Director's Secretariat			There is no digitalizes information which is available for IPDL.

Table A7-26 Industrial Design: Data Source for IPDL (Information on Post Registration Event)

3.Information on Post Registration Event

NA: Not Available

: No column on IPDL

: Only paper record. Not available for IPDL

Event	Information/Data Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source	Item Name of Data Source 1	Data Source	Notes	
Transfer	1)Registered Date of Transfer	Legal status	If the application is recorded on Transfer Ledger (H2-HC.04.09), the status should be "Transferred"	Transfer Ledger (H2-HC.04.09) Director's Secretariat			There is no digitalizes information which is available for IPDL	
		Legal status (Date)	Dispatch date of Decision Notice					
		Other information	1)If the application is recorded on Transfer Ledger (H2-HC.04.09), "Transferred" should be displayed. 2)Dispatch date of Decision Notice					
License	2)Name of Transferee 3)Address of Transferee 4)Certificate No.	Other information	Name of Transferee	Copy of the Transferee Decision Notice			No regulation	
		Other information	Address of Transferee					
		Registration No	NA		NA			
		Other information	NA		NA			
Cancellation	1)Date of Cancellation	Legal Status	If the application is recorded on Cancellation Ledger (H2-HC.04.09), the status should be "Cancelled"	Cancellation Ledger (H2-HC.04.09) Director's Secretariat			There is no digitalizes information which is available for IPDL	
		Legal status (Date)	Dispatch Date					
		Other information	1)If the application is recorded on Cancellation Ledger (H2-HC.04.09), the status should be "Cancelled" 2)Dispatch Date					

Figure A7-4 Copyright: Data Migration Flow

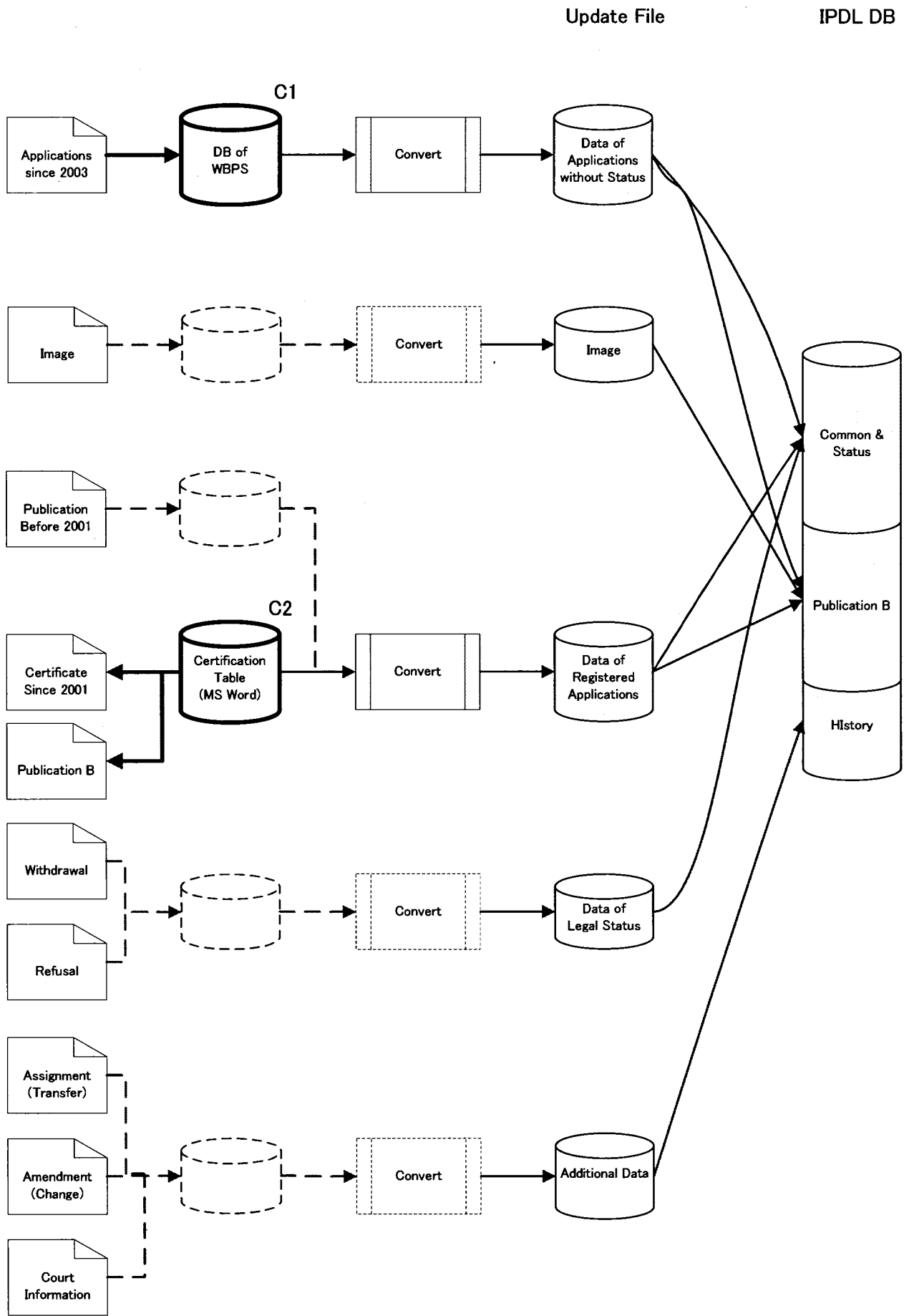


Table A7-27 Copyright: Outline of Register for Certification Table (C2)

JICA team member: Kazuki HARA

Creator (DGIPR):

*Register: The ledger/ book/ table/ DB/ e-file which is used in each team/ group/ section/ division.

1) Name of Section and Department	Certification Section, Directorate of Copyright, Industrial Design, Layout Design of IC and Trade Secret
2.1) ID in Procedure Flowchart	O
2.2) ID in DataMigration (Visio)	C2
3.2) Name of Register	Certification (Registration) Table
3.2) Name of File	~Temp45.Doc
4) Place of Register	Certificatin Section, Directorate of Copyright
5) Name of Book Keeper	Anton Edward
6) Name of Manager	Marsil, SH.MH.
7) Format of Register	PC
8) DB Information	MS Word
9) Objective of Registration	Record of certification
10) First Date of Entry	16-Aug-01
11) Number of Records	6326

Entry Item	11) Name of Item	12)Attribute (No. of digit	13) Time/condition of Entry	14) Remarks	Digits	
①	Agenda No (No Permohonan)	Vchar	after receiving substantive examination result		14	
②	Registration No. (No Daftar)	Vchar				12
③	Date of Registration (Tgl Daftar)	Date		Same as Application Date		6
④	Author Name (Pencipta)	Vchar				10
⑤	Author Address (Alamat Pencipta01)	Vchar		Street		15
⑥	Author Address-2 (Alamat Pencipta02)	Vchar		Province		4-5
⑦	Author Country (Kewarganegaraan)	Vchar				5
⑧	Applicant (Right Holder) (PemegangHC)	Vchar				10
⑨	Applicant Address (AlamatPemegang01)	Vchar				256
⑩	Applicant Address-2 (AlamatPemegang02)	Vchar		Province		256
⑪	Applicant Country (KewarganegaraanHC)	Vchar				8
⑫	Category (JenisCiptaan)	Vchar				9
⑬	Title (JudulCiptaan)	Vchar				12
⑭	Date and Place of First Announcement (Pengumuman)	Vchar				5-6
15	Date of Director's signature (Tgl tandatangan)	Date	After receiving Director's signature on Certificate		7	
Status Management	15) Name of the item to indicate status: ()					
	16) Name of Status	17) Value	18) Description of Status			
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
6						

	First applicatin of the year		Last application of the year		Total / year
	Registration Date	Agenda Number	Application Date	Agenda Number	
1997					
1998					
1999					
2000					
2001	16-Aug-01	C00200100775-818			
2002					
2003					
2004					
2005			29-Aug-05	C00200502327-2421	
			Total Apin		6326

Table A7-28(1): Copyright: Data Source for IPDL (Application Information)

NA: Not Available
- : No column on IPDL
: Paper record. Not available for IPDL

Status Information	Stage/Status	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1 (: English Name)	Data Source 1	Data Source 2	Item Name of Data Source 2 (: English Name)	Data Source 2	Note
Bibliographic Data (at Filing)	1)Application Date	Application Date	APPLICATIONDATE	WB System DB		Tgl Dafter (Registration date)	<Certification Table (Word), Certification Section>	
	2)Application No./Agenda No.	Agenda No	APPLICATIONID	WB System DB		No Permohonan (Application No)	<Certification Table (Word), Certification Section>	
	3) Author(s) Name	Author	NA	WB System DB		Pencipta (Author)	<Certification Table (Word), Certification Section>	
	4) Author(s) Country	Author	NA	WB System DB		Kewarganegaraan (Nationality)	<Certification Table (Word), Certification Section>	
	5) Author(s) Address	Author	NA	WB System DB		Alamat Pencipta (Author's Address)	<Certification Table (Word), Certification Section>	
	6)Applicant(s) Name	Applicant	NAME	WB System DB		Pemegang HC (Copyright Holder)	<Certification Table (Word), Certification Section>	
	7)Applicant(s) Country	Applicant	COUNTRY CODE	WB System DB		Kewarganegaraan HC (Copyright Holder's Nationality)	<Certification Table (Word), Certification Section>	
	8)Applicant(s) Address*	Applicant	ADDRESS	WB System DB		Alamat Pemegang (Holder's Address)	<Certification Table (Word), Certification Section>	
	9)Consultant Name	Consultant	CONSULTANTNAME	WB System DB				
	10)Consultant Address	Consultant	CONSULTANTADDRESS	WB System DB				

Table A7-28(2): Copyright: Data Source for IPDL (Application Information)

Status Information	Stage/Status	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1 (: English Name)	Data Source 1	Item Name of Data Source 2 (: English Name)	Data Source 2	Note
Bibliographic Data (at Filing)	11) Title	Title	TITLE	WB System DB	Judul Ciptaan (Title of the creation)	<Certification Table (Word), Certification Section>	
	12) Date and Place of First Announcement	First Published Date	FIRSTPUBLISHDATE	WB System DB	Pengumuman (Announcement)	<Certification Table (Word), Certification Section>	
	13) Category	Classification	CPDETAIL	WB System DB	Jenis Cipta (Kind of creation)	<Certification Table (Word), Certification Section>	
	14) Description	Description	DESCRIPTIONS	WB System DB			
Contents (at Filing)	1) Copy Write Work(s)	Image	NA	NA			
	1) Filing Date	-	-	-			
Bibliographic Data Generated after Filing	5) Date of Withdrawal	Legal Status	Withdraw" appears on the screen only if the information is written down on the refusal ledger	<Refusal Ledger (H2-HC- 03.08), Director's Secretariat>			
		Date	Issue Date	<Refusal Ledger (H2-HC- 03.08), Director's Secretariat>			

Table A7-28(3): Copyright: Data Source for IPDL (Application Information)

Status Information	Stage/Status	IPDL item Name	Item Name of Data Source 1 O: English Name	Data Source 1	Item Name of Data Source 2 O: English Name	Data Source 2	Note
6)Date of Refusal	Legal Status		"Refused" appears on the screen only if the information is written down on the refusal ledger	<Refusal Ledger (H2-HC-03/08) Director's Secretariat>			
	Date		Issue Date	<Refusal Ledger (H2-HC-03/08) Director's Secretariat>			
7)Date of Registration	Legal Status		"Registered" appears on the screen only if the information is entered into the certification table.	<Certification Table (Word), Certification Section>			
	Date		Tgi Daftar	<Certification Table (Word), Certification Section>			
8)Certification No.	Registration No		No Daftar	<Certification Table (Word), Certification Section>			
	11)Any Updated Bibliog. Data	Other Information	"Data" appears on the screen only if the information is written down on the decision notice ledger	<Decision Notice Ledger(H2-HC-03/04/08) Director's Secretariat>			

Bibliographic Data
 Generated after
 Filing

Table 7-29 Copyright: Data Source for IPDL (Status Information)

NA: Not Available
- : No column on IPDL
[shaded box] : Paper record. Not available for IPDL

Status Information	Stage/Status	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source 2	Data Source 2	Note
Latest Stage/Status of the Application	1)Formality Examination Stage	-	-	-	-	-	
	3)Substantive Examination Stage	-	-	-	-	-	
	4)Withdrawn	Legal Status	Refer to the next cell	<Refusal Ledger (H2-HC.03.08), Director's Secretariat> 1. Issue No 2. Agenda No 3. Applicant Name 4. Applicant Address 5. Issue Date			
	5)Refusal	Legal Status	Refer to the next cell	<Refusal Ledger (H2-HC.03.08), Director's Secretariat> 1. Issue No 2. Agenda No 3. Applicant Name 4. Applicant Address 5. Issue Date			
	6)Registered and Certificate Issued	Legal Status	Refer to the next cell	<Certification Table (MS Word), Certification Section> 1. Agenda No 2. Registration No. 3. Date of completion etc.			
	1)Transferred	Other Information	Refer to the next cell	<Transfer Notice Ledger (H2-HC-03.04), Director's Secretariat> 1. Issue No 2. Issue Date 3. Agenda No 4. Name of Transferee			
Latest Status of the Registered Right	2)Licensed	Legal Status	NA	NA			
	3)Cancelled	Other Information	NA	NA			

Table A7-30 Copyright: Data Source for IPDL (Information on Post Registration Event)

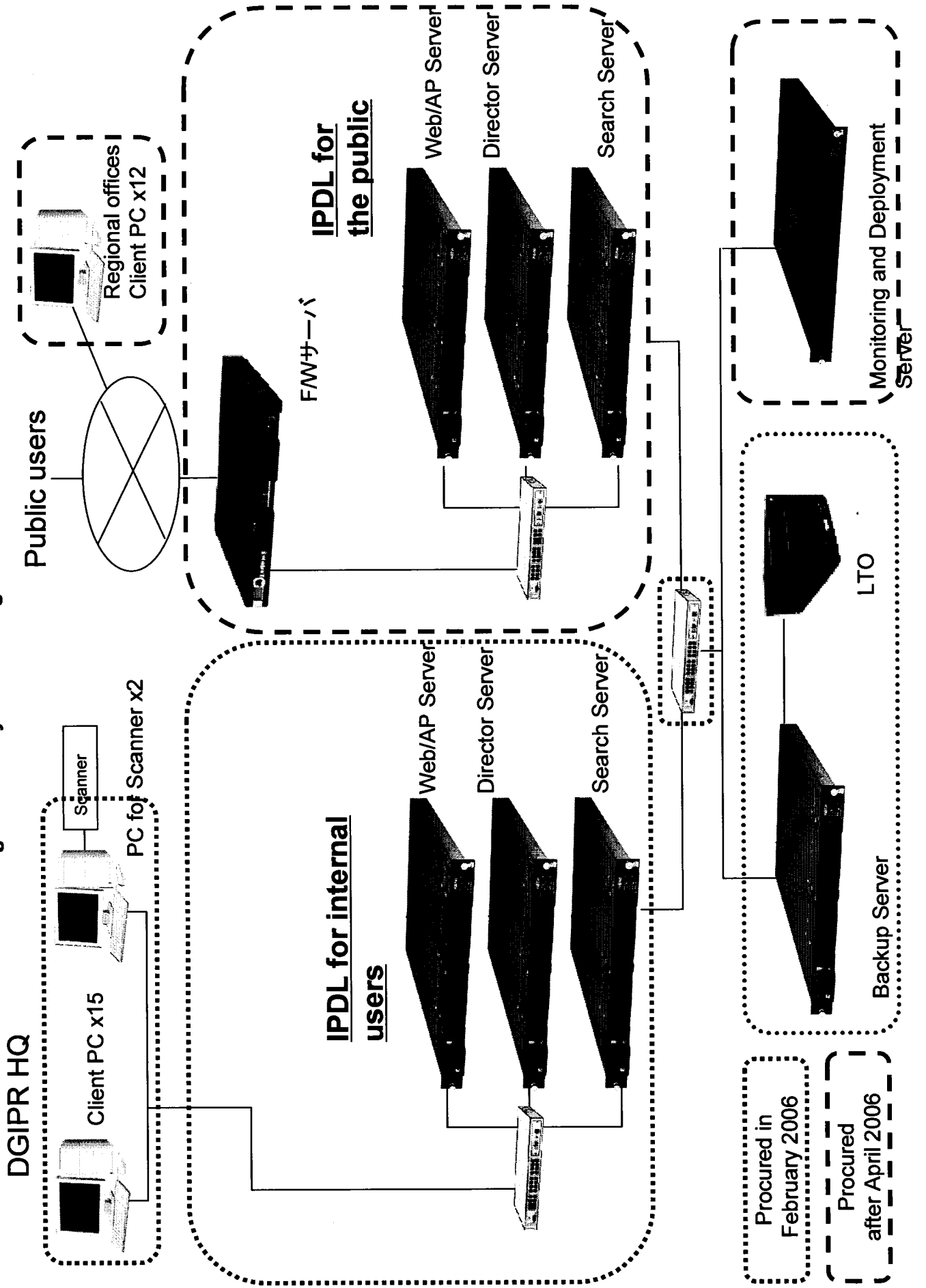
NA: Not Available
 - : No column on IPDL
 [shaded box] : Paper record. Not available for IPDL

Event	Items	IPDL Item Name	Item Name of Data Source 1	Data Source 1	Item Name of Data Source 2	Data Source 2	Note
Transfer	1)Registered Date of Transfer	Other Information	issue Date	<Transfer Notice Ledger (H2-HC-03.04), Director's Secretariat>			
	2)Name of Transferee	Other Information	Name of Transferee	<Transfer Notice Ledger (H2-HC-03.04), Director's Secretariat>			
	3)Address of Transferee	Other Information	NA	NA			
	4)Certificate No.	Registration No	NA	NA			
License	1)Type of License	Other Information	NA	NA			
	2)Name of Licensee(s)	Other Information	NA	NA			
	3)Address of Licensee(s)	Other Information	NA	NA			
Cancellation	1)Date of Cancellation	Legal Status	NA	NA			
		Other Information	NA	NA			

Appendix 8

Figure A8-1 System Configuration of IPDL

Figure A8-1 System Configuration of IPDL



4 システム維持管理必要経費

IPDL の運用・維持には次の経費が必要と推定される。

(Unit: US dollars/year)

Costs and expenses required	2007	2008	Assumptions
(1) Maintenance support service for hardware			
1) Servers (10 units)	0	3,700	On spot service
2) Data storage (LTO Library) (1 unit)	0	1,200	On spot service
3) Computers (29 units)	0	4,100	On spot service
Sub-total	0	9,000	
(2) Technical support service for software			
1) Back-up software	700	700	On spot service
2) Database software	500	500	On spot service
Sub-total	1,200	1,200	
(3) Maintenance fee for security software	400	400	Online support and continuous version update
(4) Internet access fee of regional offices	800	800	Dial-up access fee
Total	2,400	11,400	

Note: “Year” means January through December.

上記経費推定には次点が前提されている。

1) ハードウェア、ソフトウェアの保守サポート費用

ハードウェア、ソフトウェアの保守サポートは、いずれも最も経費の安い “On spot service” によることを想定している。実際にサポートを受ける回数がここで予測した回数より少なければ実際の保守経費はより少なくなる。但しこの場合、予測困難な予備部品代はサービスの対象外となるため、サポート要請の内容によっては予算オーバーの危険性もあり、その意味では予算が許すならば Maintenance support service contract を利用するのが最適と考えられる。

ソフトウェア保守については、オンサイトサポートが必要なケースはここで想定したよりも少ないと想定されることから On spot service を想定したが、もし、もっと技術サポートが必要と考えられるなら、Technical support service contract を選択する必要がある。

2) セキュリティー・ソフト維持費用

当システムにとってセキュリティーは決定的に重要であることから、維持契約を締結することを薦める。

3) インターネット接続

現在の高速接続の契約を引き続き利用するという前提で、ここでは追加経費は見込んでいない。

4) 地方支局のインターネット接続料

知的財産権に関する情報の地方支局との共有を実現するためには、地方支局のダイヤルアップによるインターネット接続のための費用を予算化しておくことが必要である。現在地方支局では、インターネットへのダイヤルアップ接続に必要な電話線が限られているが、さらに、電話料については予算化されていない。

5 運用、保守・管理体制

IPDL システムの運用、保守・管理にかかる DGIPR 内体制として、次の体制を想定している。

5.1 運用にかかる体制

(1) ヘルプデスク

運用開始にあたり、DGIPR 内の利用者に対する利用方法周知を実施した。同時に、操作マニュアル（インドネシア語版および英語版）が用意された。今後は、新しいユーザーに対する対応は基本的にこのマニュアルにより行われることになるが、その際の疑問等については「ヘルプデスク」を設置して対応することとしている。

「ヘルプデスク」は IT 局内に設置され、DGIPR 内部の利用者、外部利用者の両者からの質問等に一次的に対応する。ここで対応できない質問に対応するために、各 IP 局は「ヘルプデスク・サポート」担当者を指名している。各サポート担当者は、内容により自ら回答を用意したり、必要な場合はさらに局内の担当者の助けを得て回答を用意し、「ヘルプデスク」経由で利用者に回答する。

「ヘルプデスク」はこれらの回答を記録し、質問頻度の高い質問については FAQs としてまとめ、IPDL のヘルプ画面で利用者に提供する。また、必要に応じマニュアルの改訂を行う。

(2) システム運用についての協議体制

システムを運用してゆく中で改善などの必要性が生じることを想定し、利用者である各 IP 局を含めてその方向について協議する体制が必要である。こうした体制は、IPDL の運用について協議するだけにとどまらず、DGIPR が更なる IT 化をすすめる上でも有用である。これに関連し、IT 化方針についての協議を行う組織としての IT 化推進コミッティ、各 IP 局の IT 化推進担当の設置が望ましい。この点については、「VI DGIPR の知的財産権行政 IT 化および IT 関連人材育成にかかる提言」の提言 (12) を参照のこと。

5.2 保守・管理体制

(1) 業務処理システムから IPDL への定期的データ移行

これまで業務処理システムに蓄積されてきたデータについては、運用開始にあたり一括して IPDL システムに移行された。今後のデータ移行は、WBPS および TMNS に入力されるデ

ータについては自動的に IPDL に移行される。それ以外の個別ファイルに入力されるデータについては、各個別ファイルの担当者が、あらかじめその PC にインストールされるデータ提出用ファイルに定期的に提出することで、その後は自動的に移行が行われる。

したがって、基本的にはデータ移行については自動処理に近いといえるが、個別ファイルからの提出は各担当者が適宜に実施するため、提出が確実に実施されているかどうかをモニターする担当者が各 IP 局に必要である。

(2) 不足・欠陥データの補正、非電子データの電子化

DGIPR では機械化前に処理されたデータが非電子データとして保持されている。また、機械化後もこれまでに複数の処理システムが使用されたり、また、多数の非公式ファイルが使用されてきたために、データの所在が不明なもの、データに誤りや脱落・重複があるもの、イメージがまだ入力されていないものなどがあり、公開できる情報に制約がある。今後こうしたデータを補正し、非電子データを電子化することで公開できる情報を増やす努力が必要である。

これらの作業は IT 局だけでできるものではなく、各 IP 局の協力、共同作業が必要である。先に述べた IT 化推進のための体制を通じて作業方針を決め、逐次実施することが望ましい。

(3) システムの日常的保守管理

システムの日常的保守管理は IT 局の担当である。システム保守管理に関するマニュアルは次の事項について準備されている。

対象者	マニュアル
System administrator	1) Maintenance Manual 2) System administration 3) Job schedule 4) Backup & recovery 5) User management 6) Various definition files
System operator	1) Daily operation procedure 2) Monthly operation procedure 3) Annual operation procedure 4) Public IPDL updating 5) Error operation 6) Various log files and the locator 7) One time migration
PC File Submitter	- PC file submission

これらの保守管理マニュアルは、IT 局 System Development Sub-directorate の Sub-director の責任のもとで保管されるべきである。

その他の保守管理については、DGIPR が自分で実施すべき事項、関係先に対応を依頼すべき事項、外注により対処すべき事項などがある。表 IV-5-1 はこれらの主要な事項についてまとめている。

表 IV-5-1 IPDL システムの保守

Category of Maintenance	Objectives	Major maintenance processes included	Transfer of maintenance method to DGIPR
Migration Operation	To store the entered data into the IPDL system	<ul style="list-style-type: none"> ● Submit the data to File Submission Program from the files of the data entry. ● Import the submitted data into IPDL System. 	Following Maintenance Manuals will be prepared by the Team: <ul style="list-style-type: none"> - PC File Submission - Daily/Monthly/Annual Operation Procedure
Start and shut down	To start and shut down the system	<ul style="list-style-type: none"> ● Start UPS ● Start Servers ● Start Programs ● End Programs ● Shut down Servers 	Following Maintenance Manuals will be prepared by the Team: <ul style="list-style-type: none"> - System Administration - Job Schedule
Registration and change of user ID/Password	Register the new users, and amend their information		Following Maintenance Manuals will be prepared by the Team: <ul style="list-style-type: none"> - User Management
Back-up of data	Save application and registration data	<ul style="list-style-type: none"> ● Daily back-up ● Weekly back-up 	Following Maintenance Manuals will be prepared by the Team: <ul style="list-style-type: none"> - Backup and Recovery
Restoration of back-up data	Restore the application and registration data, when the server fails and the data is lost/ damaged	<ul style="list-style-type: none"> ● Restoration of daily back-up data ● Restoration of weekly back-up data ● Manual entry in case of necessary 	Following Maintenance Manuals will be prepared by the Team: <ul style="list-style-type: none"> - Backup and Recovery

Category of Maintenance	Objectives	Major maintenance processes included	Transfer of maintenance method to DGIPR
Upgrade functions	Reform the System according to new requirements		<p>Out of the Scope of the Study.</p> <p>The Team will prepare:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Data Base Design • System Structure Design • Various Definition Files <p>Need to call a contracted service, who can handle the upgrading, or</p> <p>DGIPR needs to nurture the own staff to develop necessary programs using the specification documents and source code.</p>
Hardware troubles	Cope with unexpected errors		<p>Need to call the service point of the relevant vender.</p> <p>PCs in the regional offices: 2 years warranty period</p> <p>Other PCs and servers: 1 to 1.5 years warranty period depending on the time of procurement</p>
Application software troubles	Cope with hidden defects.		<p>The Team will take responsibility for the troubles until 16 March 2007.</p> <p>After the period;</p> <p>Need to call a contracted service, who can handle the troubles, or</p> <p>DGIPR needs to nurture the own staff to handle the troubles.</p>

Category of Maintenance	Objectives	Major maintenance processes included	Transfer of maintenance method to DGIPR
Program Errors	Cope with hidden defects.		<p>The Team will take responsibility for the errors until 16 March 2007.</p> <p>After the period;</p> <p>Need to call a contracted service, who can handle the troubles, or</p> <p>DGIPR needs to nurture the own staff to handle the troubles.</p> <p>The Team will provide the specification documents and source.</p>
Unknown troubles	Cope with the unknown troubles.		<p>The Team will be ready for consultation on the trouble.</p> <p>If the trouble is found to be related to the hardware;</p> <p>Need to call the service point of the relevant vender;</p> <ul style="list-style-type: none"> - PCs in the regional offices: 2 years warranty period - Other PCs and servers: 1 to 1.5 years warranty period depending on the time of procurement <p>After the period;</p> <p>Need to call a contracted service, who can handle the troubles, or</p> <p>DGIPR needs to nurture the own staff to handle the troubles.</p>

V IT 関連人材の育成計画

1 目的と調査の概要

ここでの目的は、構築された IPDL システムの活用と維持を行えるよう、IT 活用技術およびコンピュータシステム維持管理能力向上のための人材育成プログラムを提案し、パイロット的に実施する、また、その結果をもとに人材育成計画を提言することにある。

人材育成計画策定に当たっては、DGIPR 内の IT 部門の役割、IT スタッフの育成目標について明確にする必要がある。IT 部門の役割には、大きく分けて次の 2 つの選択肢が想定される。

- 既存システム、今後開発されるシステムの運用・維持を図ることの出来る IT 部門とする。
- 知財権行政の業務処理 IT 化をリードすることが出来る IT 部門とする。

DGIPR は IT 部門に後者の役割をも期待している。しかし本調査では、IPDL システムの活用と維持を目的としていることから、基本的には前者の範囲内で分析と提言を行っている。但し、こうした調査範囲上の制約はあるものの、可能な限り後者の視点からの提言をも含めるようにしている。

本項における調査のステップは次のとおり。

- 1) 現状把握
- 2) 育成概念の設定
- 3) 育成プログラムおよび実施計画の策定
- 4) 育成（パイロット）プログラムの実施
 - a) IT 基礎研修の実施
 - b) IT 応用研修の実施
 - c) システム操作・運用、保守・管理教育マニュアルの作成
 - d) 操作・運用、保守・管理教育の実施
- 5) 育成（パイロット）プログラム実施結果の総括と人材育成プログラム提言

2 現状の把握

2.1 DGIPR の IT 部門組織と役割

DGIPR において IT 化の推進、IT にかかる運用と保守管理を担当しているのは IT Directorate である。現在の IT 局 (IT Directorate) は知的財産権業務における IT 化推進の視点から、世界銀行支援プロジェクトにより提言され、2001 年 5 月に設立された。提言は、DGIPR のコンピュータ化されたシステムの維持管理を専門とする部局を設立するものである。それまでは、各 IP 局 (特許、商標、工業デザインおよび著作権局) が担当業務内でそれぞれにアプリケーションの採用、維持管理を行っていた。このことが、データの扱い、更新や保存管理について、DGIPR 内部局間で現在不一致をもたらしている原因のひとつと思われる。

IT 局内には下記の 4 つの Sub-directorate があり、総人員は 24 名 (管理職 6 名、技術職 18 名) である。各 Sub-directorate の役割は以下の通りである。

(1) システム開発 Sub-directorate

名称は「システム開発」となっているが、実質は「システムの運用」を業務としている。この Sub-directorate には、現在稼働中のシステムを運用するために、以下の 2 つの Section がある。

- DB & Application Section: 現行システムのデータベースとアプリケーション・プログラムの運用および支援
- Production Section: 現行システムの日常的運用と定期的バックアップ処理業務を行なっている。

前者は、世銀支援により開発された特許支援システムと、DGIPR にて開発改良した商標の業務処理システムについて、データベースとアプリケーション・プログラムの運用および支援業務を行っている。データベースは Oracle で、アプリケーション・プログラムは Java、Visual Basic で書かれている。Oracle については、期間保守契約はなされておらず、問題があるときには、専門の技術者の派遣をうけることになる。商標の業務処理システムは、外注により開発したものを IT 局で改良し、商標新システムとして運用している。維持管理上、比較的問題は少ない。

後者の日常的運用とデータのバックアップ処理の内、バックアップ処理では、日ごとと 1 週間ごとの処理を行なっている。現在バックアップ・サーバーが故障しており、個人の PC で処理を行なっている。このため、容量や能力に制限があり、安定したバックアップという点

では問題がある。また、災害、紛失、盗難などに備えてのバックアップ・データの外部保管は、現在行なわれていない。

(2) システム・サポート Sub-directorate

システム・サポート Sub-directorate は、DGIPR が保有するネットワーク環境（サーバー、PC、ネットワーク回線）に関する保守管理業務と、庁内のユーザーに対する技術相談のサービスを行なっている。次の2つの Section がある。

- **Help Desk Section:** ハードウェアの保守と、庁内のユーザーに対する技術的相談の窓口サービス
- **System Network Section:** イン트라ネット（庁内のネットワーク）およびインターネットのネットワーク・サーバー管理業務

外部との接続に関するセキュリティー確保、ファイヤー・ウォール管理は後者の重要な担当業務である。

外部とのネットワークは、現在 PT テレコム社の 128Kbps の回線と、IDC ホスティングサービスを利用している。容量には余裕があるが、アクセスの回線スピードが遅い。

(3) システム・プロセス Sub-directorate

システム・プロセス Sub-directorate はシステム化の計画と外注化の管理が責任業務である。また、システムのアップグレード、新規ハード・ソフト購入、人材教育などについての予算計画とその管理も担当業務である。以下の2つの Section がある。

- **Process Development Section:** システム開発のための業務分析およびアプリケーションの概念設計、アウトソースする際の機器調達や外注契約管理業務
- **Web-site Section:** DGIPR の Web ページの開発／更新や維持

但し、現行の世銀支援システムについては、システムの図書（概念設計や仕様書類）、システム・マニュアルや操作マニュアル、保守マニュアルなどの保管ができていない（作成されていないといわれる）。

(4) ドキュメント Sub-directorate

申請人より DGIPR に提出されたオリジナル・ドキュメントの整理・保管等管理を行なっている。ドキュメントの分類に応じた以下のセクションが設けられている。

- 特許のドキュメント管理 Section
- 商標のドキュメント管理 Section
- 工業意匠・著作権のドキュメント管理 Section

2.2 DGIPR の IT 要員と現行育成体制・プログラム

(1) IT 要員

下記の表 V-2-1、V-2-2、V-2-3 は、それぞれ現在の IT Directorate のスタッフおよび Sub-director の業務経験、研修プログラムへの参加経験、今後の研修への希望について質問票調査を行い、その現状を把握したものである。

学歴については半数以上のスタッフがコンピュータ科学の学士保有者であり、IT に関しては 3 年または 4 年の経験をもっているが、15 人のうち 4 人は新入職員である。80%のスタッフが自宅でパソコンを保有しているが、インターネットを利用しているのは 50%にとどまっている。

なお、公的な IT 資格を保有しているものはいない。

表 V-2-1 IT 部門スタッフの現状

	グループ (G) 名	部門内における役割	学歴専攻	経験年数	インターネット 利用経験	保有資格
1	プロセス開発G	新規開発システムの分析・設計・企画	ME	4	Yes	Windows, Linux CEH
2		Website	CS	4	No	
3		Website	CS	4	Yes	
4		Website	CS	4	No	
5		Website	CS	4	No	
6	システム開発G	適用業務保守	IE	3	Yes	Linux
7		適用業務保守	EE	1	Yes	
8		ハードウェア保守	EE	3	Yes	
9		データベース管理	EE	3	No	
10	システム・サポートG	アドミニストレーター	EC	1	No	Linux Linux Linux, CCNA Linux, CCNA, CEH
11		ネットワーク管理	EE	3	Yes	
12		ネットワーク管理	CS	1	Yes	
13		ネットワーク管理	CS	2	Yes	
14		ネットワーク管理	EE	4	Yes	
15	ドキュメントG	電子ドキュメント作成	IT	1	No	

(注) ME: Mechanical Engineering (Degree)
 CS: Computer Science (Degree)
 IE: Information Engineering (Degree)
 EE: Electrical Engineering (Degree)
 IT: Information Technology (Degree)
 CEH: Certified Ethical Hacker
 CCNA: CISCO Certified Network Administrator

(2) IT 人材育成体制・プログラム

下記に見られるように、DGIPR における IT 人材育成の体制は整っていない。IT Directorate 内で人材育成を担当する部門も決まっていない。

これまでに DGIPR において実施された IT に関連する人材研修は、次のとおりである。

1) 職員全般に対する研修

審査官等への IT 関連研修は、世銀支援プロジェクトのもとで Windows の使用法、Word、Excel の使い方などについて、3 日間コースが 2 回実施された。回数に制限があり全職員 400 人の希望を満たせないため、2003 年以降は IT 局のエンジニアが、PC の前でマンツーマンで合計 300 名にコンピュータの基礎を教えた。

2) IT Directorate に対する研修

OS 入門、ネットワーク入門、Web プログラミング入門につき、それぞれ 3 日間コースが 2 回実施された。IT 局の全てのスタッフが参加したが、先に述べたアンケート調査によれば、満足度はあまり高くはない。いずれも入門程度であり、IT エンジニアとしてはより高度な IT 研修を望んでいる。

過去の IT 研修への参加については、Linux には新人を除く全ての人に参加、Java プログラミングおよびデータベース入門としての SQL については、60%の人が参加した経験がある。過去の研修については、全て入門程度の研修であり、もっと高度な IT 研修を望むという意見が多い。

さらに、今後の IT 研修に望む技術項目についての要望として、次の事項が挙げられている。

1. システム分析、設計、プロジェクト管理などの開発企画に関連する研修は、今まで全く行われてこなかった項目であり要望が高い。
2. データベース設計や管理は、プロセス開発 G およびシステム開発 G で要望が高い。
3. ネットワーク技術と Web プログラミングに関する研修ニーズは全てのスタッフ共通に強い。
4. システム保守、システム管理は、担当グループであるシステム・サポート G 中心に要望が強い。

表 V-2-2 過去の研修への参加状況

研修タイトル	コース概要	プロセス開発 グループ	システム開発 グループ	システム・ サポート グループ	合計
Linux	3日間コース 2回実施 (WB Project)	5	1	5	11
Database SQL入門	3日間コース 1回実施 (DGIP研修)	6	3		9
Web Programming HTML, XML, Java	5日間コース 2回実施 (DGIP研修)	5	3		8
Network & System Administration	3日間コース 1回実施 (WB Project)	1		3	4
Others (CEH)		1		1	2

表 V-2-3 今後実施して欲しい研修

研修タイトル	プロセス開発 グループ	システム開発 グループ	システム・ サポート グループ	合計	備考
System Analysis	3	3	1	7	
System Planning	2	3		5	
System Project Management	1	3		4	
Database Administration	2	3		5	
Database Design	4	3		7	
Database Programming	4	3		7	
Database Performance Tuning		3		3	
Web Programming	4	3		7	XML, Java
Network Technology	4		4	8	
Network Management	1		4	5	
System Operation & Management	3	1	4	8	
System Maintenance	1	1	4	6	
Others (Please specify)			2	2	CCNA

3) 外部機関での研修機会について

次のような外部での研修機会があるが、DGIPRとしてはこれまでのところこうした外部研修への予算処置を講じていない。

- 民間の Microsoft 社や Oracle 社では、有料の IT 研修を実施している。参加費用は高価（100 ドル／日）である。
- 職業訓練学校や大学、専門学校でも研修機会を提供している。

これらの他、日本の特許庁（JPO）、WIPO なども IT 関連の研修機会を提供している。これらは知財権行政における IT 化というテーマを扱っており、貴重なコースである。

但し、IT Directorate が DGIPR で果たすべき機能という点では、その前提となる、IT 要素技術とその活用というテーマでの人材育成がまだ不足している。

3 IT人材育成のコンセプト提言

IT局の各 Sub-directorate の担当業務と、開発中の IPDL システムの運用と保守に必要とされる諸機能をもとに、IT 関連人材育成の基本コンセプトおよび本調査で実施されるべき計画について以下に提案する。

3.1 IT局の果たすべき役割

DGIPR における今後の IT 利用の開発や運用保守の現状と課題を勘案すると、今後 IT 部門として担当してゆくべき業務として次の事項をあげることが出来る。

(1) 運用管理

既存システムや新しく開発されるシステムの運用管理業務である。また、それにとまなうデータベースの維持管理も含まれる。これらは、IT 部門のいわば核となる機能であり、IT 部門の環境下にあるハード、ソフト、データベース、アプリケーション、E-mail などの全ての資源に対する処理要求 (Transaction) を、安定的に、安全に、かつ効率的に処理することが求められる。

すなわち、下記に示すシステム稼働の安定性と信頼性の確保が基本である。

1) システムの安定運用の確保

バッチ処理^(注) のターンアラウンドタイムの安定性の確保が求められる。オンライン処理^(注) も同様にレスポンスタイムの迅速性の確保が求められる。データベースは、一般的にデータ量が増大するのにもともない、パフォーマンスが低下するので、それに合わせたチューニングの技術が必要である。

2) システムの信頼性の確保

オンラインや E-mail、ホームページなどは、システムの故障 (ダウン) があると、幅広い多くのユーザーに迷惑が及ぶ。システムダウンを防ぐためには、ハード・ソフトの整備とともに、組織的、人的な、運用のサービス技術レベルの維持向上が求められる。

注) 特許処理、商標処理などの業務アプリケーション・システムは、基本的にはバッチ処理である。IPDL や E-mail などはオンライン処理である。

(2) 保守管理

保守管理の業務は以下の2つの内容に分けられる。

1) 現行システムの不具合の修理やアップグレードおよび修正 (Modify)

アプリケーション・システムのプログラムに欠陥がある場合や、法令の改正、処理手順の変更などでプログラムの修正や小規模の開発が必要になるケースに対処する機能が求められる。現在の組織では、この業務を遂行する部門や担当者が明確でない。

2) ネットワーク・インフラの保守管理

ネットワークの保守は、現在システム・サポート SD で行なっている。しかし、現在開発中の IPDL のようなシステムは、オンライン機能に加えて、バッチ処理とデータベース処理も含んだ複合的なシステムとなるので、保守点検の場合には、若干の OS やプログラムの技術知識も必要となる。

(3) 開発企画とプロジェクト管理

現在、プロセス開発 SD が行なっている IT 化開発計画、システム要件の分析、システム仕様書の作成、および、外注しての開発のための契約から検収に至るまでの管理である。DGIPR は現在システム開発は基本的に外注しているが、今後は小規模なものは独自開発を行うことも想定し、そのための機能を育成しておく必要がある。

(4) ユーザー教育

DGIPR のユーザー部門にたいする教育・研修も IT 部門の業務責任である。開発された新システムの操作方法は勿論であるが、ユーザーに対する IT 利用メリットの啓蒙などの IT 化推進活動も重要な役割である。現在、DGIPR 内ユーザーが独自に様々な Private File を作成利用し、混乱が見られるが、こうしたことが起こらないようにするための、守るべきルールなどの教育もこれに含まれる。

3.2 IT 部門の人材育成ターゲット

上記の、IT 局が果すべき役割を前提とした場合、各 Sub-directorate に対応した人材育成計画のターゲットは、下表のように定義される。

表 V-3-1 IT 人材育成目標

Sub-directorate	Section	IT 人材育成の目標
システム・プロセス	Process Development	<p>(システム開発技術者として)</p> <p>下記を含むシステム開発の計画および管理ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> システム分析および仕様作成 システム開発の外注管理 (外注契約および調達管理)
	Website	Webアプリケーションの開発ができる
システム開発	DB and Application	<p>(システム管理技術者として)</p> <p>下記の業務を遂行できるスキルを持つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存システム (DB、Network含む) の運用管理 システム資源の管理 キャパシティー・プランニング セキュリティ管理
	Daily Operation	<p>(システム運用技術者として)</p> <p>下記を含む既存および開発中の IPDL システムにつきシステムの経常的運用支援ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 日/週ごとのバックアップ処理
システム・サポート	Network Administration	<p>(システム保守技術者として)</p> <p>下記の業務が遂行できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存システムと開発中のIPDLシステムの、システム上の保守と改善 開発中のIPDLを含む既存のDB保守 ネットワークの保守 システム保守の計画と遂行管理 ユーザー教育の計画と実施
	Help Desk	既存システムやシステム資源 (ハードやソフト) に関するユーザーサポートができる

IT 局の各技術スタッフは、上記の人材育成目標に向けて、各自の現在の技術レベルを勘案、表 V-3-2 の目標習得年数を参考にして、各自のキャリア開発を行うものとする。

表 V-3-2 技術者レベル毎のキャリア開発目標設定

技術者のレベル	目標習得年数	キャリア開発目標
ジュニア・システム・エンジニア (SE)	1-3 年	シニア SE として必要な IT に関する基礎要素技術を習得する。
シニア・システム・エンジニア (SE)	4-6 年	IT 要素技術をマスターし、その技術知識を活用して、システム運用や開発・保守ができるスキルを身につける

4 IT人材育成計画とパイロットプログラム提言

4.1 IT人材育成計画の提案

前章で設定した IT 人材育成のコンセプトに基づく、育成上必要な研修コースを定義したのが表 V-4-1 である。各 IT 関連スタッフは、それぞれが目指すべき技術分野について、現段階での各自のレベルを勘案して必要なコースを選定し、前記キャリア開発目標に沿って研修を受けるものとする。

また、DGIPR としては、その時々スタッフを上記に基づいて必要とする研修項目を集約し、研修プログラムを設定するものとする。

4.2 パイロットプログラム提言と実施

上記人材育成計画の現段階での具体化として、パイロットプログラムを提案、本調査の過程で実施した。すなわちこのパイロットプログラムは、上記人材育成計画を、現段階の IT 関連人材の研修ニーズに合わせ、また、IPDL システムの維持管理を当面の目標とし、更に、本調査のプロセスを活用するという条件のもとで策定されたものである。

表 V-4-2 は、パイロットプログラム検討のベースとして、前記研修プログラムについて、DGIPR の IT 局の現状に合わせ、育成目標とする技術者 (Sub-directorate) と、実施する場合の実施方法について検討したものである。これをもとに、実施方法について IPDL システム開発のプロセスを活用して設定したパイロットプログラムを表 V-4-3 に示す。

このプログラムでは、現在の DGIPR の IT スタッフが既に修得している項目は除外されている。また、システム・マネージメント (ネットワークおよびデータベース管理) は IPDL の維持管理とは直接関係しないため除外している。このように、パイロットプログラムは IPDL システムに限定した人材育成ではあるが、本調査の期間を通じてシステム開発の実際を学ぶことが出来るように組み立てられている。講義で得たものを実務に生かすには、こうした機会が不可欠である。

表V-4-1 DGIPRの IT 要員研修プログラム提言

(1) Element IT Technologies

Course code	Method	Course name	Contents	Course target
A-1 Linux OS				
A-1-1	Lecture & exercise	Basics of OS (Linux)	Linux command Editor Shell programming sample	Trainees can understand - Linux command basics - Basic concept of programming
A-1-2	Lecture & exercise	Advanced OS (Linux)	C programming rather in detail C++ programming sample Java programming sample Web server Name server Mail server Proxy server, dhcp server, NTP server	- Making programming using language C, C++, Java - Servers creation and management
A-2 Networking				
A-2-1	Lecture & exercise	Basics of network technology	Linux networking	Trainees can understand - Linux networking - Routing & switching
A-2-2	Lecture & exercise	Advanced network technology	Routing: static, dynamic Firewall: permit, deny, log, nat Switch: router configuration	- Firewall - IP filter
A-3 Database				
A-3-1	Lecture & exercise	Basics of database	Create DB, create table Primary key, index, constraints SQL function, operators, select, insert, delete, update, union..... Commit, rollback, log	Trainees can understand - Basic command of relational database using - MySQL/ postgre SQL
A-3-2	Lecture & exercise	Database design & application	ER modeling, Entity, Relation Normalization, First normal form Higher order normal forms	- Basic concept of ER modeling by using relational database
A-4 Web programming				
A-4-1	Lecture & exercise	Basic Web programming	HTML, CGI, XML Client script: variable, array, control structure, function.... Server script	Trainees can understand - Make Web application program using relational database under Linux environment
A-4-2	Lecture & exercise	Advanced Web programming	Servlet: request, response, thread, session.... JSP: objects, directives, actions, JavaBeans...	

表V-4-1 DGIPRの IT 要員研修プログラム提言

(2) Application Training

Course code	Method	Course name	Contents	Course target
B-1 System Design				
B-1-1	Lecture & exercise	System analysis and design	System design - Business process analysis - Define system specifications - Design system concept - Documentation for proposal	Trainees can understand - Basic method of system engineering - Documentation for outsourcing of system development
B-1-2	Workshop	Mini-workshops in the process of IPDL development	Periodical review and discussion at the milestone of the major processes of IPDL development - Confirm conceptual design - Confirm basic design - Confirm user interface design - Confirm detail design - Confirm test design	Trainees can understand - Actual system development processes and specification through IPDL development
B-2 Project Management				
B-2-1	Lecture & exercise	System project management	Project management cycle (plan, do, see) - Scheduling & critical path - Resource estimation & leveling - Progress monitoring & measurement - Test for acceptance	Trainees can understand - Basic project management methodology of system development
B-2-2	Practice	Practical training on acceptance in the process of IPDL development	Method of acceptance test - Preparation of the test plan - Implementation on operation test - Preparation of the test report - Cutover	Trainees can understand - Actual acceptance methodology and procedure through IPDL development project

表V-4-1 DGIPRの IT 要員研修プログラム提言

Course code	Method	Course name	Contents	Course target
C-1 System Management			No program in the course of the IPDL system development	
C-2 System Maintenance				
C-2-1	Lecture & exercise	Management of system maintenance	System maintenance procedure - Maintenance work items and responsibility - Operation procedure - Backup and recovery procedure - Maintenance document to be prepared	Trainees can understand - Basic concept and know how of system maintenance
C-2-2	Practice	Practical training on the system maintenance in the process of IPDL development	Maintenance and operation training of the IPDL system - Practice of the maintenance procedure - Prepare system maintenance manual - Operation manual preparation - Implementation of user training using operation manual - Trainers' training using the operation manual	Trainees can study and implement actual maintenance procedures and rules for IPDL system Trainees can study and implement actual operation procedure of IPDL system

表 V-4-2 研修コース概要

Course Code	Course Name	Target Engineer (Sub-directorate)	Method	Contents
A-1-1	Fundamental OS (Linux)	Engineers who develop/maintain Web-applications or Web site (Develop G, Support G, Process G)	This level was already completed by most of the staffs 2days-Lecture 3 days-Exercise	- Network - Security Development of - DNS - Web Server
A-1-2	Advanced OS (Linux)			
A-2-1	Fundamental Network Technology	Engineers who develop/maintain Internet/Intranet using Network OS (Develop G Support G)	This level was already completed by most of the staffs 2days-Lecture 2 days-Exercise	-Network connection -LAN -WAN -TCP/IP Application of -Internet -Intranet
A-2-2	Advanced Network Technology			
A-3-1	Fundamental Database	Engineers who develop/maintain Process design and manage Database (Process G Develop G)	2days-Lecture	-DBMS concept -SQL -Normalization -ER Analysis -Database structure design -Case studies
A-3-2	Database Design & Application			
A-4-1	Basic web programming	Engineers who develop Web-site and Application systems (Develop G Process G)	This level was already completed by most of the staffs 2 days-Lecture 3 days-Exercise	-Java -JSP -JDBC -Servlets Programming exercise by using: -Java Beans -EJB -PHP etc.
A-4-2	Advanced Web Programming			
B-1	System Analysis & Specifications	Engineers who design System Concept and Specifications, who in charge of Outsourcing (Process G)	3 days-Lecture Workshops	-BPA -Finding of critical issues -Define specifications -Design system concept -Document for proposal

Course Code	Course Name	Target Engineer (Sub-directorate)	Method	Contents
B-2	Project Management	Engineers who manage system project (Process G)	3 days-Lecture	-Planning & control cycle -Scheduling control -Quality assurance -Performance measurement -Cost estimation
C-1	System Management	Engineers who manage to secure the Information System, Database and Network (Develop G)	3days –Lecture	=User management -Authorization -Job scheduling =Capacity planning -Hardware -Basic software =Security plan -Illegal access -Back up/recovery
C-2	System Maintenance	Engineers who support application systems (Support G)	3days –Lecture	=Application management =Maintenance rules & know-how =Tuning database =Documentation -SOP -Maintenance record

Notes: JSP: Java Server Pages

JDBC: Java Data Base Connectivity

EJB: Enterprise Java Beans

DNS: Domain Network System

BPA: Business Process Analysis

ER: Entity Relationship

QA: Quality Assurance

IPDL: Intellectual Property Digital Library

SOP: Standard Operation Procedure

Groups in IT Direktorat:

Process G: Subdirektorat Pengembangan Proses

Support G: Subdirektorat Pendukung Sistem

Develop G: Subdirektorat Pengembangan Sistem

表 V-4-3 DGIPRの IT 要員育成パイロット計画提言

Target SEs	Courses	Course Code	Theme	Proposed method of the course implementation
System development engineers	Basics of element IT technologies	A-1-1	Basics of OS (Linux)	Not applicable (most of staffs already completed the course)
		A-2-1	Basics of network technology	Not applicable (most of staffs already completed the course)
		A-3-1	Basics of database	Lectures
		A-4-1	Basics of web programming	Not applicable (most of staffs already completed the course)
	Intermediate course in element IT technologies	A-1-2	Advanced OS (Linux)	Lectures and exercises
		A-3-2	Database design and application	Lectures and case studies
		A-4-2	Advanced web programming	Lectures and exercises
		B-1	System analysis and development	Mini-workshops in the process of the IPDL system development to learn the actual stages of system development, with a short in-advance lecture on system development (see B-1 of "Course Outline"). Time-to-time assignments will be also included.
	Advanced course for application of the element IT technologies to system development and its planning and management	B-2	Project management	A short in-advance lectures on project management (see B-2 of "Course Outline"), and training in the process of the IPDL system development on: 1) Planning and schedule control 2) Receiving inspection, focusing on operation test; -Preparation of the operation test plan -Implementation of the operation test -Preparation of the operation test report

Target SEs	Courses	Course Code	Theme	Proposed method of the course implementation
System implementation/administration engineers	Basics of element IT technologies	A-1-1	Basics of OS (Linux)	Not applicable (most of staffs already completed the course)
		A-2-1	Basics of network technology	Not applicable (most of staffs already completed the course)
		A-3-1	Basics of database	Lectures
	Intermediate course in element IT technologies	A-1-2	Advanced OS (Linux)	Lectures and exercises
		A-2-2	Advanced network technology	Lectures and exercises
		A-3-2	Database design and application	Lectures and case studies
System maintenance engineers	Advanced course for application of the element IT technologies to network and database management	C-1	System management	No program in the course of the IPDL system development.
	Basics of element IT technologies	A-1-1	Basics of OS (Linux)	Not applicable (most of staffs already completed the course)
		A-2-1	Basics of network technology	Not applicable (most of staffs already completed the course)
		A-3-1	Basics of database	Lectures
	Intermediate course in element IT technologies	A-4-1	Basics of web programming	Not applicable (most of staffs already completed the course)
		A-2-2	Advanced network technology	Lectures and exercises
		A-3-2	Database design and application	Lectures and case studies
	Advanced course for application of the element IT technologies to system maintenance	C-2	System maintenance	Practical training in the course of the study on: 1) Maintenance of the IPDL system; - Understand the system maintenance procedures - Prepare the system maintenance manual - Practice of the maintenance procedure 2) User training on system operation - Operation manual preparation - Trainers' training using the operational manual - Implementation of user training using the operational manual

Note: For outline of the courses, see Table on "Course Outline"

プログラムでは次の3レベルのコースを想定した。すなわち、

- 1) IT 要素技術の基礎レベルを目標とするコース
- 2) IT 要素技術のより進んだレベルを目標とするコース
- 3) IT 要素技術を実務に適用することを目標とするコース

最初の2コースは、OS、ネットワーク技術、データベース、ウェブプログラミングなど IT 要素技術についてのコースであり、複数の研修対象者グループに共通である。3つめのコースは特定の研修対象者グループを想定したコースで、「システム開発およびプロジェクト管理」「システム管理およびシステム保守」をテーマとしている。

プログラムは次の方法によって実施した。

- IT 要素技術研修: 講義および演習
- 実務への応用研修: 調査プロセスの開発各段階でのミニ・ワークショップ、あるいはシステム開発に並行しての実習

(1) IT 要素技術研修

IT 要素技術研修は、OS (Linux)、ネットワーク、データベースおよびプログラミングに関する研修で、講義および実際にコンピュータを使った演習形式で行った。

研修の期間は、OS およびネットワークを5日間、データベースおよびプログラミングを5日間のコースとした。

研修を受ける対象者は、IT Directorate の全ての IT スタッフ 16 名である。

各種のコマンド操作、ネットワーク構築、データベースを使ったプログラム作成のため、受講者に対しては、1人1台のPCを用意し実際的な演習を行った。

(2) システム開発手法およびプロジェクト管理手法の研修

システム開発については、教材による講義と、実際の IPDL 開発のプロセスに沿ったオンザ・ジョブ・トレーニングを組み合わせで行った。

IPDL のシステム開発の主要マイルストーン (システムコンセプト確認、基本設計の確認、ユーザーインターフェイス確認、詳細設計書確認、テスト計画確認、テスト実施と検収、移行計画) において、Mini-workshop を開催して仕様の確認、内容に関する質疑応答、開発へのフィードバック等を行った。

プロジェクト管理については、事前の講義および実際の IPDL の開発スケジュールの計画と管理および、特に、テスト計画作成、テスト実施、受入検収にいたる一連の手続きに関する実務的な演習を行った。

(3) システム保守管理手法の研修

保守管理手法に関する一般的な講義および、IPDL の完成後に必要となる、保守管理の体制作り、保守管理マニュアルの作成、保守の実施手続きにつき、実務的なオン・ザ・ジョブ・トレーニングとして実施した。

ユーザー教育に関しては、操作マニュアルに基づく研修の実施および、将来 IT Directorate のスタッフが実施できるようにするため、トレーナーのための研修を実施した。

VI DGIPR の知的財産権行政 IT 化および
IT 関連人材育成にかかる提言

1 今後の IT 活用と現有システム整備の方向性に関する提言

全体の業務処理プロセスの内、オーソライズされたコンピュータ化システムによって処理されている範囲は、知的財産権分野によって大幅に異なる上、それぞれかなり限られた範囲にとどまっている。残る部分では、データの入力、処理、保管が個々の担当あるいは部署の PC で、オーソライズされない形で行われている。これらのデータはその担当あるいは部署だけで使用されており、データの精度についても確かではない。この現有システムの欠陥は DGIPR における IT 活用上の最大の課題である。今後、下記するような面での活用が進められる場合にも当然現有システムとのデータ共有や交換が行われることになるが、オーソライズされたデータについて明確な規定がないことは、将来に亘ってボトルネックとなるものと考えられる。

この点から、現有システムの、統一された業務処理システムとしての整備・再構築はまず第一に DGIPR が解決しなければならない課題といえる。以下の、知財権行政への IT 活用は、こうした現有システムの整備・再構築がまず行われるとの前提のもとで提言するものである。

1.1 今後の IT 活用の方向性について

(1) 出願における IT 活用

提言 (1): 電子・オンライン出願の実現

すでに多くのコンサルタント会社においては業務、情報処理における IT 化が進んでおり、インターネット等を利用したオンライン出願への要望は大きい。また、出願書類を電子データで作成することも基本的には容易である。他方、DGIPR にとっては出願を電子化することは、出願データの入力プロセスを省略することを可能とする。このことは、先に述べた、業務処理にオーソライズされた電子データを一貫して活用するということを実現させる上でも役に立つ。また当然ながら、業務処理システムから IPDL システムへ継続してデータを供給する上でも有用である。

このように出願を電子データで受領すること、さらにはオンラインで出願できるようにすることは、これからの業務処理上 IT 化を進める上でまず第一に着手すべき事項である。

しかしながら、全面的なオンライン出願を実現するためには次のような点をまず解決する必要があり、関連インフラの現状を考慮するとその実現にはかなりの困難が想定される。

1. ネットワークを利用しての本人確認方法
2. 料金の収集方法

3. 現状よりもずっと高い強いセキュリティー対策

このように、一度に実現するのは困難ではあるが、電子・オンライン出願は非常に有用であるので、次のような部分的な実現を積み重ねることも含めて、早期に着手することを提言する。

- 1) 出願書類の電子化した様式を出願者に提供し、その様式を使用しての出願
- 2) インターネットによる電子データの提出受付

特許においては既に、コンサルタント会社に対して、書面と同時にその電子データをフロッピーディスクで提出するよう指導している。しかしこれら集められた電子データは利用されずに終わっている。これは、規則上、提出した書面が正式の書類であり、フロッピーディスクのデータは書面と同一である保証がないことから、審査が書面によって行われているためである。したがって、この電子データは未チェックのままとなり、たとえば公報に掲載するなどにも利用できないで終わっているのが現状である。

(2) 地方への知財情報提供

提言 (2): 地方への CD-ROM あるいは DVD による知財情報提供

今回の IPDL 構築の目的のひとつとされた地方への情報提供については、(1) 地方でのコンピュータ普及の遅れ、(2) 情報利用の顕在化している件数の少なさ、(3) インドネシア全体としての通信インフラ利用料が物価一般に比べて高いことなどから、地方支局への IPDL へのアクセスのための PC 端末配置、ダイヤルアップによるアクセスと言う方法に止まらざるを得なかった。

しかし他方で、大学の IP センターなどでは情報の収集に非常な困難を感じており、頻繁に DGIPR に出かけては情報収集を行っているのが現状である。

今回の IPDL 構築により、地方からもインターネット経由で IPDL を利用し、情報を収集することが可能とはなったが、現状では、インターネットによるサービスを快適に利用するための通信インフラの整備が進んでおらず、たとえ利用可能だとしてもそれに必要な費用は安価ではない。

このような状況を踏まえると、地方への情報提供手段として IPDL へのインターネットアクセスだけに依存するのではなく、地方支局にあるパソコンでも動作できる環境を開発し、地方支局に対して IPDL のデータを CD-ROM や DVD などの媒体で配布・提供することにより、月次更新と同期をとってアップデートした情報提供をより容易に実施することが出来る。

1.2 現有システムの補強・整備について

(1) 業務処理におけるシステム化の徹底

提言 (3): 公式データについての合意形成

現在 DGIPR の公式のシステムとして 2 つのデータベースシステムが稼動している。一つは世銀援助によって開発され、特許、工業意匠、著作権で使用されている Oracle データベース（以下、WB 支援システム）であり、もう一つは、DGIPR が SQL データベースを使って開発した商標業務管理システムである。

しかし実際の業務処理では、各 IP 局が業務遂行上の補助として、担当者あるいはグループで独自に作成した Excel、Word、VB による、データファイルや表などが使われている。これらのデータはオーソライズされておらず、また公式のデータベースとはリンクしていない。これらのデータは担当者の PC に保管され、公式システムには移送されていない。言い替えれば、公式に使われているデータベースが保有するデータと、上記の（ユーザー）データとの間には不一致が起こっている可能性もある。あるいは、公式のデータベースには、これらの非公式のデータが欠落しているといえる。

DGIPR 内の全てのデータや情報の整合性を保つためには、データ生成や更新のフローの管理を行なう必要がある。IT 局は公式システムに含まれないデータをなくし、公式システムのデータとの不整合を防ぐために、こうした状況を改善、公式システムの使用を推進する必要がある。同時に、“私的ファイル”を防止するための手段を講じることも重要である。

提言 (4): 機械化業務範囲の拡大重点順位を設定し、段階的に拡大すること

業務処理の一貫した機械化は望ましいことであり、将来的には実現しなければならないが、DGIPR では既に少なくとも 2 つの公式システムが稼動しており、これらとの整合を取りながらの統一化が必要となっている。これらを一度に実現することはかなり困難であると想定されることから、DGIPR としては機械化の重点順位について一定の基準を設定し、それに沿って機械化を進めることが必要である。

この点では、現在の受付におけるデータ入力に続いて、公報 A 発行、公報 B 発行、証明書発行の業務を最優先に行い、その他については書面による業務運用と組み合わせるなどが適切と考えられる。

本来、WBPS のデータベースの設計では、現状の業務における書類を分析し、利用されるデータを論理的に再構築した結果として、出願者・関係者から受け付ける文書および DGIPR が彼らに送付する文書のすべてを記録できることを想定していた。しかしながら、実際に構築された業務プログラムでは、出願書類データと方式審査の実施結果についての入力に限定されている。

(2) データ、システムに対するセキュリティー、信頼性確保

提言 (5): データアクセスにおける役割情報設定

IT を業務に導入することにより、データの再利用が可能となり、また、保存されているデータの検索が容易になる。しかし、IT の運用管理が十分にされていないと、権限のない人がデータにアクセスし、データの参照や修正が可能となってしまう。これは、単に利用者だけに限定されるものではなく、システム運用者にも当てはまることである。

現在運用中の WBPS のデータベースには、利用者毎に、ID、パスワード、利用者名、ドメイン情報、役割（ロール）情報を設定することができるようになっているが、役割情報については、まったく利用されていない。したがって、例えば、特許については、特許ドメインの利用者は、すべての特許データに更新を含めアクセス可能となっている。

本来ならば役割情報を設定し、各役割についてどの業務を実行できるかを定義すべきであるが、これらを制御するアプリケーションが構築されていない。

DGIPR はまず役割を分析し、どのような役割が、どの業務（データの入力・更新、参照）を実施できるかを自ら定義し、これをシステム開発の要求事項の中に明確に組み入れる必要がある。これを実施しない限り、信頼性のあるデータを構築することは不可能である。

提言 (6): データログ整備

データの信頼性を確保するためには、データ変更が発生した場合には、承認を行って初めてデータが更新され、その記録を履歴として保持する仕組みを構築する必要がある。

書面によるデータの場合には、筆跡による本人確認が可能であるが、電子データの場合には、データ入力を実施した証跡をログという形態で意識的に残す必要がある。

WBPS のデータベースにおいては、初めてのデータ作成日時と最終更新日時と最終更新利用者 ID のみを記録するようになっている。ただし、業務アプリケーションの一部には、このデータを更新していないものがあり、また、旧システムからデータをコピーした場合には、このデータを格納すべきレコード自体も生成されていない。

このようなログは、最新の状態に誰が実施したかを確認することはできるが、途中で一部のデータを変更した場合、その記録は上書きされてしまい残らないので、どのような経緯でデータが更新されたのかを追跡することはできない。

また、現状では、データベースを業務アプリケーションを介さずに直接データを修正することも容易に可能であるので、システムログを定期的に検査するなど、システム運用管理面についての考慮も必要である。

提言 (7): システム保守あるいは修正における記録保持

これまで IT 局は元のモジュールに何度かの修正や追加を行なってきた。こうした場合には、後日の追跡作業を可能にするように、必ずメンテナンスの記録を残すことが必要である。

DGIPR における主たる業務処理システムのひとつである世銀支援システムについても、DGIPR が独自に開発した TMNS についても、その後修正や追加が行われている。DGIPR によれば、こうした保守について特に決められた手続きは確立されていない。

世銀支援システムの場合、開発はインドネシア国内のシステム開発会社に外注して行われた、開発後の保守手続きについては特に提示されなかった。実際、開発完了時のフィードバック、開発後のユーザー教育、操作・保守マニュアルの作成などいずれも不十分であったとされている。さらに、システム上の欠陥修復について、同社是对応していない。担当した開発チームは既に解散しており、システムの中身を理解している人がいないというのが実状である。

このような状況のもとで、IT 局は欠陥の修復や、追加モジュール作成を独自に行ってきた。今後その修復について問題が起こった場合には修復作業についての追跡が必要となる。こうした場合に備えて、メンテナンスの記録は確実に残すべきである。

提言 (8): データの形式標準化

今後のシステムの拡張、改善を想定した場合、極力早期にデータ形式の標準化を図り、データ間の整合性を確保し、混乱を未然に防ぐ必要がある。

現在のデータの入力形式はあまり厳密には規定されていない。このため、出願番号の先頭の 0 の省略、複数の出願人の入力方法、年の桁数など、担当者により異なったデータ形式が混在使用されている。今回の IPDL 構築では、それらのデータについて標準形式を定め、集めたデータをすべて標準形式に変換した上で、データベースとして蓄積している。

今後は、IPDL で採用した標準化形式を統一した形式として採用し、システム内、システム間の整合性を図ることを薦める。

提言 (9): 不備データの発見およびその修正等を行うことによりデータの信頼性を高めること

IPDI 構築の過程において、多数の不備データが検出されている。

IPDL 構築によりそのデータ収集機能を活用して、散在しているデータを一元的に管理することが可能となり、同一データの重複やデータ形式の不統一の問題点は解消できるようにはなったが、データ不在、データ誤り等の問題については解消されていない。

DGIPR は今後ともこうした不備データを検出、修正しデータの信頼性を高めるべきである。

当面、全業務をカバーする業務システムが構築されるまでの間は、IPDL のアーカイブサーバに集積されたデータを利用し、1) 不在番号の抽出、2) 長期間未処理出願案件の抽出などの処理を行うプログラムを開発することにより、不備データの発見は可能である。

提言 (10): セキュリティー管理の改善

現行のセキュリティー管理面では多くの課題が見られる。具体的には次の点が指摘でき、これらの改善が必要である。

- サーバー室やシステム開発室への入退出管理は厳密に行なわれているとは言い難く、データの持ち出し、流失などが容易に行なわれうる環境にある。
- データベースへのアクセス権（読み込み、更新、書換え等）の、職務権限に応じた設定が厳格には行われていない。
- ドキュメントやマニュアルの保管が、組織的、系統的にされておらず、保守や運営上の不都合が生じた場合にただちに使用できる状態にない。
- プログラムやデータについてのバックアップ処理は、バックアップ・サーバーが現在壊れており、十分に実施されていない。また、不慮の災害による消失などに備えるため、遠隔地のアウトソース業者にバックアップ・ファイルを預けることも検討すべきである。

(3) 新規システムの開発、システム改善のための体制整備

提言 (11): 外注管理体制の整備

DGIPR では、小規模な開発や改善は別として、業務システムの開発は外注化することを基本方針としている。外注に当たっては、1) ユーザーの業務プロセス分析、2) システム・スペックの設計、3) 要求仕様書の作成、4) 開発完了時の運用テスト・検収の実施などの業務を確実に行うことが必要である。

インドネシアには外資系、独立系など多くのソフトウェア企業がある。これらは 2 つのタイプに分けられる。1 つは外資系で規模が大きく、単体プログラムの開発受託ではなくソリューション・ビジネスを志向している。もう 1 つは独立系で、概して規模が小さい。これら独立系企業では、プロジェクト受注時に急遽人を集め、プロジェクトが完了すると開発スタッフを解散する。従って、彼らは、開発契約完了後の保守サービスを保証する体制になっていない。

このような状況のため、DGIPR はシステム開発や改善の外注化に当たっては、独自に、開発と保守のための能力を育成しておく必要がある。

2 IT 化推進体制にかかる提言

(1) IT 化の方針についての協議、IT 化推進の核となる体制

提言 (12): IT 化の方針についての協議、IT 化推進の核となる体制の DGIPR 内での確立

IT 局から各 IP 局に何か通知をしたり依頼をする場合、現在は IT 局担当者が IP 局関係者に直接話をしており、場合によれば担当者への個人的依頼、意見聴取に終わり、オーソライズされた通達、意見交換という形が取られていない。IT 化は IT 局だけの意思によって進めるものではなく、IT 化により便宜を享受する IP 局側の意向も取り入れた上で進めるべきである。今後システムのアップデートなどにあたっては、便宜性についてのユーザー側の意見聴取を行ったり、変更事項を関係者に確実に伝達したりできる体制が必要である。こうした前提として、次のような恒常的な IT 化推進体制を DGIPR 内に確立しておくことが望ましい。

1) IT 化推進コミッティー

DGIPR の IT 化について協議・推進することを目的とする IT 化推進コミッティーを組織する。メンバーは全 Director とし、以下に述べる IT 化推進担当 Sub-director が補佐として同時に出席する。IT 局が事務局を担当する。

2) 各 IP 局 IT 化推進担当

DGIPR としての IT 化推進政策方針を実現するためには、各 IP 局の実施にあたっての全面的参画が必要である。各 IP 局の全面的参画を確保するために、各 IP 局に IT 化推進担当者を任命する。IT 化推進担当者は各 Sub-directorate に置くものとし、さらに、それぞれの局内を統括する担当として IT 化推進主任担当者 (Sub-director レベル) 1 人を指名する。

3) 情報公開・啓蒙活動を促進する体制

IPDL を知的財産権に関する情報公開、啓蒙に効果的に活用するためには、単に IPDL 上でデータを提供するだけでなく、情報公開、啓蒙についての全体的な政策方針を持ち、その実現に向けての活動を展開する必要がある。当面は IPDL による正確な情報の適時提供が重要なテーマであるが、将来は DGIPR ホームページの充実、IPDL 以外の形での有用なデータの提供、外国特許庁とのデータ交換によるサービスの充実など知的財産権の活用がより一層進むよう、活動を展開してゆく必要がある。

(2) IPDL 運用開始にともない必要となる要員の育成

提言 (13): 必要な要員の育成を見通したキャパシティー・プランニング

将来、IPDL が動き出した際には、サポート要員、ネットワーク容量、速度、ネットワーク・サーバー必要量など、対応したキャパシティーの増大が必要となる。現在はネットインフラの保守は、3名の技術スタッフで行っている。庁内のネットワーク接続、外部とのネットワーク接続の保守管理である。外部とのネットワークへの接続は量的に少なく、現状では容量に余裕がある。しかし、これらの想定されるコンピュータ資源については、IPDL 運用の開始にともない必要となる新たなキャパシティーを見通し、前以ってキャパシティー・プランを立てておく必要がある。

(3) 予算措置について

提言 (14): システムの維持、保守に必要な予算措置を計画的に取ること

コンピュータシステムの運用に当たっては、構築に要する費用の他、ハードウェアの保守、ハードウェアの使用にともない必要となる消耗品・予備部品購入、ソフトウェアの維持・更新、通信回線の使用、セキュリティーソフトウェアの更新などのための年々必要とする経費がある。これらはあらかじめ予算化し確保しておかないと、構築したシステムが運用できなくなったり、システムの安全性が侵されたりする恐れがある。

IPDL システムの保守管理に必要な必要経費は既に IV-4 に述べたとおりであるが、こうした経費はあらかじめ予測し、計画的に予算措置をとることが必要である。